

山口市地域防災計画

資 料 編

令和6年11月

資料編 目次

【防災組織】		取り扱い	頁
・山口市防災会議条例		防災危機管理課	1
・山口市防災会議運営要綱		防災危機管理課	2
・山口市防災会議委員名簿		防災危機管理課	3
・山口市災害対策本部条例		防災危機管理課	5
・山口市災害対策本部員名簿		防災危機管理課	6
・指定地方行政機関・県の機関・県警察・指定公共機関及び指定地方公共機関・公共的団体一覧表		防災危機管理課	7
・中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に係る連絡先一覧		防災危機管理課	9
・雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定に係る連絡先一覧		防災危機管理課	10
・各消防機関の情報連絡窓口及び連絡方法		消防本部	11
・災害時における消防対策部の組織図		消防本部	13
・消防本部及び消防団の人員		消防本部	14
・山口市連合婦人会の結成状況		社会教育課	15
・山口県赤十字アマチュア無線奉仕団		地域福祉課	15
・日赤奉仕団の結成状況		地域福祉課	16
・山口県立総合医療センターの救護班		山口県立総合医療センター	17
・日本赤十字社山口県支部の救護班		日本赤十字社山口県支部	17
・救護班編成基準		日本赤十字社山口県支部	17
・救急指定病院		防災危機管理課	18
・山口市内の医療関係者の人員調		健康増進課	19
・病院一覧表		健康増進課	19
【観測施設】			頁
・観測設備の現況		下関地方気象台・防府土木建築事務所山口支所・道路管理課	20
【通信設備】			頁
・山口市防災行政無線		防災危機管理課	22
・山口市移動無線ネットワーク(デジタルMCA無線)		防災危機管理課	24
・山口市移動無線ネットワーク(IP無線)		防災危機管理課	25
【通信施設】			頁
・山口市消防本部の通信施設の現況		消防本部	26
・有線放送施設の現況(吉山地区)		山口県農業協同組合	30
・電報、電話非常通信取扱機関		防災危機管理課	30
【危険物の所在】			頁
・危険物(石油類)、高圧ガス製造所所在状況		消防本部	31
・ガス事業者		消防本部	31
・放射性物質の所在状況		消防本部	32
・火薬類所在状況		消防本部	34
【災害危険区域】			頁
・異常気象時通行規制区間及び通行規制基準		防府土木建築事務所山口支所	35
・災害による孤立危険区域		道路管理課	37
・重要水防区域、特に危険な箇所及び予定避難場所			
1. 河川関係		山口河川国道事務所・防府土木建築事務所山口支所・河川治水課	39
2. 海岸関係		防府土木建築事務所山口支所・水産港湾課・山口農林水産事務所	49

【災害危険区域】		取り扱い	頁
3. ため池関係	農林整備課		52
4. 山地災害危険地区			
(1)山腹崩壊危険地区	農林整備課		67
(2)地すべり危険地区	農林整備課		70
(3)崩壊土砂流出危険地区	農林整備課		71
5. 砂防指定地一覧	道路建設課		81
6. 地すべり防止区域一覧	道路建設課		85
7. 急傾斜地崩壊危険区域一覧	道路建設課		86
8. 土砂災害警戒区域等			
(1)土砂災害警戒区域等指定地区別箇所数一覧	道路建設課		87
(2)土砂災害警戒区域等の指定箇所(急傾斜地の崩壊)	道路建設課		89
(3)土砂災害警戒区域等の指定箇所(土石流)	道路建設課		105
(4)土砂災害警戒区域等の指定箇所(地すべり)	道路建設課		125
9. 落石等通行危険箇所	道路建設課		126
・防火・準防火地域等指定一覧表	都市計画課		127
・凍結防止及び除雪区間	道路管理課		127
・土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧表	防災危機管理課		128
・浸水想定区域内に所在する避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表	防災危機管理課		131
・土砂災害警戒区域内に所在する学校施設一覧表	防災危機管理課		140
【避難場所等】			頁
・避難場所			
(1)指定緊急避難場所・指定避難所(予定避難場所)	防災危機管理課		141
(2)広域避難場所	防災危機管理課		149
・災害時におけるヘリコプター離着陸場	防災危機管理課		150
【防災物資、施設、資機材】			頁
・輸血血液の所在	日本赤十字社山口県支部		152
・防災資機材等の備蓄一覧表	防災危機管理課		153
・水防用備蓄器具、備蓄資材配備計画一覧表	防災危機管理課		155
・消防水利の現況	消防本部		156
・消防ポンプ自動車現有台数	消防本部		157
・文化財防火施設の現況	消防本部		158
・応急給水用機器材所在状況	上下水道局		159
・防疫機械器具の保有状況	環境衛生課		159
・清掃施設、車両等の状況	環境施設課		160
・収集車等の状況	清掃事務所		160
・火葬処理能力	生活安全課		160
・救急車保有状況	消防本部		160
【防災関係物資取扱業者、建設業者】			頁
・医薬品、防疫薬剤主要調達先	健康増進課・環境衛生課		161
・浄水剤主要取扱業者	上下水道局		161
【輸送】			頁
・市所有車両の配備状況			
1. 本庁、各支所、各地域交流センター	管財課		162
2. 上下水道局	上下水道局		166
・中国ジェイアールバス株式会社所有バスの所在状況	中国ジェイアールバス(株)山口支店		166
・日本通運株式会社所有貨物自動車の配置状況	日本通運(株)防府支店中関海運課		166
・防長交通株式会社所有バスの配置状況	防長交通(株)山口営業所		166

【その他】	取り扱い	頁
・過去の主な災害の状況		
1. 気象災害	防災危機管理課	
(1)旧山口市	防災危機管理課	167
(2)山口市	防災危機管理課	170
(3)旧小郡町	防災危機管理課	172
(4)旧秋穂町	防災危機管理課	172
(5)旧阿知須町	防災危機管理課	172
(6)旧徳地町	防災危機管理課	172
(7)旧阿東町	防災危機管理課	173
2. 火災	消防本部	174
・山口市で震度が観測された地震	防災危機管理課	175
・山口市の山口市市町総合事務組合災害基金への積立額	財政課	178
・災害救助法による生活必需物資の給(貸)与基準表	地域福祉課	178
・「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	地域福祉課	179
・従事命令による実費弁償費	地域福祉課	182
・母子・父子・寡婦福祉資金の概要	子育て保健課	183
・生活福祉資金貸付制度	山口市社会福祉協議会	186
【応援協定】		頁
【避難場所に関する協定】 21件		
・避難場所の利用に関する覚書(山口大学)		188
・避難場所の利用に関する覚書(山口県立西京高等学校)		189
・避難場所の利用に関する覚書(山口学芸大学)		190
・避難場所の利用に関する覚書(山口県立山口農業高等学校)		191
・避難場所の利用に関する覚書(山口県鴻城高等学校)		192
・避難場所の利用に関する覚書(山口県立山口高等学校徳佐分校)		193
・避難場所の利用に関する覚書(十種ヶ峰青少年自然の家)		194
・避難場所の利用に関する覚書(山口県立山口中央高等学校)		195
・避難場所の利用に関する覚書(公立大学法人山口県立大学)		196
・山口市と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立山口徳地青少年自然の家との連携・協力に関する協定書		197
・指定避難所及び指定緊急避難場所の利用に関する協定書(山口刑務所)		199
・避難場所の利用に関する覚書(山口県立防府高等学校佐波分校)		203
・避難場所の利用に関する覚書(西円寺幼稚園)		205
・災害時等における施設利用の協力に関する協定(ダイナム)		207
・災害時等における相互協力に関する協定(なでしこ園)		214
・災害時等における相互協力に関する協定(青藍会)		216
・災害時等における相互協力に関する協定(ふしの学園)		218
・災害時における相互協力に関する協定(山口市社会福祉協議会)		220
・災害時等における施設利用の協力に関する協定書(株式会社ナフコ)		222
・災害時等における施設利用の協力に関する協定書(パナソニックインダストリー株式会社)		225
・災害時等における施設利用の協力に関する取り決め(株式会社ファーストリリング)		228
【物資に関する協定】 21件		
・緊急時における生活物資確保に関する協定(生活協同組合コープやまぐち)		231
・防災協力協定書(マックスバリュ西日本株式会社)		233
・災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)		236
・災害時における物資の供給に関する協定書(山口県LPガス協会山口支部)		238
・災害時における物資の供給に関する協定書(山口県LPガス協会吉敷支部)		240

・災害時における物資の供給に関する協定書(山口県LPガス協会防府徳地支部)	242
・災害時における物資の供給に関する協定書(株式会社ジュンテンドー)	244
・災害時における物資の調達及び供給に関する協定書(株式会社グッデイ)	249
・災害時における物資の調達及び供給に関する協定書(株式会社ミスターマックス・ホールディングス)	255
・山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書(キリンビバックス)	261
・山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書(伊藤園)	263
・災害時における支援協力に関する協定書(セツソカートン)	265
・災害時における支援協力に関する協定書(株式会社 マダ)	267
・災害時における支援協力に関する協定書(株式会社 伊藤園)	269
・災害時における物資供給に関する協定書(株式会社ナフコ)	272
・災害時における生活物資の供給等に関する協定書(パナソニックホールディングス株式会社)	275
・山口市と山口県飲食業生活衛生同業組合山口市内3支部との包括連携に関する協定書(山口県飲食業生活衛生同業組合山口支部・湯田支部・小郡支部)	277
・災害時における物資供給に関する協定(大東建託株式会社)	280
・災害時等における物資の調達及び供給に関する取り決め(株式会社ファーストリテイリング)	283
・山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書(コ・コーポレーションジャパン株式会社)	287
・災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書(山口グルメマーケティング協同組合)	290
【その他協定】 30件	
・災害発生時における山口市と山口市内郵便局の協力に関する協定	296
・山口県内広域消防相互応援協定書	298
・山口県消防防災ヘリコプター応援協定	301
・中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書	303
・県道山口宇部線における消防相互応援協定書	306
・中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	309
・雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定	317
・山口県及び市町相互間の災害時応援協定書	319
・災害時における相互応援に関する協定書(福島市)	321
・災害時における情報交換に関する協定書(国土交通省中国地方整備局)	323
・瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	324
・災害時相互応援協定書(東大寺サミット実行委員会構成市)	334
・災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書(中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター)	338
・ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定(三田工業)	342
・臨時ヘリポート看板設置に関する覚書(三田工業)	343
・特設公衆電話の設置・利用に関する協定書(NTT西日本山口支店)	344
・海拔表示板の電柱への取付に関する覚書(NTT西日本山口支店)	346
・災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書(山口市し尿収集許可業者)	347
・災害時における行政書士業務支援活動に関する協定書(山口県行政書士会)	350
・災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書(石垣)	353
・ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定(山口南警察署)	355
・災害時におけるレンタル重機等の供給に関する協定書	357
・災害時における重機等による消防活動の協力に関する協定書	359
・災害時における消防活動用重機の搬送に関する協定書	361
・一般廃棄物(可燃ごみ)処理に係る相互支援協定書	363
・災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	365
・災害時等における相互応援に関する協定書(山口市介護サービス提供事業者連絡協議会)	367
・災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書(山口県産業ドローン協会)	369
・災害時等における物資輸送等に関する協定書(福山通運株式会社)	372
・電気自動車を活用した脱炭素化及び災害力強化に関する連携協定覚書(日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、日産プリンス山口販売株式会社)	375

【様式編】	頁
1-1 気象庁震度階級関連解説表	383
1-2 被害程度の認定基準	387
1-3 情報収集総括表	389
1-4 情報収集整理表	390
1-6-(1) 火災情報収集表(消防担当部門用)	392
1-6-(2) 危険物等災害情報収集表(消防担当部門用)	393
1-6-(3) 救助・救急情報収集表(消防担当部門用)	394
1-6-(4) 道路・交通情報収集表(道路担当部門用)	395
1-6-(5) 医療・救護情報収集表(保健担当部門用)	396
1-6-(6) 水道情報収集表(水道担当部門用)	397
1-6-(7) 避難場所情報収集表(避難担当部門用)	398
1-6-(8) 電力情報収集表	399
1-6-(9) 電話情報収集表	400
1-7-(1) 火災情報経過表(消防担当部門用)	401
1-7-(2) 危険物等災害情報経過表(消防担当部門用)	402
1-7-(3) 救助・救急情報経過表(消防担当部門用)	403
1-7-(4) 道路・交通情報経過表(道路担当部門用)	404
1-7-(5) 医療・救護情報経過表(保健担当部門用)	405
1-7-(6) 水道施設被害状況経過表(水道担当部門用)	406
1-7-(7) 避難場所情報経過表(避難担当部門用)	407
1-8-(1) 火災情報集計表(消防担当部門用)	408
1-8-(2) 危険物等災害情報集計表(消防担当部門用)	409
1-8-(3) 救助・救急情報集計表(消防担当部門用)	410
1-8-(4) 道路・交通情報集計表(道路担当部門用)	411
1-8-(5) 医療・救護情報集計表(保健担当部門用)	412
1-8-(6) 水道情報集計表(水道担当部門用)	413
1-8-(7) 避難場所情報集計表(避難担当部門用)	414
1-9 各種被害報告一覧	415
1-10 地震災害発生速報	416
1-11 地震災害被害速報	417
1-12 地震災害確定報告	418
1-13 被害状況報告(第 報)	421
2-1 放送要請書	422
2-2 放送報告書	422
2-3 自衛隊災害派遣要請依頼書	423
2-4 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	424
3-1 避難者名簿	425
3-2 標準トリアージ・タッグ	426
3-3 行方不明者等受付簿	429
3-4 遺体調書	430
3-5 埋火葬台帳	431
3-6 緊急通行車両標章	432
3-7 緊急通行車両確認証明書	432
3-8 車両通行止め標識	433
3-9 措置命令(措置)通知書	434
4-2 罹災者台帳	435
4-3 罹災証明申請書	436
5-1 義援金品受領書	437
5-2 義援金品受付簿	438
5-3 義援金品配分簿	439

山口市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第217号

改正 平成20年3月31日条例第25号

平成24年12月20日条例第103号

平成30年9月28日条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、山口市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山口市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長及び教育委員会事務局の教育部長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防災上、市長が特に必要と認める職にある者

6 前項の委員の定数は、全体で60人以内とする。

7 委員(第5項第4号から第6号までに掲げる者を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第103号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

山口市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市防災会議条例(平成17年山口市条例第217号)第5条の規定に基づき、山口市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 山口市防災会議条例第3条第4項に規定する会長があらかじめ指名する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 山口市副市長
- (2) 山口市防災統括監

(会議の招集等)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長(以下「議長」という。)は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。

5 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し会議の招集を求めることができる。

(権限の委任)

第4条 会議の委員(以下「委員」という。)は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員の属する機関の者に権限を委任することができる。

2 委員は、前項の規定により権限を委任するときは、あらかじめ委任状(別記様式)を会長に提出しなければならない。

(会長の専決事項)

第5条 会長は、会議の所掌事務及びその権限に属する事項のうち、次に掲げるものについては、これを専決することができる。

- (1) 緊急の事態が発生し、会長が直ちに決定しなければならないと認める事項
- (2) 一部の機関のみ関係する事項
- (3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の専決を行ったときは、委員にその旨を報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年 5月29日から施行する

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する

○山口市防災会議委員名簿（防災危機管理課）

《会 長》 山 口 市 長

《委 員》

指 定 機 関	職 名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
1 指定地方行政機関 の職員	下関地方気象台次長	下関市竹崎4-6-1	083-234-4005	083-224-1427
	中国四国農政局山口県拠点地方参事官	山口市中河原町6-16 (合同庁舎)	083-922-5200	083-934-1120
	徳山海上保安部長	周南市那智町3-1	0834-31-0110	0834-31-0114
	中国地方整備局山口河川国道事務所長	防府市国衙1-10-20	0835-22-1785	0835-23-8973
2 山口県知事 部内の職員	山口県民局長	山口市神田町6-10	083-921-9540	083-925-4646
	山口農林水産事務所長	山口市神田町6-10	083-922-5291	083-932-2387
	山口健康福祉センター所長	山口市吉敷下東三丁目1番1号	083-934-2525	083-934-2527
	防府土木建築事務所山口支所長	山口市神田町6-10	083-922-1070	083-922-3106
3 山口県警察の 警察官	山口警察署長	山口市吉敷下東四丁目17-10	083-924-0110	083-932-5770
	山口南警察署長	山口市小郡下郷3848-1	083-972-0110	083-973-5499
4 市長部内の職員	副市長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	上下水道事業管理者	山口市宮島町7-1	083-933-6676	
	総務部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	総合政策部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	交流創造部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	地域生活部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	環境部長	山口市大内御堀496	083-941-2166	
	健康福祉部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	こども未来部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	商工振興部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	農林水産部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	都市整備部長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	小郡総合支所長	山口市小郡下郷609-1	083-973-2411	
	秋穂総合支所長	山口市秋穂東6570	083-984-2121	

指 定 機 関	職 名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
	阿知須総合支所長	山口市阿知須2743	0836-65-4111	
	徳地総合支所長	山口市徳地堀1561番地1	0835-52-1111	
	阿東総合支所長	山口市阿東徳佐中3417-2	083-956-0111	
	上下水道局副局長	山口市宮島町7-1	083-933-6676	
	防災統括監	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
5 教育長及び 教育委員会教育部長	教育長	山口市中央五丁目14-22	083-934-2859	
	教育委員会教育部長	山口市中央五丁目14-22	083-934-2859	
6 消防長及び消防団長	山口市消防長	山口市亀山町2-1	083-932-2600	
	山口市消防団長	山口市亀山町2-1	083-932-2600	
7 指定公共機関及び 指定地方公共機関 の職員	西日本電信電話(株)山口支店長	山口市熊野町4-5	083-923-4281	083-934-3599
	日本赤十字社山口県支部事務局長	山口市野田172-5	083-922-0102	083-932-3615
	日本放送協会山口放送局コンテンツセンター長	山口市中国園町2-1	083-921-3707	083-921-1169
	中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター所長	山口市中央二丁目3-1	083-921-3558	083-921-3548
	西日本旅客鉄道(株)新山口管理駅 管理駅長	山口市小郡令和1丁目2-1	083-972-6955	
	山口合同ガス(株)山口支店供給部 供給課長	山口市大内千坊四丁目7-1	083-922-7500	083-924-0708
	西日本高速道路(株)中国支社山口 高速道路事務所長	山口市小郡上郷二又川東 1221	083-972-5091	083-972-5094
	山口市医師会長	山口市湯田温泉五丁目2-21	083-922-6972	083-922-4229
	吉南医師会長	小郡下郷799	083-972-0634	083-972-4630
	防府医師会理事	防府市三田尻1丁目3-1	0835-22-0565	0835-24-4060
8 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者	国立大学法人山口大学大学院創 成科学研究科准教授	宇部市常盤台2-16-1	0836-85-9538	
	公立大学法人山口県立大学社会 福祉学部教授	山口市桜畠3-2-1	083-928-0211	
9 前各号に掲げる者のほか、防災上、市長が特に必要と認める職にある者	陸上自衛隊第17普通科連隊副 連隊長	山口市上宇野令784	083-922-2281	083-922-2281
	山口市社会福祉協議会長	山口市上堅小路89-1	083-924-0543	083-924-1398
	山口市消防団副団長	山口市亀山町2-1	083-932-2600	
	山口市自治会連合会長	山口市亀山町2-1	083-922-4111	
	山口市連合婦人会長	山口市中央五丁目14-22	083-934-2865	
	山口市PTA連合会理事	山口市中央五丁目14-22	083-941-6330	

山口市災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第218号

改正 平成24年12月20日条例第104号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、山口市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第104号）

この条例は、公布の日から施行する。

○山口市災害対策本部員名簿(防災危機管理課)

役 職	職 名
1 本部長	山口市長
2 副本部長	副市長
3 本部員	上下水道事業管理者
〃	教育長
〃	総務部長
〃	総合政策部長
〃	交流創造部長
〃	地域生活部長
〃	環境部長
〃	健康福祉部長
〃	こども未来部長
〃	商工振興部長
〃	農林水産部長
〃	都市整備部長
〃	小郡総合支所長
〃	秋穂総合支所長
〃	阿知須総合支所長
〃	徳地総合支所長
〃	阿東総合支所長
〃	上下水道局副局長
〃	消防長
〃	教育委員会教育部長
〃	防災統括監

○指定地方行政機関・県の機関・県警察・指定公共機関及び指定地方公共機関・公共的団体一覧表
(防災危機管理課)

《指定地方行政機関》

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
下関地方気象台	750-0025	下関市竹崎町四丁目6-1	083-234-4005	083-224-1427
中国四国農政局山口支局	753-0088	山口市中河原町6-16(合同庁舎)	083-922-5200	083-934-1120
第六管区海上保安本部徳山海上保安部	745-0023	周南市那智町3-1	0834-31-0110	0834-31-0114
中国地方整備局山口河川国道事務所	747-8585	防府市国衛1丁目10-20	0835-22-1785	0835-23-8973

《県の出先機関》

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
山口県民局	753-0064	山口市神田町6-10	083-921-9540	083-925-4646
山口農林水産事務所	753-0064	山口市神田町6-10	083-922-5291	083-932-2387
山口健康福祉センター	753-8588	山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2525	083-934-2527
防府土木建築事務所山口支所	753-0064	山口市神田町6-10	083-922-1070	083-922-3106
防府土木建築事務所	747-0801	防府市駅南町13-40	0835-22-3485	0835-22-3488
佐波川ダム管理事務所	747-0401	山口市徳地野谷620	0835-56-0020	0835-56-0101
一の坂ダム管理所	753-0064	山口市神田町6-10	083-922-1070 *083-922-5639	083-922-3106
荒谷ダム管理所	753-0064	山口市神田町6-10	083-922-1070 *083-922-3148	083-922-3106

《県警察》

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
山口警察署	753-0814	山口市吉敷下東四丁目17-10	083-924-0110	083-932-5770
山口南警察署	754-0002	山口市小郡下郷3848-1	083-972-0110	083-973-5499

《指定公共機関》

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
日本銀行下関支店	750-8601	下関市岬之町7-1	083-233-3111	083-228-1021
日本赤十字社山口県支部	753-0094	山口市野田172-5	083-922-0102	083-932-3615
日本放送協会山口放送局	753-0075	山口市中園町2-1	083-921-3737	083-921-3731
西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所	754-0001	山口市小郡上郷1221	083-972-5091	083-972-5094
独立行政法人国立病院機構 (中国四国グループ)	739-0041	東広島市西条町寺家513	082-493-6606	082-493-6616
西日本電信電話株式会社山口支店	753-0077	山口市熊野町4-5	083-923-4281	083-934-3599
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 中国支社山口支店	753-0077	山口市熊野町1-15	083-901-2101	083-901-2135
日本通運株式会社 防府支店山口輸送引越センター	753-0871	山口市朝田601-23	083-923-0230	083-923-8495
中国電力ネットワーク㈱ 山口ネットワークセンター	753-0074	山口市中央二丁目3-1	083-921-3558	083-921-3548

《指定地方公共機関》

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
山口市医師会	753-0056	山口市湯田温泉五丁目2-21	083-922-6972	083-922-4229
吉南医師会	754-0002	山口市小郡下郷799	083-972-0634	083-972-4630
防府医師会	747-0814	防府市三田尻1丁目3-1	0835-22-0565	0835-24-4060
山口合同ガス株式会社山口支店	753-0251	山口市大内千坊四丁目7-1	083-922-7500	083-924-0708
サンデン交通株式会社	750-8510	下関市羽山町3-3	083-231-1000	083-232-6003
防長交通株式会社山口営業所	753-0011	山口市宮野下1277-6	083-922-2555	083-922-3012
山口放送株式会社山口支社	753-0072	山口市大手町7-4	083-922-0024	083-922-0112
テレビ山口株式会社	753-0251	山口市大内千坊六丁目7-1	083-923-6113	083-925-7667
株式会社エフエム山口	753-0078	山口市緑町3-31	083-923-2100	083-924-8673
山口朝日放送株式会社	753-8570	山口市中央三丁目5-25	083-933-1123	083-933-1196
日本郵便株式会社山口中央郵便局	753-8799	山口市中央一丁目1-1	083-922-0150	083-921-1480

《公共の団体》

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
山口県農業協同組合山口統括本部支所	753-8537	山口市維新公園三丁目11番1号	083-922-5633	083-923-6611
山口県農業協同組合防府とくち統括本部支所	747-0802	防府市中央町4-1	0835-23-6511	0835-23-6518
山口県農業協同組合宇部統括本部支所	755-0084	宇部市大字川上宇小羽山74	0836-31-7611	0836-32-6815
山口市歯科医師会	753-0814	山口市吉敷下東一丁目4-1	083-924-0573	083-928-0578
防府歯科医師会	747-0036	防府市戎町2丁目4-37	0835-21-8020	0835-21-8020
吉南歯科医師会	754-0014	山口市小郡高砂町2-15-203	083-973-7240	083-973-7241
山口市薬剤師会	753-0092	山口市八幡馬場17-1	083-922-8234	083-928-5668
吉南薬剤師会	754-0002	山口市小郡下郷861-19	083-974-6222	083-974-6220
山口市社会福祉協議会	753-0035	山口市上堅小路89-1	083-934-3538	083-928-3073
山口商工会議所	753-0086	山口市中市町1-10	083-925-2300	083-921-1555
山口県漁業協同組合大海支店	754-1101	山口市秋穂東643-1	083-984-2402	083-984-2406
山口ケーブルビジョン株式会社	753-8538	山口市中国町7-40	083-934-1234	083-924-2484

*警報等が発令されている場合の連絡先

○ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に係る連絡先
(防災危機管理課所管)

市町名・担当部署		所在地	連絡先
鳥取市	危機管理部 危機管理課	〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地	TEL : (0857) 30-8032 FAX : (0857) 20-3042
松江市	防災部 防災危機管理課	〒690-8540 松江市末次町86番地	TEL : (0852) 55-5115 FAX : (0852) 55-5617
岡山市	危機管理室	〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号	TEL : (086) 803-1082 FAX : (086) 234-7066
広島市	危機管理室 危機管理課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	TEL : (082) 504-2653 FAX : (082) 504-2802
山口市	総務部 防災危機管理課	〒753-8650 山口市亀山町2番1号	TEL : (083) 934-2723 FAX : (083) 934-2958
徳島市	危機管理局 危機管理課	〒770-8571 徳島市幸町二丁目5番地	TEL : (088) 621-5529 FAX : (088) 625-2820
高松市	総務局 危機管理課	〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号	TEL : (087) 839-2184 FAX : (087) 839-2210
松山市	防災危機管理部 危機管理課	〒790-8571 松山市二番町四丁目7番2号	TEL : (089) 948-6794 FAX : (089) 934-1813
高知市	防災対策部 防災政策課	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番45号	TEL : (088) 823-9055 FAX : (088) 823-9085

○ 雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定に係る連絡先
(防災危機管理課所管)

市町名・担当部署		所在地	連絡先
総社市	危機管理室	〒719-1192 岡山県総社市中央1丁目1番1号	TEL : (0866) 92-8599 FAX : (0866) 93-9479
井原市	総務部 危機管理課	〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1	TEL : (0866) 62-9550 FAX : (0866) 62-1744
益田市	総務部 危機管理課	〒698-8650 島根県益田市常磐町1番1号	TEL : (0856) 31-0601 FAX : (0856) 23-5001
三原市	危機管理監 危機管理課	〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号	TEL : (0848) 67-6066
防府市	総務部 防災危機管理課	〒747-8501 防府市寿町7番1号	TEL : (0835) 25-2115 FAX : (0835) 23-2136
山口市	総務部 防災危機管理課	〒753-8650 山口市亀山町2番1号	TEL : (083) 934-2723 FAX : (083) 934-2958

○ 各消防機関の情報連絡窓口及び連絡方法（消防本部）

(1) 総務省消防庁

機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	消防防災 電話	消防防災 FAX	NTT電話	NTTFAX	地域衛星 電話	地域衛星 FAX	備考
総務省消防庁	昼間 (平日)	広域応援室	90-49013	90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90- 49013	048-500-90- 49033	
	休日 夜間	宿直室	90-49101	90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90- 49101	048-500-90- 49036	

(2) 山口県

機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	消防防災 電話	消防防災 FAX	NTT電話	NTTFAX	地域衛星 電話	地域衛星FAX ()内は県内のみ可 能	備考
山口県 消防保安課	昼間 (平日)	消防救急班	35-72399	35-868	083-933-2399	083-933-2479	035-201-2399	035-201-2408	
	休日 夜間	防災危機管理 当直	35-72390		083-933-2390		035-201-2390		
山口県 消防防災航空隊	昼間 (平日)	消防防災 航空センター	—	—	0836-37-6422	0836-37-6423	035-264 (10-265-3)	(19-265)	
	休日 夜間								

(3) 代表消防本部等

機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	消防防災 電話	消防防災 FAX	NTT電話	NTTFAX	地域衛星 電話	地域衛星 FAX	備考
下関市消防局	昼間 (平日)	情報指令課	—	—	083-233-9119	083-224-0119	035-451 (10-451-3)	(19-451)	代表消防機関
	休日 夜間								
周南市消防本部	昼間 (平日)	警防課	—	—	0834-22-8762	0834-31-8543	035-462 (10-462-3)	(19-462)	代表消防機関 代行
	休日 夜間	指令課	—	—	0834-22-8765				

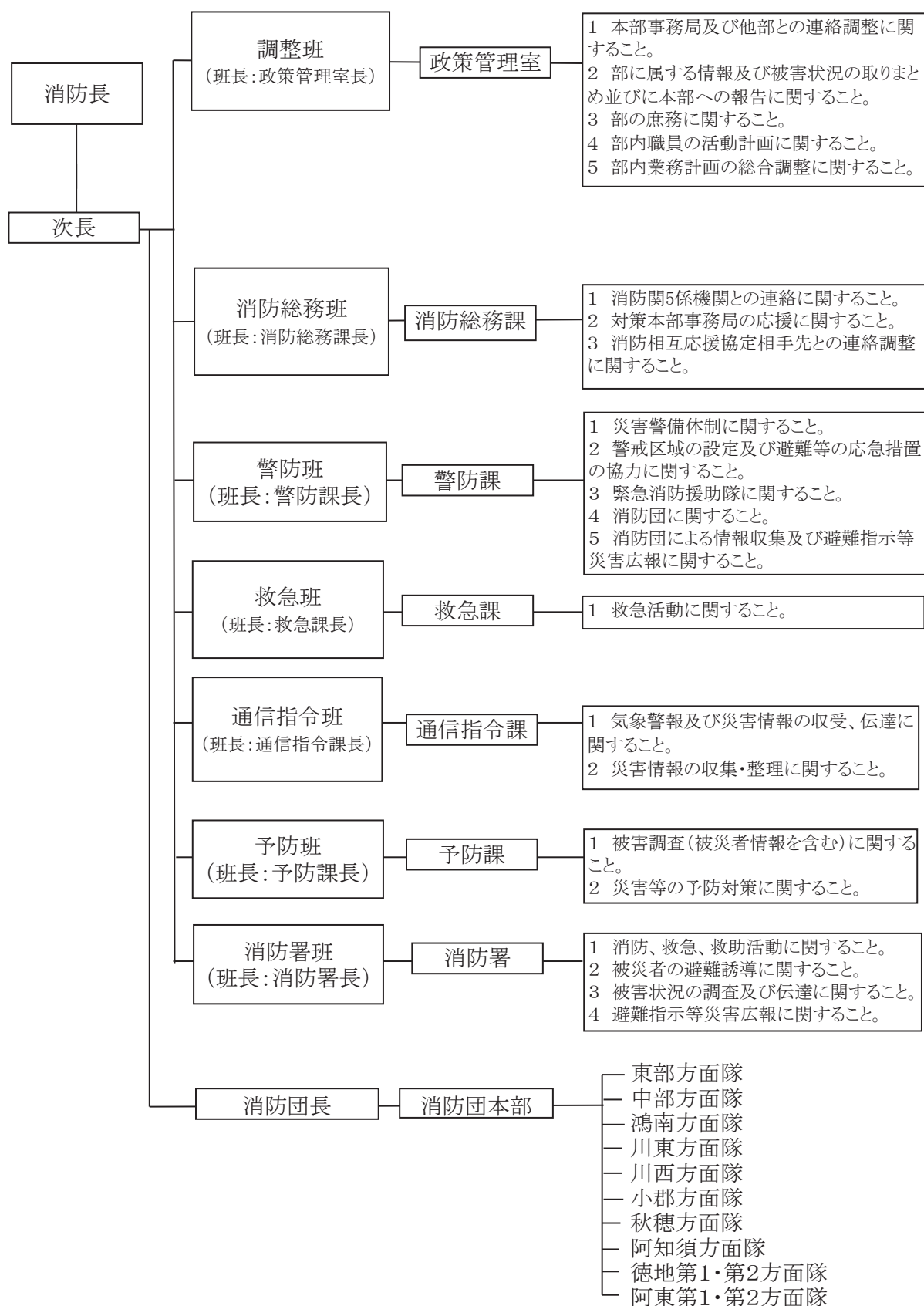
(4) 県内消防本部

機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	消防防災 電話	消防防災 FAX	NTT電話	NTTFAX	地域衛星 電話	地域衛星 FAX	備考
宇部・山陽小野田消防局	昼間 (平日)	通信指令課	—	—	0836-21-2866	0836-33-0745	035-452 (10-452-3)	(19-452)	
	休日 夜間								
山口市消防本部	昼間 (平日)	通信指令課	—	—	083-932-2603	083-932-2607	035-453 (10-453-3)	(19-453)	
	休日 夜間								
萩市消防本部	昼間 (平日)	通信指令室	—	—	0838-25-2772	0838-26-3951	035-454 (10-454-3)	(19-454)	
	休日 夜間								
防府市消防本部	昼間 (平日)	通信指令課	—	—	0835-24-0119	0835-23-2002	035-455-370 (10-455-3)	(19-455)	
	休日 夜間								
下松市消防本部	昼間 (平日)	警防課	—	—	0833-45-1781	0833-41-8202	035-456 (10-456-3)	(19-456)	
	休日 夜間	指令課			0833-45-3119				
長門市消防本部	昼間 (平日)	警防課	—	—	0837-22-9110	0837-22-0428	035-459-20 (10-459-3)	(19-459)	
	休日 夜間	通信指令室	—	—	0837-22-9111				
柳井地区広域 消防組合消防本部	昼間 (平日)	警防救急課 指令係	—	—	0820-22-0040	0820-22-7847	035-460 (10-460-3)	(19-460)	
	休日 夜間		—	—					
光地区消防組合 消防本部	昼間 (平日)	警防課	—	—	0833-74-5603	0833-74-5611	035-458-133 (10-458-3)	(19-458)	
	休日 夜間	中央署指令係			0833-74-5604	0833-72-1211			
岩国地区消防組合 消防本部	昼間 (平日)	通信指令課	—	—	0827-31-0119	0827-32-1119	035-457 (10-457-3)	(19-457)	
	休日 夜間								
美祿市消防本部	昼間 (平日)	警防課	—	—	0837-52-2192	0837-52-0540	035-461 (10-461-3)	(19-461)	
	休日 夜間	美祿市消防署	—	—	0837-52-2176	0837-53-0564			

(5) 指揮支援隊等の所属消防機関

機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	消防防災電話	消防防災FAX	NTT電話	NTTFAX	地域衛星電話	地域衛星FAX	備考
広島市消防局	昼間(平日)	警防課	-	-	082-546-3451	082-249-1160	034-701-71311	034-701-71339	
	休日・夜間	警防課指令係	-	-	082-546-3456	082-542-1007	034-701-71391	034-701-71369	
福岡市消防局	昼間(平日)	警防課	130-6952	130-6730	092-725-6551	092-791-2420	040-130-6952	040-130-6730	
	休日・夜間	災害救急指令センター	130-6589		092-725-6595	092-735-1074	040-130-6589		
北九州市消防局	昼間(平日)	警防課	100-111	100-115	093-582-3817	093-592-6898	040-100-111	040-100-115	
	休日・夜間	指令課			093-582-3811	093-592-6805			
大阪市消防局	昼間(平日)	警防課	-	-	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5	
	休日・夜間	司令課(指令情報センター)	-	-	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3		
神戸市消防局	昼間(平日)	警防課	-	-	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62	
	休日・夜間	司令課			078-333-0119	078-325-8529			
東京消防庁	昼間(平日)	警防課	-	-	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	
	休日・夜間				03-3212-2258				
岡山市消防局	昼間(平日)	警防課	-	-	086-234-9979	086-234-1059	033-101-6230-203	033-101-6230-039	
	休日・夜間	情報指令課	-	-	086-253-9978	086-253-9984	033-101-6230-200		
熊本市消防局	昼間(平日)	警防部警防課	-	-	096-363-7174	096-363-2044	-	-	
	休日・夜間	警防部情報指令課			096-364-7181	096-366-6679			

○災害時における消防対策部の組織図(消防本部)



○消防本部及び消防団の人員(消防本部)

《消防本部》

令和6年4月1日現在

消防正監	消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1	5	10	64	81	59	4	23	3	250

《消防団》

令和6年4月1日現在

区 分		団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
本 部		1	14	1	0	1	1	26	44
東 部 方 面 隊	仁 保			1	1	2	10	39	53
	小 鯖			1	1	2	9	32	45
	大 内			1	1	2	11	26	41
中 部 方 面 隊	宮 野			1	1	3	9	11	25
	大 殿			1	1	1	4	8	15
	白 石			0	1	1	5	12	19
	湯 田			1	1	2	4	11	19
鴻 南 方 面 隊	吉 敷			0	1	2	8	24	35
	平 川			1	1	3	9	29	43
	大 歳			1	1	3	9	21	35
川 東 方 面 隊	陶			1	1	2	6	17	27
	鑄銭司			1	1	2	7	19	30
	名田島			1	1	2	7	20	31
	二 島			1	1	3	8	37	50
川 西 方 面 隊	嘉 川			1	1	3	7	43	55
	佐 山			1	1	2	9	29	42
小 郡 方 面 隊	小郡南			1	1	1	2	7	12
	小 郡			1	1	5	2	7	16
	上 郷			1	1	4	2	10	18
秋 穂 方 面 隊	大 海			1	1	1	4	9	16
	秋 穂			1	1	1	5	11	19
阿 知 須 方 面 隊	阿知須			1	1	2	3	17	24
	井 関			1	1	2	2	16	22
徳 地 第1方面隊	出 雲			1	1	4	8	26	40
	八 坂			1	1	4	4	17	27
	柚 野			1	1	1	1	5	9
徳 地 第2方面隊	島 地			1	1	3	7	16	28
	串			1	1	2	3	9	16
阿 東 第1方面隊	徳 佐			1	1	6	10	22	40
	嘉 年			1	1	4	7	11	24
阿 東 第2方面隊	地 福			1	1	4	8	18	32
	生 雲			1	1	6	11	23	42
	篠 生			1	1	4	7	20	33
計		1	14	32	33	90	209	648	1027

○山口市連合婦人会の結成状況(社会教育課)

令和6年4月1日現在

支部名	支部数	会員数
山 口 地 域	4	60
小 郡 地 域	1	75
徳 地 地 域	2	110
阿 東 地 域	4	180
総 数	11	425

○山口県赤十字アマチュア無線奉仕団(地域福祉課)

令和6年4月1日現在

山 口 地 区
21名

○日赤奉仕団の結成状況(地域福祉課)

令和6年4月1日現在

地域・地区名	奉仕団委員	団員数
山口地域	1	120
小郡地域	1	80
徳地地域	1	110
阿東地域	1	200
総計	4	510

(注)委員は各地区婦人会長

**○山口県立総合医療センターの救護班
(山口県立総合医療センター)**

救 護 班	編成可能数	1 班 の 構 成 人 員
山口県立総合医療センター(防府市)	11個班	医 師2 看護師4 事務員1 運転手1

○日本赤十字社山口県支部の救護班(日本赤十字社山口県支部)

災害の発生に際し直ちに医療救護活動が出来るような常備救護班を山口赤十字病院に6個班、小野田赤十字病院に2個班を編成している。

各施設における救護要員の配置状況は下表のとおりである。

	災害対策 本部要員	救 護 班 要 員	血液供給 要 員	災害対策 本部 支援要員	計
日本赤十字社山口県支部	9				9
山口赤十字病院	6	74		6	86
小野田赤十字病院	3	25			28
山口県赤十字血液センター	6	17	9	4	36
計	24	116	9	10	159

○救護班編成基準(日本赤十字社山口県支部)

医 師 (班 長)	看護師長	看護師	主 事	計
1名	1名	2名	2名	6名

* 初動出動班には、薬剤師を編入、必要に応じて助産師、こころのケア要員を編入する。

○ 救急指定病院(防災危機管理課)

病院名または診療所名	所在地	電話	診療科目	病床数
済生会山口総合病院	山口市緑町2-11	083-901-6111	外、内、整、脳外、産、その他	279
山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	083-923-0111	外、内、整、脳外、小、産、その他	377
柴田病院	山口市大内矢田北五丁目11-21	083-927-2800	外、内、その他	60
小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862-3	083-972-0333	外、内、整、脳外、小、産、その他	182
林病院	山口市小郡下郷751-4	083-972-0411	外、内、整、その他	50
阿知須共立病院	山口市阿知須4841-1	0836-65-2200	外、内、整、脳外、その他	135
阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	0836-65-5555	外、内、整、脳外、その他	78

○山口市内の医療関係者の人員調(健康増進課)

区分	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	助 産 師	看護師・ 准看護師
人数	462	127	520	57	3,108

※県の統計から算出(2年毎に更新)

○病 院 一 覧 表(健康増進課)

開設者	病院名	所在地	病 床 数					電話番号
			総数	精神	結核	伝染	その他	
日 赤	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	377				377	083-923-0111
済生会	済生会山口総合病院	山口市緑町2-11	279				279	083-901-6111
	済生会湯田温泉病院	山口市朝倉町4-55	142				142	083-932-3311
厚生連	小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862-3	182				182	083-972-0333
医 療 法 人	山口よしき病院	山口市吉敷佐畑四丁目 9番1号	197	197				083-922-2350
	丘病院	山口市中河原町2-14	29				29	083-925-1100
	柴田病院	山口市大内矢田北五丁 目11番21号	60				60	083-927-2800
	仁保病院	山口市仁保下郷1915-1	223	223				083-941-5555
	山口リハビリテーション病院	山口市黒川3380	180				180	083-921-1616
	山口若宮病院	山口市下小鯖1522	173				173	083-927-3661
	吉南病院	山口市銭鑄司3381	342	342				083-986-2111
	林病院	山口市小郡下郷751-4	50				50	083-972-0411
	山口病院	山口市駅通り二丁目10-7	79				79	083-922-1191
	小郡まきはら病院	山口市小郡若草町3-4	114	114				083-973-0222
	阿知須共立病院	山口市阿知須4841-1	135				135	0836-65-2200
	阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	78				78	0836-65-5555

〔観測施設〕

○観測設備の現況(下関地方気象台・防府土木建築事務所・道路管理課)

《水位観測[管理者:山口県(防府土木建築事務所)・国土交通省(山口河川国道事務所)]》

河川名	観測所名	位 置	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)	管理者名
榎 野 川	東津橋雨量水位局	山口市小郡下郷 字東津中2503地先	4.3	4.9	6.3	7.3	山口県
〃	朝田水位局	山口市朝田	3.1	3.8	5.0	6.1	〃
〃	豊年橋水位局	山口市富田原町29-7	3.8	4.8	5.4	6.2	〃
〃	鰐石雨量水位局	山口市惣太夫町261-2	1.2	2.0	2.1	2.6	〃
〃	宮野河原水位局	山口市宮野上 字西尾崎2387-4	2.1	2.5	2.7	3.2	〃
仁 保 川	御堀橋水位局	山口市大内御堀 字下千防4714-7	2.0	2.2	2.4	2.6	〃
一 の 坂 川	木町水位局	山口市水の上町	1.5	2.3	—	3.4	〃
前 田 川	前田橋水位局	山口市吉敷下東 三丁目1-1	1.1	1.5	—	1.6	〃
吉 敷 川	大歳水位局	山口市朝田685-1	2.1	2.6	—	2.7	〃
九 田 川	九田水位局	山口市黒川1075番16	1.4	2.2	—	2.3	〃
今 津 川	上常盤橋水位局	山口市江崎字城下 金万4496-1地先	1.0	1.4	—	1.9	〃
井 関 川	井関橋水位局	山口市阿知須地小笹 6453-2地先	1.6	2.0	—	2.4	〃
南 若 川	四辻水位局	山口市銭鑄司 字大村5901-3地先	1.2	1.7	—	2.0	〃
島 地 川	島地水位局	山口市徳地 字大畠121-2地先	1.6	2.6	—	2.9	〃
佐 波 川	漆尾観測所	山口市徳地伊賀地 字上沖の原564-3地先	2.3	3.4	3.6	4.0	国土交通省
〃	堀 観測所	山口市徳地堀 字上清水1943-1地先	2.0	3.0	3.9	4.3	〃
阿 武 川	三谷雨量水位局	山口市阿東生雲東分	2.3	3.4	—	4.6	山口県
〃	用路雨量水位局	山口市阿東地福上字 下間所1225-5	1.5	2.5	—	4.1	〃
〃	朝早橋雨量水位局	山口市阿東徳佐下字 朝早1286番地1	1.3	2.0	—	2.7	〃
蔵目喜川	蔵目喜水位局	山口市阿東蔵目喜	1.8	2.8	—	3.7	〃
生 雲 川	下地雨量水位局	山口市阿東生雲中 1662-3	2.0	2.8	—	4.0	〃

《雨量観測》

観測所名	位 置	所 管	電話番号
山口	山口市前町	下関地方気象台	083-234-4006
一の坂ダム	山口市上天花町1-1	山口県 一の坂ダム管理所	083-922-5639
六軒茶屋雨量局	山口市上宇野令六軒茶屋	山口県 一の坂ダム管理所	083-922-5639
荒谷ダム	山口市宮野上570-18	山口県 荒谷ダム管理所	083-922-3148

観測所名	位 置	所 管	電話番号
佐波川ダム	山口市徳地野谷字掛の平620	山口県 佐波川ダム管理事務所	0835-56-0020
河内山雨量局	山口市徳地柚木重ゲ625-2	山口県 佐波川ダム管理事務所	0835-56-0020
滑山雨量局	山口市徳地柚木字滑山国有林22	山口県 佐波川ダム管理事務所	0835-56-0020
佐山雨量局	山口市佐山2725	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
鑄銭司雨量局	山口市鑄銭司住吉原2470	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
仁保雨量局	山口市道祖ヶ原1435-4 (仁保中郷松柄)	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
鰐石雨量水位局	山口市惣太夫町261-2	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
小鯖雨量局	山口市下小鯖1960-2	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
東津橋雨量水位局	山口市小郡下郷字東津中2503	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
秋穂雨量局	山口市秋穂青江字北簗越7179-4	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
小古祖雨量局	山口市徳地小古祖片山867-1	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
伊賀地雨量局	山口市徳地伊賀地字下の原745-1	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
堀	山口市徳地堀上清水1943-1	国土交通省 山口河川国道事務所	0835-22-1785
野谷	山口市徳地野谷掛平620	国土交通省 山口河川国道事務所	0835-22-1785
三谷	山口市徳地三谷滑山国有林26る	国土交通省 山口河川国道事務所	0835-22-1785
石ヶ岳	山口市徳地鯖河内字中谷原674-3	国土交通省 山口河川国道事務所	0835-22-1785
河内山	山口市徳地柚木字重625-40	国土交通省 山口河川国道事務所	0835-22-1785
篠目雨量局	山口市阿東生雲東分76-1	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
朝早橋雨量水位局	山口市阿東徳佐下1286番地1	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
下地雨量水位局	山口市阿東生雲中1662-3	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
用路雨量水位局	山口市阿東地福上1225-5	山口県 土木防災情報システム	083-922-1070
篠目雨量局	山口市阿東篠目	山口県 阿武川ダム管理事務所	0838-54-2055
正地雨量局	山口市阿東生雲正地	山口県 阿武川ダム管理事務所	0838-54-2055
徳佐雨量局	山口市阿東徳佐中3628	山口県 阿武川ダム管理事務所	0838-54-2055
三谷雨量水位局	山口市阿東三谷	山口県 阿武川ダム管理事務所	0838-54-2055
十種ヶ峰雨量局	山口市阿東嘉年下字岡の原東側 1502-1	山口県 阿武川ダム管理事務所	0838-54-2055
篠生	山口市阿東地福下	下関地方気象台	083-234-4007
徳佐	山口市阿東徳佐中	下関地方気象台	083-234-4007

〔 通 信 設 備 〕
○山口市防災行政無線(防災危機管理課)

令和6年4月1日現在

番号	地域名	名称	番号	地域名	名称
1	山口	消防本部	56	平川	神郷
2	仁保	仁保地域交流センター	57	平川	小出公民館
3	仁保	仁保小学校	58	平川	県立西京高校
4	仁保	大富公民館	59	平川	平野公会堂
5	仁保	北河内集会所	60	平川	堂紺公会堂
6	仁保	松柄集会所	61	大歳	大歳地域交流センター
7	仁保	一貫野集落センター	62	大歳	JR湯田温泉駅駐輪場
8	仁保	丸山公民館	63	大歳	上矢原第一公園
9	仁保	東園公民館	64	大歳	大歳分団四班消防機庫
10	仁保	深野公民館	65	大歳	山口宇部道路朝田IC
11	小鯖	小鯖地域交流センター	66	大歳	馬庭防火水槽
12	小鯖	三区公民館	67	大歳	河内(市道)
13	小鯖	4区公民館	68	大歳	山口県国民健康保険団体連合会
14	小鯖	鯖山市営住宅	69	陶	陶地域交流センター
15	小鯖	三本松町自治会館	70	陶	潟上中学校
16	小鯖	11区公民館	71	陶	陶隣保館
17	小鯖	14区防火水槽	72	陶	糸根大堤
18	小鯖	15区消防車庫	73	陶	川東方面隊第一分団消防車庫
19	小鯖	17区防火水槽	74	鑄銭司	鑄銭司地域交流センター
20	小鯖	18区集会所	75	鑄銭司	鑄銭司小学校
21	小鯖	小鯖正田山	76	鑄銭司	西ノ浴会館
22	大内	大内地域交流センター	77	鑄銭司	鷹ノ子自治会館
23	大内	大内南小学校	78	名田島	名田島地域交流センター
24	大内	やまぐちリフレッシュパーク	79	名田島	西開作上会館
25	大内	管内コミュバス回転交差点	80	名田島	名田島小学校
26	大内	管内幼稚園	81	名田島	島上会館
27	大内	大内光輪保育園	82	名田島	新開作西会館
28	大内	下千坊公民館	83	名田島	新開作東会館
29	大内	殿河内水源地入口	84	名田島	昭和西農時組合作業所
30	宮野	宮野地域交流センター	85	名田島	名田島ポンプ小屋
31	宮野	宮野中学校	86	二島	二島地域交流センター
32	宮野	山口ふれあい館	87	二島	上田公会堂
33	宮野	七房公会堂	88	二島	仁光寺公会堂
34	宮野	仁保地公会堂	89	二島	小島集会所
35	宮野	下恋路公会堂	90	二島	幸崎干拓生産組合倉庫
36	宮野	江良公会堂	91	二島	柁島水産二島センター
37	大殿	大殿地域交流センター	92	二島	潮寿荘
38	大殿	大殿中学校	93	二島	岩屋マリーナ北
39	大殿	香山公園前観光案内所	94	二島	岩屋狼峠
40	大殿	天花三丁目	95	二島	岩屋区公民館
41	大殿	上天花町	96	二島	岩屋沖
42	白石	白石地域交流センター	97	嘉川	嘉川地域交流センター
43	湯田	湯田地域交流センター	98	嘉川	嘉川小学校
44	湯田	東朝倉防火水槽側	99	嘉川	興進小学校
45	吉敷	県歯科医師会館駐車場横	100	嘉川	干見折公民館
46	吉敷	吉敷地域交流センター	101	嘉川	東本郷公会堂
47	吉敷	鴻南中学校	102	嘉川	西本郷
48	吉敷	吉敷畑公民館	103	嘉川	中田畑公民館
49	吉敷	中尾公民館	104	嘉川	高見公民館
50	吉敷	緑ヶ丘公民館	105	嘉川	北の江東公会堂
51	吉敷	吉敷分団消防車庫	106	嘉川	相原ふれあいセンター
52	平川	平川地域交流センター	107	嘉川	唐樋公会堂
53	平川	上平井公会堂	108	佐山	佐山地域交流センター
54	平川	台公会堂	109	佐山	佐山西バス停
55	平川	馬木坂本公会堂	110	佐山	由良自治会館

番号	地域名	名称	番号	地域名	名称
111	佐山	藤尾山公園	166	徳地	サッカー交流広場 引谷体育館
112	佐山	河原谷公園	167	徳地	徳地地域交流センター八坂分館
113	小郡	小郡総合支所	168	徳地	三谷交流センター
114	小郡	小郡中学校	169	徳地	深谷公園
115	小郡	上郷小学校	170	徳地	小古祖多目的集会所
116	小郡	小郡南小学校	171	徳地	堀コミュニティ公園
117	小郡	鍛冶畑	172	徳地	伊賀地高齢者女性等活動促進センター
118	小郡	中畑	173	徳地	岸見石風呂呂駐車場
119	小郡	奥畑下	174	徳地	山畑集会所
120	小郡	奥畑中	175	徳地	徳地地域交流センター島地分館
121	小郡	奥畑上	176	徳地	藤木老人憩の家
122	小郡	上郷消防車庫	177	徳地	上村高齢者女性等活動促進センター
123	小郡	中郷八幡宮	178	徳地	串生活改善センター
124	小郡	新丁消防車庫	179	徳地	旧串小学校
125	小郡	小郡集会所	180	徳地	御馬
126	小郡	南消防署	181	徳地	旧八坂保育園
127	秋穂	秋穂総合支所	182	徳地	神原公会堂
128	秋穂	大河内南	183	徳地	下八坂
129	秋穂	大海総合センター	184	徳地	西大津資源ステーション
130	秋穂	大海小学校	185	徳地	船津中集会所
131	秋穂	小浜第1	186	徳地	下藤木
132	秋穂	小浜第2	187	徳地	月水土パーク
133	秋穂	日地	188	徳地	船路東
134	秋穂	先青江	189	徳地	遠内消防機庫前
135	秋穂	中道第1	190	阿東	阿東総合支所
136	秋穂	花香北	191	阿東	旧亀山小学校
137	秋穂	中津江	192	阿東	鍛冶ヶ原公会堂
138	秋穂	本町	193	阿東	鍋倉公民館
139	秋穂	中野	194	阿東	地福分館
140	秋穂	西天田	195	阿東	南界公会堂
141	秋穂	宮之旦	196	阿東	たかのす公民館
142	秋穂	黒潟北	197	阿東	三谷市公民館
143	秋穂	黒潟南	198	阿東	渡川公民館
144	秋穂	西青江	199	阿東	篠生支所
145	秋穂	中道第3	200	阿東	篠目老人作業所
146	秋穂	中道第2	201	阿東	開敷公民館
147	阿知須	阿知須総合支所	202	阿東	生雲支所
148	阿知須	引野公民館	203	阿東	天子中公民館
149	阿知須	源河公民館	204	阿東	蔵目喜
150	阿知須	井関分団消防機庫	205	阿東	中河内消防機庫
151	阿知須	井関小学校	206	阿東	田野中(S田野)
152	阿知須	岩倉消防倉庫	207	阿東	嘉年支所
153	阿知須	沖の原公民館	208	阿東	神田消防機庫
154	阿知須	縄田ゴミ集積所	209	阿東	吉部野消防機庫
155	阿知須	小古郷公民館	210	阿東	水戸(踏切横)
156	阿知須	小山コミュニティセンター	211	阿東	徳佐坂手(JA横)
157	阿知須	遠石公園	212	阿東	野坂三原自治会館
158	阿知須	牧の巣	213	阿東	上宇津根
159	阿知須	西祝公民館	214	阿東	神角公会堂
160	阿知須	浜表公民館	215	阿東	ハツ久公会堂
161	徳地	柚木生活改善センター	216	阿東	S中郷
162	徳地	柚木診療所	217	阿東	上杉原
163	徳地	徳地地域交流センター柚野分館	218	阿東	地福分館
164	徳地	野谷水防倉庫	219	阿東	S上半久
165	徳地	船路生活改善センター			

○山口市移動無線ネットワーク（デジタルMCA無線）（防災危機管理課）

令和6年4月1日現在

所属		タイプ				計	備考
部・局	課・所・センター	基地	半固定	車載	携帯		
総務部	防災危機管理課	1				1	
教育委員会	教育施設管理課		1			1	
環境部	清掃事務所		2	45		47	
上下水道局	宮島事務所		1	14	4	19	
	朝田事務所		1	12	1	14	
	小郡事務所		1	5	2	8	
合計		1	6	76	7	90	

タイプ説明 半固定:事務所内等に設置するが、電源供給が3方式(AC、DC、充電式バッテリー)のため持ち運び可能なもの

○山口市移動無線ネットワーク（ＩＰ無線）（防災危機管理課）

令和6年4月1日現在

所 属	指令局	移動局	備考
	半固定型	携帯型	
防災危機管理課	1	5	
道路管理課	1	2	
道路建設課	1	2	
水産港湾課	1	2	
農林整備課	1	2	
仁保地域交流センター	1	3	
小鯖地域交流センター	1	3	
大内地域交流センター	1	3	
宮野地域交流センター	1	3	
大殿地域交流センター	1	3	
白石地域交流センター	1	3	
湯田地域交流センター	1	3	
吉敷地域交流センター	1	3	
平川地域交流センター	1	3	
大歳地域交流センター	1	3	
陶地域交流センター	1	3	
鑄銭司地域交流センター	1	3	
名田島地域交流センター	1	3	
二島地域交流センター	1	3	
嘉川地域交流センター	1	3	
佐山地域交流センター	1	3	
小郡地域交流センター	1	2	
秋穂地域交流センター	1	2	
阿知須地域交流センター	1	2	
徳地地域交流センター	1	2	
分館(島地、串、八坂、柚野)	4	4	
阿東地域交流センター	1	2	
分館(篠生、生雲、地福、嘉年)	4	4	
小郡総合支所 土木課	1	7	
秋穂総合支所 農林土木課	1	5	
阿知須総合支所 農林土木課	1	5	
徳地総合支所 土木課	1	7	
阿東総合支所 土木課	1	7	
消防通信指令課	1	0	
タイプ別小計	40	110	
合計	150		

〔通 信 施 設〕

○山口市消防本部の通信施設の現況(消防本部)

《デジタル消防救急無線》

設置場所	無線局種別	用途	局数	電波形式
鴻ノ峯中継局	固定局	多重	1	9M50D7W 9M00G7W
	基地局	中央交信	1	5K80G1D 5K80G1E
禪定寺前山中継局	固定局	多重	1	9M50D7W
	基地局	南部交信	1	5K80G1D 5K80G1E
石ヶ岳中継局	固定局	多重	1	9M00G7W
	基地局	徳地交信	1	5K80G1D 5K80G1E
十種ヶ峰中継局	固定局	多重	1	9M00G7W
	基地局	阿東交信	1	5K80G1D 5K80G1E
消防本部	固定局	多重	1	9M50D7W
	移動局	可搬型	1	5K80G1D 5K80G1E
		卓上型	1	
		車載型	9	
		携帯型	5	
中央消防署	移動局	卓上型	1	
		車載型	15	
		携帯型	19	
中央消防署 大内出張所	移動局	卓上型	1	
		車載型	5	
		携帯型	6	
中央消防署 徳地出張所	移動局	卓上型	1	
		車載型	7	
		携帯型	6	
南消防署	移動局	卓上型	1	
		車載型	14	
		携帯型	13	
南消防署 阿知須出張所	移動局	卓上型	1	
		車載型	4	
		携帯型	6	
南消防署 秋穂出張所	移動局	卓上型	1	
		車載型	4	
		携帯型	6	
阿東消防署	移動局	卓上型	1	
		車載型	4	
		携帯型	7	

《アナログ消防救急無線》

設置場所	無線局種別	用途	局数	電波形式
消防本部	移動局	可搬型	1	F3E
		携帯型	2	

《山口市消防本部災害通報等受報回線数》

設置場所	電話種別	用途	数	備考
通信指令課	消防専用電話	119番通報固定電話	6	IP電話重畳、119番FAX
	消防専用電話	119番通報携帯電話	4	
	消防専用電話	119番通報衛星電話	2	
	指令回線電話	指令通話	7	
		駆け込み緊急電話	7	
	専用電話	NEXCO西日本	1	
		NHK	1	
	加入電話	一般加入電話	2	ダイヤルイン
消防本部 (通信指令課を除く)	加入電話	一般加入電話	14	ダイヤルイン
中央消防署	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	加入電話	一般加入電話	2	ダイヤルイン
中央消防署大内出張所	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	加入電話	一般加入電話	2	
中央消防署徳地出張所	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	加入電話	一般加入電話	2	
南消防署	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	消防専用電話	119番通報衛星電話	1	
	消防専用電話	119番通報迂回電話	2	
	専用電話	NEXCO西日本	1	
	加入電話	一般加入電話	3	
南消防署阿知須出張所	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	加入電話	一般加入電話	2	
南消防署秋穂出張所	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	加入電話	一般加入電話	2	
阿東消防署	指令回線電話	指令通話	1	署所端末
		駆け込み緊急電話	1	
	加入電話	一般加入電話	2	

《山口県防災行政無線電話》

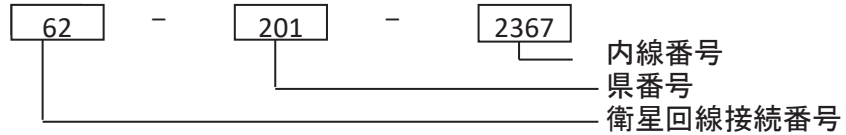
通信指令課	地上系		1	
	衛星系		1	

《衛星通信ネットワーク》

総合支所内にある内線電話機で利用可能。ただし、かける相手が衛星通信ネットワークに加入している場合。（県庁及び県内市町は加入している。）

総合支所	山口	阿東	※小郡・秋穂・徳地総合支所は未設置 （合併後、平成19年度整備のため。）
衛星回線接続番号	62	9	

例：県防災危機管理課防災対策班（内線 2 3 6 7）にかける場合



○有線放送施設の現況(吉山地区)(山口県農業協同組合)

施設名	住所	電話	加入者数(世帯)
山口県農協有線放送 仁保支所	山口市仁保中郷973-1	083-929-0331 (放送のみ)	130

○電報、電話非常通信取扱機関(防災危機管理課)

電 報		電 話		
機 関 名	所在地	機 関 名	局名	番 号
中国地方整備局 山口河川国道事務所	防府市国衙1丁目 10番20号	中国地方整備局 山口河川国道事務所	防府 (0835)	22-1785
山口県庁	山口市滝町1番1号	山口県庁	山口 (083)	922-3111
山口県警察本部	山口市滝町1番1号	山口県警察本部	山口 (083)	933-0110
防府土木建築事務所	防府市駅南町13-40	防府土木建築事務所	防府 (0835)	22-3485
防府土木建築事務所 山口支所	山口市神田町6-10	防府土木建築事務所 山口支所	山口 (083)	922-1070
下関地方気象台	下関市竹崎町4丁目 6-1	下関地方気象台	下関 (083)	234-4006
山口総合支所	山口市龜山町2番1号	山口総合支所	山口 (083)	922-4111
小郡総合支所	山口市小郡下郷 609番地1	小郡総合支所	山口 (083)	973-2411
秋穂総合支所	山口市秋穂東6570 番地	秋穂総合支所	山口 (083)	984-2121
阿知須総合支所	山口市阿知須2743 番地	阿知須総合支所	宇部 (0836)	65-4111
徳地総合支所	山口市徳地堀1561 番地1	徳地総合支所	防府 (0835)	52-1111
阿東総合支所	山口市阿東徳佐中 3417番地2	阿東総合支所	山口 (083)	956-0111

〔危険物の所在〕

○危険物(石油類)、高圧ガス製造所所在状況(消防本部)

※不掲載

○ ガ ス 事 業 者(消防本部)

事業者	所在地
山口合同ガス株式会社山口支店	山口市大内千坊四丁目7-1

○ 放 射 性 物 質 の 所 在 状 況 (消防本部)

※不掲載

○ 火 薬 類 所 在 状 況 (消防本部)

※不掲載

※32～34ページは落丁

○異常気象時通行規制区間及び通行規制基準(防府土木建築事務所山口支所)

路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間		基準 雨量局	交通量 (台／日) H27	規 制 基 準		道 路 情報板 型本数	道路 モニター	指 定 年 度	適 用
		自 県 郡 市 町 字 至 県 郡 市 町 字	延 長 (km)			規 制 基 準 値					
						通行注意	通行止				
(6) 山口宇部線	防府 (山口支所)	朝田IC（山口市朝田）	14.0	小郡	21,799	－	連続 260 mm	HL-7	－	R4	
		嘉川IC（山口市嘉川）				－	連続 210 mm 時間 50 mm				
				平均風速20m/s							
(6) 山口宇部線	防府 (山口支所)	嘉川IC（山口市嘉川）	8.3	小郡	32,370	－	連続 280 mm	HL-7	－	R4	
		宇部東IC（宇部市西岐波）				－	連続 220 mm 時間 45 mm				
				平均風速20m/s							
(25) 宇部防府線	防府 (山口支所)	山口市秋穂二島南	1.8	－	8,995	平均風速 20m/s以上	(人、二輪車) 平 均 風 速 20m/s	A-3	－	H4	周防 大橋
	防府 (山口支所)	山口市佐山新地					(人、全車両) 平 均 風 速 30m/s	A-3			
(26) 山口鹿野線	防 府 (阿東分室)	山口市徳地桃木	3.3	石ヶ岳	207	連続 80 mm	連続 150 mm	C-1	－	S54	
	周 南	周南市中倉				時間 20 mm	時間 40 mm				
(62) 山口旭線	防府 (山口支所)	山口市上天花	4.0	六軒茶屋	793	連続 300 mm以上	連続 400 mm以上	A-1 C-3	－	S55	
	萩	萩市大字佐々並字夏木原				時間 30 mm (連続0～150mm以下)	時間 50 mm (連続0～200mm以下)				
						時間 15 mm (連続151～300mm)	時間 30 mm (連続201～400mm)				
(194) 山口秋穂線	防府 (山口支所)	山口市大内御堀大内畑	2.2	鑄銭司	744	連続 80 mm	連続 150 mm	C-1	－	S55	
	防府 (山口支所)	山口市鑄銭司畑				時間 20 mm	時間 40 mm				
(196) 宮野上佐々並線	防府 (山口支所)	山口市宮野上荒谷	4.2	荒谷ダム	1,196	連続 80 mm	連続 150 mm	C-2	－	S55	
	防府 (山口支所)	山口市宮野上八丁				時間 20 mm	時間 40 mm				
(310) 迫田篠目停線	防府 (阿東分室)	山口市阿東開作	2.2	下地	143	連続 80 mm	連続 150 mm	C-1	－	S51	
	防府 (阿東分室)	山口市阿東聴秋橋				時間 20 mm	時間 40 mm				
(317) 高佐下阿東線	萩	萩市高佐下奥畑	4.4	鈴倉、 十種ヶ峰	62	連続 80 mm	連続 150 mm	－	－	H10	
	防府 (阿東分室)	山口市阿東笹の口				時間 20 mm	時間 40 mm				
(317) 高佐下阿東線	防府 (阿東分室)	山口市阿東大森	3.3	用路	62	連続 80 mm	連続 150 mm	－	－	H10	
	防府 (阿東分室)	山口市阿東笠石				時間 20 mm	時間 40 mm				
(334) 引谷篠目線	防府 (山口支所)	山口市仁保上郷小河内	6.3	仁保、 篠目	116	連続 80 mm	連続 150 mm	C-1	－	H12	
	防府 (阿東分室)	山口市阿東篠目細野				時間 20 mm	時間 40 mm				

※平均風速・・・10分間平均の風速

路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間		基準 雨量局	交通量 (台／日) H27	規 制 基 準		道 路 情報板	道路 モニター	指 定 年 度	適 用	
		自 県 郡 市 町 字	延 長			規 制 基 準 値						
		至 県 郡 市 町 字	(km)			通行注意	通行止					
山口秋吉台公園線 (自転車歩行者専用道)	防府 (山口支所)	山口市三和町～山口富田原町	0.2	—	—	—	大雨注意報等が発令 され降雨増水により 土木事務所が通行の 危険を判断した時	—	—	S54		
	防府 (山口支所)	山口市富田原町～山口市矢原石津橋	1.5									
山口防府小郡線 (自転車歩行者専用道)	防府 (山口支所)	山口市大内御堀下千坊	0.3	—	—	—		—	—	—	H14	
	防府 (山口支所)	山口市大内御堀下千坊										
山口防府小郡線 (自転車歩行者専用道)	防府 (山口支所)	山口市小郡下郷東津上	0.5	—	—	—		—	—	—	H14	
	防府 (山口支所)	山口市小郡下郷東津上										
萩長門峡線 (歩行者道)	萩	萩市野戸呂	4.8	—	—	—		C-2	—	S60		
	防府 (阿東分室)	山口市阿東御堂原										

※平均風速・・・10分間平均の風速

○災害による孤立危険区域(道路管理課)

連番	孤立危険区域	孤立原因	役所から孤立危険区域に至る路線 (名称幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数人口	避難予定場所の状況	通信設備 (非常連絡方法)
1	名田島 (昭和開作)	台風 高潮	県道山口小郡秋穂線 W=7.0m	66世帯 184人	名田島小学校 山口南総合センター	一般電話
2	秋穂二島 (長浜、岩屋)	台風 高潮	県道宇部防府線 W=13.7m	295世帯 596人	潮寿荘 二島小学校	一般電話
3	小郡上郷 (奥畑)	大雨	国道9号 県道小郡三隅線 市道奥畑線 W=3.2m	18世帯 37人	新町東公民館	一般電話
4	小郡上郷 (中畑)	大雨	国道9号 県道小郡三隅線 市道鍛冶中畑線 W=2.6m	7世帯 21人	新町東公民館	一般電話
5	小郡上郷 (鍛冶畑)	大雨	国道9号 県道小郡三隅線 市道鍛冶畑線 W=3.0m	8世帯 24人	新町東公民館	一般電話
6	徳地柚木 (滑)	大雨	国道489号 市道釣山梶畑線 市道隠藪滑線 W=3.5m	5世帯 6人		一般電話、 防災行政無線
7	徳地三谷 (梶畑、桃木)	大雨	国道489号 県道山口鹿野線 市道釣山梶畑線 W=3.5m	8世帯 13人		一般電話、 防災行政無線
8	徳地深谷 (中河内)	大雨	国道489号 市道小古祖元折線 市道御所野鯖線 W=5.5m	1世帯 1人		一般電話、 防災行政無線
9	徳地伊賀地 (古森)	大雨	県道三田尻港徳地線 市道船津古森線 W=3.5m	8世帯 12人		一般電話、 防災行政無線
10	徳地鯖河内 (鯖)	大雨	国道376号 県道徳山徳地線 市道安養地帆柱線 W=3.5m	31世帯 54人		一般電話、 防災行政無線
11	徳地藤木 (靱ノ木)	大雨	国道376号 県道湯野山畑線 市道藤木久兼線 W=3.5m	7世帯 24人		一般電話、 防災行政無線
12	徳地藤木 (牛ヶ峠)	大雨	国道376号 県道湯野山畑線 市道上藤木後谷線 W=3.5m	5世帯 14人		一般電話、 防災行政無線

連番	孤立危険区域	孤立原因	役所から孤立危険区域に至る路線状況 (名称幅員)	孤立危険区域内の世帯数人口	避難予定場所の状況	通信設備 (非常連絡方法)
13	徳地柚木 (滑)	大雪	国道489号 市道釣山梶畑線 市道隠藪滑線 W=3.5m	5世帯 6人		一般電話、 防災行政無線
14	徳地三谷 (梶畑)	大雪	国道489号 県道山口鹿野線 市道釣山梶畑線 W=3.5m	3世帯 5人		一般電話、 防災行政無線
15	徳地柚木 (川上)	大雪	国道315号 国道489号 県道柿木山口線 W=5.5m	6世帯 9人		一般電話、 防災行政無線
16	阿東生雲 (成谷)	大雨 大雪	国道9号 県道萩篠生線 市道成谷線 W=3.0m	4世帯 5人		一般電話 防災行政無線
17	阿東生雲 (栃崎)	大雨 大雪	国道9号、県道萩篠生線 県道迫田篠目停車場線 市道栃崎線 W=3.0m	1世帯 2人		一般電話 防災行政無線
18	阿東篠生 (田代)	大雨 大雪	国道9号 県道引谷篠目線 市道田代線 W=3.0m	5世帯 7人		一般電話 防災行政無線
19	阿東生雲 (野地)	大雪	国道9号 県道萩篠生線 市道赤松野地線、市道鱒谷野地線 W=3.0m	2世帯 2人		一般電話 防災行政無線
20	阿東生雲 (白井谷)	大雪	国道9号 県道萩篠生線 県道福井上蔵目喜線 W=3.0m	8世帯 17人		一般電話 防災行政無線
21	阿東生雲 (須之原)	大雪	国道9号 県道萩篠生線、県道福井上蔵目喜線 市道須の原線 W=3.0m	11世帯 19人		一般電話 防災行政無線
22	阿東嘉年	大雪	国道9号 国道315号	215世帯 358人		一般電話 防災行政無線

○重要水防区域、特に危険な箇所及び避難場所(令和6年度山口県水防計画参考)(山口河川国道事務所)

1 河川関係

(注)重要度の設定については
A) 水防上最も重要な区間
B) 重要な区間
要) 要注意区間

(1) 国土交通省直轄区間(山口河川国道事務所)

番号	河川名	水防管理団体名	位置			左岸	距 離	標 高	延長(m)	予想される危険	対策水防 工法	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			郡	市	町	村	大字	大字					人口	戸数	公 施 数	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所
1	佐波川	山口市	山口市				岸見		1,100	基礎地盤漏水	金段工	B						
2	佐波川	山口市	山口市				岸見		200	越水(溢水)	積土のう	A						
3	佐波川	山口市	山口市				岸見		500	堤体漏水	月の輪工	B						
4	佐波川	山口市	山口市				岸見		200	越水(溢水)	積土のう	A						
5	佐波川	山口市	山口市				岸見		600	越水(溢水)	積土のう	A						
6	佐波川	山口市	山口市				岸見		55	旧川跡	金段工	要						
7	佐波川	山口市	山口市				岸見		300	堤体漏水	月の輪工	A						
8	佐波川	山口市	山口市				岸見		中塚橋	工作物		B						
9	佐波川	山口市	山口市				岸見		800	堤体漏水	月の輪工	B						
10	佐波川	山口市	山口市				岸見		700	基礎地盤漏水	金段工	B						
11	佐波川	山口市	山口市				岸見		400	越水(溢水)	積土のう	A						
12	佐波川	山口市	山口市				岸見		400	越水(溢水)	積土のう	A						
13	佐波川	山口市	山口市				岸見		麻生橋	工作物		A						
14	佐波川	山口市	山口市				岸見		200	堤体漏水	月の輪工	B						
15	佐波川	山口市	山口市				岸見		200	水衝・洗堀	木流し	B						
16	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		55	旧川跡	金段工	要						
17	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		480	旧川跡	金段工	要						
18	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		300	越水(溢水)	積土のう	A						
19	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		200	水衝・洗堀	木流し	A						
20	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		400	堤体漏水	月の輪工	B						
21	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		200	水衝・洗堀	木流し	B						
22	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		180	越水(溢水)	積土のう	A						
23	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		20	越水(溢水)	積土のう	A						
24	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		200	越水(溢水)	積土のう	A						
25	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		400	越水(溢水)	積土のう	A						
26	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		1,200	堤体漏水	月の輪工	B						
27	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		200	越水(溢水)	積土のう	A						
28	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		270	越水(溢水)	積土のう	A						
29	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		新田橋	工作物		B						
30	佐波川	山口市	山口市				伊賀地		200	水衝・洗堀	木流し	A						

番号	河川名	水防管理団体名	位 置				左岸 右岸	距 離	標 高	延長(m)	予想される危険 工事	対策水防 工法	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			市	町	村	大字	字							人口	戸数	公 施 数	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所
31	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	21k970～22k300	330	越水(溢水)	積土のう	A						
32	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	21k970～22k300	330	旧川跡	金段工	要						
33	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左・右	22k020～	二の宮橋	工作物		A						
34	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	22k300～22k420	120	旧川跡	金段工	要						
35	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	22k300～22k420	120	越水(溢水)	積土のう	A						
36	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	22k420～22k500	80	越水(溢水)	積土のう	A						
37	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	22k500～22k900	400	越水(溢水)	積土のう	B						
38	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左・右	22k900～	沖の原橋	工作物		A						
39	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	22k900～23k060	160	越水(溢水)	積土のう	A						
40	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	23k060～23k360	300	旧川跡	金段工	要						
41	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	23k060～23k360	300	越水(溢水)	積土のう	A						
42	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	23k360～23k700	340	越水(溢水)	積土のう	A						
43	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	23k500～23k700	200	水衝・洗堀	木流し	A						
44	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	23k900～24k100	200	基礎地盤漏水	金段工	B						
45	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	23k900～24k100	200	水衝・洗堀	木流し	A						
46	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	24K000～24K200	200	堤体漏水	月の輪工	B						
47	佐波川	山口市	山口市			伊賀地・堀		左	24K100～26k010	1,910	基礎地盤漏水	金段工	B						
48	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		左	24k100～24k300	200	水衝・洗堀	木流し	A						
49	佐波川	山口市	山口市			堀		左	24k340～24k500	160	旧川跡	金段工	要						
50	佐波川	山口市	山口市			堀		左	24k500～24k700	200	旧川跡	金段工	要						
51	佐波川	山口市	山口市			堀		左・右	24k650～	出雲合橋	工作物		B						
52	佐波川	山口市	山口市			堀		左	24k700～24k770	70	旧川跡	金段工	要						
53	佐波川	山口市	山口市			堀		左	24k700～24k900	200	越水(溢水)	積土のう	B						
54	佐波川	山口市	山口市			堀		左	24k900～25K100	200	越水(溢水)	積土のう	B						
55	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25k100～25k300	200	越水(溢水)	積土のう	A						
56	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25k300～25k700	400	越水(溢水)	積土のう	A						
57	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25k700～25k900	200	越水(溢水)	積土のう	A						
58	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25k700～25k900	200	水衝・洗堀	木流し	B						
59	佐波川	山口市	山口市			堀		左・右	25k780～	北野橋	工作物		A						
60	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25k900～26k010	110	越水(溢水)	積土のう	B						
61	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25K900～26K200	300	堤体漏水	月の輪工	B						
62	佐波川	山口市	山口市			堀		左	25k900～26k010	110	旧川跡	金段工	要						
63	佐波川	山口市	山口市			堀		左	26k010～26k100	90	越水(溢水)	積土のう	B						
64	佐波川	山口市	山口市			堀		左	26k010～26k100	90	基礎地盤漏水	金段工	B						
65	佐波川	山口市	山口市			堀		左	26k100～26k200	100	基礎地盤漏水	金段工	B						

番号	河川名	水防管理団体名	位 置				左岸 右岸	距 離	標 高	延長(m)	予想される危険 工事	対策水防 工法	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			市	町	村	大字	字							戸 口	人	公 施 数	共 冠 水 面 積 (km ²)	第一場所	第二場所
66	佐波川	山口市	山口市			堀		左	26k100～26k200	100	越水(溢水)	積土のう	A						
67	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k400～18k600	200	旧川跡	釜段工	要						
68	佐波川	山口市	山口市			岸見		左・右	18k560～	中塚橋	工作物		B						
69	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k600～18k700	100	旧川跡	釜段工	要						
70	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k600～18k700	100	堤体漏水	月の輪工	B						
71	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k700～18k800	100	旧川跡	釜段工	要						
72	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k700～18k800	100	堤体漏水	月の輪工	B						
73	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k700～18k800	100	越水(溢水)	積土のう	A						
74	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k800～19k000	200	旧川跡	釜段工	要						
75	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	18k800～19k000	200	越水(溢水)	積土のう	A						
76	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k000～19k200	200	越水(溢水)	積土のう	A						
77	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k200～19k800	600	堤体漏水	月の輪工	B						
78	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k200～19k800	600	越水(溢水)	積土のう	A						
79	佐波川	山口市	山口市			岸見		左・右	19k270～	麻生橋	工作物		A						
80	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k800～19k810	10	越水(溢水)	積土のう	A						
81	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k810～19k860	50	越水(溢水)	積土のう	A						
82	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k810～19k860	50	旧川跡	釜段工	要						
83	佐波川	山口市	山口市			岸見		右	19k860～20k000	140	越水(溢水)	積土のう	A						
84	佐波川	山口市	山口市			岸見、伊賀地		右	20k000～20k460	460	越水(溢水)	積土のう	A						
85	佐波川	山口市	山口市			岸見、伊賀地		右	20k000～20k460	460	堤体漏水	月の輪工	B						
86	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k460～20k500	40	越水(溢水)	積土のう	A						
87	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k460～20k500	40	堤体漏水	月の輪工	B						
88	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k460～20k500	40	旧川跡	釜段工	要						
89	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k500～20k580	80	堤体漏水	月の輪工	B						
90	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k500～20k580	80	旧川跡	釜段工	要						
91	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k500～20k580	80	越水(溢水)	積土のう	A						
92	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k580～20k700	120	堤体漏水	月の輪工	B						
93	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k580～20k700	120	越水(溢水)	積土のう	A						
94	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k700～21k000	300	堤体漏水	月の輪工	B						
95	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	20k700～21k000	300	越水(溢水)	積土のう	A						
96	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	21k000～21k100	100	越水(溢水)	積土のう	A						
97	佐波川	山口市	山口市			伊賀地		右	21k100～21k300	200	水衝・洗堀	木流し	A						
98	佐波川	山口市	山口市			堀		右	21k500～21k700	200	越水(溢水)	積土のう	A						
99	佐波川	山口市	山口市			堀		右	21k600～21k800	200	堤体漏水	月の輪工	B						
100	佐波川	山口市	山口市			堀		右	21k700～22k100	400	越水(溢水)	積土のう	B						

番号	河川名	水防管理団体名	位 置				左岸 右岸	距 離	標 高	延長(m)	予想される危険 工事	対策水防 工法	重要度	保全対象区域の現況				避難場所	
			市	町	村	大字	字							人口	戸数	公 施 数	冠水面積 (km ²)		
101	佐波川	山口市	山口市			堀			21k840～	新田橋	工作物		B						
102	佐波川	山口市	山口市			堀			23k020～	二の宮橋	工作物		B						
103	佐波川	山口市	山口市			堀			23k100～22k300	200	越水(溢水)	積土のう	A						
104	佐波川	山口市	山口市			堀			22k200～22k600	400	堤体漏水	月の輪工	B						
105	佐波川	山口市	山口市			堀			22k300～22k500	200	越水(溢水)	積土のう	B						
106	佐波川	山口市	山口市			堀			22k500～22k700	200	水衝・洗堀	木流し	A						
107	佐波川	山口市	山口市			堀			22k700～22k900	200	水衝・洗堀	木流し	A						
108	佐波川	山口市	山口市			堀			22k900～	沖の原橋	工作物		A						
109	佐波川	山口市	山口市			堀			23k100～23k500	400	越水(溢水)	積土のう	A						
110	佐波川	山口市	山口市			堀			23k500～23k700	200	越水(溢水)	積土のう	A						
111	佐波川	山口市	山口市			堀			23k700～23k830	130	越水(溢水)	積土のう	A						
112	佐波川	山口市	山口市			堀			23k830～23k930	100	越水(溢水)	積土のう	A						
113	佐波川	山口市	山口市			堀			23k830～23k930	100	旧川跡	釜段工	要						
114	佐波川	山口市	山口市			堀			23k930～24k300	370	越水(溢水)	積土のう	A						
115	佐波川	山口市	山口市			堀			24k300～24k500	200	越水(溢水)	積土のう	B						
116	佐波川	山口市	山口市			堀			24k600～24k700	100	旧川跡	釜段工	要						
117	佐波川	山口市	山口市			堀			24k650～	出雲合橋	工作物		B						
118	佐波川	山口市	山口市			堀			24k700～24k865	165	旧川跡	釜段工	要						
119	佐波川	山口市	山口市			堀			24k700～24k865	165	越水(溢水)	積土のう	A						
120	佐波川	山口市	山口市			堀			24k865～24k900	35	越水(溢水)	積土のう	A						
121	佐波川	山口市	山口市			堀			24k900～25k100	200	越水(溢水)	積土のう	A						
122	佐波川	山口市	山口市			堀			25k500～25k700	200	越水(溢水)	積土のう	A						
123	佐波川	山口市	山口市			堀			25k780～	北野橋	工作物		A						

(2) 県管理区間(令和6年度山口県水防計画参考)(防府土木建築事務所山口支所)

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			延長 (m)	予想される危険	対策工事法	保全対象区域の現況				避難場所		重要度
				市	大字	字				人口	戸数	公共施設	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所	
1	佐波川	佐波川	山口市	山口市	徳地	才契	500	堤防断面	積土のう	67人	15戸					B
2	佐波川	佐波川	山口市	山口市	徳地	柚木	700	堤防断面	積土のう	116人	30戸	2	0.3	徳地地域交流センター 柚野分館	柚野木小学校 体育館	B
3	佐波川	島地川	山口市	山口市	徳地	上市	100	堤防断面	積土のう	633人	183戸			徳地地域交流センター 島地分館		B
4	佐波川	島地川	山口市	山口市	徳地	島地	700	堤防断面	積土のう	360人	85戸	1	0.4	徳地地域交流センター 島地分館		B
5	佐波川	三谷川	山口市	山口市	徳地	神原	700	堤防断面	積土のう	220人	55戸		0.2	徳地地域交流センター 八坂分館		B
6	佐波川	二ノ宮川	山口市	山口市	徳地	二の宮	500	堤防断面	積土のう	100人	20戸	1	0.1			B
7	榎野川	榎野川	山口市	山口市	名田島	後西	2,800	堤防断面	杭打、 積土のう	870人	230戸	1	3	名田島地域交流センター		A
8	榎野川	榎野川	山口市	山口市	嘉川	干見折	1,200	堤防断面	杭打、 積土のう	30人	10戸	1	1	嘉川地域交流センター	嘉川小学校 体育館	A
9	榎野川	九田川	山口市	山口市	平井	台	800	堤防断面	杭打、 積土のう	800人	250戸	1	0.2	平川地域交流センター	平川小学校 体育館	A
10	榎野川	木崎川	山口市	山口市	吉敷	佐畑	500	堤防高	積土のう	1,000人	300戸	2	5	吉敷地域交流センター	良城小学校 体育館	B
11	榎野川	木崎川	山口市	山口市	吉敷	佐畑	500	堤防高	積土のう	1,000人	300戸	2	5	吉敷地域交流センター	良城小学校 体育館	B
12	榎野川	吉敷川	山口市	山口市	矢原	下湯田	1,600	堤防断面	杭打、 積土のう	900人	260戸	1	0.3	大蔵地域交流センター		B
13	榎野川	吉敷川	山口市	山口市	矢原	下湯田	1,600	堤防断面	杭打、 積土のう					大蔵地域交流センター		B
14	榎野川	錦川	山口市	山口市	白石		500	堤防高	積土のう	800人	150戸	1	0.2	白石地域交流センター	白石小学校 体育館	A
15	榎野川	油川	山口市	山口市	大殿		650	堤防高	積土のう	1,000人	300戸		2	大殿地域交流センター	大殿小学校 体育館	要
16	榎野川	油川	山口市	山口市	大殿		650	堤防高	積土のう					大殿地域交流センター	大殿小学校 体育館	要
17	榎野川	仁保川	山口市	山口市	大内	御堀	500	堤防断面	杭打、 積土のう	400人	110戸	2	0.3	大内地域交流センター	大内小学校 体育館	A
18	榎野川	仁保川	山口市	山口市	大内	御堀	500	堤防断面	杭打、 積土のう					大内地域交流センター	大内小学校 体育館	A

番 号	水 系 名	河 川 名	水 防 団 体 名	位 置			左 岸 右 岸	延 長 (m)	予 想 さ る 危 険	対 策 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況					避 難 場 所		重 要 度
				市	町	大 字					等	字	人 口	戸 数	公 設 施	冠 水 面 積 (km ²)	第 一 場 所	
19	榎野川	仁保川	山口市	山口市	大内	矢田		左	200	堤防、杭打、積土、堰	250人	70戸		0.1	大内地域交流センター	大内小学校校舎	A	
20	榎野川	仁保川	山口市	山口市	仁保上郷	大島		左	500	堤防、杭打、積土、堰	100人	30戸		3	仁保地域交流センター	仁保小学校校舎	B	
21	榎野川	仁保川	山口市	山口市	仁保上郷	大島		右	800	堤防、杭打、積土、堰					仁保地域交流センター	仁保小学校校舎	B	
22	榎野川	仁保川	山口市	山口市	仁保下郷	八王子		右	500	堤防、杭打、積土、堰	100人	30戸		0.5	仁保地域交流センター	仁保小学校校舎	B	
23	榎野川	浅地川	山口市	山口市	仁保下郷	仁保市		左	1,000	堤防、杭打、積土、堰	200人	50戸	1	1	仁保地域交流センター	仁保小学校校舎	B	
24	榎野川	浅地川	山口市	山口市	仁保下郷	仁保市		右	600	堤防、杭打、積土、堰					仁保地域交流センター	仁保小学校校舎	B	
25	榎野川	干見折川	山口市	山口市	赤坂			左	1,400	堤防、杭打、積土、堰	150人	50戸	2	0.2	嘉川地域交流センター	嘉川小学校校舎	A	
26	榎野川	干見折川	山口市	山口市	稽古屋			右	1,400	堤防、杭打、積土、堰					嘉川地域交流センター	嘉川小学校校舎	A	
27	南若川	南若川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻		左	1,500	堤防、杭打、積土の堰	150人	40戸		3.3	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校校舎	B	
28	南若川	南若川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻		右	1,500	堤防、杭打、積土の堰					鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校校舎	B	
29	南若川	南若川	山口市	山口市	陶	渦上		左	400	堤防、杭打、積土の堰	80人	20戸		0.4	陶地域交流センター	陶小学校校舎	A	
30	南若川	南若川	山口市	山口市	陶	渦上		右	700	堤防、杭打、積土の堰					陶地域交流センター	陶小学校校舎	A	
31	南若川	金毛川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻		右	700	堤防、杭打、積土、堰	250人	80戸	1	1	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校校舎	A	
32	南若川	金毛川	山口市	山口市	鑄銭司	四辻		左	700	堤防、杭打、積土、堰					鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校校舎	A	
33	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂二島	仁光寺		右	300	堤防、杭打、積土、堰	150人	35戸	1	1	二島地域交流センター	二島小学校校舎	B	
34	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂二島	東浜沖ノ切		左	300	堤防、杭打、積土、堰	410人	110戸	1	1.2	二島地域交流センター	二島小学校校舎	B	
35	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂二島	寺道		右	2,000	堤防、杭打、積土、堰					二島地域交流センター	二島小学校校舎	B	
36	幸之江川	今津川	山口市	山口市	江崎	東今津		左	300	堤防、杭打、積土、堰	150人	40戸	1	3	嘉川地域交流センター	興進小学校校舎	要	

番号	水系名	河川名	水防団体名	位 置			左岸 延 (m)	予想される危険	対策工事	保全対象区域の現況					避難場所		重要度
				市	大字	等 字				人口	戸 数	公 施	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所		
37	幸之江川	今津川	山口市	山口市	深溝	北ノ江東	300	堤防断面	杭打、 積土のう						嘉川地域交流センター	興進小学校校体育館	要
38	樫野川	樫野川	山口市	山口市	小郡	三軒屋	1,000	堤防断面	積土のう	2,700人	771戸	4	2		小郡地域交流センター	小郡保健福祉センター	A
39	樫野川	樫野川	山口市	山口市	小郡	新町	400	堤防断面	積土のう	350人	102戸	1	0.6		小郡地域交流センター	小郡保健福祉センター	B
40	樫野川	樫野川	山口市	山口市	小郡	新町	500	堤防断面	積土のう						小郡地域交流センター	小郡保健福祉センター	B
41	長沢川	長沢川	山口市	山口市	秋穂	黒潟北	1,700	堤防断面	杭打、 積土のう	230人	60戸	1	1		秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	B
42	長沢川	天田川	山口市	山口市	秋穂	天田	700	堤防高	積土のう	500人	150戸	5	1.5		秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	B
43	長沢川	天田川	山口市	山口市	秋穂	天田	700	堤防高	積土のう	500人	150戸	5	1.5		秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	B
44	井関川	井関川	山口市	山口市	阿知須	縄田区	900	堤防断面	杭打、 積土のう	1,500人	680戸	2	0.4		阿知須地域交流センター	阿知須健康福祉センター	要
45	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東生雲東分	御堂原	500	堤防高	積土のう	52人	23戸	3	0.003		阿東地域交流センター 生雲小学校校体育館	生雲小学校校体育館	B
46	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	中村、迫田	500	堤防断面	積土のう	6人	2戸		0.02		阿東地域交流センター 嘉年分館		B
47	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	山用、鍛冶ヶ原	500	堤防断面	積土のう	10人	4戸		0.03		阿東地域交流センター 嘉年分館		B
48	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	山用、鍛冶ヶ原	500	堤防断面	積土のう						阿東地域交流センター 嘉年分館		B
49	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東嘉年下	嘉年地向	200	堤防断面	積土のう	5人	1戸		0.06		阿東地域交流センター 嘉年分館		B
50	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	500	堤防断面	積土のう	6人	3戸				阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
51	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	300	堤防断面	積土のう	6人	3戸				阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
52	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	大久保	300	堤防高	積土のう	10人	5戸				阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
53	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐中	坪の内	1,000	堤防断面	積土のう	49人	25戸		0.06		阿東地域交流センター	阿東保健センター	B
54	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐中	下市	400	堤防高	積土のう	8人	4戸				阿東地域交流センター	阿東保健センター	B

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位 置			左岸 右岸	延長 (m)	予想される危険	対策工事法	保全対象区域の現況					避難場所		重要度
				市	大字	字					人口	戸数	公設	冠水面積(km ²)	第一場所	第二場所		
55	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東地福下	荒瀬	左	600	堤防断面	積土のう	20人	10戸		0.03	阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校校体育館	B	
56	阿武川	阿武川	山口市	山口市	阿東徳佐下	鍋倉	左	1,000	堤防高	積土のう	49人	17戸	1	0	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
57	阿武川	市川	山口市	山口市	阿東徳佐中	市、上の 市、上の	左	1,700	堤防断面	積土のう	235人	101戸	5	0.01	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
58	阿武川	市川	山口市	山口市	阿東徳佐中	市、上の 市、上の	右	1,700	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
59	阿武川	市場川	山口市	山口市	阿東徳佐上	坂手	左	700	堤防断面	積土のう	73人	29戸		0.045	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
60	阿武川	市場川	山口市	山口市	阿東徳佐上	市場	右	700	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
61	阿武川	不幸寺川	山口市	山口市	阿東徳佐上	亀山	右	900	堤防断面	積土のう	93人	32戸	2	0	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
62	阿武川	谷川	山口市	山口市	阿東生雲西分	本町、相上	左	500	堤防断面	積土のう	198人	78戸	3	0	阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校校体育館	B	
63	阿武川	谷川	山口市	山口市	阿東生雲西分	本町、相上	右	500	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校校体育館	B	
64	阿武川	下谷川	山口市	山口市	阿東徳佐下	西村	左	400	堤防高	積土のう	9人	7戸		0.005	阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
65	阿武川	下谷川	山口市	山口市	阿東徳佐下	西村	右	400	堤防高	積土のう					阿東地域交流センター	阿東保健センター	B	
66	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	親睦、橋本	右	500	堤防断面	積土のう	12人	2戸		0.02	阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B	
67	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	上中郷	左	500	堤防断面	積土のう	17人	6戸		0.02	阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B	
68	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	上中郷	右	500	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B	
69	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	細野	左	500	堤防断面	積土のう	18人	8戸	1	0.02	阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B	
70	阿武川	篠目川	山口市	山口市	阿東篠目	細野	右	500	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 篠生分館	篠目体育館	B	
71	阿武川	熊ヶ瀬川	山口市	山口市	阿東地福上	市、岡	左	700	堤防断面	積土のう	69人	23戸	4	0.03	阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校校体育館	B	
72	阿武川	熊ヶ瀬川	山口市	山口市	阿東地福上	市、岡	右	700	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校校体育館	B	
73	阿武川	生雲川	山口市	山口市	阿東生雲西分	正地	右	200	堤防断面	積土のう					阿東地域交流センター 生雲分館	生雲小学校校体育館	B	

(3)市管理区間(河川治水課)

番 号		水系名	河川名		重要水防区域		特 に 危 険 な 箇 所									
			延長 m	位 置	延 長 m	予 想 され る 危 険	対 策 水 防 工 法	保 全 対 象 区 域 の 現 況		避 難 場 所						
								地域	字			左 右	人 口 戸 数	公 共 施 設 数	冠 水 面 積 ha	
1	榎 野 川	千 坊 川		(小鱈) 国道262号線～上流600m及び 上流900～1,000m	下小鱈	左 右	700 700	決壊	杭打 積土のう	111人 39戸		0.18	小鱈地域交流センター	小鱈小学校体育館		
2	榎 野 川	寺 領 川		(吉敷) 吉敷川合流点上流500m	吉敷	寺領	左 右	500 500	溢水	積土のう	100人 25戸	1.0	吉敷地域交流センター	良城小学校体育館		
3	南 若 川	高 橋 川		(銭鑄司) 南切戸橋下流1,110m	銭鑄司	四辻	左 右	1,110 1,110	溢水	積土のう	150人 30戸	1.0	銭鑄司地域交流センター	銭鑄司小学校体育館		
4	南 若 川	綾 木 川		(陶) 国道2号下流1,000m及び上流 1,100～1,200m	銭鑄司	四辻	左 右	1,100 1,100	決壊	杭打 積土のう	250人 66戸	2	33.0	銭鑄司地域交流センター	銭鑄司小学校体育館	
5	中 川	中 川		(名田島) 河口から上流1,200m	名田島	昭和開作	左 右	1,200 1,200	決壊	杭打 積土のう	150人 50戸		17.0	名田島地域交流センター	山口南総合センター	
6	長 沢 川	中 仙 川		(秋穂二島) 湾岸道路橋上流400m	秋穂二島	称宜 惣在所	左 右	400 400	決壊	杭打 積土のう	70人 32戸	1	0.5	二島地域交流センター	二島小学校体育館	
7	幸之江川	徳 神 川		(嘉川) 今津川合流点上流400m	江崎	北ノ江西	左	400	溢水	積土のう	80人 20戸		0.4	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館	
8	九 田 川	大 塚 川		(平川) 九田川合流点上流830m	吉田	岡大塚 神郷	左 右	830 830	溢水	積土のう	370人 90戸	1	10.0	平川地域交流センター	平川小学校体育館	
9	九 田 川	小 路 川		(平川) 九田川合流点上流440m	黒川	美り田 渡樋	左 右	440 440	溢水	杭打 積土のう	80人 19戸		6.2	平川地域交流センター	平川小学校体育館	
10	中津江川	中津江川		(秋穂) 河口から上流600m	秋穂	東	左 右	500 500	溢水	積土のう	116人 33戸	1	20.0	秋穂保健センター	秋穂地域交流センター	
11	矢石川	矢 石 川		(嘉川) 河口から上流1,300m	嘉川	深溝	左 右	980	溢水	積土のう	90人 30戸	1	26.0	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館	
12	菅内川	瀧口川		(大内) 菅内川合流点上流700m	大内御堀	菅内	左 右	700 700	溢水	積土俵	100人 34戸	1	13	大内地域交流センター	やまぐちリフレッシュバーン	
13	榎 野 川	仁保地川		(宮野) 榎野川合流点上流1,330m	宮野上	大山路 仁保地	左 右	1,330 1,330	溢水	積土のう	120人 30戸	1	11.8	宮野地域交流センター	宮野小学校体育館	
14	榎 野 川	平野川		(平川) 九田川合流点上流520～600 m	黒川	湯面	左 右	80 80	溢水	積土のう	4人 2戸		0.5	平川地域交流センター	平川小学校体育館	
15	佐 波 川	引谷川		(徳地)瀬戸原川合流点上流 540m	徳地	引谷	左 右	540 540	決壊	杭打 積土のう	5人 2戸		9.6	徳地地域交流センター	徳地体育館	

番 号	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		特 に 危 険 な 箇 所							避 難 場 所	
			延長 m	位 置	左 右	岸 延長 m	予 想 される 危 険	対 策 水 防 工 法	保全対象区域の現況			第1場所	第2場所
									人口 戸数	公共 施設 数	冠水 面積 ha		
16	佐 波 川	瀬戸原川	308	(徳地)引谷川合流点上流 308m	左 右	308 308	決壊	杭打 積土のう	5人 2戸		7.5	徳地地域交流センター	徳地体育館
17	佐 波 川	志手原川	1,200	(徳地)佐波川合流点上流 1,200m	左 右	1,200 1,200	決壊	杭打 積土のう	20人 10戸		12.5	徳地地域交流センター	徳地体育館
18	佐 波 川	古森川	700	(徳地)佐波川合流点上流 700m	左 右	700 700	決壊	杭打 積土のう	40人 20戸		20	徳地地域交流センター	徳地体育館

2. 海岸関係(令和6年度山口県水防計画参考)

(1) 国土交通省 水管理・国土保全局所管(防府土木建築事務所山口支所)

番号	海岸名	位置	位置		延長 m	予想 される 危険	対策 水工法	保全対象区域の現況			避難場所	
			地域	字				人口 戸数	公共 施設数	冠水 面積(k㎡)	第1場所	第2場所
1	昭和開作	(名田島) 新栄橋～百間橋	名田島	昭和開作	800	高潮	積土のう	495人 176戸	5	0.25		
2	二島	(秋穂二島) 新栄橋～小島	秋穂二島	二島	2,450	"	"	120人 30戸		1.00	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
3	浦辺	(嘉川) 干見折川河口～相原	嘉川・ 江崎	干見折 ～浦辺	2,670	"	"	85人 23戸		0.22	嘉川地域交流 センター	興進小学校体 育館

(2) 国土交通省 港湾局所管(防府土木建築事務所山口支所)

番号	海岸名	位置	位置		延長 m	予想 される 危険	対策 水工法	保全対象区域の現況			避難場所	
			地域	字				人口 戸数	公共 施設数	冠水 面積(k㎡)	第1場所	第2場所
4	長浜	(秋穂二島) 新橋西～山口漁港	秋穂二島	新橋	1,010	高潮	積土のう	650人 170戸	3	0.10	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
5	南前	(秋穂二島) 惣栄橋西1,470m	"	惣在所	1,470	"	"	90人 30戸		0.90	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
6	小島	(秋穂二島) 小島	"	二島	1,085	"	"	120人 30戸		0.62	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
7	幸崎	(秋穂二島) 幸崎	"	幸崎	309	"	"	40人 10戸		1.00	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
8	相原	(嘉川) 浦辺～相原漁港	江崎	相原	83	"	"	50人 15戸		0.05	嘉川地域交流 センター	興進小学校体 育館
9	深溝	(嘉川) 北ノ江	深溝	北ノ江	650	"	"	200人 50戸	1	0.70	嘉川地域交流 センター	興進小学校体 育館
10	新地	(佐山) 土路石川河口～新地	佐山	新地	1,856	"	"	54人 21戸		0.80	佐山地域交流 センター	佐山小学校体 育館
11	岩屋	(秋穂二島) 岩屋	秋穂二島	岩屋	443	"	"				二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
12	美濃ヶ浜海岸	(秋穂二島) 長浜～岩屋	秋穂二島	岩屋	2,163	"	"	40人 10戸		0.10	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
13	阿知須	(阿知須) 遠石	阿知須	遠石	3,520	"	"				阿知須地域交 流センター	

(3) 国土交通省 港湾局所管(山口市水産港湾課)

番号	海岸名	位置	位置		延長 m	予想 される 危険	対策 水防工法	保全対象区域の現況			避難場所	
			地域	字				人口 戸数	公共 施設数	冠水 面積(km ²)	第1場所	第2場所
14	美濃ヶ浜	(秋穂二島) 狼峠～岩屋(山口東港)	秋穂二島	岩屋	1,360	高潮	積土のう	90人 22戸	2	0.38	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
15	岩屋	(秋穂二島) 岩屋(山口東港)	"	"	620	"	"	19人 8戸	0	0.01	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
16	花香	(秋穂) 花香(秋穂港)	秋穂	花香南 ～屋戸	2,530	"	"	800人 300戸	1	0.80	秋穂保健センタ－	
17	黒渦	(秋穂) 黒渦(秋穂港)	"	黒渦	500	"	"	25人 10戸		0.01	秋穂保健センタ－	
18	青江	(秋穂) 青江(青江港)	"	青江	510	"	"	900人 300戸	1	1.20	秋穂保健センタ－	

(4) 農林水産省 農村振興局所管(山口農林水産事務所)

番号	海岸名	位置	位置		延長 m	予想 される 危険	対策 水防工法	保全対象区域の現況			避難場所	
			地域	字				人口 戸数	公共 施設数	冠水 面積(km ²)	第1場所	第2場所
19	大江	(秋穂二島) 幸崎	秋穂二島	幸崎	1,530	高潮	積土のう	40人 10戸		1.00	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
20	昭和開作	(名田島) 昭和西	名田島	昭和 開作	400	"	"	495人 176戸	5	0.25		
21	北の江	(深溝) 相原漁港～唐樋	深溝	北ノ江	1,434	"	"	200人 50戸	1	0.70	嘉川地域交流 センター	興進小学校体 育館
22	北之江相原	(江崎・深溝) 今津川河口～相原漁港	江崎	相原	1,820	"	"	93人 30戸		0.41	嘉川地域交流 センター	興進小学校体 育館

(5)水産庁所管 市管理(山口市水産港湾課)

番 号	海 岸 名	位 置	位 置		予 想 される 危 険	対 策 水 防 工 法	保全対象区域の現況			避 難 場 所	
			地域	字			人口 戸数	公共 施設数	冠水 面積(km ²)	第1場所	第2場所
23	尻 川	(秋穂) 花香南	秋穂東	尻川	延長 m 1,006	積土のう	150人 60戸		0.10	秋穂保健セン ター	
24	大 海	(秋穂) 小浜～大河内北	秋穂東	先大河内 ～石崎	5,859	積土のう	1000人 250戸	7	1.20	秋穂保健セン ター	
25	小 古 郷	(阿知須) 沖ノ原	阿知須	沖ノ原	357	積土のう	40人 10戸		0.10	阿知須地域交 流センター	阿知須健康福 祉センター
26	山 口	(秋穂二島) 長浜～山口漁港	秋穂 二島	長浜	2,353	積土のう	500人 200戸	2	0.50	二島地域交流 センター	二島小学校体 育館
27	相 原	(江崎) 相原漁港	江崎	相原	456	積土のう	70人 28戸	1	0.10	嘉川地域交流 センター	興進小学校体 育館
28	秋 穂	(秋穂) 黒湯南～秋穂漁港	秋穂東	南横浜 ～屋戸	3,013	積土のう	1000人 250戸	3	1.00	秋穂保健セン ター	
29	中 道	(秋穂) 中道	秋穂東	中道	2,414	積土のう	50人 20戸		0.50	秋穂保健セン ター	
30	遠 石	(阿知須) 遠石	阿知須	遠石	537	積土のう	0人 0戸	2	0.10	阿知須地域交 流センター	阿知須健康福 祉センター

3. ため池関係（農林整備課）

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため 池の指定	予想される 危険	対策水防 工法	受益面積 (ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m ³)					人口 (人)	戸数 (戸)	公共 施設数	被害想定 面積(ha)	第一場所	第二場所
1	新 池	6.1	84.0	48,800		堤体決壊	土壌崩壊 は余水吐 切離	46.4	0	16	3	62.1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
2	遠 下	4.6	25.0	28,200		〃	〃	39.0	0	8	2	45.9	二島地域交流センター	二島小学校体育館
3	千 坊 池	2.5	24.0	15,500		〃	〃	12.9	0	9	0	53.4	二島地域交流センター	近隣の小学校体育館等
4	荒 牧 池	4.6	110.0	22,800		〃	〃	0.4	0	17	1	62.6	二島地域交流センター	近隣の小学校体育館等
5	大 河 内 池	11.0	66.1	25,500		〃	〃	42.7	0	18	0	65.1	二島地域交流センター	近隣の小学校体育館等
6	大 河 内 中 池	4.9	89.0	3,200		〃	〃	39.1	0	10	0	24.0	二島地域交流センター	近隣の小学校体育館等
7	梅ノ木 遠下池	4.4	200.0	46,700		〃	〃	39.6	0	4	1	69.2	二島地域交流センター	二島小学校体育館
8	大 河 内 新 池	9.3	78.0	46,000		〃	〃	26.8	0	20	0	67.6	二島地域交流センター	近隣の小学校体育館等
9	南 大 江 池	6.6	49.0	23,000		〃	〃	15.1	0	2	0	59.9	二島地域交流センター	二島小学校体育館
10	東 た め 池	2.1	44.0	1,400		〃	〃	1.0	0	1	1	0.7	二島地域交流センター	二島小学校体育館
11	中 坊 池	3.1	27.0	4,200		〃	〃	3.1	0	2	1	1.1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
12	中 池	4.2	54.0	4,600		〃	〃	0.2	0	2	0	39.5	二島地域交流センター	二島小学校体育館
13	畑 田 下	2.9	100.0	2,600		〃	〃	2.3	0	2	0	12.4	二島地域交流センター	二島小学校体育館
14	畑 田 上	4.4	50.0	3,400		〃	〃	2.6	0	3	0	16.0	二島地域交流センター	二島小学校体育館
15	三 の 池	5.3	60.0	9,300		〃	〃	0.4	0	7	1	27.1	二島地域交流センター	二島小学校体育館
16	長 池	4.7	287.0	25,000		〃	〃	15.0	0	26	0	36.6	二島地域交流センター	二島小学校体育館

番号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m ³)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
17	友輪池	6.0	75.0	37,200		〃	〃	6.6	0	41	4	50.6	鑄銭司地域交流センター	陶隣保館
18	堤ヶ迫	10.5	89.0	36,000		〃	〃	24.5	0	107	4	81.9	陶地域交流センター	近隣の小学校体育館等
19	糸根大堤	4.9	260.0	34,000		〃	〃	49.8	0	126	4	96.0	陶地域交流センター	近隣の小学校体育館等
20	糸根整理堤	8.9	193.0	73,000		〃	〃	49.8	0	133	8	120.2	陶地域交流センター	近隣の小学校体育館等
21	新堤	10.3	205.0	65,000		〃	〃	52.5	0	132	5	115.1	陶地域交流センター	近隣の小学校体育館等
22	小池	5.2	83.0	46,000		〃	〃	8.9	0	45	4	57.9	鑄銭司地域交流センター	陶隣保館
23	小伏	7.0	48.0	5,900		〃	〃	9.7	0	37	4	31.3	鑄銭司地域交流センター	陶隣保館
24	長土手堤	4.6	116.0	13,300		〃	〃	5.3	0	50	4	42.6	鑄銭司地域交流センター	陶隣保館
25	奥羅入	4.9	130.0	12,000		〃	〃	9.8	0	53	4	49.5	鑄銭司地域交流センター	陶隣保館
26	八足原	8.7	165.0	49,000		〃	〃	11.0	0	66	4	80.0	鑄銭司地域交流センター	陶隣保館
27	峠の下	8.6	155.0	44,000		〃	〃	22.9	0	55	4	62.0	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
28	鳥越	3.0	24.0	1,300		〃	〃	0.5	0	4	0	6.3	鑄銭司地域交流センター	潟上中学校
29	向堤	3.0	77.0	4,500		〃	〃	6.1	0	38	1	25.7	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
30	新堤	5.1	95.4	10,200		〃	〃	7.0	0	48	3	34.4	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
31	山田の浴	4.1	86.0	8,100		〃	〃	4.9	0	20	2	22.3	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
32	八伏	8.0	128.0	33,700	●	〃	〃	5.2	0	61	3	58.5	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
33	岡の原	2.7	18.0	1,300		〃	〃	5.5	0	25	4	10.7	陶地域交流センター	鑄銭司幼稚園

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
34	舟 木	8.0	40.0	17,150		〃	〃	8.8	0	38	3	46.1	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司幼稚園
35	焼 畑 新 堤	6.2	30.0	4,600		〃	〃	0.9	0	10	0	18.3	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
36	焼 畑 堤	8.7	160.0	52,200		〃	〃	21.7	0	54	3	70.4	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
37	焼 畑 上 堤	6.8	74.0	11,400		〃	〃	21.7	0	21	0	37.0	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
38	権 現	3.5	83.0	7,400	●	〃	〃	7.1	0	23	0	27.6	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
39	権 現 (2)	3.7	7.0	1,500	●	〃	〃	6.9	0	5	1	12.9	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
40	畑	8.8	88.0	30,900		〃	〃	26.4	0	27	2	57.0	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
41	畑 新	11.3	64.0	35,300		〃	〃	14.4	0	25	2	54.5	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
42	正 元 田 上 堤	9.3	110.0	16,700		〃	〃	6.3	0	26	2	53.2	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
43	西 ノ 浴 新 堤	6.4	45.0	5,000	●	〃	〃	1.2	0	9	1	22.5	鑄銭司地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
44	林	3.5	32.5	1,500		〃	〃	0.1	0	49	3	15.8	陶地域交流センター 鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
45	福 西 新 堤	12.4	75.0	73,610		〃	〃	14.4	0	117	10	78.6	陶地域交流センター	近隣の小学校体育館等
46	中 山 下	4.0	145.0	20,000		〃	〃	8.0	0	37	8	30.8	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
47	中 山 中	3.7	117.0	9,500		〃	〃	8.6	0	13	6	20.2	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
48	長 沢 池	4.7	295.0	422,400		〃	〃	50.0	0	165	17	155.8	鑄銭司地域交流センター 陶地域交流センター	近隣の小学校体育館等
49	寺 堤 (下 池)	8.7	49.0	8,240		〃	〃	3.9	0	19	2	36.3	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
50	寺 堤 (上 堤) (寺 堤 上 津)	5.6	63.0	3,090		〃	〃	3.9	0	11	2	26.9	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
51	新 津 池	5.5	70.0	22,000		〃	〃	20.0	0	29	5	47.1	陶地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
52	大 津 池	11.1	92.0	120,000		〃	〃	20.0	0	102	10	87.5	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
53	昭 和 池	17.5	84.0	120,000		〃	〃	8.0	0	88	6	102.5	鑄銭司地域交流センター	近隣の小学校体育館等
54	春 山 池	11.3	46.0	16,200		〃	〃	5.6	0	19	1	45.0	嘉川地域交流センター	鑄銭司小学校体育館
55	北 山 田 第 2 堤	4.4	31.0	2,100		〃	〃	0.8	0	0	0	0.7	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
56	古 馬 様	8.2	39.0	14,000		〃	〃	32.5	0	9	0	15.1	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
57	院 内	9.2	163.0	12,000		〃	〃	14.5	0	5	0	16.9	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
58	院 内 亀 ケ 浴	3.0	26.0	1,000		〃	〃	0.4	0	0	0	3.7	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
59	鍛 冶 ケ 浴	10.0	50.0	21,000		〃	〃	2.9	0	82	5	27.8	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
60	下 堤	11.3	97.0	19,000		〃	〃	12.9	0	81	7	29.0	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
61	河 内 中 堤	11.5	63.1	29,000		〃	〃	13.6	0	89	5	32.5	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
62	竹 堤	12.2	81.0	22,000		〃	〃	12.5	0	82	5	30.4	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
63	外 門 堤	3.2	48.0	2,100		〃	〃	0.7	0	4	1	14.9	陶地域交流センター	陶小学校体育館
64	光 面 堤	5.0	133.0	26,000		〃	〃	14.7	0	16	0	47.3	陶地域交流センター	陶小学校体育館
65	河 骨 池	2.8	28.5	1,400	●	〃	〃	0.1	0	17	0	8.5	陶地域交流センター	陶小学校体育館
66	西陶(山田)中堤	3.9	45.0	1,100		〃	〃	2.1	0	13	0	8.8	陶地域交流センター	陶小学校体育館
67	西陶(山田)新堤	5.8	65.0	1,400		〃	〃	2.2	0	13	0	10.1	陶地域交流センター	陶小学校体育館

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
68	八 伏 堤 下	3.3	58.0	3,700		〃	〃	8.7	0	2	0	7.2	陶地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
69	八 伏 堤 上	3.8	75.0	4,800		〃	〃	8.7	0	2	0	8.3	陶地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
70	真 菰 池	4.2	31.0	21,600		〃	〃	3.9	0	16	0	23.3	陶地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
71	し も つ つ み	8.3	41.0	19,600		〃	〃	11.9	0	43	0	14.5	大蔵地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
72	寺 山	6.0	73.0	8,300		〃	〃	1.1	0	37	3	32.3	平川地域交流センター	鴻南中学校
73	新 堤	5.0	152.0	10,600		〃	〃	7.6	0	40	5	34.6	平川地域交流センター	県立西京高等学校
74	上 堤	4.4	62.5	1,800		〃	〃	7.8	0	31	1	12.0	平川地域交流センター	県立西京高等学校
75	明 神 池	8.6	162.6	25,000		〃	〃	19.1	0	64	5	57.8	平川地域交流センター	県立西京高等学校
76	奥 堤	8.7	64.0	7,400		〃	〃	24.7	0	35	2	27.9	平川地域交流センター	県立西京高等学校
77	酒 尾	4.1	68.0	2,400	●	〃	〃	0.0	0	13	0	25.1	平川地域交流センター	県立西京高等学校
78	明 神 (下)	7.1	154.0	14,000		〃	〃	12.7	0	57	4	52.1	平川地域交流センター	県立西京高等学校
79	明 神 (上)	5.9	70.0	8,500	●	〃	〃	13.6	0	36	1	40.1	平川地域交流センター	県立西京高等学校
80	新 堤	4.3	98.0	6,200		〃	〃	9.0	0	207	3	52.5	平川地域交流センター	平川小学校校体育館
81	古 池	3.2	104.0	4,200		〃	〃	10.0	0	219	3	47.3	平川地域交流センター	平川小学校校体育館
82	貝 溜	3.3	70.0	2,700		〃	〃	12.0	0	154	4	37.9	平川地域交流センター	平川小学校校体育館
83	青 木 堤	7.2	83.0	10,500		〃	〃	11.7	0	281	7	62.3	平川地域交流センター	平川小学校校体育館
84	巷 丁 (巷 町) 池	13.1	179.0	65,000		〃	〃	25.6	0	558	8	150.5	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
85	蔵 戸 池	8.0	102.0	27,100		〃	〃	50.0	0	393	7	115.1	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
86	瀬 利 黒 堤	4.3	72.0	14,700		〃	〃	1.7	0	705	11	82.4	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
87	牛 コ ロ ビ 堤	7.3	100.0	8,200		〃	〃	9.2	0	601	12	65.6	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
88	ス ワ ガ 浴 堤	4.2	53.0	2,400		〃	〃	6.5	0	407	9	38.2	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
89	浴 山	4.1	46.0	3,400		〃	〃	1.3	0	388	6	36.6	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
90	正 慶 堤	8.9	122.0	72,000		〃	〃	13.9	0	1073	16	137.6	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
91	中 の 堤	6.1	82.0	15,000		〃	〃	13.7	0	544	8	59.5	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
92	小 堤	3.8	61.0	2,800	●	〃	〃	0.5	0	266	2	32.5	平川地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
93	道 祖 神 1	4.3	0.0	900		〃	〃	0.6	0	8	1	12.2	大歳地域交流センター	鴻南中学校
94	道 祖 神 2	6.3	26.0	3,400		〃	〃	0.6	0	12	1	20.4	大歳地域交流センター	鴻南中学校
95	郷 田	7.0	19.4	3,600		〃	〃	0.5	0	10	1	18.2	大歳地域交流センター	鴻南中学校
96	内 田	4.4	27.0	1,000		〃	〃	0.9	0	96	1	11.4	大歳地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
97	法 満 寺	5.7	31.0	3,200		〃	〃	0.5	0	164	2	22.4	大歳地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
98	郷 之 尾 溜 池	6.6	80.0	13,700	●	〃	〃	2.0	0	313	7	58.1	大歳地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
99	天 神 上	6.2	38.0	2,400		〃	〃	0.9	0	0	0	1.2	大歳地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
100	土 師 神	3.5	29.0	1,000		〃	〃	0.0	0	93	11	21.3	大歳地域交流センター	大歳小学校体育館
101	下荒田ヶ奥(旧堤)	4.4	110.0	4,800		〃	〃	3.0	0	290	9	39.4	吉敷地域交流センター	近隣の小学校校体育館等

番号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
102	新井手	6.1	56.0	800		〃	〃	1.5	0	257	2	14.1	湯田地域交流センター	湯田小学校体育館
103	岩ヶ迫池	4.3	75.0	3,400		〃	〃	3.4	0	330	4	20.5	湯田地域交流センター	湯田小学校体育館
104	姫御前	4.4	28.2	5,000	●	〃	〃	2.3	0	116	1	18.6	大内地域交流センター	近隣の小学校体育館等
105	野地下	6.3	35.0	1,900		〃	〃	5.8	0	10	0	7.7	大内地域交流センター	大内南小学校体育館
106	野地上	7.8	40.0	2,400		〃	〃	3.1	0	10	0	8.4	大内地域交流センター	大内南小学校体育館
107	枇杷田大	6.8	108.9	18,600		〃	〃	3.5	0	197	3	39.7	大内地域交流センター	大内小学校体育館
108	枇杷田小	4.2	49.5	1,700		〃	〃	3.3	0	18	0	13.7	大内地域交流センター	大内小学校体育館
109	滝口	3.7	62.2	800		〃	〃	1.4	0	19	0	8.8	大内地域交流センター	大内南小学校体育館
110	船岩1	1.6	35.5	100		〃	〃	0.0	0	3	0	2.7	大内地域交流センター	大内南小学校体育館
111	滝面	5.7	50.0	4,100		〃	〃	0.9	0	44	1	29.0	大内地域交流センター	大内南小学校体育館
112	野中堤	3.5	160.4	7,500		〃	〃	3.2	0	248	10	51.0	大内地域交流センター	近隣の小学校体育館等
113	大宮	10.4	168.0	87,600		〃	〃	11.4	0	728	17	145.7	大内地域交流センター	近隣の小学校体育館等
114	中ヶ迫	4.2	79.0	3,000		〃	〃	3.4	0	7	0	21.5	小鯖地域交流センター	小鯖小学校体育館
115	平佐南	7.5	39.0	8,300		〃	〃	6.6	0	3	0	6.6	小鯖地域交流センター	小鯖小学校体育館
116	江良	10.8	50.0	75,900		〃	〃	48.0	0	22	1	57.3	小鯖地域交流センター	小鯖小学校体育館
117	うえのつみ	4.5	20.4	600		〃	〃	1.0	0	1	0	3.5	小鯖地域交流センター	小鯖小学校体育館
118	サエンガ浴	6.7	46.0	4,000		〃	〃	2.3	0	49	1	18.2	小鯖地域交流センター	小鯖小学校体育館

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため 池の指定	予想される 危険	対策水防 工法	受益面積 (ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口 (人)	戸数 (戸)	公共 施設数	被害想定 面積(ha)	第一場所	第二場所
119	古 屋	3.0	25.0	300	●	〃	〃	0.3	0	4	0	6.3	小鯖地域交流センター	小鯖小学校体育館
120	奥 坂 上 の 堤	6.7	57.0	9,300		〃	〃	1.4	0	126	5	36.5	大内地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
121	神 田 池 下	3.7	75.0	1,200		〃	〃	1.6	0	92	5	16.7	大内地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
122	神 田 池 上	3.5	100.0	2,100		〃	〃	1.6	0	142	5	21.0	大内地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
123	寺 内 堤	2.8	103.0	2,400		〃	〃	3.0	0	139	1	12.9	大内地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
124	宮ノ後ため池	5.0	250.0	20,000		〃	〃	4.9	0	282	6	56.0	大内地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
125	南 原	4.9	73.5	15,000		〃	〃	2.5	0	153	1	34.6	仁保地域交流センター 大内地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
126	鎌 山 堤	4.9	75.0	2,000		〃	〃	8.6	0	11	0	15.8	仁保地域交流センター	やまぐちリフレッシュ パーク
127	釜 山 堤	8.5	69.0	15,000		〃	〃	11.8	0	16	0	32.8	仁保地域交流センター	やまぐちリフレッシュ パーク
128	女 頭	8.5	85.0	5,800		〃	〃	4.2	0	23	1	29.6	仁保地域交流センター	仁保小学校体育館
129	大 方 1 号	4.4	36.0	1,400		〃	〃	2.0	0	3	0	10.4	仁保地域交流センター	仁保小学校体育館
130	金 子	6.3	39.0	1,900	●	〃	〃	0.3	0	16	0	32.5	仁保地域交流センター	仁保小学校体育館
131	須 郷 田 池	7.4	118.0	31,000		〃	〃	23.0	0	41	2	69.0	仁保地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
132	二枚溜池(下)	5.5	56.0	6,400		〃	〃	1.0	0	30	3	42.0	仁保地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
133	二枚溜池(上)	3.5	47.0	1,200		〃	〃	1.0	0	15	3	19.6	仁保地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
134	鳶 ケ 栖	6.5	37.0	15,800	●	〃	〃	5.4	0	53	6	55.6	仁保地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
135	平 野 堤 1	3.1	44.0	1,100	●	〃	〃	0.1	0	189	4	15.8	宮野地域交流センター	近隣の小学校校体育館等

番号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
136	見内新堤	6.3	60.0	12,400		〃	〃	11.1	0	455	6	68.4	宮野地域交流センター	近隣の小学校体育館等
137	羽平堤	8.2	50.0	10,000		〃	〃	7.0	0	432	3	62.7	宮野地域交流センター	近隣の小学校体育館等
138	仁保地峠	3.5	34.6	1,200	●	〃	〃	4.6	0	1	0	1.1	宮野地域交流センター 仁保地域交流センター	近隣の小学校体育館等
139	鮎ヶ浴池	7.9	496.0	174,000		〃	〃	66.3	0	48	5	188.6	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
140	一番ヶ浴池	2.6	80.0	900		〃	〃	1.0	0	2	1	3.5	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
141	後の池	2.6	17.0	600		〃	〃	0.6	0	8	0	3.8	嘉川地域交流センター	興進小学校体育館
142	原東3号	2.1	60.0	400		〃	〃	1.0	0	15	1	9.2	嘉川地域交流センター	川西中学校
143	原東4号	1.5	18.0	600		〃	〃	1.0	0	15	1	10.3	嘉川地域交流センター	川西中学校
144	岡下堤	4.2	64.0	3,700		〃	〃	3.4	0	9	0	21.0	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
145	かがち	6.7	41.0	3,000		〃	〃	0.5	0	31	1	10.5	嘉川地域交流センター	川西中学校
146	大堤	7.6	70.0	17,800		〃	〃	6.8	0	116	2	18.5	嘉川地域交流センター	川西中学校
147	砂止	6.0	60.0	6,000		〃	〃	6.7	0	49	1	13.3	嘉川地域交流センター	川西中学校
148	石堤	3.5	17.0	1,000		〃	〃	0.0	0	23	1	9.3	嘉川地域交流センター	川西中学校
149	大浴	8.8	38.5	14,900		〃	〃	6.6	0	63	1	19.6	嘉川地域交流センター	近隣の小学校体育館等
150	亀池	9.0	39.0	18,100	●	〃	〃	4.0	0	68	1	23.5	嘉川地域交流センター	近隣の小学校体育館等
151	江崎下堤	6.2	156.0	11,200		〃	〃	30.3	0	39	1	14.8	嘉川地域交流センター	近隣の小学校体育館等
152	江崎上堤	6.6	99.0	26,400		〃	〃	28.7	0	73	1	29.4	嘉川地域交流センター	近隣の小学校体育館等

番号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
153	新堤(堂の下)	6.5	76.3	20,000		〃	〃	7.0	0	103	0	42.1	嘉川地域交流センター	嘉川小学校体育館
154	椿木	5.2	29.0	1,000		〃	〃	1.5	0	2	0	3.0	嘉川地域交流センター	川西中学校
155	丸蓋溜池	4.6	129.0	17,500		〃	〃	13.9	0	31	0	27.7	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
156	黒畑	4.1	56.0	7,200		〃	〃	3.5	0	16	0	4.6	嘉川地域交流センター	川西中学校
157	堂ヶ迫下の堤	2.5	21.0	300		〃	〃	1.0	0	8	0	3.6	嘉川地域交流センター	川西中学校
158	堂ヶ迫上の堤	2.6	20.0	200		〃	〃	1.0	0	10	0	3.1	嘉川地域交流センター	川西中学校
159	鍛冶ヶ浴	3.2	54.0	2,900		〃	〃	1.4	0	11	0	4.1	嘉川地域交流センター	川西中学校
160	椎立	10.5	74.0	37,700		〃	〃	22.7	0	40	3	26.8	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
161	大椎立	6.6	73.1	16,000		〃	〃	22.7	0	34	1	20.1	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
162	小椎立	5.3	56.0	7,900		〃	〃	22.7	0	26	1	15.5	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
163	船木堤	9.0	140.0	38,500	●	〃	〃	60.0	0	43	1	30.4	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
164	左ヶ浴	9.5	66.0	11,500		〃	〃	60.0	0	30	1	20.5	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
165	三田堤	4.5	60.0	12,300	●	〃	〃	60.0	0	25	1	19.1	嘉川地域交流センター 佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
166	河内神下池	4.9	94.0	35,000		〃	〃	41.6	0	21	0	23.3	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
167	河内神中池	2.5	100.0	12,400		〃	〃	41.6	0	12	0	13.3	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
168	出口	14.0	120.0	310,500		〃	〃	120.0	0	100	3	156.4	佐山地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
169	柿之河内下	4.8	46.0	2,900		〃	〃	30.0	0	11	0	16.1	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
170	柿之河内中	4.5	30.0	2,800		〃	〃	30.0	0	13	0	16.3	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
171	長蔵	5.2	29.0	3,300		〃	〃	9.0	0	16	0	21.1	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
172	堰堤	6.3	34.0	4,800		〃	〃	14.6	0	9	0	16.8	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
173	穴の尾	5.4	34.0	10,900		〃	〃	14.6	0	9	0	21.7	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
174	河原谷	11.5	166.0	198,000		〃	〃	116.0	0	13	1	59.5	佐山地域交流センター	近隣の小学校体育館等
175	新堤	9.5	95.5	124,000		〃	〃	115.0	0	13	0	43.5	佐山地域交流センター	近隣の小学校体育館等
176	森の浴大堤	6.1	38.5	21,900		〃	〃	1.5	0	22	2	29.5	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
177	森の浴大堤上堤	3.0	39.0	800		〃	〃	1.5	0	0	0	0.5	佐山地域交流センター	佐山小学校体育館
178	竹堤	10.0	31.0	16,800		〃	〃	7.2	0	18	0	24.1	佐山地域交流センター	近隣の小学校体育館等
179	安導寺	9.3	38.0	8,500		〃	〃	4.5	0	8	1	20.9	徳地地域交流センター島地分館	近隣の小学校体育館等
180	中火焼	3.1	50.0	800		〃	〃	0.3	0	3	0	6.3	徳地地域交流センター串分館	旧串小学校体育館
181	山根	5.1	15.3	500	●	〃	〃	0.1	0	0	0	5.1	徳地地域交流センター八坂分館	八坂小学校体育館
182	長助	4.6	19.0	1,200		〃	〃	1.1	0	2	0	4.6	徳地地域交流センター八坂分館	八坂小学校体育館
183	第2大正池	8.5	115.0	30,000		〃	〃	0.6	0	91	1	69.8	秋穂保健センター	近隣の小学校体育館等
184	第1大正池	10.5	110.0	27,500		〃	〃	3.7	0	25	1	63.0	秋穂保健センター	近隣の小学校体育館等
185	北原池	4.5	30.0	1,700		〃	〃	0.7	0	17	1	9.5	秋穂保健センター	近隣の小学校体育館等
186	大迫池	11.4	85.0	28,000		〃	〃	7.2	0	93	4	72.8	秋穂保健センター	近隣の小学校体育館等

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
187	道永上池	4.7	21.0	600		〃	〃	0.1	0	6	0	6.1	秋穂保健センター	大海小学校体育館
188	新池	9.7	94.5	16,400		〃	〃	4.0	0	34	1	15.8	秋穂保健センター	秋穂デイサービスセンター
189	山野上池	3.8	52.0	1,000		〃	〃	0.6	0	1	0	5.8	秋穂保健センター	秋穂デイサービスセンター
190	新池 (金山領新池)	6.8	113.0	21,000		〃	〃	1.2	0	33	0	33.5	秋穂保健センター	秋穂中学校
191	大池	8.2	573.0	121,000		〃	〃	45.0	0	50	4	56.7	秋穂保健センター	近隣の小学校校体育館等
192	四の坪池	5.9	96.0	8,300		〃	〃	4.3	0	39	0	26.4	秋穂保健センター	秋穂中学校
193	西谷下池	2.3	18.0	900	●	〃	〃	2.0	0	95	4	29.9	秋穂保健センター	秋穂中学校
194	峠下池	2.9	58.0	1,700		〃	〃	2.0	0	99	3	34.6	秋穂保健センター	秋穂中学校
195	峠上池	3.7	89.0	2,000		〃	〃	2.0	0	98	4	36.4	秋穂保健センター	秋穂中学校
196	夫婦池	3.4	366.5	31,400		〃	〃	21.8	0	30	0	76.5	秋穂保健センター	近隣の小学校校体育館等
197	人形池	3.5	93.0	11,900		〃	〃	4.6	0	28	1	41.8	秋穂保健センター	近隣の小学校校体育館等
198	大歳池	5.2	367.0	45,000		〃	〃	45.4	0	72	5	79.1	秋穂保健センター	近隣の小学校校体育館等
199	長尾下池	7.8	215.7	80,700		〃	〃	17.0	0	55	1	86.7	秋穂保健センター	近隣の小学校校体育館等
200	外屋下池	13.9	310.0	416,000		〃	〃	36.1	0	115	4	198.1	秋穂保健センター	近隣の小学校校体育館等
201	大平口池	6.7	205.0	20,000		〃	〃	6.2	0	9	1	40.9	秋穂保健センター 二島地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
202	原4号	4.0	50.0	2,000		〃	〃	0.2	0	99	1	16.5	小郡地域交流センター	近隣の小学校校体育館等
203	円沢	7.9	53.0	4,500		〃	〃	2.9	0	31	2	13.2	小郡地域交流センター	近隣の小学校校体育館等

番号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
204	能力3号	4.6	32.0	1,200		〃	〃	0.6	0	27	2	10.1	小郡地域交流センター	近隣の小学校体育館等
205	山ノ内	10.7	72.0	7,600		〃	〃	3.6	0	233	22	50.8	小郡保健センター	小郡地域交流センター
206	八形	10.2	42.0	15,600		〃	〃	0.6	0	83	1	24.7	小郡保健センター	上郷小学校体育館
207	神泉4号	9.0	31.0	24,000		〃	〃	3.9	0	90	1	29.9	小郡保健センター	上郷小学校体育館
208	神泉2号	6.4	44.0	7,400		〃	〃	3.9	0	59	1	16.0	小郡保健センター	上郷小学校体育館
209	中ヶ坪	11.5	55.0	53,000		〃	〃	2.8	0	158	1	44.8	小郡地域交流センター	近隣の小学校体育館等
210	龍岩	4.9	31.0	7,000		〃	〃	1.3	0	75	0	15.6	小郡地域交流センター	近隣の小学校体育館等
211	浜利池	4.9	50.0	4,900		〃	〃	15.0	0	11	0	11.5	阿知須地域交流センター	阿知須健康福祉センター
212	宮ノ脇池	2.9	45.0	15,000		〃	〃	3.0	0	6	0	27.7	阿知須地域交流センター	井関小学校体育館
213	北方	2.5	25.0	1,100		〃	〃	0.2	0	4	0	6.5	阿知須地域交流センター	井関小学校体育館
214	射場山池	4.2	37.0	9,800		〃	〃	1.0	0	6	0	24.6	阿知須地域交流センター	近隣の小学校体育館等
215	江畑池	13.6	68.8	450,000		〃	〃	30.0	0	29	2	108.0	阿知須地域交流センター	阿知須中学校
216	長浴池	11.7	80.0	109,200		〃	〃	16.0	0	20	2	51.3	阿知須地域交流センター	阿知須中学校
217	長堤池	4.2	69.0	10,000		〃	〃	8.7	0	13	1	26.1	阿知須地域交流センター	井関小学校体育館
218	万年下池	6.9	70.0	17,000		〃	〃	18.0	0	10	2	24.6	阿知須地域交流センター	近隣の小学校体育館等
219	万年池	9.7	115.2	1,013,000		〃	〃	92.0	0	26	2	111.1	阿知須地域交流センター	近隣の小学校体育館等
220	南向	2.5	15.5	200		〃	〃	0.5	0	5	0	5.5	阿知須地域交流センター	阿知須健康福祉センター

番号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
221	岡山溜池	3.8	55.0	9,400		〃	〃	1.7	0	67	3	8.4	阿知須地域交流センター	阿知須小学校体育館
222	黒谷池	22.0	100.0	370,000		〃	〃	38.3	0	38	1	83.0	阿知須地域交流センター	井関小学校体育館
223	中半久	6.8	180.0	54,700		〃	〃	11.9	0	46	1	108.5	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
224	熊ヶ迫	10.1	108.3	34,900		〃	〃	20.9	0	54	2	100.2	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
225	山崎	3.4	32.0	500	●	〃	〃	1.0	0	1	0	4.5	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
226	後谷	7.3	122.0	54,200	●	〃	〃	10.2	0	20	1	31.5	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
227	大堤	6.2	258.6	40,000		〃	〃	19.4	0	60	1	110.0	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
228	野坂	8.4	138.6	148,000		〃	〃	25.6	0	1	0	81.2	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
229	篠原第一	5.3	136.0	19,000		〃	〃	9.0	0	31	1	21.5	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
230	篠原第二	2.8	110.0	7,900		〃	〃	9.0	0	21	0	13.9	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
231	伝兵田	5.6	144.4	6,000		〃	〃	1.7	0	33	0	20.8	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
232	雪寄	3.7	138.5	7,000		〃	〃	3.0	0	3	0	18.7	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
233	野道	22.3	205.0	565,000		〃	〃	63.1	0	29	2	106.8	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
234	福谷溜池	16.8	75.0	260,000		〃	〃	65.1	0	22	2	40.3	阿東地域交流センター	近隣の小学校体育館等
235	椿川	3.9	117.0	8,000		〃	〃	7.8	0	2	0	14.4	阿東地域交流センター	阿東東中学校
236	用路下	3.2	78.0	2,200	●	〃	〃	0.0	0	0	0	4.7	阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校
237	坂口	5.4	108.0	5,800		〃	〃	0.0	0	2	0	17.0	阿東地域交流センター 地福分館	阿東中学校

番 号	ため池名	ため池規模			危険ため池の指定	予想される危険	対策水防工法	受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所	
		堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)					人口(人)	戸数(戸)	公共施設数	被害想定面積(ha)	第一場所	第二場所
238	朴	7.4	262.0	16,000		〃	〃	32.7	0	7	0	24.7	阿東地域交流センター地福分館	阿東中学校
239	旦ノ原	3.6	150.0	4,400		〃	〃	2.8	0	8	0	12.8	阿東地域交流センター地福分館	阿東中学校
240	橋ヶ浴	7.3	40.0	3,600		〃	〃	1.5	0	0	0	3.7	阿東地域交流センター篠生分館	阿東三谷ふれあいセンター
241	橋本下	2.9	31.0	500		〃	〃	0.8	0	1	0	3.5	阿東地域交流センター篠生分館	篠目体育館
242	白井原	3.1	55.0	4,700		〃	〃	0.1	0	11	0	18.9	阿東地域交流センター生雲分館	生雲小学校体育館
243	田ノ方	13.4	50.0	30,000		〃	〃	1.6	0	12	1	16.5	阿東地域交流センター生雲分館	生雲小学校体育館
244	藤管田	2.6	25.0	1,000	●	〃	〃	0.2	0	1	0	1.5	阿東地域交流センター生雲分館	生雲小学校体育館
245	赤松	11.9	113.5	134,000		〃	〃	30.0	0	18	3	30.2	阿東地域交流センター生雲分館	生雲小学校体育館
246	下小谷	1.9	30.0	200	●	〃	〃	0.3	0	3	0	1.4	阿東地域交流センター生雲分館	生雲小学校体育館
247	須之原笹ノ口	11.6	45.5	52,000		〃	〃	9.7	0	6	1	17.0	阿東地域交流センター生雲分館	生雲小学校体育館

4. 山地災害危険地区(農林整備課)

(1) 山腹崩壊危険地区【国有林】

令和6年4月1日現在

番号	地域	地区	保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業状況	位置		公共施設等					
							大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 10戸	人家 9 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	徳地	1	有	無	B	無	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
2	徳地	2	有	無	C	無	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
3	徳地	3	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
4	徳地	4	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
5	徳地	5	有	無	C	無	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	県
6	徳地	6	有	無	B	一部概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
7	徳地	7	有	無	B	一部概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
8	徳地	8	有	無	B	一部概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
9	徳地	9	有	無	C	無	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
10	徳地	10	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
11	阿東	1	有	無	C	一部概成	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県
12	阿東	2	有	無	C	無	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県
13	阿東	3	有	無	B	無	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県
14	阿東	4	有	無	C	無	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県

山腹崩壊危険地区【民】

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業状況	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 10戸	人家 9 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	203	1001		有	B	無	江崎	北江西(北江西)	72					市
2	203	1002		無	A	無	嘉川	西本郷(西本郷)		33				市
3	203	1003	土流	無	B	無	嘉川	高見(高見)		48				市
4	203	1004	土流	有	B	無	嘉川	相原(相原)	95					市
5	203	1006	土流	無	A	無	嘉川	千見折(千見折第二)		11				県
6	203	1007		無	A	無	嘉川	千見折(千見折第一)		11				市
7	203	1008		無	A	無	吉敷	滝河内(滝河内)		14				林
8	203	1009		無	A	無	吉敷	吉敷畑(吉敷畑)		19				国
9	203	1010	保健	有	B	一部概成	上宇野令	糸米(糸米)				1		市
10	203	1011		有	B	一部概成	上宇野令	鴻峰(糸米)			5			市
11	203	1012		無	A	無	上宇野令	糸米(糸米)		44				市
12	203	1013	土流	無	A	一部概成	下宇野令	鴻ノ峰(鴻ノ峰)	70					市
13	203	1014		無	A	無	下宇野令	木町(木町)	164					県
14	203	1015	水かん	無	B	一部概成	上宇野令	恵美須ヶ浴(恵美須ヶ浴)						市
15	203	1016	土流	有	B	一部概成	上宇野令	天花畑(天花畑)		19				市
16	203	1018	土崩	有	B	一部概成	宮野下	上平野(上平野)				2		
17	203	1019		無	C	無	宮野上	東桜島(桜島)				2		市
18	203	1020		無	B	無	宮野上	床夏(床夏)	75					市
19	203	1021		無	A	無	宮野上	岩川(岩川)	51					県
20	203	1022	土流	有	B	一部概成	宮野上	荒谷(荒谷)						市
21	203	1023	水かん	有	B	一部概成	仁保中郷	浅地(木戸第一)						市
22	203	1025		無	A	無	仁保中郷	高島(高島)		12				市
23	203	1026		無	B	無	仁保上郷	北河内(北河内)		15				市
24	203	1027		有	C	一部概成	仁保上郷	下浴(下浴)				3		
25	203	1028		無	B	無	仁保上郷	小河内(小河内)			7			市
26	203	1029	水かん	無	B	無	仁保上郷	芝(芝)		20				県
27	203	1030	水かん	無	A	無	仁保上郷	岩倉(岩倉)		17				市
28	203	1031		無	A	無	仁保上郷	上川(上川)		14				県
29	203	1032		無	A	無	仁保上郷	葛坂(葛坂)			7			県
30	203	1033		無	C	一部概成	仁保上郷	金坪(金坪)				2		市
31	203	1034	土流	有	B	一部概成	仁保上郷	一の瀬(一の瀬)				3		市
32	203	1035		有	C	無	仁保中郷	坂本(坂本)						県
33	203	1036		無	B	無	仁保下郷	堀ノ内(堀ノ内)		12				市
34	203	1037		無	C	無	仁保下郷	中屋(中屋)			6			市
35	203	1038		無	B	無	仁保下郷	殿河内(殿河内)		16				市
36	203	1039		無	B	無	宮野上	中恋路(中恋路)			6			市
37	203	1040		有	A	一部概成	宮野上	下恋路(下恋路)		24				国
38	203	1041	土流	無	A	概成	上宇野令	周慶寺(周慶寺)		47				県
39	203	1042		有	A	無	大内御堀	御堀(御堀)	138					市
40	203	1043		無	A	一部概成	大内御堀	御堀(御堀団地)	146					市

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49 10戸	人家9 5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
41	203	1044		無	B	一部概成	大内氷上	氷上(氷上)		49			1	市
42	203	1045		無	A	無	大内氷上	氷上(氷上)	53					市
43	203	1046		無	A	概成	大内御堀	姫山(姫山)	150					市
44	203	1047	水かん	無	B	概成	仁保中郷	坂本(坂本)						市
45	203	1048	土流	有	B	一部概成	仁保中郷	胡麻草(胡麻草)		12				県
46	203	1049	土流	無	B	無	下小鯖	下鬼ヶ原(叶木)						市
47	203	1050		無	B	無	下小鯖	稔畑(稔畑)		30				市
48	203	1051	土流	無	A	無	下小鯖	門前(門前)	179					市
49	203	1052	土流	無	A	無	下小鯖	滝平(滝平)	69					市
50	203	1053		無	B	無	下小鯖	鳴滝(鳴滝)	97					市
51	203	1054	土流	有	A	一部概成	大内矢田	川路(川路)		26				市
52	203	1055		有	C	一部概成	上小鯖	渡瀬(渡瀬)			6			
53	203	1056		無	C	無	上小鯖	相刈(相刈)				3		市
54	203	1057		無	A	無	鑄銭寺	西の谷(西の谷)	64					市
55	203	1059		有	C	無	名田島	岩谷(岩谷)				2		
56	203	1060		無	C	概成	仁保中郷	高島(高島西)			5			市
57	203	1061	土流	有	C	概成	宮野上	荒谷(荒谷)						林
58	203	1062	土流	有	A	概成	上宇野令	上天花(上天花)		19				市
59	203	1063	土流	有	A	概成	陶	丸尾北(丸尾北)		45				市
60	203	1064	土流	有	A	概成	下小鯖	稔畑(稔畑1)		12				県
61	203	1065	土流	有	B	概成	下小鯖	7区(下小鯖7区)		31				国
62	203	1066	土流	有	C	概成	下小鯖	千坊(千坊1)				2		市
63	203	1067		有	C	概成	上小鯖	1区(上小鯖1区)				3		
64	203	1068	土流	有	B	概成	下小鯖	岡河内(岡河内)		10				市
65	203	1069	土流	有	C	概成	下小鯖	下埋淵(下埋淵)						県
66	203	1071		有	A	概成	江崎	東今津(東今津)		14				市
67	203	1072		有	A	概成	鑄銭司	両谷(両谷)	54					県
68	203	1073		有	A	概成	陶	中河原(中河原)			9			市
69	203	1074	土流	有	C	概成	仁保中郷	一貫野(一貫野)						市
70	203	2001		無	A	無	徳地岸見	樋口(樋口)		24			1	県
71	203	2002		無	B	無	徳地堀	二の宮(二の宮第四)			8			国
72	203	2003		有	B	一部概成	徳地堀	二の宮(二の宮第三)			7			国
73	203	2004		無	B	無	徳地堀	二宮(二宮)			6			
74	203	2005		無	C	無	徳地堀	二の宮第一(二の宮第一)				3		国
75	203	2006		有	C	一部概成	徳地堀	二の宮(二の宮第二)				3		国
76	203	2007	土流	無	C	一部概成	徳地引谷	夏焼(夏焼)				1		市
77	203	2008		有	C	一部概成	徳地引谷	引谷(引谷)				3		県
78	203	2009		無	C	一部概成	徳地野谷	山畑(大野)			6			県
79	203	2010		無	B	無	徳地柚木	穂敷(穂敷)				2		県
80	203	2011	土流	有	C	無	徳地柚木	川上(川上第二)						林
81	203	2012	土流	有	B	無	徳地柚木	川上(川上第一)						市
82	203	2013		無	C	無	徳地柚木	河内谷(河内谷)			7			国
83	203	2014	土流	無	A	無	徳地船路	原(原)		19				市
84	203	2015		有	B	一部概成	徳地船路	八石(八石)				3		市
85	203	2016	土流	有	B	一部概成	徳地船路	船東(船東上)				3		市
86	203	2017	土流	無	A	無	徳地八坂	上八坂(上八坂)		46			1	国
87	203	2018		無	B	無	徳地三谷	奥谷(三谷奥谷)				2		
88	203	2019	水かん	無	A	一部概成	徳地三谷	羽高(羽高)		16				県
89	203	2020		無	A	一部概成	徳地三谷	木地屋(木地屋)			8		1	県
90	203	2021		無	C	無	徳地八坂	下八坂中(下八坂中)			5			
91	203	2022		無	B	無	徳地八坂	下八坂宮(下八坂宮)				2		
92	203	2023	土流	無	A	無	徳地深谷	深谷寺(深谷寺)		26				市
93	203	2024	土流	有	C	一部概成	徳地串	滝ヶ迫(滝ヶ迫)			8			
94	203	2025		有	C	無	徳地鯖河内	鯖(鯖)				3		
95	203	2026		有	B	無	徳地鯖河内	鯖(鯖)						市
96	203	2027		無	C	無	徳地鯖河内	上角(上角)			7			県
97	203	2028		無	C	無	徳地串	上角(上角)				2		市
98	203	2029		無	B	無	徳地串	遠内(遠内)		14			1	県
99	203	2030		無	A	無	徳地串	下串(下串)			6			県
100	203	2031		無	C	無	徳地深谷	茂知木(茂知木2)						市

番 号	危険地区番号		保 安 林 等	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 度	治 進 捗 状 況 事 業	位 置		公共施設等					
	市 町 村	地 区					大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 10 戸	人 家 9 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)	道 路
101	203	2032		無	C	無	徳地深谷	茂知木 (茂知木1)				3		市
102	203	2033		無	B	無	徳地堀	伏野下 (伏野下)			9		4	国
103	203	2034	水かん	有	B	無	徳地山畑	臼谷 (臼谷)				2		市
104	203	2035	水かん	有	C	概成	徳地山畑	大野 (大野第一)			7			県
105	203	2036		有	B	一部概成	徳地山畑	大野 (大野第二)		19				県
106	203	2037	土流	無	B	一部概成	徳地山畑	大野 (大野第三)		17				県
107	203	2038		有	B	無	徳地島地	石曽根 (石曽根)		15				国
108	203	2039	水かん	有	B	一部概成	徳地島地	石曽根 (石曽根)		12				国
109	203	2040	水かん	無	B	未成	徳地島地	蔵場2 (蔵場2)		10				
110	203	2041		無	A	一部概成	徳地上村	蔵場 (蔵場)		15				市
111	203	2042		無	C	一部概成	徳地藤木	立石 (立石)			6			
112	203	2043	土流	無	C	無	徳地島地	大町 (大町)						市
113	203	2044		有	B	一部概成	徳地島地	上市 (上市)		30			4	市
114	203	2045	土流	無	B	無	徳地島地	島地市 (島地市)	133				4	市
115	203	2046	土流	有	A	概成	徳地島地	島地八幡 (島地八幡)	51				1	市
116	203	2047		無	B	無	徳地藤木	森山 (森山)			6			県
117	203	2048		有	C	一部概成	徳地堀	中村 (中村)			9			市
118	203	2049		無	C	一部概成	徳地伊賀地	志手原 (志手原)			7			県
119	203	2050		無	C	無	徳地伊賀地	志手原 (志手原2)			8			
120	203	2051		無	B	無	徳地伊賀地	古森 (古森)		12				市
121	203	2052		有	C	一部概成	徳地伊賀地	古森 (古森)				1		市
122	203	2053		無	C	無	徳地岸見	野尻 (野尻下)				3		県
123	203	2054		無	C	一部概成	徳地鯖河内	上角 (上角)			5			県
124	203	2055		無	B	無	徳地串	上角 (中角)						県
125	203	2056		無	C	無	徳地上村	蔵場 (蔵場)			7			市
126	203	2057	土流	有	A	概成	徳地柚木	下柚木 (下柚木)			6			県
127	203	2058	土流	無	B	概成	徳地船路	大畠 (大畠)		10				市
128	203	2059	水かん	有	B	概成	徳地野谷	下祖父 (下祖父)						市
129	203	2060	土流	有	B	概成	徳地三谷	羽高 (羽高2)						県
130	203	2061	土流	有	B	概成	徳地野谷	大原西 (大原西)						市
131	203	2062	土流	有	C	概成	徳地三谷	羽高 (羽高3)				2		県
132	203	2063	土流	有	A	概成	徳地三谷	桃の木 (桃の木1)			5			県
133	203	2064	土流	有	C	一部概成	徳地三谷	桃の木 (桃の木2)			6			県
134	203	2065		有	A	概成	徳地小古祖	片山 (片山)		12			1	国
135	203	3002		無	A	無	秋穂東	花香山 (花香山2)			9			
136	203	3003		有	C	無	秋穂東	花香山 (花香山)				3		県
137	203	3004	土流	有	C	無	秋穂東	道祖 (道祖)				4		市
138	203	3005		無	C	無	秋穂東	北条 (北条)				2		
139	203	3006		無	B	無	秋穂東	中条 (中条)				4		市
140	203	3007	土流	有	C	無	秋穂東	上田 (上田)				3		
141	203	3008	土流	有	B	一部概成	秋穂東	小浜山 (小浜山)			7			市
142	203	3009	土流	有	A	一部概成	秋穂東	赤崎 (赤崎)		11				
143	203	3011	土流	有	C	無	秋穂東	赤石 (赤石)				3		市
144	203	3012		有	A	無	秋穂東	小浜山 (小浜山)		18				
145	203	4001	土流	無	A	一部概成	小郡下郷	山手下 (山手下)		25				市
146	203	4002		無	B	無	小郡下郷	国森 (国森)		49				市
147	203	4003		有	B	無	小郡上郷	西ヶ迫南側 (西ヶ迫南側)		37				市
148	203	4004		無	C	無	小郡上郷	藪台 (藪台)				1		県
149	203	4005	土流	有	B	一部概成	小郡上郷	七曲 (七曲)			7			
150	203	4006		無	A	一部概成	小郡下郷	門前 (妙湛寺)	81				1	県
151	203	4007	土流	有	B	一部概成	小郡下郷	石ヶ坪 (元橋)	52					県
152	203	4008		有	B	概成	小郡上郷	中畑上山 (中畑上山)		10				市
153	203	5002	土流	無	B	無	阿知須	江畑 (江畑)		14				市
154	203	6002		有	C	無	阿東生雲中	天子中 (天子中)				3		市
155	203	6003	土流	無	B	一部概成	阿東蔵目喜	須ノ原 (蔵目喜)		10				市
156	203	6004		有	A	無	阿東蔵目喜	白井谷 (蔵目喜)		27				県
157	203	6005		無	A	無	阿東生雲中	相上 (相上)		19				県
158	203	6006	土流	有	B	無	阿東生雲西分	矢柱 (矢柱)				4		
159	203	6007		有	A	無	阿東生雲西分	田野上 (田野上)			7			県
160	203	6008	土流	有	B	無	阿東生雲西分	田野中 (田野中)				1		市

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業 状況	位 置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ― 10戸	人家 9 ― 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
161	203	6009	土流	有	B	一部概成	阿東生雲西分	田野上 (田野上)				4		県
162	203	6010		有	C	無	阿東嘉年下	吉部野下 (吉部野下)			9			国
163	203	6011		有	B	無	阿東嘉年上	堂免 (堂免)		14				市
164	203	6012		有	B	無	阿東嘉年下	開竈 (開竈)		13				市
165	203	6013		無	C	一部概成	阿東嘉年上	開竈 (開竈)			5			市
166	203	6014	水かん	有	A	一部概成	阿東嘉年下	火打原 (火打原)			9			市
167	203	6015		有	A	無	阿東嘉年下	市瀬 (市瀬)		10				市
168	203	6016	水かん	無	A	一部概成	阿東徳佐下	神角 (神角)		19				市
169	203	6017	土流	有	B	一部概成	阿東徳佐下	神角 (神角)						林
170	203	6018		無	A	無	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原 (鍛冶ヶ原)		15				国
171	203	6019		有	A	無	阿東徳佐中	下宇津根 (下宇津根)		25				市
172	203	6020		有	A	無	阿東徳佐中	片山 (片山)	79					市
173	203	6021		無	A	無	阿東徳佐上	大坪 (大坪)		18				市
174	203	6022		有	A	無	阿東徳佐上	野坂 (野坂)			7			市
175	203	6023		無	A	無	阿東徳佐上	上半久 (上半久)		11				市
176	203	6024		無	A	一部概成	阿東徳佐中	東畑 (東畑)			5			市
177	203	6025		無	A	無	阿東地福上	的場 (的場)		15				市
178	203	6026		無	A	一部概成	阿東地福上	用路 (用路)		24				国
179	203	6027		無	A	無	阿東地福上	山田 (山田)		31				国
180	203	6028		無	A	無	阿東生雲東分	持坂東 (持坂東)		28				県
181	203	6029		無	A	無	阿東生雲東分	開敷 (開敷)		19				県
182	203	6030		有	A	無	阿東生雲東分	三谷市 (三谷市)		37			1	県
183	203	6031	土流	有	A	一部概成	阿東生雲東分	榎谷 (榎谷)			8			県
184	203	6032	土流	有	A	無	阿東篠目	大野 (大野)		20				国
185	203	6033	土流	有	A	一部概成	阿東篠目	親睦 (長門峽)			9			
186	203	6034	土崩	有	A	一部概成	阿東篠目	親睦 (親睦)			6			
187	203	6035		有	A	無	阿東篠目	細野 (細野)		43				県
188	203	6036		有	A	無	阿東篠目	文珠 (文珠)		10				国
189	203	6037		有	C	一部概成	阿東蔵目喜	白井谷 (白井谷)			5			
190	203	6038		有	B	概成	阿東嘉年下	吉部野上 (吉部野上1)				1		国
191	203	6039	土流	有	C	概成	阿東嘉年下	吉部野上 (吉部野上2)				3		国
192	203	6040	土流	有	C	概成	阿東嘉年下	吉部野上 (吉部野上1)				2		国

(2) 地すべり危険地区

危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険度	治進 山抄 事業 状況	位 置		公共施設等					
市町村	地区					大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ― 10戸	人家 9 ― 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
203	1001		有	A	概成	仁保下郷	仁保峠		40				国

(3) 崩壊土砂流出危険地区【国有林】

番号	地域	地区	保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業状況	位置		公共施設等					
							大字	字	人家 50戸以上	人家 49 10戸	人家 9 5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	徳地	1	有	無	C	無	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
2	徳地	2	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
3	徳地	3	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
4	徳地	4	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
5	徳地	5	有	無	C	一部概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
6	徳地	6	有	無	C	一部概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	0	0	0	林
7	徳地	7	有	無	B	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	5	0	0	林
8	徳地	8	有	無	C	概成	徳地柚木	徳地滑山	0	0	5	0	0	林
9	阿東	1	有	無	B	概成	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県
10	阿東	2	有	無	C	無	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県
11	阿東	3	有	無	C	無	阿東生雲西分	藤目谷	0	0	0	0	0	県
12	阿東	4	無	無	A	概成	蔵目喜	長門峽	0	0	0	0	1	県

崩壊土砂流出危険地区【民】

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業状況	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家 50戸以上	人家 49 10戸	人家 9 5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	203	1001	土流	無	C	着手済(一部概成)	嘉川	長尾(長尾)			8		0	市
2	203	1002		有	C	未着手(無)	嘉川	東本郷(東本郷)					0	林
3	203	1003	土流	無	B	未着手(無)	吉敷	木崎(木崎)	87				0	市
4	203	1004	土流	無	C	着手済(一部概成)	吉敷	西寺(西寺)					0	林
5	203	1005		無	B	未着手(無)	吉敷	赤田(赤田)	61				0	市
6	203	1006	土流	無	A	着手済(一部概成)	吉敷	桂ヶ岳(桂ヶ岳)		20			0	市
7	203	1007	水かん	有	A	着手済(一部概成)	吉敷	下台(下台)	56				0	国
8	203	1008	土流	無	A	未着手(無)	吉敷	吉敷畑(吉敷畑第二)	89				0	国
9	203	1009	土流	無	A	未着手(無)	吉敷	吉敷畑(吉敷畑第一)		27			0	国
10	203	1010	防火	無	A	未着手(無)	吉敷	吉敷畑(吉敷畑第三)	87				0	国
11	203	1011		無	A	未着手(無)	中尾	中尾(中尾)	112				0	市
12	203	1012	土流	無	B	着手済(一部概成)	中尾	丸岳(丸岳)				2	0	市
13	203	1013		有	A	未着手(無)	中尾	東谷(東谷)		18			0	市
14	203	1014	水かん	無	A	未着手(無)	上宇野令	天花(天花第五)		33			0	市
15	203	1015	水かん	無	B	未着手(無)	上宇野令	二堂(二堂)				3	0	市
16	203	1016	土流	無	A	着手済(一部概成)	上宇野令	二堂(二堂第二)		22			0	市
17	203	1017	水かん	無	A	着手済(一部概成)	上宇野令	天花畑(天花畑第二)	66				0	県
18	203	1018		有	A	未着手(無)	上宇野令	天花畑(天花畑)		19			0	県
19	203	1019		無	A	未着手(無)	上宇野令	天花(天花第二)		11			0	県
20	203	1020		無	B	未着手(無)	上宇野令	天花(天花第三)			5		0	県
21	203	1021		無	A	未着手(無)	上宇野令	天花(天花)		40			0	県
22	203	1022		有	B	未着手(無)	上宇野令	天花(天花第四)	87				0	県
23	203	1023	土流	無	A	未着手(無)	宮野上	桜島(油川)		26			0	市
24	203	1024		無	B	未着手(無)	宮野下	住吉(住吉)	87				0	国
25	203	1025		無	B	未着手(無)	龍花	龍花(龍花)		21			0	市
26	203	1026	土流	無	A	未着手(無)	宮野上	杖坂(杖坂第四)			7		0	市
27	203	1027	土流	無	A	着手済(一部概成)	宮野上	杖坂(杖坂第三)		18			0	国
28	203	1028	土流	有	A	着手済(一部概成)	宮野上	杖坂(杖坂第四)		35			0	国
29	203	1029		有	A	着手済(一部概成)	宮野上	岩川(岩川)		47			0	県
30	203	1030	水かん	無	A	未着手(無)	七房	七房(七房)		34			0	市
31	203	1031	水かん	無	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	木戸山(木戸山)					0	市
32	203	1032	土流	有	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	北ヶ追(北ヶ追)			5		0	市
33	203	1033		無	B	未着手(無)	仁保中郷	牧川(牧川)		12			0	市
34	203	1034		無	B	未着手(無)	仁保上郷	北河内(北河内)		18			0	市
35	203	1035		無	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	掛山(掛山)				4	0	市
36	203	1036	水かん	無	C	着手済(一部概成)	仁保上郷	大向(大向)					0	県
37	203	1037	水かん	有	C	未着手(無)	仁保上郷	上河内(上河内)			5		0	県
38	203	1038	水かん	有	C	未着手(無)	仁保上郷	上山(上山)			9		0	県
39	203	1039	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保上郷	葛坂(葛坂)				4	0	県
40	203	1040	土流	無	C	未着手(無)	仁保上郷	片篠(片篠)				1	0	市
41	203	1041		無	C	着手済(一部概成)	仁保上郷	石ヶ追(石ヶ追)				3	0	県
42	203	1042	土流	無	B	着手済(一部概成)	仁保上郷	一ノ瀬(一ノ瀬)		13			0	県
43	203	1043	水かん	有	C	着手済(一部概成)	仁保上郷	白水(白水)				2	0	

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49―10戸	人家9―5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
44	203	1044	水かん	有	C	未着手(無)	仁保上郷	黒石(黒石上)				2	0	県
45	203	1045	水かん	無	A	未着手(無)	仁保上郷	黒石(黒石中第二)			8		0	県
46	203	1046	水かん	無	A	着手済(一部概成)	仁保上郷	黒石(黒石)		11			0	県
47	203	1047	水かん	無	C	未着手(無)	仁保下郷	石坂(石坂上)				3	0	県
48	203	1048	水かん	無	C	未着手(無)	仁保中郷	坂本(坂本第四)				2	0	国
49	203	1049	水かん	無	C	着手済(一部概成)	仁保下郷	実梨(実梨)				1	0	国
50	203	1050	土流	無	B	着手済(一部概成)	仁保中郷	坂本(坂本第三)				3	0	国
51	203	1051	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	石坂(石坂中)				3	0	県
52	203	1052	土流	有	B	着手済(一部概成)	仁保中郷	円東庵(円東庵)		25			0	国
53	203	1053	土流	無	C	未着手(無)	仁保中郷	西松茸山(西松茸山)				2	0	
54	203	1054	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	剣の木(剣の木)				4	0	市
55	203	1055	土流	無	C	着手済(概成)	仁保上郷	蒲生(蒲生)				4	0	県
56	203	1056	土流	無	B	着手済(一部概成)	仁保下郷	妙見(妙見(C))				4	0	市
57	203	1057	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保下郷	妙見(妙見下)				1	0	市
58	203	1058	土流	無	C	着手済(概成)	仁保中郷	妙見(妙見中)				4	0	市
59	203	1059	土流	有	A	着手済(一部概成)	仁保下郷	妙見(妙見(B))		14			0	市
60	203	1060	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保下郷	妙見(妙見上)			5		0	市
61	203	1061	土流	無	B	着手済(一部概成)	仁保下郷	妙見(妙見(A))			6		0	市
62	203	1062	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保下郷	峠の下(峠の下)				3	0	市
63	203	1063		無	A	未着手(無)	上宇野令	古熊(古熊)	174				1	市
64	203	1064		無	A	未着手(無)	大内	氷上(氷上)	66				0	市
65	203	1065		無	A	未着手(無)	大内	御堀(御堀団地)	160				0	市
66	203	1066		無	A	未着手(無)	黒川	堂紺(堂紺第一)		12			0	市
67	203	1067	土流	無	A	未着手(無)	黒川	堂紺(堂紺第二)		12			0	市
68	203	1068	土流	無	B	未着手(無)	黒川	黒河内(黒河内)			5		0	市
69	203	1069		無	B	未着手(無)	黒山	鎖ヶ峠(鎖ヶ峠)		22			0	市
70	203	1070		有	C	未着手(無)	黒川	河内(河内)				3	0	市
71	203	1071	土流	無	C	未着手(無)	黒川	河内(河内第二)				3	0	林
72	203	1072	土流	無	B	未着手(無)	大内	問田(問田)		13			0	市
73	203	1073	土流	無	A	着手済(一部概成)	下小鯖	鯖地山(鯖地山)	145				0	国
74	203	1074	土流	有	A	着手済(一部概成)	下小区	境(境)	53				0	市
75	203	1075	土流	有	C	着手済(一部概成)	大内	山谷地山(東山)					0	林
76	203	1076	土流	有	C	着手済(概成)	大内長野	東山(東山)					0	林
77	203	1077	土流	有	B	着手済(一部概成)	仁保下郷	小高野(小高野)					0	林
78	203	1078		有	C	未着手(無)	仁保下郷	鎌山(鎌山)			7		0	市
79	203	1079	水かん	有	A	着手済(一部概成)	仁保下郷	丸山下(丸山下)		31			0	県
80	203	1080	水かん	有	A	着手済(一部概成)	仁保下郷	丸山中(丸山中)		23			0	市
81	203	1081	水かん	有	A	着手済(一部概成)	仁保下郷	丸山上(丸山上)			5		0	市
82	203	1082	水かん	有	A	未着手(無)	仁保中郷	門前(門前第二)		24			0	市
83	203	1083	水かん	有	B	未着手(無)	仁保中郷	門前(門前)		15			0	市
84	203	1084		無	C	未着手(無)	仁保中郷	井久保(井久保)				3	0	県
85	203	1085	土流	無	C	未着手(無)	仁保中郷	並山(並山)					0	県
86	203	1086	土流	無	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	上並山(上並山)				1	0	県
87	203	1087	水かん	無	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	一貫野下(一貫野下)				2	0	
88	203	1088	土流	有	B	着手済(概成)	仁保中郷	鬼ヶ城(鬼ヶ城)		11			0	県
89	203	1089	土流	有	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	善屋敷(善屋敷)				2	0	県
90	203	1090	土流	有	C	着手済(概成)	仁保中郷	猿取(猿取)				2	0	県
91	203	1091	土流	有	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	猿取(猿取)				1	0	県
92	203	1092	土流	有	B	着手済(一部概成)	下小鯖	大岩(大岩)		11			0	市
93	203	1093	土流	有	B	着手済(概成)	下小鯖	芦谷(芦谷)		17			0	林
94	203	1094	土流	有	B	着手済(概成)	下小鯖	芦谷(芦谷支)		26			0	市
95	203	1095	土流	有	B	着手済(一部概成)	下小鯖	長浴(長浴)		10			0	県
96	203	1096	土流	有	A	着手済(概成)	稔畑	稔畑(稔畑)		25			0	県
97	203	1097	土流	有	A	一部概成	下小鯖	寺内(寺内)	118				1	市
98	203	1098	土流	無	B	着手済(概成)	下小鯖	奥横張(奥横張)		41			0	国
99	203	1099	土流	有	A	着手済(概成)	下小鯖	狼谷(狼谷)		22			0	国
100	203	1100	土流	無	A	着手済(一部概成)	下小鯖	山ノ神(山ノ神)	127				0	国
101	203	1101	土流	有	B	一部概成	上小鯖	江良(江良)	53				0	県
102	203	1102	土流	有	C	未着手(無)	上小鯖	江良(江良)				2	0	
103	203	1103		有	B	未着手(無)	向山	向山(向山)		14			0	市
104	203	1104	土流	無	A	未着手(無)	上小鯖	東大平(東大平)		21			0	市
105	203	1105		無	B	着手済(概成)	上小鯖	樋の口(樋の口)		19			0	林
106	203	1106		無	A	着手済(一部概成)	鑄銭司	和西(和西)		19			0	市
107	203	1107		無	A	未着手(無)	鑄銭司	畑(畑)		33			0	県

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49―10戸	人家9―5戸	人家4戸以下	（道路除く） 公共施設	道路
108	203	1108		無	B	未着手(無)	鑄銭司	西の浴(西の浴)					0	県
109	203	1109	土流	有	C	着手済(一部概成)	陶	糸根(糸根)				1	0	
110	203	1110	土流	無	C	着手済(一部概成)	鑄銭司	鑄銭司					0	市
111	203	1111	土流	無	C	着手済(一部概成)	名田島	向山(向山下)			9		0	市
112	203	1112		有	B	着手済(一部概成)	名田島	向山(向山中)		10			0	市
113	203	1113	土流	無	B	着手済(概成)	名田島	向山(向山上)		20			0	市
114	203	1114	土流	有	A	未着手(無)	鑄銭司	梅の木峠(梅の木峠)			9		0	
115	203	1115	土流	有	B	未着手(無)	鑄銭司	福西(福西第二)	52				0	
116	203	1116	土流	無	C	着手済(一部概成)	鑄銭司	福西(福西第一)				3	0	市
117	203	1117	土流	無	C	着手済(一部概成)	鑄銭司	福西(福西)			6		0	市
118	203	1118	土流	有	C	着手済(概成)	秋穂二島	長渡路(長渡路)					0	林
119	203	1119	土流	有	C	着手済(概成)	秋穂二島	仁光寺上(仁光寺上)					0	林
120	203	1120	土流	有	C	未着手(無)	秋穂二島	中ノ房山(中ノ房山)					0	林
121	203	1121	土流	無	B	着手済(概成)	仁保下郷	丸山(丸山)		41			0	県
122	203	1122	土流	無	B	着手済(概成)	鑄銭寺	大平山(大平山)		13			0	市
123	203	1123	水かん	無	C	着手済(概成)	仁保中郷	古寺(古寺1)				1	0	県
124	203	1124	水かん	有	C	着手済(一部概成)	仁保中郷	古寺(古寺2)					0	県
125	203	1125	土流	有	B	着手済(一部概成)	宮野上	荒谷(荒谷1)					0	市
126	203	1126	土流	有	B	着手済(一部概成)	宮野上	荒谷(荒谷2)					0	市
127	203	1127	土流	有	C	着手済(概成)	仁保中郷	鞍馬(鞍馬)				1	0	県
128	203	1128	土流	有	C	着手済(概成)	宮野上	荒谷(荒谷4)					0	市
129	203	1129	土流	有	C	着手済(一部概成)	宮野上	荒谷(荒谷5)				1	0	市
130	203	1130	土流	有	C	着手済(一部概成)	宮野上	荒谷(荒谷6)					0	市
131	203	1131	水かん	有	C	着手済(概成)	仁保上郷	石原(石原)				4	0	県
132	203	1132	土流	無	A	着手済(一部概成)	上宇野令	天花(天花第6)		47			0	市
133	203	1133	土流	有	A	着手済(一部概成)	上宇野令	高嶺(高嶺)	108				0	市
134	203	1134	土流	無	A	着手済(概成)	下小鯖	1 1 区(1 1 区)		45			0	市
135	203	1135	土流	有	B	着手済(概成)	下小鯖	1 1 区(1 1 区)	77				0	市
136	203	1136	土流	有	B	着手済(一部概成)	吉田	中河内(中河内)	62				0	市
137	203	1137	土流	有	A	着手済(概成)	下小鯖	桧畑(桧畑1)		12			0	県
138	203	1138	土流	有	B	着手済(概成)	下小鯖	桧畑(桧畑2)		14			0	県
139	203	1139	土流	有	A	着手済(概成)	下小鯖	桧畑(桧畑4)		18			0	市
140	203	1140	土流	有	A	着手済(概成)	下小鯖	千坊(千坊2)			7		0	市
141	203	1141	土流	有	B	着手済(概成)	下小鯖	桧畑(桧畑6)		18			0	県
142	203	1142	土流	有	A	着手済(概成)	下小鯖	桧畑(桧畑3)		18			0	
143	203	1143	土流	有	C	着手済(概成)	下小鯖	桧畑(桧畑5)					0	市
144	203	1144	土流	有	C	着手済(概成)	嘉川	干見折(干見折)					0	県
145	203	1145	土流	有	C	着手済(概成)	下小鯖	千坊(千坊1)				3	0	市
146	203	1146	土流	有	B	着手済(概成)	陶	糸根(糸根)		21			0	市
147	203	1147	土流	有	A	着手済(概成)	上小鯖	樋ノ口(樋ノ口)		45			0	県
148	203	1148	土流	有	B	着手済(一部概成)	下小鯖	尾曽越(尾曽越)		12			0	市
149	203	1149	土流	有	B	着手済(概成)	下小鯖	岡河内(岡河内)		14			0	市
150	203	1150	土流	無	B	概成	吉敷	木崎(木崎)		12			0	市
151	203	1151	土流	無	C	概成	下小鯖	桧畑1(桧畑1)					0	市
152	203	1152		無	A	概成	中尾	中尾東上(中尾東上)		10			0	市
153	203	1153		無	A	概成	江崎	大迫(大迫)			6		1	市
154	203	1154	水かん	有	C	概成	仁保中郷	横尾(横尾)				1	0	市
155	203	1155	土流	有	C	一部概成	徳地船路	一貫野(一貫野)				3	0	県
156	203	2001	水かん	有	B	着手済(一部概成)	徳地岸見	樋の口(樋の口)	80				1	県
157	203	2002	土流	有	A	着手済(一部概成)	徳地岸見	土井(土井下)		10			0	県
158	203	2003		無	A	未着手(無)	徳地岸見	大見(大見)		10			0	県
159	203	2004	水かん	無	B	着手済(一部概成)	徳地伊賀地	西大津(西大津)			9		0	市
160	203	2005		有	C	未着手(無)	徳地	二の宮上(二の宮上)			7		0	国
161	203	2006		無	C	未着手(無)	徳地堀	漆尾(漆尾)				4	0	国
162	203	2007	土流	無	C	着手済(一部概成)	徳地堀	二の宮(二の宮)			6		0	市
163	203	2008	水かん	無	C	未着手(無)	徳地堀	奥開作(奥開作)			8		0	国
164	203	2009	水かん	無	C	着手済(一部概成)	徳地堀	奥開作(奥開作)				1	0	
165	203	2010	水かん	有	C	未着手(無)	徳地堀	開作(開作)					0	林
166	203	2011	水かん	無	C	未着手(無)	徳地堀	下庄方(下庄方東)			6		0	国
167	203	2012	水かん	無	A	着手済(一部概成)	徳地堀	上庄方(上庄方)		11			0	市
168	203	2013	水かん	有	A	着手済(一部概成)	徳地堀	上庄方(観音)		32			0	国
169	203	2014	水かん	有	C	未着手(無)	徳地小古祖	才契(才契)				2	0	市
170	203	2015		無	C	未着手(無)	徳地引谷	夏焼(夏焼下東)				2	0	
171	203	2016	水かん	無	C	未着手(無)	徳地引谷	夏焼(夏焼中東)				4	0	県

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49―10戸	人家9―5戸	人家4戸以下	（道路除く） 公共施設	道路
172	203	2017	水かん	無	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	瀬戸（瀬戸原）				1	0	
173	203	2018	水かん	無	A	着手済（一部概成）	徳地引谷	夏焼上（柚木谷）		10			0	県
174	203	2019	水かん	無	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	夏焼（夏焼）				4	0	県
175	203	2020	土流	無	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	夏焼（夏焼下）				4	0	県
176	203	2021	土流	無	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	夏焼（夏焼第二）				3	0	県
177	203	2022	土流	無	B	着手済（概成）	徳地引谷	夏焼（夏焼下）					2	県
178	203	2023	土流	無	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	戸祢（戸祢）				3	0	林
179	203	2024	土流	有	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	戸祢（戸祢下）				2	0	県
180	203	2025	土流	無	B	着手済（一部概成）	徳地引谷	中村（中村上）		18			0	県
181	203	2026	水かん	有	B	未着手（無）	徳地引谷	中村（中村中）		15			0	県
182	203	2027		無	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	中村（中村下）			5		0	県
183	203	2028	土流	無	C	着手済（概成）	徳地引谷	刈干（刈干）					0	県
184	203	2029	土流	無	C	着手済（概成）	徳地引谷	川口（川口上）				3	0	県
185	203	2030	土流	有	C	着手済（一部概成）	徳地引谷	川口（川口下）			8		0	県
186	203	2031	土流	有	B	未着手（無）	徳地船路	下庄（宮の後）			9		0	市
187	203	2032	土流	無	C	着手済（一部概成）	徳地船路	上河内（上河内中）				2	0	市
188	203	2033	土流	無	B	着手済（一部概成）	徳地船路	上河内（上河内南）		10			0	市
189	203	2034	土流	無	C	着手済（一部概成）	徳地船路	上河内（上河内上）				3	0	市
190	203	2035	水かん	無	B	着手済（一部概成）	徳地船路	間方（間方下）			7		0	市
191	203	2036		無	C	着手済（一部概成）	徳地船路	間方（間方瀬越）			6		0	市
192	203	2037	土流	無	B	未着手（無）	徳地上谷	上野谷（上野谷南）			6		0	県
193	203	2038	水かん	無	A	着手済（一部概成）	徳地野谷	上野谷（上野谷）		26			0	県
194	203	2039		有	C	未着手（無）	徳地野谷	上野谷（上野谷中）				3	0	県
195	203	2040	水かん	無	B	着手済（一部概成）	徳地野谷	上野谷（火の迫）				1	0	林
196	203	2041	水かん	有	B	着手済（一部概成）	徳地野谷	上野谷（火の迫下）				4	0	県
197	203	2042	土流	有	C	着手済（一部概成）	徳地野谷	中村（中村上）			5		0	県
198	203	2043	水かん	無	C	着手済（一部概成）	徳地野谷	中村（中村）				4	0	県
199	203	2044	水かん	有	B	未着手（無）	徳地野谷	中村（中村下）				3	0	県
200	203	2045	水かん	無	C	着手済（一部概成）	徳地野谷	毛利谷（毛利谷）				3	0	市
201	203	2046	水かん	有	C	未着手（無）	徳地野谷	北谷（北谷上）				1	0	国
202	203	2047		無	C	未着手（無）	徳地野谷	北谷（北谷下）				4	0	市
203	203	2048	水かん	無	C	未着手（無）	徳地野谷	下野谷（下野谷南）				2	0	市
204	203	2049	水かん	無	C	着手済（一部概成）	徳地野谷	四古谷（四古谷）				1	0	国
205	203	2050	水かん	有	C	着手済（一部概成）	徳地野谷	下ヶ原（下ヶ原）				2	0	国
206	203	2051	水かん	有	C	着手済（一部概成）	徳地野谷	寺の奥（寺の奥）					0	国
207	203	2052		有	C	未着手（無）	徳地野谷	出合（出合）					0	国
208	203	2053		無	B	未着手（無）	徳地野谷	笹ヶ滝（笹ヶ滝）				4	1	国
209	203	2054	水かん	無	B	未着手（無）	徳地野谷	笹ヶ滝（津々良）				1	0	国
210	203	2055	水かん	有	B	着手済（一部概成）	徳地野谷	横山（下横山第二）					0	国
211	203	2056		有	C	未着手（無）	徳地野谷	横山（下横山）				3	0	国
212	203	2057	水かん	無	A	着手済（概成）	徳地野谷	横山（下り谷）			5		0	国
213	203	2058	水かん	有	C	着手済（一部概成）	徳地柚木	大土路（大土路南）				2	0	国
214	203	2059	水かん	有	A	未着手（無）	徳地柚木	大土路（大土路）			7		0	国
215	203	2060	土流	無	C	未着手（無）	徳地野谷	横山（横山上）				4	0	県
216	203	2061	土流	無	C	未着手（無）	徳地柚木	柚木（柚木下）					0	県
217	203	2062	土流	無	A	着手済（一部概成）	徳地柚木	柚木（下の谷）			7		0	県
218	203	2063	土流	無	C	着手済（一部概成）	徳地柚木	後迫（後迫）			8		0	県
219	203	2064	土流	無	B	着手済（一部概成）	徳地柚木	小対（小対下）				3	0	県
220	203	2065	土流	有	C	着手済（一部概成）	徳地柚木	小対（小対中）				2	0	県
221	203	2066	水かん	無	A	着手済（一部概成）	徳地柚木	小対（火の迫）			9		0	県
222	203	2067		有	C	未着手（無）	徳地柚木	小対（柚木中）				1	0	県
223	203	2068		無	C	未着手（無）	徳地柚木	小対（小対）					0	県
224	203	2069	水かん	無	B	着手済（一部概成）	徳地柚木	大内谷（重げ第1）				1	0	
225	203	2070	水かん	有	B	概成	徳地柚木	重げ（重げ）					0	国
226	203	2071	土流	有	C	着手済（一部概成）	徳地柚木	大藤（大藤）			6		0	国
227	203	2072	土流	有	C	着手済（一部概成）	徳地柚木	大内谷（柚木上）				3	0	国
228	203	2073	土流	無	B	着手済（一部概成）	徳地柚木	河内谷（河内谷）				1	0	国
229	203	2074	土流	無	A	未着手（無）	徳地柚木	中野（中村下）		10			0	国
230	203	2075	土流	無	C	未着手（無）	徳地柚木	中野（畑上）				3	0	県
231	203	2076	土流	無	A	着手済（一部概成）	徳地柚木	中野（中村上）			9		0	県
232	203	2077	水かん	有	B	着手済（一部概成）	徳地柚木	猿岡（猿屋）					0	県
233	203	2078	土流	有	B	着手済（概成）	徳地柚木	川上（布尻）				4	0	県
234	203	2079	土流	有	A	着手済（概成）	徳地柚木	川上（川上中）			7		0	県
235	203	2080	土流	無	C	未着手（無）	徳地柚木	川上（川上北）				2	0	県

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49 10戸	人家9 5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路
236	203	2081	土流	無	B	着手済(一部概成)	徳地柚木	川平(川平)			5		0	県
237	203	2082	水かん	有	B	着手済(概成)	徳地柚木	川上(母谷)					0	県
238	203	2083	水かん	有	B	着手済(一部概成)	徳地柚木	川上(五の谷)					0	林
239	203	2084	水かん	有	B	概成	徳地柚木	川上(四の谷)					0	林
240	203	2085	土流	有	B	着手済(概成)	徳地柚木	川見(三の谷)					0	林
241	203	2086	水かん	有	B	未着手(無)	徳地柚木	川上(二の谷)					0	林
242	203	2087	土流	無	B	着手済(概成)	徳地柚木	川上(一の谷)					0	林
243	203	2088	土流	有	A	着手済(概成)	徳地柚木	猿岡(猿屋北)			5		0	市
244	203	2089	土流	有	B	着手済(一部概成)	徳地柚木	猿岡(田代)				4	0	市
245	203	2090	土流	無	C	着手済(概成)	徳地柚木	猿岡(岡ノ原)			8		0	国
246	203	2091	土流	無	C	着手済(一部概成)	徳地柚木	中野(鹿野地上)			8		0	国
247	203	2092	土流	有	C	未着手(無)	徳地柚木	中野(鹿野地下)				2	0	国
248	203	2093	土流	無	C	着手済(概成)	徳地柚木	中野(長野)				4	0	国
249	203	2094	水かん	無	A	着手済(一部概成)	徳地柚木	刀迫(戸根)		23			2	市
250	203	2095	水かん	有	A	着手済(概成)	徳地柚木	高巢(高河内)			6		0	
251	203	2096		有	C	未着手(無)	徳地柚木	高須(高須)				2	0	市
252	203	2097	水かん	無	A	未着手(無)	徳地柚木	高巢(巢担上)			8		0	市
253	203	2098	土流	有	A	着手済(一部概成)	徳地柚木	高巢(大谷)			6		0	市
254	203	2099	水かん	有	B	未着手(無)	徳地柚木	高巢(高巢)			5		0	市
255	203	2100	水かん	有	C	着手済(一部概成)	徳地野谷	祖父(野信)				1	0	
256	203	2101	水かん	有	B	着手済(一部概成)	徳地野谷	祖父(祖父)			7		0	
257	203	2102	水かん	有	A	着手済(一部概成)	徳地船路	御馬(御馬)		11			0	国
258	203	2103	水かん	有	C	未着手(無)	徳地船路	御馬(御馬下)			8		0	国
259	203	2104	水かん	無	C	着手済(一部概成)	徳地船路	船東(船谷)					0	市
260	203	2105	水かん	無	C	着手済(一部概成)	徳地船路	船東(船東下)				1	0	林
261	203	2106	土流	有	C	着手済(一部概成)	徳地船路	船東(船東中)				4	0	市
262	203	2107	土流	無	C	着手済(一部概成)	徳地船路	船東(船東上)				3	0	市
263	203	2108	水かん	無	B	着手済(一部概成)	徳地船路	大曲(火場迫)				1	0	市
264	203	2109	水かん	無	B	着手済(概成)	徳地船路	堂の後口(堂の後)				2	0	市
265	203	2110	土流	有	A	着手済(一部概成)	徳地船路	中村(船東南)			5		0	市
266	203	2111	水かん	有	C	着手済(一部概成)	徳地八坂	六わざ(六わざ)					0	林
267	203	2112		無	B	未着手(無)	徳地船路	畠田(畠田)		21			0	国
268	203	2113	水かん	有	A	未着手(無)	徳地八坂	上八坂(上八坂中)		13			2	市
269	203	2114	水かん	有	A	未着手(無)	徳地八坂	八坂中(八坂中)		29			0	国
270	203	2115	土流	無	A	着手済(一部概成)	徳地八坂	八坂中(八坂中第二)		26			0	国
271	203	2116	水かん	無	B	未着手(無)	徳地三谷	野々井(野々井)			8		0	県
272	203	2117	水かん	無	B	未着手(無)	徳地三谷	野々井(野々井上)				2	0	県
273	203	2118	水かん	無	B	未着手(無)	徳地三谷	国木(国木)		15			0	
274	203	2119	水かん	無	B	未着手(無)	徳地三谷	巢垣(巢垣)				2	0	県
275	203	2120	水かん	無	A	未着手(無)	徳地三谷	神原西(神原西)			6		0	県
276	203	2121	土流	無	B	着手済(一部概成)	徳地三谷	奈良原(奈良原)		11			0	県
277	203	2122	水かん	無	A	着手済(一部概成)	徳地三谷	奥谷(奥谷下)		16			0	県
278	203	2123		無	A	未着手(無)	徳地三谷	木地屋(木地屋)			7		1	県
279	203	2124	水かん	無	A	着手済(一部概成)	徳地三谷	奥谷(奥谷中)			7		0	県
280	203	2125	水かん	無	A	未着手(無)	徳地三谷	奥谷(奥谷中第二)		12			0	県
281	203	2126	水かん	無	A	着手済(一部概成)	徳地三谷	奥谷(奥谷上)			8		0	県
282	203	2127	水かん	無	C	未着手(無)	徳地三谷	梶畑(梶畑上)				2	0	
283	203	2128	水かん	無	C	未着手(無)	徳地三谷	梶畑(梶畑下)				1	0	市
284	203	2129	水かん	有	C	未着手(無)	徳地三谷	桃木(桃木)				4	0	県
285	203	2130	水かん	無	A	未着手(無)	徳地三谷	羽高(羽高第二)		18			0	県
286	203	2131	水かん	無	B	着手済(一部概成)	徳地三谷	羽高(羽高)			7		0	県
287	203	2132	土流	有	A	着手済(一部概成)	徳地三谷	木地屋(木地屋)			5		0	県
288	203	2133	水かん	無	B	未着手(無)	徳地三谷	足谷(足谷)					0	林
289	203	2134	水かん	有	B	着手済(一部概成)	徳地三谷	船谷(船谷)			7		0	林
290	203	2135	土流	有	C	着手済(一部概成)	徳地三谷	神原(神原東)				4	0	
291	203	2136	水かん	無	B	未着手(無)	徳地三谷	巢垣(宮迫)				4	0	
292	203	2137	水かん	無	C	未着手(無)	徳地三谷	国木(北谷橋向)			8		0	県
293	203	2138	水かん	無	A	着手済(一部概成)	徳地八坂	下八坂(下八坂)		35			0	国
294	203	2139	土流	無	A	概成	徳地八坂	下八坂(八坂下)		12			0	市
295	203	2140	水かん	無	A	未着手(無)	徳地八坂	下八坂宮(下八坂宮)		36			1	国
296	203	2141	水かん	無	A	未着手(無)	徳地八坂	下八坂(下八坂)		20			0	国
297	203	2142		無	C	未着手(無)	徳地深谷	深谷(深谷下)			9		0	市
298	203	2143	土流	無	A	着手済(概成)	徳地深谷	深谷(深谷中)		12			0	市
299	203	2144	土流	無	C	未着手(無)	徳地深谷	深谷(深谷上)				4	0	市

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49―10戸	人家9―5戸	人家4戸以下	（道路除く） 公共施設	道路
300	203	2145	水かん	有	C	未着手(無)	徳地深谷	深谷(深谷奥)				1	0	市
301	203	2146		有	B	未着手(無)	徳地深谷	中屋敷(中屋敷)			7		0	市
302	203	2147	水かん	無	B	未着手(無)	徳地深谷	中河内(中河内南)				1	0	市
303	203	2148	水かん	無	B	未着手(無)	徳地深谷	中河内(中河内下)			6		0	市
304	203	2149	水かん	無	A	未着手(無)	徳地深谷	中河内(中河内上)		13			0	市
305	203	2150	土流	無	C	着手済(一部概成)	徳地深谷	御所野(御所野上)				3	0	市
306	203	2151		有	B	未着手(無)	徳地深谷	御所野(御所野中)		11			0	市
307	203	2152	水かん	無	B	未着手(無)	徳地深谷	御所野(御所野北)				2	0	市
308	203	2153		有	C	未着手(無)	徳地深谷	御所野(御所野南)				3	0	市
309	203	2154	土流	無	B	着手済(一部概成)	徳地串	元折(元折)			6		0	市
310	203	2155		無	B	未着手(無)	徳地串	上串(上串下)		20			1	県
311	203	2156	土流	無	C	着手済(一部概成)	徳地串	西ヶ浴上(西ヶ浴上)			7		0	市
312	203	2157	土流	有	C	着手済(一部概成)	徳地串	西ヶ浴(西ヶ浴)			7		0	市
313	203	2158		無	B	未着手(無)	徳地鯖河内	安養地(安養地下)				4	1	県
314	203	2159	水かん	無	B	未着手(無)	徳地鯖河内	滝ヶ迫(滝ヶ迫)		14			0	市
315	203	2160		無	B	未着手(無)	徳地鯖河内	安養地(安養地上)		12			0	市
316	203	2161		無	B	未着手(無)	徳地鯖河内	鯖(鯖)		14			0	
317	203	2162		無	C	未着手(無)	徳地上角	上角下(上角下)			5		0	市
318	203	2163		無	C	未着手(無)	徳地上角	上角中(上角中)			7		0	県
319	203	2164		無	C	未着手(無)	徳地上角	上角上(上角上)			5		0	県
320	203	2165		無	C	未着手(無)	徳地上角	上角下(上角南)				2	0	市
321	203	2166		有	C	未着手(無)	徳地串	上串(上串上)			8		0	県
322	203	2167		無	C	未着手(無)	徳地串	遠内(遠内)				3	0	市
323	203	2168	土流	無	B	着手済(一部概成)	徳地深谷	茂知木(茂知木)			5		0	市
324	203	2169	土流	有	A	着手済(一部概成)	徳地小古祖	小古祖(射場ヶ浴)	67				0	国
325	203	2170	水かん	無	B	着手済(一部概成)	徳地小古祖	片山(インター)			6		0	国
326	203	2171	土流	有	B	着手済(一部概成)	徳地堀	関(関)		25			0	国
327	203	2172	土流	有	A	着手済(一部概成)	徳地堀	伏野(伏野北)		29			0	国
328	203	2173	土流	無	A	未着手(無)	徳地堀	伏野(伏野上)		34			0	国
329	203	2174	水かん	無	C	着手済(一部概成)	徳地山畑	白谷(白谷)				4	0	国
330	203	2175	水かん	無	B	未着手(無)	徳地山畑	山畑(中畑)		17			0	国
331	203	2176	水かん	無	A	未着手(無)	徳地山畑	大野(大野西)		11			0	県
332	203	2177	水かん	無	A	未着手(無)	徳地山畑	大野(大野東)		17			0	県
333	203	2178		無	C	未着手(無)	徳地島地	浅木(浅木)			5		0	市
334	203	2179		無	B	未着手(無)	徳地山畑	大久保(大久保下)		10			0	国
335	203	2180		無	C	未着手(無)	徳地山畑	大久保(大久保上)			6		0	国
336	203	2181	水かん	無	B	着手済(一部概成)	徳地島地	石曽根(石曽根)			8		0	国
337	203	2182		無	C	未着手(無)	徳地島地	仕出ノ木(仕出ノ木)			5		0	
338	203	2183	水かん	無	C	未着手(無)	徳地上村	大町(大町)			7		0	国
339	203	2184		無	C	未着手(無)	徳地上村	佐野(佐野)				3	0	国
340	203	2185	水かん	無	B	未着手(無)	徳地上村	蔵場(蔵場)		13			0	市
341	203	2186	水かん	無	B	未着手(無)	徳地上村	蔵場(蔵場第二)		32			0	市
342	203	2187		無	C	未着手(無)	徳地上村	新宮(新宮)			7		0	市
343	203	2188	水かん	無	B	未着手(無)	徳地西村	西村(西村中)		31			0	市
344	203	2189	水かん	無	B	未着手(無)	徳地西村	西村(西村下)		13			0	市
345	203	2190		無	B	未着手(無)	徳地島地	島地(市)			6		2	市
346	203	2191		無	B	未着手(無)	徳地島地	島地(島地西)		17			2	市
347	203	2192		無	C	未着手(無)	徳地島地	矢井(矢井)				3	0	県
348	203	2193	水かん	無	B	未着手(無)	徳地藤木	上藤木(牛ヶ峠)		10			0	県
349	203	2194	水かん	無	C	未着手(無)	徳地藤木	上藤木(靱ノ木)			8		0	市
350	203	2195	土流	無	A	未着手(無)	徳地藤木	大持(大持)		10			0	県
351	203	2196	水かん	有	A	着手済(一部概成)	徳地藤木	大持(大持)		17			0	市
352	203	2197	水かん	無	B	着手済(概成)	徳地藤木	森山(森山口)		17			0	市
353	203	2198		無	B	未着手(無)	徳地島地	矢井(矢井)		14			0	県
354	203	2199	水かん	無	A	未着手(無)	徳地島地	下津屋(下津屋)		37			0	市
355	203	2200	水かん	無	C	未着手(無)	徳地堀	中村(中村)			5		0	市
356	203	2201	水かん	無	B	未着手(無)	徳地堀	中村(中村奥)			5		0	市
357	203	2202	土流	無	C	着手済(一部概成)	徳地伊賀地	志手原(志手原)			7		0	市
358	203	2203		有	B	未着手(無)	徳地伊賀地	沖ノ原(沖ノ原)		13			1	県
359	203	2204	水かん	無	C	未着手(無)	徳地伊賀地	古森(古森)				3	0	市
360	203	2205	土流	無	B	着手済(概成)	徳地伊賀地	船津(船津中)		15			0	県
361	203	2206	土流	無	A	着手済(概成)	徳地伊賀地	新田(新田上)			5		0	県
362	203	2207	土流	無	B	着手済(一部概成)	徳地伊賀地	新田(新田)		15			0	県
363	203	2208		無	A	未着手(無)	徳地岸見	野尻(野尻上)		15			0	県

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49―10戸	人家9―5戸	人家4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路
364	203	2209		無	B	未着手(無)	徳地岸見	野尻(野尻中)		11			0	県
365	203	2210		無	C	未着手(無)	徳地岸見	野尻(野尻中)			5		0	県
366	203	2211		無	C	未着手(無)	徳地岸見	野尻(野尻)				2	0	県
367	203	2212	水かん	無	B	着手済(一部概成)	徳地柚木	大藤上(大藤上)			5		0	国
368	203	2213	土流	有	C	着手済(一部概成)	徳地引谷	釜ヶ谷(釜ヶ谷)					0	県
369	203	2214	水かん	有	B	着手済(概成)	徳地柚木	平岩谷(平岩谷)					0	国
370	203	2215	水かん	有	C	着手済(概成)	徳地三谷	桃木(桃木)					0	林
371	203	2216		有	C	未着手(無)	徳地柚木	長野(長野)				3	0	国
372	203	2217	水かん	有	C	未着手(無)	徳地柚木	平岩(平岩)					0	国
373	203	2218	水かん	有	C	着手済(概成)	徳地柚木	平岩2(平岩2)					0	国
374	203	2219	土流	有	C	未着手(無)	徳地柚木	猿岡下(猿岡下)				2	0	市
375	203	2220	土流	有	C	着手済(概成)	徳地柚木	柿の木1(柿の木1)				2	0	県
376	203	2221	土流	有	C	着手済(概成)	徳地柚木	柿の木2(柿の木2)				4	0	県
377	203	2222	水かん	無	C	着手済(概成)	徳地三谷	羽高1(羽高1)				2	0	市
378	203	2223	水かん	有	C	着手済(概成)	徳地柚木	川上(川上)				1	0	県
379	203	2224	土流	有	A	着手済(未成)	徳地三谷	奈良原2(奈良原2)		13			0	県
380	203	2225	水かん	有	B	着手済(未成)	徳地三谷	桃の木3(桃の木3)					0	県
381	203	2226		有	C	着手済(未成)	徳地岸見	樋ノ口2(樋ノ口)			7		0	県
382	203	2227	水かん	有	B	着手済(概成)	徳地柚木	川上西平(川上西平)				2	0	県
383	203	2228	土流	有	B	着手済(概成)	徳地深谷	引明(引明)		17			0	市
384	203	2229	水かん	有	C	着手済(概成)	徳地柚木	川上西平(川上西平)				2	0	県
385	203	2230	水かん	有	C	着手済(概成)	徳地三谷	夜打ヶ平日平(夜打ヶ平日平)					0	県
386	203	2231	水かん	無	C	一部概成	徳地船路	奥瀬越奥瀬越				1	0	国
387	203	2232	土流	無	A	未成	徳地小古祖	小山路(小山路)		34			0	国
388	203	3001	土流	有	C	着手済(一部概成)	秋穂東	花香南(花香南)			6		0	県
389	203	3002	土流	有	B	未着手(無)	秋穂東	石崎(石崎)		28			0	県
390	203	3003		無	C	未着手(無)	秋穂東	中津江北(中津江北)			8		0	市
391	203	3004	土流	無	B	着手済(一部概成)	秋穂東	屋戸(屋戸)		39			0	市
392	203	3005	土流	無	A	着手済(一部概成)	秋穂東	大河内(大河内)		30			0	県
393	203	3006	土流	有	A	未着手(無)	秋穂東	大河内(大河内)	100				1	県
394	203	3007	土流	有	B	着手済(一部概成)	秋穂東	天神町(天神町)	56				0	県
395	203	3008	土流	有	B	未着手(無)	秋穂東	浜中(浜中)		47			0	県
396	203	3009	土流	有	B	未着手(無)	秋穂東	中条(中条)		33			0	県
397	203	3010	土流	無	C	着手済(概成)	秋穂東	金山領(金山領上)			6		0	
398	203	3011		無	B	未着手(無)	秋穂東	金山領(金山領)		19			0	市
399	203	3012	土流	無	B	着手済(一部概成)	秋穂東	赤崎(赤崎)		30			0	市
400	203	3013	土流	無	C	未着手(無)	秋穂東	赤崎(赤崎)				4	0	
401	203	3014	土流	有	B	未着手(無)	秋穂東	日地上(日地上)		13			0	市
402	203	3015	土流	無	B	着手済(一部概成)	秋穂東	四坪池(四坪池)		19			0	市
403	203	3016	土流	有	B	着手済(一部概成)	秋穂東	上田(上田)		43			0	県
404	203	3018	土流	有	B	着手済(一部概成)	秋穂東	中通(中道)		27			0	県
405	203	3019		無	B	着手済(一部概成)	秋穂東	筈倉(筈倉)		10			0	県
406	203	3020	土流	無	B	概成	秋穂西	東天田(東天田)		20			0	県
407	203	4001		無	B	未着手(無)	小郡下郷	佐古(柏崎)	289				0	県
408	203	4002	土流	無	C	未着手(無)	小郡下郷	長谷(長谷)					0	県
409	203	4003		無	B	未着手(無)	小郡下郷	矢足(矢足)		34			0	市
410	203	4004	土流	無	B	着手済(一部概成)	小郡下郷	洗川(洗川)	384				2	市
411	203	4005	土流	無	A	未着手(無)	小郡下郷	木舟(山手下)	327				2	国
412	203	4006	土流	有	B	着手済(概成)	小郡上郷	桂ヶ谷(桂ヶ谷)				1	0	
413	203	4007	土流	有	C	着手済(一部概成)	小郡上郷	草穴(藪台)					0	県
414	203	4008	土流	有	B	未着手(無)	小郡上郷	藪台(藪台下)		16			0	市
415	203	4009		無	C	未着手(無)	小郡上郷	木船(木船下)				1	0	市
416	203	4010	土流	無	B	未着手(無)	小郡上郷	仏ヶ原(仏ヶ原)			7		0	市
417	203	4011	水かん	無	C	着手済(一部概成)	小郡上郷	亀山(亀山)				4	0	
418	203	4012	土流	無	B	未着手(無)	小郡上郷	原河内(原河内)		13			0	林
419	203	4013	土流	無	C	未着手(無)	小郡上郷	木船(木船)			6		0	市
420	203	4014		無	C	未着手(無)	小郡上郷	藪台(藪台下)				1	0	市
421	203	4015		有	C	未着手(無)	小郡上郷	路木(稲光)				2	0	県
422	203	4016		無	A	未着手(無)	小郡上郷	滝ノ下(中畑)		18			0	市
423	203	4017		無	A	未着手(無)	小郡上郷	口割(中畑)		16			0	市
424	203	4018		有	A	未着手(無)	小郡上郷	鍛冶畑(鍛冶畑)		13			0	
425	203	4019		無	B	未着手(無)	小郡上郷	大平(仁保津)		21			0	市
426	203	4020		無	A	未着手(無)	小郡上郷	太良郷(太良郷)			8		0	
427	203	4021	土流	無	A	未着手(無)	小郡上郷	ガラン(岩屋)		10			0	市

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業 状況	位 置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ― 10戸	人家 9 ― 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路
428	203	4022	土流	無	A	着手済(概成)	小郡上郷	ガラン(岩屋第二)		11			0	県
429	203	4023		無	A	未着手(無)	小郡上郷	権現堂(権現堂)		42			1	県
430	203	4024		無	A	未着手(無)	小郡上郷	八方原(八方原)	66				0	市
431	203	4025	土流	無	B	未着手(無)	小郡上野	八方原(八方原上)	110				0	市
432	203	4026	土流	無	A	着手済(一部概成)	小郡上野	八方原(八方原中)	71				0	市
433	203	4027	土流	無	B	着手済(概成)	小郡上郷	八方原(八方原下)	58				0	市
434	203	4028	土流	無	A	着手済(一部概成)	小郡上郷	岡田(岡田)		45			0	県
435	203	4029		無	A	一部概成	小郡下郷	元橋(元橋)		28			1	県
436	203	4030	土流	無	B	着手済(概成)	小郡上郷	原河内(原河内2)	14				0	市
437	203	5001	土流	有	C	未着手(無)	阿知須	引野(引野)				1	0	市
438	203	5002		無	C	未着手(無)	阿知須	焼野(焼野)					0	市
439	203	5003	土流	無	C	未着手(無)	阿知須	河内(河内)			5		0	市
440	203	6001	水かん	無	B	未着手(無)	阿東生雲中	柳ヶ原(柳ヶ原)		20			0	県
441	203	6002	水かん	無	C	未着手(無)	阿東生雲中	天子中(天子中)			9		0	県
442	203	6003	水かん	無	B	着手済(一部概成)	阿東生雲中	天子上(天子上)			9		0	県
443	203	6004	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲中	本郷(本郷)					0	県
444	203	6005	土流	有	B	未着手(無)	阿東生雲中	本郷(本郷)			8		0	市
445	203	6006	土流	有	C	概成	阿東生雲中	本郷(本郷)					0	市
446	203	6007		有	C	未着手(無)	阿東	寺田(寺田)			7		0	市
447	203	6008	土流	無	B	着手済(一部概成)	阿東生雲中	寺田(寺田)		10			0	市
448	203	6009		無	B	未着手(無)	阿東生雲中	本郷(本郷)		10			0	県
449	203	6010		無	B	未着手(無)	阿東蔵目喜	白井谷(白井谷)	11				0	県
450	203	6011		無	C	着手済(一部概成)	阿東蔵目喜	大山(大山)				3	0	市
451	203	6012	水かん	有	B	未着手(無)	阿東蔵目喜	野地(野地)		12			0	市
452	203	6013	水かん	有	C	未着手(無)	阿東生雲中	市(市)					0	林
453	203	6014		有	C	未着手(無)	阿東生雲中	市(市)				2	0	県
454	203	6015		有	B	未着手(無)	阿東生雲中	市(市)		24			0	県
455	203	6016	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	古市(古市)	11				0	県
456	203	6017	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	姥金(姥金)				3	0	市
457	203	6018	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲中	姥金(姥金)				3	0	市
458	203	6020	水かん	有	B	未着手(無)	阿東生雲西分	姥金(姥金)			5		0	県
459	203	6021	水かん	有	C	未着手(無)	阿東生雲西分	中河内(中河内)				3	0	
460	203	6022		有	B	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	正地(正地)		18			0	市
461	203	6023	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	矢桂(矢桂第1)					0	県
462	203	6024		有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	矢桂(矢桂第2)				2	0	県
463	203	6025	水かん	有	C	未着手(無)	阿東生雲西分	矢桂(矢桂3)			9		0	林
464	203	6026	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	田野下(田野下)				2	0	林
465	203	6027	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	田野下(田野下)				3	0	県
466	203	6028	水かん	有	B	着手済(一部概成)	阿東生雲西分	田野上(田野上)	20				0	県
467	203	6029	水かん	無	C	未着手(無)	阿東生雲西分	田野上(田野上)			7		0	県
468	203	6030	水かん	有	B	未着手(無)	阿東生雲西分	田野上(田野上)	26				0	県
469	203	6031	水かん	無	C	未着手(無)	阿東生雲西分	田野上(田野上)				1	0	県
470	203	6032		無	C	未着手(無)	阿東嘉年上	開竈(開竈)			8		0	市
471	203	6033	水かん	有	B	未着手(無)	阿東嘉年上	開竈(開竈)	16				0	市
472	203	6034		無	B	未着手(無)	阿東嘉年上	土居(土居)	37				0	市
473	203	6035	水かん	有	C	未着手(無)	阿東嘉年下	井戸(井戸第1)				4	0	県
474	203	6036	土流	無	C	着手済(一部概成)	阿東嘉年下	井戸(井戸)			5		0	県
475	203	6037	土流	無	C	未着手(無)	阿東嘉年下	長迫(長迫)				1	0	県
476	203	6038	水かん	無	C	未着手(無)	阿東嘉年下	火打原(火打原)				4	0	
477	203	6039	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東嘉年下	市場(市場)			9		0	国
478	203	6040	水かん	有	A	未着手(無)	阿東嘉年	市瀬(市瀬)		13			0	国
479	203	6041	水かん	無	A	着手済(概成)	阿東嘉年下	市瀬(市瀬)		13			0	国
480	203	6042	水かん	無	C	未着手(無)	阿東嘉年下	市場(市場)				1	0	国
481	203	6043	水かん	有	C	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野上(吉部野上)				2	0	市
482	203	6044	水かん	無	C	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野上(吉部野上)					0	市
483	203	6045	水かん	有	A	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野上(吉部野上)	11				0	市
484	203	6046	水かん	有	B	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野上(吉部野上)				3	0	市
485	203	6047	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東嘉年下	吉部野上(吉部野上)				1	0	国
486	203	6048	水かん	無	C	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野下(吉部野下)			5		0	国
487	203	6049	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東嘉年下	吉部野上(吉部野上)				1	0	市
488	203	6050	水かん	有	B	未着手(無)	阿東徳佐下	神角(神角)			7		0	市
489	203	6051	土流	有	A	着手済(一部概成)	阿東徳佐下	神角(神角)	23				0	市
490	203	6052	水かん	有	B	着手済(一部概成)	阿東徳佐下	神角(神角)					0	市
491	203	6053	水かん	有	A	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野(吉部野)		13			0	国

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	治進 山抄 事業 状況	位 置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ― 10戸	人家 9 ― 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
492	203	6054	水かん	有	C	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野下(吉部野下)				1	0	国
493	203	6055	水かん	無	C	未着手(無)	阿東嘉年下	吉部野下(吉部野下)				1	0	
494	203	6056	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東嘉年下	吉部野下(吉部野下)			7		0	国
495	203	6057	水かん	有	B	未着手(無)	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原(鍛冶ヶ原)	11				0	市
496	203	6058		有	C	未着手(無)	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原(鍛冶ヶ原)				2	0	
497	203	6059	土流	無	C	着手済(一部概成)	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原(鍛冶ヶ原)				1	0	林
498	203	6060	土流	有	C	未着手(無)	阿東徳佐中	羽波(羽波)					0	林
499	203	6061		有	B	未着手(無)	阿東徳佐中	下宇津根(下宇津根)	29				0	市
500	203	6062		有	B	未着手(無)	阿東徳佐中	上宇津根(上宇津根)				1	0	
501	203	6063		有	B	未着手(無)	阿東徳佐中	上宇津根(上宇津根)	19				0	市
502	203	6064		無	A	未着手(無)	阿東徳佐中	水戸(水戸)	44				0	市
503	203	6065		無	A	未着手(無)	阿東徳佐上	片山(片山)	45				0	市
504	203	6066	土流	有	C	未着手(無)	阿東徳佐上	大坪(大坪)			9		0	市
505	203	6067	土流	有	B	概成	阿東徳佐上	大坪(大坪)	20				0	市
506	203	6068	土流	有	B	未着手(無)	阿東徳佐上	大坪(大坪)	27				0	市
507	203	6069	水かん	無	B	着手済(概成)	阿東徳佐上	野坂(野坂)			6		0	林
508	203	6070	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東徳佐上	上半久(上半久)			5		0	市
509	203	6071	水かん	有	B	着手済(一部概成)	阿東徳佐上	上半久(上半久)			5		0	市
510	203	6072	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東徳佐上	上半久(上半久)					0	林
511	203	6073	土流	有	B	着手済(概成)	阿東徳佐上	領家(持坂東)			5		0	
512	203	6074	水かん	無	B	未着手(無)	阿東徳佐上	御所河内(御所河内)					0	林
513	203	6075	水かん	有	C	未着手(無)	阿東徳佐上	御所河内(御所河内)					0	林
514	203	6076	土流	有	B	未着手(無)	阿東徳佐上	御所河内(御所河内)			6		0	市
515	203	6077	土流	有	A	着手済(一部概成)	阿東徳佐中	東畑(東畑)	17				0	市
516	203	6078	水かん	無	C	着手済(概成)	阿東徳佐中	東畑(東畑)				1	0	林
517	203	6079	水かん	有	B	着手済(一部概成)	阿東徳佐中	野道(野道)			6		0	林
518	203	6080		無	B	未着手(無)	阿東徳佐下	蔵田(蔵田)	17				0	市
519	203	6081	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福上	の場(の場)				4	0	市
520	203	6082	水かん	有	C	未着手(無)	阿東地福上	笠石(笠石)				2	0	県
521	203	6083		無	B	未着手(無)	阿東地福上	笠石(笠石)			5		0	県
522	203	6084	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福上	笠石(笠石)					0	林
523	203	6085	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福上	笠石(笠石)					0	林
524	203	6086	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福上	笠石(笠石)					0	市
525	203	6087	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福上	笠石(笠石)				2	0	林
526	203	6088	土流	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福上	の場(の場)	10				0	県
527	203	6089	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東徳佐下	西目谷(西目谷)					0	林
528	203	6090	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東徳佐下	秋鹿(秋鹿)	11				0	国
529	203	6091	水かん	有	B	未着手(無)	阿東地福上	用路(用路)			6		0	市
530	203	6092	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福上	用路(用路)	11				0	市
531	203	6093	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東地福上	山田(山田)					0	国
532	203	6094		有	C	未着手(無)	阿東地福上	山田(山田)			6		0	国
533	203	6095	水かん	無	B	着手済(概成)	阿東地福下	南界(若小幡)					0	市
534	203	6096	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東地福下	南界(若小幡)					0	林
535	203	6097	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福下	南界(南界)	14				0	市
536	203	6098	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東地福下	南界(南界)					0	林
537	203	6099	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福下	葉ツ久(葉ツ久)	11				0	市
538	203	6100	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福上	市(市第2)	53				0	県
539	203	6101	土流	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福上	市(市第1)		38			1	県
540	203	6102	土流	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福下	曾根(曾根)	15				1	県
541	203	6103	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福下	曾根(曾根)				1	0	県
542	203	6104	水かん	無	B	着手済(一部概成)	阿東地福下	名草(名草)			6		0	県
543	203	6105	水かん	無	A	着手済(概成)	阿東地福下	鷹ノ巣(鷹ノ巣)			5		0	県
544	203	6106	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	開敷(開敷)				4	0	市
545	203	6107	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	持坂(持坂)				3	0	
546	203	6108	土流	無	A	未着手(無)	阿東生雲東分	持坂(持坂)	10				0	市
547	203	6109	水かん	有	B	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	牛人屋(牛人屋)	21				0	県
548	203	6110	水かん	有	A	未着手(無)	阿東生雲東分	牛人屋(上三谷)	30				0	県
549	203	6111	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東地福下	上杉原(上杉原)	16				0	国
550	203	6112		有	B	未着手(無)	阿東生雲東分	三谷(三谷)	18				0	県
551	203	6113		有	A	未着手(無)	阿東生雲東分	三谷市(三谷)	11				0	県
552	203	6114	水かん	無	A	未着手(無)	阿東生雲東分	三谷市(三谷)			7		0	県
553	203	6115	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東地福下	杉原(杉原)				1	0	国
554	203	6116	水かん	無	C	未着手(無)	阿東地福下	杉原(杉原)				2	0	国
555	203	6117	水かん	無	C	未着手(無)	阿東生雲東分	榎谷(榎谷)				4	0	県

番号	危険地区番号		保安林等	荒廃状況	危険地区の度	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等					
	市町村	地区					大字	字	人家50戸以上	人家49―10戸	人家9―5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
556	203	6118	土流	無	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	榎谷(榎谷)				2	0	県
557	203	6119	土流	無	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	西ヶ原(西ヶ原)				1	0	県
558	203	6120	水かん	無	A	着手済(一部概成)	阿東地福下	田代(田代)		12			0	国
559	203	6121	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東地福下	田代(田代)					0	国
560	203	6122	水かん	有	B	未着手(無)	阿東地福下	田代(田代)					0	国
561	203	6123	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	築地(築地)				2	0	国
562	203	6124	水かん	有	C	未着手(無)	阿東生雲中	先同家(先同家)					0	県
563	203	6125	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	築地(築地)					0	市
564	203	6126	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	千頭(千頭)				1	0	市
565	203	6127	水かん	有	A	着手済(一部概成)	阿東生雲東分	千頭(千頭)		15			0	市
566	203	6128		有	C	未着手(無)	阿東生雲東分	御堂原(御堂原)				2	0	国
567	203	6129	水かん	無	C	未着手(無)	阿東篠目	御堂原(御堂原)				3	0	
568	203	6130		有	B	未着手(無)	阿東篠目	橋本(橋本)					0	国
569	203	6131	水かん	有	C	未着手(無)	阿東篠目	親睦(親睦)				1	0	国
570	203	6132		無	B	未着手(無)	阿東篠目	橋本(橋本)				2	0	市
571	203	6133	水かん	無	C	着手済(一部概成)	阿東篠目	細野(細野)				1	0	市
572	203	6134		有	C	未着手(無)	阿東篠目	中郷(中郷)				2	0	市
573	203	6135	水かん	無	A	未着手(無)	阿東篠目	文珠(文珠)			5		0	国
574	203	6136	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東篠目	文珠(文珠)				3	0	国
575	203	6137	水かん	無	A	概成	阿東篠目	見付(見付)		12			0	林
576	203	6138	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東篠目	見付(見付)				3	0	林
577	203	6139	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東篠目	中郷(中郷)			9		0	国
578	203	6140	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東篠目	中郷(中郷)				1	0	県
579	203	6141	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東篠目	細野(細野)				2	0	国
580	203	6142	水かん	有	C	未着手(無)	阿東篠目	親睦(親睦)				1	0	
581	203	6143	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東篠目	親睦(親睦)				1	0	
582	203	6144	土流	有	C	着手済(一部概成)	阿東徳佐下	神角(神角)					0	市
583	203	6145	土流	有	C	着手済(概成)	阿東篠目	親睦3(親睦3)				2	0	
584	203	6146		有	C	着手済(未成)	阿東篠目	細野2(細野2)				1	0	市
585	203	6147		無	C	着手済(未成)	阿東篠目	細野3(細野3)				2	0	市
586	203	6148	水かん	有	C	着手済(未成)	阿東篠目	田代1(田代1)					0	市
587	203	6149	水かん	有	C	着手済(一部概成)	阿東篠目	田代2(田代2)				3	0	市
588	203	6150	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東篠目	神田(神田)			5		0	国
589	203	6151	土流	有	C	着手済(概成)	阿東生雲中	岩郷(岩郷)				3	0	市
590	203	6152	土流	有	C	着手済(概成)	阿東生雲中	姥ヶ迫(姥ヶ迫)				3	0	県
591	203	6153	水かん	有	C	着手済(未成)	阿東生雲中	灰ノ木(灰ノ木)				4	0	市
592	203	6154		有	C	着手済(未成)	阿東篠目	寺ヶ迫(寺ヶ迫)			8		0	市
593	203	6155	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東生雲中	藪ヶ浴(藪ヶ浴)					0	県
594	203	6156	土流	有	C	着手済(概成)	阿東徳佐下	鍋倉(鍋倉)				1	0	国
595	203	6157	土流	有	B	着手済(概成)	阿東徳佐下	坂田平(坂田平)				2	0	市
596	203	6158	土流	無	C	着手済(概成)	阿東地福下	鷹ノ巢(鷹ノ巢)			5		0	県
597	203	6159	土流	有	C	着手済(概成)	阿東嘉年下	吉部野上2(吉部野上2)					0	国
598	203	6160	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東嘉年下	吉部野上4(吉部野上4)				3	0	市
599	203	6161	水かん	有	C	着手済(概成)	阿東嘉年下	吉部野上3(吉部野上3)			7		0	市
600	203	6162	土流	有	C	概成	阿東嘉年下	火打原(火打原2)			5		0	市
601	203	6163	土流	有	C	概成	阿東嘉年下	南1(南1)				3	0	国
602	203	6164	土流	有	C	概成	阿東嘉年下	南2(南2)				3	0	国
603	203	6165	水かん	有	C	概成	阿東嘉年下	疫神迫(疫神迫)				3	0	県
604	203	6166		有	A	概成	阿東徳佐中	片山(片山)		18			0	市
605	203	6167		有	C	概成	阿東徳佐上	領家(領家)				4	0	市
606	203	6168	土流	有	A	概成	阿東徳佐中	水戸(水戸1)		35			0	市
607	203	6169		有	A	概成	阿東町	水戸2(水戸2)		31			0	市
608	203	6170	土流	無	A	概成	阿東徳佐中	水戸3(水戸3)		15			501	市
609	203	6171	土流	無	B	概成	阿東徳佐中	上宇津根1(上宇津根1)		15			0	市
610	203	6172	土流	無	A	概成	阿東徳佐中	上宇津根2(上宇津根2)		15			0	市
611	203	6173	水かん	有	B	概成	阿東町	神角1(神角1)			7		0	市
612	203	6174	土流	無	C	概成	阿東徳佐中	下宇津根1(下宇津根1)				4	0	農
613	203	6175	土流	無	B	概成	阿東徳佐中	下宇津根2(下宇津根2)			6		0	市
614	203	6176		無	A	未成	阿東徳佐中	下宇津根3(下宇津根3)		13			0	市
615	203	6177		無	A	概成	阿東徳佐中	下宇津根4(下宇津根4)		19			0	市
616	203	6178		有	C	概成	阿東徳佐上	下山畠田(下山畠田)			9		0	市

5. 砂防指定地一覧（道路建設課）

令和6年4月1日現在

番号	地域	水系種別	水系名	河川名	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)
1	山口	2級	榎野川	錦川	五十鈴川	白石地区	H15.3.28	国295	2.78
2	山口	2級	榎野川	錦川	五十鈴川	白石地区	H24.9.14	国1021	0.002
3	山口	2級	榎野川	錦川	五十鈴川	白石地区	S42.12.28	建4602	7.76
4	山口	2級	榎野川	錦川	糸米川	白石地区	S42.12.28	建4602	3.16
5	山口	2級	榎野川	錦川	糸米川	白石地区	S46.9.17	建1578	3.74
6	山口	2級	榎野川	錦川	糸米川	白石地区	S63.3.18	建808	1.32
7	山口	2級	榎野川	錦川	一の坂川	上宇野令	S26.6.12	建596	0.57
8	山口	2級	榎野川	錦川	一の坂川	上宇野令	S41.3.22	建754	15.56
9	山口	2級	榎野川	錦川	一の坂川	上宇野令	S54.4.17	建870	1.69
10	山口	2級	榎野川	一の坂川	天花川	上宇野令	H16.1.28	国50	0.41
11	山口	2級	榎野川	一の坂川	二堂川	上宇野令	S42.3.31	建982	3.05
12	山口	2級	榎野川	一の坂川	二堂川	上宇野令	S52.1.8	建4	3.13
13	山口	2級	榎野川	榎野川	東浴川及び長迫川	上宇野令	S53.1.30	建65	4.96
14	山口	2級	榎野川	問田川	今山川	大内御堀	S26.6.12	建596	0.25
15	山口	2級	榎野川	問田川	菅内川	大内御堀	S26.6.12	建596	0.54
16	山口	2級	榎野川	問田川	芦谷川	下小鯖	H22.2.23	国107	2.00
17	山口	2級	榎野川	問田川	終南溪流	下小鯖	H22.2.23	国107	3.10
18	山口	2級	榎野川	問田川	終南溪流	下小鯖	H23.2.7	国90	0.13
19	山口	2級	榎野川	問田川	終北溪流	下小鯖	H22.2.23	国107	2.82
20	山口	2級	榎野川	問田川	小鯖7	下小鯖	H22.2.23	国107	1.28
21	山口	2級	榎野川	問田川	小鯖7	下小鯖	H23.2.7	国90	0.42
22	山口	2級	榎野川	問田川	終溪流	下小鯖	H22.2.23	国107	1.08
23	山口	2級	榎野川	問田川	終溪流	下小鯖	S12.9.27	内564	0.49
24	山口	2級	榎野川	問田川	鳴滝川	下小鯖	S37.5.18	建1228	1.81
25	山口	2級	榎野川	仁保川	谷郷川	大内長野	S12.9.27	内564	4.63
26	山口	2級	榎野川	仁保川	谷郷川	大内長野	S13.6.27	内320	1.30
27	山口	2級	榎野川	仁保川	谷郷川	大内長野	S40.5.11	建1343	2.41
28	山口	2級	榎野川	仁保川	観迫谷川	仁保下郷	H5.8.3	建1650	0.68
29	山口	2級	榎野川	仁保川	小河内西川	仁保上郷	H14.5.9	国385	1.53
30	山口	2級	榎野川	仁保川	小河内西川	仁保上郷	H16.1.28	国50	4.84
31	山口	2級	榎野川	仁保川	樋ヶ河内溪流	仁保下郷	S12.10.29	内646	5.90
32	山口	2級	榎野川	仁保川	岩倉川	仁保上郷	S32.9.7	建1099	1.59
33	山口	2級	榎野川	仁保川	岩倉川	仁保上郷	S40.5.11	建1343	2.03
34	山口	2級	榎野川	仁保川	小河内下川	仁保上郷	S60.10.21	建1406	0.60
35	山口	2級	榎野川	仁保川	小河内下川	仁保上郷	S63.12.15	建2395	0.46
36	山口	2級	榎野川	仁保川	小河内川	仁保上郷	S31.7.27	建1135	0.76
37	山口	2級	榎野川	仁保川	小河内川	仁保上郷	S47.2.9	建177	6.55
38	山口	2級	榎野川	仁保川	堂ヶ迫川	仁保上郷	S49.1.28	建87	2.52
39	山口	2級	榎野川	仁保川	白水川	仁保上郷	S29.4.3	建344	0.78
40	山口	2級	榎野川	仁保川	白水川	仁保上郷	S37.5.18	建1228	0.78
41	山口	2級	榎野川	仁保川	白水川及び支川	仁保上郷	S38.5.6	建1244	0.72
42	山口	2級	榎野川	仁保川	平谷川	仁保上郷	S42.3.31	建982	2.23
43	山口	2級	榎野川	仁保川	遠東庵川	仁保中郷	S63.3.18	建808	0.92
44	山口	2級	榎野川	仁保川	遠東庵川	仁保中郷	H2.6.26	建1234	1.06
45	山口	2級	榎野川	仁保川	横谷川	仁保下郷	S55.5.9	建955	1.92
46	山口	2級	榎野川	仁保川	丸山川	仁保下郷	S29.4.3	建344	0.46
47	山口	2級	榎野川	仁保川	古ヶ浴川	仁保下郷	S49.1.28	建87	4.36
48	山口	2級	榎野川	仁保川	東川	仁保下郷	S29.4.3	建344	1.01
49	山口	2級	榎野川	仁保川	東川	仁保下郷	S54.2.13	建156	4.05
50	山口	2級	榎野川	仁保川	大方川	仁保下郷	S50.2.28	建185	9.28
51	山口	2級	榎野川	仁保川	横谷川	仁保下郷	S57.5.17	建1167	0.56
52	山口	2級	榎野川	並山川	鞍馬浴川	仁保中郷	S15.1.15	内13	0.64
53	山口	2級	榎野川	並山川	縮ヶ谷川	仁保中郷	S29.4.3	建344	0.13
54	山口	2級	榎野川	並山川	鬼ヶ城川	仁保中郷	S34.12.25	建2618	0.83
55	山口	2級	榎野川	並山川	西山溪流	仁保中郷	S29.4.3	建344	0.08
56	山口	2級	榎野川	並山川	並山川	仁保中郷	S14.7.13	内393	0.82
57	山口	2級	榎野川	並山川	並山川	仁保中郷	S29.4.3	建344	0.35
58	山口	2級	榎野川	並山川	並山川	仁保中郷	S40.5.11	建1343	1.19
59	山口	2級	榎野川	並山川	並山川	仁保中郷	H13.3.16	国248	0.00
60	山口	2級	榎野川	坂本川	水尻川	仁保中郷	H8.4.10	建1191	15.91
61	山口	2級	榎野川	坂本川	坂本川	仁保中郷	S15.1.15	内13	0.35
62	山口	2級	榎野川	坂本川	坂本川	仁保中郷	S14.7.13	内393	0.49
63	山口	2級	榎野川	浅地川	浅地川	仁保上郷	S37.3.22	建709	3.25
64	山口	2級	榎野川	坂本川	叶木川	下小鯖	S27.7.12	建947	0.19
65	山口	2級	榎野川	坂本川	鬼ヶ原川	下小鯖	S34.12.25	建2618	0.61
66	山口	2級	榎野川	坂本川	原川川	仁保中郷	S47.12.27	建1930	3.10
67	山口	2級	榎野川	坂本川	坂本川	仁保中郷	S29.4.3	建344	1.94
68	山口	2級	榎野川	榎野川	水尻川及び支川	仁保中郷	S56.4.30	建958	2.81
69	山口	2級	榎野川	榎野川	荒谷川	宮野上	S26.9.6	建818	0.85
70	山口	2級	榎野川	榎野川	荒谷川	宮野上	S37.5.18	建1228	1.52
71	山口	2級	榎野川	榎野川	荒谷川	宮野上	S41.3.22	建754	4.91
72	山口	2級	榎野川	榎野川	杖坂川	宮野上	S47.3.3	建306	3.68
73	山口	2級	榎野川	-	上龍花川	宮野上	H14.9.24	国839	2.90
74	山口	2級	榎野川	木崎川	木崎川	吉敷	S49.1.28	建87	2.35
75	山口	2級	榎野川	木崎川	木崎川	吉敷	H14.3.7	国154	1.26
76	山口	2級	榎野川	吉敷川	西寺川	吉敷	H27.8.13	国930	5.41
77	山口	2級	榎野川	吉敷川	吉敷西川	吉敷	H21.12.25	国1369	1.51
78	山口	2級	榎野川	吉敷川	杏掛川	吉敷	S60.12.21	建1871	1.73
79	山口	2級	榎野川	吉敷川	寺領川	吉敷	S47.8.2	建1334	3.62
80	山口	2級	榎野川	吉敷川	西寺川	吉敷	S56.4.30	建958	2.60
81	山口	2級	榎野川	吉敷川	吉敷川	中尾	S26.6.12	建596	0.57
82	山口	2級	榎野川	吉敷川	東の浴川	中尾	S47.8.2	建1334	3.69
83	山口	2級	榎野川	九田川	黒川川	黒川	H15.3.28	国295	0.57
84	山口	2級	榎野川	九田川	黒川川	黒川	H19.3.8	国290	0.56
85	山口	2級	榎野川	九田川	黒川川	黒川	S34.12.25	建2618	8.40

番号	地域	水系種別	水系名	河川名	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)
86	山口	2級	榎野川	九田川	吉野川	黒川	S37.3.22	建709	1.03
87	山口	2級	榎野川	九田川	吉野川	黒川	S47.12.27	建2189	2.61
88	山口	2級	榎野川	干見折川	稽古屋下谷川	嘉川	H9.6.12	建1319	1.78
89	山口	2級	榎野川	干見折川	稽古屋下谷川	嘉川	H10.3.23	建773	0.24
90	山口	2級	幸之江川	幸之江川	幸之江川	嘉川・江崎	S29.4.3	建344	0.62
92	山口	2級	長沢川	天田川	千坊川	秋穂二島	H11.3.19	建739	0.91
93	山口	2級	長沢川	天田川	千坊川	秋穂二島	H14.3.7	国154	4.69
94	山口	2級	長沢川	長沢川	桂谷溪流及び狸穴谷溪流	秋穂二島	S14.7.13	内393	1.03
95	山口	2級	長沢川	長沢川	古峠川	秋穂二島	S26.6.12	建596	0.38
96	山口	2級	長沢川	長沢川	古峠川	秋穂二島	S59.12.19	建1693	0.68
97	山口	2級	長沢川	長沢川	千坊川	秋穂二島	S8.7.12	内212	0.77
98	山口	2級	長沢川	長沢川	千坊川	秋穂二島	S12.9.27	内564	0.75
99	山口	2級	長沢川	長沢川	千坊川	秋穂二島	S17.6.24	内482	0.26
100	山口	2級	土路石川	土路石川	土路石川	佐山	S8.7.12	内212	0.46
101	山口	2級	土路石川	土路石川	土路石川	佐山	S29.4.3	建344	0.22
102	山口	2級	土路石川	土路石川	土路石川	佐山	S31.7.27	建1135	3.78
103	山口	2級	土路石川	由良川	須川溪流	佐山	S17.6.24	内482	0.09
104	山口	2級	土路石川	由良川	須川溪流	佐山	S17.6.24	内483	0.08
105	山口	2級	土路石川	由良川	須川溪流	佐山	S25.7.15	建807	0.30
106	山口	2級	土路石川	由良川	須川溪流	佐山	S63.3.18	建808	8.68
107	山口	2級	土路石川	由良川	須川溪流	佐山	S63.12.15	建2395	4.49
108	山口	2級	長沢川	長沢川	西陶川	陶	H10.3.11	建530	4.79
109	山口	2級	長沢川	長沢川	長沢川	銭鑄司	S9.7.26	内370	6.60
110	山口	2級	長沢川	長沢川	長沢川	銭鑄司	S23.11.22	建180	2.20
111	山口	2級	南若川	梅の木川	梅の木溪流	銭鑄司	S12.9.27	内564	0.69
112	山口	2級	南若川	梅の木川	梅の木川	銭鑄司	S29.4.3	建344	0.47
113	山口	2級	南若川	梅の木川	梅の木川	銭鑄司	S31.1.17	建53	1.49
114	山口	2級	南若川	梅の木川	梅の木川	銭鑄司	S38.5.6	建1244	1.42
115	山口	2級	南若川	梅の木川	梅の木川	銭鑄司	S42.3.31	建982	2.40
116	山口	2級	南若川	南若川	明神ヶ谷溪流	銭鑄司	S12.9.27	内564	0.05
117	山口	2級	南若川	南若川	高橋川	銭鑄司	S29.4.3	建344	0.03
118	山口	2級	南若川	南若川	尺田川	銭鑄司	S12.9.27	内564	0.34
119	山口	2級	南若川	金毛川	和西川	銭鑄司	S47.2.9	建177	7.62
120	小郡	2級	榎野川	新川川	大歳川	小郡下郷	H8.3.4	建345	2.25
121	小郡	2級	榎野川	榎野川	原河内川	小郡上郷	S47.12.27	建1930	2.86
122	小郡	2級	榎野川	榎野川	仁津津川	小郡上郷	S54.4.17	建870	6.12
123	小郡	2級	榎野川	榎野川	四十八瀬川	小郡上郷	S42.3.31	建982	2.50
124	秋穂	その他	天神川	天神川	天神川	秋穂東	S55.5.9	建954	35.90
125	秋穂	その他	天神川	天神川	天神川	秋穂東	H7.2.23	建280	0.53
126	秋穂	その他	新川	新川	新川及び大迫川	秋穂東	S24.9.29	建818	0.40
127	秋穂	その他	新川	新川	新川及び大迫川	秋穂東	S45.9.14	建1391	4.79
128	秋穂	その他	赤崎川	赤崎川	赤崎川	秋穂東	S26.6.12	建596	0.42
129	徳地	1級	佐波川	佐波川	上安養寺川	徳地鯖河内	H5.8.3	建1650	4.87
130	徳地	1級	佐波川	佐波川	城ヶ谷川	徳地鯖河内	S7.10.24	内277	0.63
131	徳地	1級	佐波川	佐波川	帆柱溪流	徳地鯖河内	S6.4.25	内109	3.25
132	徳地	1級	佐波川	佐波川	帆柱溪流	徳地鯖河内	S7.6.30	内141	0.75
133	徳地	1級	佐波川	佐波川	鯖溪流	徳地鯖河内	S6.4.25	内109	0.21
134	徳地	1級	佐波川	佐波川	元折川	徳地串	S27.7.12	建947	0.33
135	徳地	1級	佐波川	佐波川	矢井川	徳地藤木	S29.4.3	建344	0.19
136	徳地	1級	佐波川	佐波川	藤木川	徳地藤木	S40.12.20	建3413	1.15
137	徳地	1級	佐波川	佐波川	深谷川	徳地深谷	S27.7.12	建947	0.65
138	徳地	1級	佐波川	佐波川	深谷川	徳地深谷	S29.4.3	建344	0.13
139	徳地	1級	佐波川	佐波川	中河内川	徳地深谷	H18.9.5	国1067	3.86
140	徳地	1級	佐波川	佐波川	堤ヶ谷川	徳地小古祖	S45.11.27	建1706	1.95
141	徳地	1級	佐波川	佐波川	砂川	徳地小古祖	S42.3.31	建982	0.67
142	徳地	1級	佐波川	佐波川	砂川	徳地小古祖	S47.3.3	建306	2.66
143	徳地	1級	佐波川	佐波川	寺迫川	徳地小古祖	S42.12.28	建4602	2.80
144	徳地	1級	佐波川	佐波川	寺迫川	徳地小古祖	S63.3.18	建790	0.42
145	徳地	1級	佐波川	佐波川	漆尾川	徳地堀	S29.4.3	建344	0.29
146	徳地	1級	佐波川	佐波川	上才谷川	徳地堀	S27.7.12	建947	0.26
147	徳地	1級	佐波川	佐波川	下才谷川	徳地堀	S29.4.3	建344	0.05
148	徳地	1級	佐波川	佐波川	二宮溪流	徳地堀	S29.4.3	建344	0.19
149	徳地	1級	佐波川	佐波川	沖ノ原谷川	徳地伊賀地	H27.8.13	国930	1.34
150	徳地	1級	佐波川	佐波川	多高田川	徳地伊賀地	S54.2.13	建156	2.23
151	徳地	1級	佐波川	佐波川	大見川	徳地岸見	S42.12.28	建4602	3.50
152	徳地	1級	佐波川	佐波川	大見川(田屋川)	徳地岸見	S27.7.12	建947	0.50
153	徳地	1級	佐波川	佐波川	大見川(田屋川)	徳地岸見	S42.12.28	建4602	4.40
154	徳地	1級	佐波川	佐波川	第二大見川(大見川)	徳地岸見	S42.3.31	建982	0.67
155	徳地	1級	佐波川	佐波川	樋ノ口谷川	徳地岸見	H24.12.7	国1418	1.74
156	徳地	1級	佐波川	佐波川	樋ノ口川	徳地岸見	S37.5.18	建1228	1.53
157	徳地	1級	佐波川	佐波川	赤の谷川	徳地引谷	S48.9.7	建1885	3.60
158	徳地	1級	佐波川	佐波川	白石川	徳地引谷	S49.1.28	建87	1.10
159	徳地	1級	佐波川	佐波川	中村川	徳地引谷	S48.9.7	建1885	4.20
160	徳地	1級	佐波川	佐波川	榎谷川	徳地引谷	S29.4.3	建344	0.38
161	徳地	1級	佐波川	佐波川	榎谷川	徳地引谷	S47.12.27	建2189	6.00
162	徳地	1級	佐波川	佐波川	引廻川	徳地引谷	S47.8.2	建1334	8.12
163	徳地	1級	佐波川	佐波川	戸柙川	徳地引谷	S47.12.27	建1930	5.50
164	徳地	1級	佐波川	佐波川	奈良原川	徳地三谷	H1.10.21	建1779	0.85
165	徳地	1級	佐波川	佐波川	三谷川	徳地三谷	S25.10.7	建1096	1.74
166	徳地	1級	佐波川	佐波川	上八坂下川	徳地八坂	H8.1.12	建63	7.23
167	徳地	1級	佐波川	佐波川	上八坂北谷川	徳地八坂	R2.6.22	国688	2.57
168	徳地	1級	佐波川	佐波川	横野川	徳地八坂	S37.3.22	建709	0.42
169	徳地	1級	佐波川	佐波川	寺田川	徳地八坂	S62.3.16	建673	1.50
170	徳地	1級	佐波川	佐波川	小野川	徳地柚木	H8.4.10	建1191	3.11
171	徳地	1級	佐波川	佐波川	巢垣川	徳地柚木	S47.12.27	建1930	5.60
172	徳地	1級	佐波川	佐波川	津々羅川	徳地柚木	S47.12.27	建1930	7.20

番号	地域	水系種別	水系名	河川名	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)
173	徳地	1級	佐波川	佐波川	高巢川	徳地柚木	S54.2.13	建156	1.78
174	徳地	1級	佐波川	佐波川	平岩川	徳地柚木	S47.3.3	建306	0.54
175	徳地	1級	佐波川	佐波川	滑川	徳地柚木	S27.7.12	建947	0.33
176	徳地	1級	佐波川	佐波川	佐太郎川	徳地柚木	S41.5.9	建1436	0.51
177	徳地	1級	佐波川	佐波川	佐太郎川	徳地柚木	S47.12.27	建1930	4.20
178	徳地	1級	佐波川	佐波川	佐波川	徳地柚木	S48.9.7	建1885	2.13
179	徳地	1級	佐波川	佐波川	柚木川	徳地柚木	S27.7.12	建947	0.37
180	徳地	1級	佐波川	佐波川	柚木川	徳地柚木	H25.3.12	国226	1.31
181	徳地	1級	佐波川	佐波川	志手の木川	徳地野谷	S59.3.29	建752	1.68
182	徳地	1級	佐波川	佐波川	白井川	徳地野谷	S56.9.30	建1622	2.10
183	徳地	1級	佐波川	佐波川	白井川	徳地野谷	H5.8.3	建1650	2.91
184	徳地	1級	佐波川	佐波川	上河内川	徳地祖父	S27.7.12	建947	0.45
185	徳地	1級	佐波川	佐波川	上河内川及び支川	徳地祖父	S47.12.27	建2189	11.44
186	徳地	1級	佐波川	佐波川	長者ヶ原川	徳地祖父	S47.12.27	建1930	2.40
187	徳地	1級	佐波川	佐波川	引谷川	徳地祖父	S29.4.3	建344	0.52
188	徳地	1級	佐波川	佐波川	引谷川	徳地祖父	S63.3.18	建790	3.07
189	徳地	1級	佐波川	佐波川	射場ヶ谷川	徳地庄方	S42.12.28	建4602	4.25
190	徳地	1級	佐波川	佐波川	大谷川	徳地庄方	S45.11.27	建1706	0.80
191	徳地	1級	佐波川	佐波川	大藤川	徳地大藤	S40.5.11	建1343	2.81
192	徳地	1級	佐波川	三谷川	木地屋川	徳地木地屋	H11.3.19	建739	2.13
193	徳地	1級	佐波川	島地川	大久保溪流	徳地島地	H28.10.20	国1156	1.34
194	徳地	1級	佐波川	島地川	大町川	徳地上村	R2.6.22	国688	2.35
195	徳地	1級	佐波川	島地川	下畑東谷川	徳地山畑	H23.7.14	国752	2.21
196	徳地	1級	佐波川	島地川	中畑川	徳地山畑	H12.5.16	建1323	0.53
197	徳地	1級	佐波川	—	野尻谷川	徳地岸見	H16.1.28	国50	2.17
198	徳地	1級	佐波川	—	下八坂下上川	徳地八坂	H12.11.28	建2245	14.77
199	徳地	1級	佐波川	—	戸根川	徳地柚木	H16.9.16	国1141	1.86
200	徳地	2級	佐波川	阿武川	三谷川	徳地三谷	S42.3.31	建982	5.34
201	徳地	2級	阿武川	阿武川	寺田川	徳地八坂	S42.3.31	建982	1.91
202	阿東	2級	阿武川	阿武川	見付川	阿東篠目	S47.8.2	建1334	9.32
203	阿東	2級	阿武川	阿武川	奥叶川	阿東篠目	S47.2.9	建177	4.50
204	阿東	2級	阿武川	阿武川	奥叶川及び長屋川	阿東篠目	S47.3.3	建306	11.47
205	阿東	2級	阿武川	阿武川	四郎合川	阿東生雲中	H5.8.3	建1650	19.05
206	阿東	2級	阿武川	阿武川	かじや川	阿東生雲中	S35.10.7	建2200	1.54
207	阿東	2級	阿武川	阿武川	奥沢田川	阿東生雲中	S42.3.31	建982	2.41
208	阿東	2級	阿武川	阿武川	貝原川	阿東生雲中	S42.3.31	建982	1.19
209	阿東	2級	阿武川	阿武川	西ヶ原川	阿東生雲中	S42.3.31	建982	1.84
210	阿東	2級	阿武川	阿武川	同家川	阿東生雲中	S42.3.31	建982	2.30
211	阿東	2級	阿武川	阿武川	谷川及び味噌川	阿東生雲中	S40.5.11	建1343	0.93
212	阿東	2級	阿武川	阿武川	入谷川	阿東生雲西分	S42.3.31	建982	1.40
213	阿東	2級	阿武川	阿武川	法田寺川	阿東生雲西分	S47.12.27	建1930	3.26
214	阿東	2級	阿武川	阿武川	矢柱川	阿東生雲西分	S38.5.6	建1244	1.46
215	阿東	2級	阿武川	阿武川	矢柱川	阿東生雲西分	S42.3.31	建982	4.25
216	阿東	2級	阿武川	阿武川	矢柱川	阿東生雲西分	S44.3.18	建601	0.72
217	阿東	2級	阿武川	阿武川	矢萩川	阿東生雲西分	S42.3.31	建982	0.26
218	阿東	2級	阿武川	阿武川	矢萩川	阿東生雲西分	S42.12.28	建4602	0.87
219	阿東	2級	阿武川	阿武川	一の瀬川	阿東生雲西分	S42.3.31	建982	0.91
220	阿東	2級	阿武川	阿武川	大森川	阿東生雲西分	S44.3.18	建601	4.13
221	阿東	2級	阿武川	阿武川	田野川	阿東生雲西分	S42.3.31	建982	1.99
222	阿東	2級	阿武川	阿武川	ハツ浴川	阿東生雲西分	S45.11.27	建1706	3.05
223	阿東	2級	阿武川	阿武川	生雲川及び石原川	阿東生雲西分	S45.9.14	建1391	10.38
224	阿東	2級	阿武川	阿武川	正地川	阿東生雲西分	S37.3.22	建709	2.50
225	阿東	2級	阿武川	阿武川	正地川	阿東生雲西分	S44.3.18	建601	4.17
226	阿東	2級	阿武川	阿武川	古市川	阿東生雲西分	S47.2.9	建177	5.71
227	阿東	2級	阿武川	阿武川	掛沖川	阿東生雲西分	S42.3.31	建982	1.31
228	阿東	2級	阿武川	阿武川	新田川及び東浴川	阿東生雲西分	S45.9.14	建1391	6.35
229	阿東	2級	阿武川	阿武川	柳ヶ浴川	阿東生雲東分	H2.2.6	建202	2.24
230	阿東	2級	阿武川	阿武川	帯谷川	阿東生雲東分	S47.2.9	建177	4.87
231	阿東	2級	阿武川	阿武川	第一千頭川	阿東生雲東分	S52.1.8	建4	2.50
232	阿東	2級	阿武川	阿武川	下三谷川	阿東生雲東分	S62.3.16	建673	1.09
233	阿東	2級	阿武川	阿武川	中三谷川	阿東生雲東分	S63.3.18	建808	0.66
234	阿東	2級	阿武川	阿武川	杉谷川	阿東生雲東分	H11.9.24	建1760	1.16
235	阿東	2級	阿武川	阿武川	赤松川	阿東蔵目喜	S29.4.3	建344	0.17
236	阿東	2級	阿武川	阿武川	赤松川	阿東蔵目喜	S42.12.28	建4602	6.16
237	阿東	2級	阿武川	阿武川	大山溪流	阿東蔵目喜	S30.8.10	建1134	0.40
238	阿東	2級	阿武川	阿武川	成谷川	阿東蔵目喜	S42.3.31	建982	2.41
239	阿東	2級	阿武川	阿武川	中津江川及び支川	阿東蔵目喜	S42.3.31	建982	1.08
240	阿東	2級	阿武川	阿武川	白井谷川	阿東蔵目喜	S26.9.6	建818	0.36
241	阿東	2級	阿武川	阿武川	白井谷川	阿東蔵目喜	S31.7.27	建1135	0.86
242	阿東	2級	阿武川	阿武川	曽根南川	阿東地福上・下	H30.1.10	国16	3.59
243	阿東	2級	阿武川	阿武川	大知らず川	阿東地福上	S44.7.2	建3175	2.88
244	阿東	2級	阿武川	阿武川	陣出川	阿東地福上	S47.3.3	建306	5.53
245	阿東	2級	阿武川	阿武川	熊ヶ瀬川	阿東地福上	S38.5.6	建1244	3.08
246	阿東	2級	阿武川	阿武川	熊ヶ瀬川	阿東地福上	S41.3.22	建754	3.09
247	阿東	2級	阿武川	阿武川	用路川	阿東地福上	S37.5.18	建1228	0.49
248	阿東	2級	阿武川	阿武川	用路川	阿東地福上	S47.12.27	建1930	3.94
249	阿東	2級	阿武川	阿武川	清丸川	阿東地福下	S47.2.9	建177	4.70
250	阿東	2級	阿武川	阿武川	俄河内川	阿東地福下	S40.5.11	建1343	0.72
251	阿東	2級	阿武川	阿武川	俄河内川	阿東地福下	H3.1.30	建131	7.00
252	阿東	2級	阿武川	阿武川	甲谷川	阿東地福下	S47.2.9	建177	8.61
253	阿東	2級	阿武川	阿武川	恵比須谷川	阿東地福下	H13.12.7	国1731	1.05
254	阿東	2級	阿武川	阿武川	恵比須谷川	阿東地福下	H15.6.25	国984	0.78
255	阿東	2級	阿武川	阿武川	朴木川	阿東地福下	S24.12.2	建906	0.52
256	阿東	2級	阿武川	阿武川	市場川	阿東徳佐上	S24.12.2	建906	0.84
257	阿東	2級	阿武川	阿武川	市場川	阿東徳佐上	S29.4.3	建344	1.34
258	阿東	2級	阿武川	阿武川	不幸寺川	阿東徳佐上	S24.9.29	建818	0.99

番号	地域	水系種別	水系名	河川名	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)
259	阿東	2級	阿武川	阿武川	不幸寺川	阿東徳佐上	S40.5.11	建1343	3.63
260	阿東	2級	阿武川	阿武川	不幸寺川	阿東徳佐上	S41.3.22	建754	7.02
261	阿東	2級	阿武川	阿武川	不幸寺川	阿東徳佐上	S54.2.13	建156	0.99
262	阿東	2級	阿武川	阿武川	領家川	阿東徳佐上	S59.3.29	建752	1.39
263	阿東	2級	阿武川	阿武川	領家川	阿東徳佐上	H2.2.6	建202	4.04
264	阿東	2級	阿武川	阿武川	橘谷川	阿東徳佐上	S47.12.27	建1930	7.42
265	阿東	2級	阿武川	阿武川	市川	阿東徳佐中	S37.5.18	建1228	3.07
266	阿東	2級	阿武川	阿武川	日向川	阿東徳佐下	H15.3.28	国295	0.89
267	阿東	2級	阿武川	阿武川	日向川	阿東徳佐下	H14.9.24	国839	1.75
268	阿東	2級	阿武川	阿武川	神角川	阿東徳佐下	S46.9.17	建1578	4.89
269	阿東	2級	阿武川	阿武川	倉田川	阿東徳佐下	S42.3.31	建982	1.74
270	阿東	2級	阿武川	阿武川	楮川	阿東徳佐下	S41.3.22	建754	4.30
271	阿東	2級	阿武川	阿武川	土居川	阿東嘉年上	H2.6.26	建1234	0.32
272	阿東	2級	阿武川	阿武川	谷川	阿東嘉年下	S29.4.3	建344	0.17
273	阿東	2級	阿武川	阿武川	谷川	阿東嘉年下	S37.5.18	建1228	5.77
274	阿東	2級	阿武川	阿武川	山田川	阿東嘉年下	S44.3.18	建601	1.51
275	阿東	2級	阿武川	阿武川	山用川	阿東嘉年下	S42.3.31	建982	2.75
276	阿東	2級	阿武川	阿武川	市の瀬川	阿東嘉年下	S42.12.28	建4602	1.57
277	阿東	2級	阿武川	阿武川	藤木谷川	阿東嘉年下	S42.3.31	建982	0.80
278	阿東	2級	阿武川	阿武川	吉部野下中一川及び中川	阿東嘉年下	H30.1.10	国16	4.78
279	阿東	2級	阿武川	阿武川	吉部野上西川	阿東嘉年下	H27.3.26	国428	1.61
280	阿東	2級	阿武川	阿武川	吉部野上北川	阿東嘉年下	H27.3.26	国428	1.75
281	阿東	2級	阿武川	沖田川	大坪川	阿東徳佐上	H23.2.7	国90	1.85
282	阿東	2級	阿武川	沖田川	願成就川	阿東徳佐上	H17.4.26	国488	0.75
283	阿東	2級	阿武川	沖田川	三原川	阿東徳佐上	H16.9.16	国1141	0.21
284	阿東	2級	阿武川	沖田川	上宇津根上川	阿東徳佐中	H27.3.26	国428	1.16
285	阿東	2級	阿武川	沖田川	上宇津根上川	阿東徳佐中	H28.5.17	国756	1.39
286	阿東	2級	阿武川	沖田川	上宇津根中川	阿東徳佐中	H27.3.26	国428	0.67
287	阿東	2級	阿武川	沖田川	上宇津根中川	阿東徳佐中	H28.1.29	国259	1.07
288	阿東	2級	阿武川	沖田川	水戸北川	阿東徳佐中	H8.12.9	建2216	6.47
289	阿東	2級	阿武川	沖田川	水戸北川	阿東徳佐中	H11.9.24	建1760	0.21
290	阿東	2級	阿武川	沖田川	片山川	阿東徳佐中	H13.12.7	国1731	5.78
291	阿東	2級	阿武川	沖田川	片山川	阿東徳佐中	H16.9.16	国1141	0.68
292	阿東	2級	阿武川	沖田川	水戸南川	阿東徳佐中	H22.11.19	国1370	2.15
293	阿東	2級	阿武川	沖田川	水戸南川	阿東徳佐中	H28.1.29	国259	0.41
294	阿東	2級	阿武川	沖田川	上宇津根川	阿東徳佐中	H16.3.17	国300	2.32
295	阿東	2級	阿武川	見付川	見付川支川	阿東篠目	H8.3.4	建345	5.61
296	阿東	2級	阿武川	市の瀬川	市の瀬川支川	阿東嘉年下	H8.4.10	建1191	6.70
297	阿東	2級	阿武川	篠目川	相の木川	阿東篠目	H10.3.23	建773	3.53
298	阿東	2級	阿武川	篠目川	御堂原川	阿東生雲東分	H22.11.19	国1370	1.22
299	阿東	2級	阿武川	松本川	吉部野下南川	阿東嘉年下	H8.3.4	建345	11.02
300	阿東	2級	阿武川	神角川	神角川支川	阿東徳佐下	H8.4.10	建1191	2.49
301	阿東	2級	阿武川	生雲川	相上川	阿東生雲中	H10.3.23	建773	17.62
302	阿東	2級	阿武川	蔵目喜川	野地北川	阿東蔵目喜	H14.9.24	国839	2.03

6. 地すべり防止区域一覧（道路建設課）

令和6年4月1日現在

番号	区域名	水系	所在地	面積(ha)	告示年月日	告示番号
1	御 堀	溪流外	大内御堀	6.40	S56.3.17	第561号

7. 急傾斜地崩壊危険区域一覧（道路建設課）

令和6年4月1日現在

番号	区域名	地域	所在地		告示日	告示番号	面積(a)
			地域	字			
1	滝町（4）	山口	滝町		H19.3.27	153	98.0
2	熊野町	山口	上宇野令	緑町	S55.10.21	1017	128.5
3	萩	山口	上宇野令	熊野町	S60.10.29	860	29.4
4	木町	山口	上宇野令	木町	H1.11.24	924	226.8
5	宮島町	山口	大内御堀	宮島町	S55.6.13	602	306.3
6	東桜畠	山口	宮野下	東桜畠	S55.6.13	602	25.5
7	西桜畠	山口	宮野下	西桜畠	H16.2.24	93	112.6
8	住吉	山口	宮野下	住吉	H18.3.24	177	11.8
9	姫山	山口	平井	台	H28.9.6	276	172.7
10	滝（1）	山口	吉敷	滝	H22.12.14	423	38.8
11	滝（1）の②	山口	吉敷	滝	H23.3.4	89	16.6
12	大坪（1）	山口	吉敷	大坪	H24.1.10	6	58.4
13	鳴滝	山口	下小鯖	鳴滝	S61.10.14	804	82.5
14	矢ヶ迫（1）	山口	下小鯖	矢ヶ迫	H22.1.29	34	124.4
15	小河内（1）－2	山口	仁保上郷	小河内	R1.12.3	249	146.4
16	干見折	山口	嘉川	干見折	H5.3.30	287	126.1
17	干見折（2）	山口	嘉川	干見折	H7.3.30	243	187.3
18	相原	山口	江崎	相原	H23.5.13	209	33.2
19	北の江西	山口	深溝	北の江西	H28.10.18	323	116.7
20	長浜	山口	秋穂二島	長浜	S56.6.30	660	55.4
21	丸尾沖	山口	陶	丸尾	S48.2.28	170の2	38.3
22	島下	山口	名田島	島下	H26.12.24	423	39.3
23	元橋	小郡	小郡下郷	門前東壺	S61.3.11	211	64.9
24	江良	小郡	小郡万玉	万玉	H16.12.3	648	265.5
25	恵比須	阿知須	阿知須恵比須	神ノ前南	R2.9.15	338	14.5
26	花香	秋穂	秋穂東	花香	H24.10.12	392	55.4
27	加茂	秋穂	秋穂東	加茂	S56.6.30	660	26.2
28	日地	秋穂	秋穂東	日地	H2.12.28	983	52.4
29	尾崎	秋穂	秋穂東	北条	H8.1.16	29	55.0
30	上串（1）	徳地	徳地串	上串	H22.6.11	248	119.9
31	中畑（2）	徳地	徳地山畑	中畑	H29.2.14	35	102.8
32	上市	徳地	徳地島地	上市	H31.3.22	88	233.0
33	矢井	徳地	徳地島地	矢井	H7.3.30	243	78.4
34	島地	徳地	徳地島地	島地	H8.12.20	859	146.7
35	開作（4）	徳地	徳地堀	開作	H31.4.16	119	105.7
36	笹ヶ滝	徳地	徳地野谷	笹ヶ滝	S57.4.30	391	292.0
37	出合	徳地	徳地野谷	下野谷	H2.10.16	764	56.5
38	鹿野地	徳地	徳地柚木	中野	S57.4.30	391	113.0
39	下柚木	徳地	徳地柚木	柚木	S61.3.11	211	81.9
40	鹿野地上	徳地	徳地柚木	中野	H1.5.30	406	183.9
41	安養地上	徳地	徳地鯖河内	安養地	H16.2.24	93	280.5
42	上上角	徳地	徳地鯖河内	上角	H2.12.28	983	45.2
43	畠田	徳地	徳地船路	畠田	H2.12.28	983	252.8
44	大坪	阿東	阿東徳佐上	大坪	H24.1.10	6	71.6

8. 土砂災害警戒区域等（道路建設課）
 (1) 土砂災害警戒区域等指定地区別箇所数一覧

令和6年4月1日現在

(単位:箇所)

No	箇所名	警戒区域 (イエローゾーン)				特別警戒区域 (レッドゾーン)			
		急傾斜地	土石流	地すべり	合計	急傾斜地	土石流	地すべり	合計
1	古熊	4	6	1	11	4	6	—	10
2	香山町	—	1	—	1	0	1	—	1
3	春日町	1	—	1	2	1	0	—	1
4	上宇野令	3	—	—	3	3	0	—	3
5	上天花町	8	14	1	23	8	10	—	18
6	水の上町、香山町	1	—	—	1	1	0	—	1
7	滝町	6	12	—	18	6	12	—	18
8	天花	4	11	—	15	4	10	—	14
9	木町	1	—	—	1	1	0	—	1
10	亀山町	2	—	—	2	2	0	—	2
11	糸米	4	4	—	8	2	3	—	5
12	惣太夫町	1	—	—	1	1	0	—	1
13	白石	1	1	—	2	1	1	—	2
14	白石三丁目	1	—	—	1	1	0	—	1
15	緑町	1	—	—	1	1	0	—	1
16	荻町	1	—	—	1	1	0	—	1
17	下宇野令	1	—	—	1	1	0	—	1
18	錦町	1	—	—	1	1	0	—	1
19	熊野町	1	—	—	1	1	0	—	1
20	赤妻町	5	—	—	5	5	0	—	5
21	朝倉町	5	6	—	11	5	6	—	11
22	仁保下郷	27	40	1	68	27	38	—	65
23	仁保上郷	29	58	—	87	29	50	—	79
24	仁保中郷	38	97	—	135	38	80	—	118
25	下小鯖	52	81	—	133	51	76	—	127
26	上小鯖	22	24	—	46	22	23	—	45
27	山口市下小鯖、防府市高井、下右田	—	2	—	2	0	2	—	2
28	宮島町	1	—	—	1	1	0	—	1
29	大内御堀	35	26	1	62	34	25	—	59
30	大内長野	2	8	—	10	2	5	—	7
31	大内矢田	3	6	—	9	3	6	—	9
32	宮野下	30	43	—	73	28	41	—	69
33	宮野上	33	49	—	82	33	47	—	80
34	黒川	5	4	—	9	5	4	—	9
35	桜島	1	—	—	1	0	0	—	0
36	維新公園	1	1	—	2	1	0	—	1
37	吉敷	10	13	1	24	10	13	—	23
38	吉敷佐畑	7	16	—	23	7	14	—	21
39	吉敷佐畑六丁目、吉敷	1	—	—	1	1	0	—	1
40	吉敷上東	4	—	—	4	4	0	—	4
41	吉敷赤田	9	10	—	19	9	9	—	18
42	吉敷赤田一丁目、吉敷	1	—	—	1	0	0	—	0
43	中尾	16	33	1	50	16	33	—	49
44	吉田	5	6	—	11	5	6	—	11
45	平井	5	—	—	5	5	0	—	5
46	朝田	18	19	—	37	18	19	—	37
47	陶	12	3	—	15	9	0	—	9
48	鑄銭司	12	13	—	25	11	11	—	22
49	秋穂二島	11	5	—	16	10	4	—	14
50	名田島	7	6	—	13	5	3	—	8

No	箇所名	警戒区域 (イエローゾーン)				特別警戒区域 (レッドゾーン)			
		急傾斜地	土石流	地すべり	合計	急傾斜地	土石流	地すべり	合計
51	嘉川	34	28	—	62	32	22	—	54
52	江崎	10	3	—	13	9	0	—	9
53	佐山	6	3	—	9	6	2	—	8
54	小郡上郷	81	41	—	122	78	31	—	109
55	小郡真名	3	—	—	3	3	0	—	3
56	小郡下郷	26	10	1	37	24	7	—	31
57	秋穂西	2	1	—	3	2	1	—	3
58	秋穂東	23	25	—	48	22	17	—	39
59	阿知須	9	3	—	12	9	2	—	11
60	山口市阿知須、宇部市東岐波	2	1	—	3	2	0	—	2
61	徳地串	14	26	—	40	14	25	—	39
62	徳地鯖河内	18	46	—	64	18	44	—	62
63	徳地山畑	12	35	—	47	12	33	—	45
64	徳地上村	20	27	—	47	20	27	—	47
65	徳地島地	15	28	—	43	15	27	—	42
66	徳地藤木	21	60	—	81	21	58	—	79
67	山口市徳地上村、周南市米光	1	—	—	1	1	0	—	1
68	徳地伊賀地	16	37	—	53	16	32	—	48
69	徳地岸見	10	21	—	31	10	18	—	28
70	徳地小古祖	3	8	—	11	3	5	—	8
71	徳地深谷	13	24	—	37	13	23	—	36
72	徳地堀	33	39	—	72	33	32	—	65
73	山口市徳地岸見、防府市奥畑	1	5	—	6	1	5	—	6
74	徳地引谷	38	45	—	83	38	28	—	66
75	徳地三谷	42	37	—	79	42	32	—	74
76	徳地船路	30	29	—	59	30	13	—	43
77	徳地八坂	9	13	—	22	9	6	—	15
78	徳地野谷	29	23	—	52	29	14	—	43
79	徳地柚木	50	48	—	98	50	39	—	89
80	阿東篠目	45	62	—	107	45	60	—	105
81	阿東生雲東分	10	18	—	28	10	13	—	23
82	阿東生雲西分	19	30	—	49	19	26	—	45
83	阿東生雲中	10	21	—	31	10	15	—	25
84	阿東蔵目喜	13	20	1	34	13	17	—	30
85	阿東地福下	11	12	—	23	11	11	—	22
86	阿東地福上	19	21	—	40	19	18	—	37
87	阿東徳佐下	10	27	—	37	10	21	—	31
88	阿東徳佐上	8	14	—	22	8	9	—	17
89	阿東徳佐中	5	16	—	21	5	10	—	15
90	阿東嘉年下	37	43	—	80	37	32	—	69
91	阿東嘉年上	22	15	—	37	22	14	—	36
	合 計	1,229	1,583	9	2,821	1,205	1,347	0	2,552

(2) 土砂災害警戒区域等の指定箇所(急傾斜地の崩壊)

令和6年4月1日現在

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
1	古熊(一)(1)	K-203-QC741-002	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
2	古熊(一)(2)	K-203-QC741-003	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
3	古熊(一)(3)	K-203-QC741-005	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
4	古熊(一)(4)	K-203-QC741-006	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
5	上宇野令(一)(2)	K-203-QC534-006	大殿	上宇野令	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
6	上宇野令(一)(3)	K-203-QC634-012	大殿	上宇野令	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
7	上宇野令(一)(4)	K-203-QC732-005	大殿	上宇野令	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
8	上天花町(一)(1)	K-203-QC534-001	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
9	上天花町(一)(2)	K-203-QC534-004	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
10	上天花町(一)(3)	K-203-QC632-002	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
11	上天花町(一)(4)	K-203-QC632-005	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
12	上天花町(一)(5)	K-203-QC632-007	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
13	上天花町(一)(6)	K-203-QC632-009	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
14	上天花町(一)(7)	K-203-QC534-005	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
15	上天花町(一)(8)	K-203-QC632-012	大殿	上天花町	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
16	水の上町(一)(1)	K-203-QC634-011	大殿	水の上町、香山町	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号
17	滝町(一)(1)	K-203-QC634-004	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
18	滝町(一)(2)	K-203-QC634-006	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
19	滝町(一)(3)	K-203-QC634-008	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
20	滝町(一)(4)	K-203-QC634-011-1	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
21	滝町(一)(5)	K-203-QC732-014	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
22	滝町(一)(6)	K-203-QC732-028	大殿	滝町	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
23	天花(一)(1)	K-203-QC643-001	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
24	天花(一)(2)	K-203-QC643-004	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
25	天花(一)(3)	K-203-QC643-006	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
26	天花(一)(4)	K-203-QC634-001	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
27	木町(一)(1)	K-203-QC643-007	大殿	木町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
28	春日町(一)(1)	K-203-QC732-016	大殿	春日町	2020/4/28	第149号	2020/4/28	第153号
29	亀山町(一)(1)	K-203-QC732-017	白石	亀山町	2023/12/19	第363号	2023/12/19	第365号
30	亀山町(一)(2)	K-203-QC741-001	白石	亀山町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
31	糸米(一)(1)	K-203-QC732-007	白石	糸米	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
32	糸米(一)(2)	K-203-QC732-009	白石	糸米	2012/5/29	第228号	—	—
33	糸米(一)(3)	K-203-QC732-019	白石	糸米	2012/5/29	第228号	—	—
34	糸米(一)(4)	K-203-QC732-021	白石	糸米	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
35	惣太夫町(一)(1)	K-203-QC743-002	白石	惣太夫町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
36	白石(一)(1)	K-203-QC732-011	白石	白石	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
37	白石(一)(2)	K-203-QC732-035	白石	白石三丁目	2017/5/30	第206号	2017/5/30	第211号
38	緑町(一)(1)	K-203-QC732-024	白石	緑町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
39	荻町(一)(1)	K-203-QC732-025	湯田	荻町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
40	下宇野令(一)(1)	K-203-QC731-017	湯田	下宇野令	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
41	錦町(一)(1)	K-203-QC731-016	湯田	錦町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
42	熊野町(一)(1)	K-203-QC734-001	湯田	熊野町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
43	赤妻町(一)(1)	K-203-QC731-012	湯田	赤妻町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
44	赤妻町(一)(2)	K-203-QC731-013	湯田	赤妻町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
45	赤妻町(一)(3)	K-203-QC731-014	湯田	赤妻町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
46	赤妻町(一)(4)	K-203-QC731-015	湯田	赤妻町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
47	赤妻町(一)(5)	K-203-QC733-004	湯田	赤妻町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
48	朝倉町(一)(1)	K-203-QC731-020	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
49	朝倉町(一)(2)	K-203-QC731-022	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
50	朝倉町(一)(3)	K-203-QC731-025	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
51	朝倉町(一)(4)	K-203-QC731-026	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
52	朝倉町(一)(5)	K-203-QC732-003	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
53	仁保下郷(一)(1)	K-203-QC751-002	仁保	仁保下郷	2011/5/31	第236号	2011/5/31	第237号
54	仁保下郷(一)(3)	K-203-QC553-011	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
55	仁保下郷(一)(4)	K-203-QC553-013	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
56	仁保下郷(一)(5)	K-203-QC652-003	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
57	仁保下郷(一)(6)	K-203-QC652-004	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
58	仁保下郷(一)(7)	K-203-QC652-005	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
59	仁保下郷(一)(8)	K-203-QC652-006	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
60	仁保下郷(一)(9)	K-203-QC652-008	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
61	仁保下郷(一)(10)	K-203-QC653-017	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
62	仁保下郷(一)(11)	K-203-QC653-019	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
63	仁保下郷(一)(12)	K-203-QC653-021	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
64	仁保下郷(一)(13)	K-203-QC654-001	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
65	仁保下郷(一)(14)	K-203-QC751-001	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
66	仁保下郷(一)(15)	K-203-QC751-003	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
67	仁保下郷(一)(16)	K-203-QC751-004	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
68	仁保下郷(一)(17)	K-203-QC751-006	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
69	仁保下郷(一)(18)	K-203-QC751-008	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
70	仁保下郷(一)(19)	K-203-QC751-010	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
71	仁保下郷(一)(20)	K-203-QC554-014	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
72	仁保下郷(一)(21)	K-203-QC554-016	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
73	仁保下郷(一)(22)	K-203-QC554-022	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
74	仁保下郷(一)(23)	K-203-QC554-023	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
75	仁保下郷(一)(24)	K-203-QC554-024	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
76	仁保下郷(一)(25)	K-203-QC554-032	仁保	仁保下郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
77	仁保下郷(一)(26)	K-203-QC652-010	仁保	仁保下郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
78	仁保下郷(一)(27)	K-203-QC652-015	仁保	仁保下郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
79	仁保下郷(一)(28)	K-203-QC751-011	仁保	仁保下郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
80	仁保上郷(一)(1)	K-203-QC462-001	仁保	仁保上郷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
81	仁保上郷(一)(2)	K-203-QC462-002	仁保	仁保上郷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
246	大内御堀 (一) (2 5)	K-203-QC841-012	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
247	大内御堀 (一) (2 6)	K-203-QC841-014	大内	大内御堀	2014/11/28	第388号	2014/11/28	第391号
248	大内御堀 (一) (2 7)	K-203-QC841-016	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
249	大内御堀 (一) (2 8)	K-203-QC841-017	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
250	大内御堀 (一) (2 9)	K-203-QC841-019	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
251	大内御堀 (一) (3 0)	K-203-QC841-020	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
252	大内御堀 (一) (3 1)	K-203-QC842-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
253	大内御堀 (一) (3 2)	K-203-QC842-003	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
254	大内御堀 (一) (3 3)	K-203-QC843-005	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
255	大内御堀 (一) (3 4)	K-203-QC844-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
256	大内御堀 (一) (3 5)	K-203-QC844-020	大内	大内御堀	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
257	大内長野 (一) (1)	K-203-QC744-011	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
258	大内長野 (一) (2)	K-203-QC744-015	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
259	大内矢田 (一) (1)	K-203-QC842-004	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
260	大内矢田 (一) (2)	K-203-QC842-007	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
261	大内矢田 (一) (3)	K-203-QC844-014	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
262	宮野下 (一) (1)	K-203-QC641-003	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
263	宮野下 (一) (2)	K-203-QC642-004	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
264	宮野下 (一) (3)	K-203-QC642-006	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
265	宮野下 (一) (4)	K-203-QC642-007	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
266	宮野下 (一) (5)	K-203-QC642-009	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
267	宮野下 (一) (6)	K-203-QC642-010	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
268	宮野下 (一) (7)	K-203-QC643-011	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
269	宮野下 (一) (8)	K-203-QC643-013	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
270	宮野下 (一) (9)	K-203-QC643-014	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
271	宮野下 (一) (1 0)	K-203-QC643-016	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
272	宮野下 (一) (1 1)	K-203-QC643-017	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
273	宮野下 (一) (1 2)	K-203-QC643-018	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
274	宮野下 (一) (1 3)	K-203-QC643-019	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
275	宮野下 (一) (1 4)	K-203-QC643-021	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
276	宮野下 (一) (1 5)	K-203-QC643-024	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
277	宮野下 (一) (1 6)	K-203-QC644-001	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号		
278	宮野下 (一) (1 7)	K-203-QC644-004	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
279	宮野下 (一) (1 8)	K-203-QC644-005	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
280	宮野下 (一) (1 9)	K-203-QC644-010	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
281	宮野下 (一) (2 0)	K-203-QC742-001	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
282	宮野下 (一) (2 1)	K-203-QC742-003	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
283	宮野下 (一) (2 2)	K-203-QC742-005	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
284	宮野下 (一) (2 3)	K-203-QC742-007	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
285	宮野下 (一) (2 4)	K-203-QC742-012	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
286	宮野下 (一) (2 5)	K-203-QC741-008	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
287	宮野下 (一) (2 6)	K-203-QC741-010	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
288	宮野下 (一) (2 7)	K-203-QC642-016	宮野	宮野下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
289	宮野下 (一) (2 8)	K-203-QC643-025	宮野	宮野下	2015/6/26	第231号	2015/6/26	第233号
290	宮野下 (一) (2 9)	K-203-QC644-006	宮野	宮野下	2015/6/26	第231号	—	—
291	宮野下 (一) (3 0)	K-203-QC644-007	宮野	宮野下	2015/6/26	第231号	2015/6/26	第233号
292	宮野上 (一) (1)	K-203-QC544-008	宮野	宮野上	2011/5/31	第236号	2011/5/31	第237号
293	宮野上 (一) (2)	K-203-QC544-010	宮野	宮野上	2011/5/31	第236号	2011/5/31	第237号
294	宮野上 (一) (3)	K-203-QC544-001	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
295	宮野上 (一) (4)	K-203-QC544-005	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
296	宮野上 (一) (5)	K-203-QC544-006	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
297	宮野上 (一) (6)	K-203-QC544-011	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
298	宮野上 (一) (7)	K-203-QC544-013	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
299	宮野上 (一) (8)	K-203-QC642-003	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
300	宮野上 (一) (9)	K-203-QC642-013	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
301	宮野上 (一) (1 0)	K-203-QC642-014	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
302	宮野上 (一) (1 1)	K-203-QC553-002	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
303	宮野上 (一) (1 2)	K-203-QC553-004	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
304	宮野上 (一) (1 3)	K-203-QC553-005	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
305	宮野上 (一) (1 4)	K-203-QC553-006	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
306	宮野上 (一) (1 5)	K-203-QC553-007	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
307	宮野上 (一) (1 6)	K-203-QC553-008	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
308	宮野上 (一) (1 7)	K-203-QC651-003	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
309	宮野上 (一) (1 8)	K-203-QC651-004	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
310	宮野上 (一) (1 9)	K-203-QC651-005	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
311	宮野上 (一) (2 0)	K-203-QC651-009	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
312	宮野上 (一) (2 1)	K-203-QC653-001	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
313	宮野上 (一) (2 2)	K-203-QC653-003	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
314	宮野上 (一) (2 3)	K-203-QC653-005	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
315	宮野上 (一) (2 4)	K-203-QC653-007	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
316	宮野上 (一) (2 5)	K-203-QC653-008	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
317	宮野上 (一) (2 6)	K-203-QC653-010	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
318	宮野上 (一) (2 7)	K-203-QC653-012	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
319	宮野上 (一) (2 8)	K-203-QC653-016	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
320	宮野上 (一) (2 9)	K-203-QC453-001	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
321	宮野上 (一) (3 0)	K-203-QC453-003	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
322	宮野上 (一) (3 1)	K-203-QC542-002	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
323	宮野上 (一) (3 2)	K-203-QC542-003	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
324	宮野上 (一) (3 3)	K-203-QC551-001	宮野	宮野上	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
325	黒川 (一) (1)	K-203-QC833-001	宮野	黒川	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
326	黒川 (一) (2)	K-203-QC833-002	宮野	黒川	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
327	黒川 (一) (3)	K-203-QC834-001	宮野	黒川	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
328	黒川 (一) (4)	K-203-QC834-002	宮野	黒川	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
329	黒川 (一) (5)	K-203-QC931-001	宮野	黒川	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
330	桜島 (一) (1)	K-203-QC644-003	宮野	桜島	2012/5/29	第228号	—	—
331	維新公園 (一) (1)	K-203-QC733-001	吉敷	維新公園	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
332	吉敷 (一) (1)	K-203-QC622-001	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
333	吉敷 (一) (2)	K-203-QC622-002	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
334	吉敷 (一) (3)	K-203-QC622-003	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
335	吉敷 (一) (4)	K-203-QC622-007	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
336	吉敷 (一) (5)	K-203-QC624-003	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
337	吉敷 (一) (6)	K-203-QC624-004	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
338	吉敷 (一) (7)	K-203-QC624-006	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
339	吉敷 (一) (8)	K-203-QC624-008	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
340	吉敷 (一) (9)	K-203-QC624-019	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
341	吉敷 (一) (10)	K-203-QC722-001	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
342	吉敷佐畑 (一) (1)	K-203-QC724-002	吉敷	吉敷佐畑六丁目、吉敷	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号
343	吉敷佐畑 (一) (2)	K-203-QC724-012	吉敷	吉敷佐畑	2011/5/31	第236号	2011/5/31	第237号
344	吉敷佐畑 (一) (3)	K-203-QC724-004	吉敷	吉敷佐畑	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
345	吉敷佐畑 (一) (4)	K-203-QC724-006	吉敷	吉敷佐畑	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
346	吉敷佐畑 (一) (5)	K-203-QC724-008	吉敷	吉敷佐畑	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
347	吉敷佐畑 (一) (6)	K-203-QC724-009	吉敷	吉敷佐畑	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
348	吉敷佐畑 (一) (7)	K-203-QC724-015	吉敷	吉敷佐畑	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
349	吉敷佐畑 (一) (8)	K-203-QC724-020	吉敷	吉敷佐畑	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
350	吉敷上東 (一) (1)	K-203-QC731-007	吉敷	吉敷上東	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
351	吉敷上東 (一) (2)	K-203-QC731-010	吉敷	吉敷上東	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
352	吉敷上東 (一) (3)	K-203-QC731-011	吉敷	吉敷上東	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
353	吉敷上東 (一) (4)	K-203-QC733-002	吉敷	吉敷上東	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
354	吉敷赤田 (一) (1)	K-203-QC722-002	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
355	吉敷赤田 (一) (2)	K-203-QC722-005	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
356	吉敷赤田 (一) (3)	K-203-QC722-008	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
357	吉敷赤田 (一) (4)	K-203-QC722-010	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
358	吉敷赤田 (一) (5)	K-203-QC722-012	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
359	吉敷赤田 (一) (6)	K-203-QC724-013	吉敷	吉敷赤田一丁目、吉敷	2017/6/16	第231号		
360	吉敷赤田 (一) (7)	K-203-QC731-001	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
361	吉敷赤田 (一) (8)	K-203-QC731-002	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
362	吉敷赤田 (一) (9)	K-203-QC731-003	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
363	吉敷赤田 (一) (10)	K-203-QC731-006	吉敷	吉敷赤田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
364	中尾 (一) (1)	K-203-QC722-006	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
365	中尾 (一) (2)	K-203-QC631-004	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
366	中尾 (一) (3)	K-203-QC631-005	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
367	中尾 (一) (4)	K-203-QC631-006	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
368	中尾 (一) (5)	K-203-QC631-009	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
369	中尾 (一) (6)	K-203-QC631-011	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
370	中尾 (一) (7)	K-203-QC632-001	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
371	中尾 (一) (8)	K-203-QC633-001	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
372	中尾 (一) (10)	K-203-QC633-004	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
373	中尾 (一) (11)	K-203-QC633-006	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
374	中尾 (一) (12)	K-203-QC633-008	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
375	中尾 (一) (13)	K-203-QC633-010	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
376	中尾 (一) (14)	K-203-QC633-012	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
377	中尾 (一) (15)	K-203-QC633-014	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
378	中尾 (一) (16)	K-203-QC631-003	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
379	中尾 (一) (9)	K-203-QC633-003	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
380	吉田 (一) (1)	K-203-QC841-013	平川	吉田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
381	吉田 (一) (2)	K-203-QC834-004	平川	吉田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
382	吉田 (一) (3)	K-203-QC843-001	平川	吉田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
383	吉田 (一) (4)	K-203-QC843-003	平川	吉田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
384	吉田 (一) (5)	K-203-QC843-006	平川	吉田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
385	平井 (一) (1)	K-203-QC734-002	平川	平井	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
386	平井 (一) (2)	K-203-QC743-005	平川	平井	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
387	平井 (一) (3)	K-203-QC832-001	平川	平井	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
388	平井 (一) (4)	K-203-QC832-002	平川	平井	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
389	平井 (一) (5)	K-203-QC832-004	平川	平井	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
390	朝田 (一) (1)	K-203-QC822-001	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
391	朝田 (一) (2)	K-203-QC822-002	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
392	朝田 (一) (3)	K-203-QC822-003	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
393	朝田 (一) (4)	K-203-QC822-006	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
394	朝田 (一) (5)	K-203-QC822-008	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
395	朝田 (一) (6)	K-203-QC822-009	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
396	朝田 (一) (7)	K-203-QC822-016	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
397	朝田 (一) (8)	K-203-QC824-001	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
398	朝田 (一) (9)	K-203-QC824-003	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
399	朝田 (一) (10)	K-203-QC824-004	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
400	朝田 (一) (11)	K-203-QC824-005	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
401	朝田 (一) (12)	K-203-QC824-006	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
402	朝田 (一) (13)	K-203-QC824-007	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
403	朝田 (一) (14)	K-203-QC824-012	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
404	朝田 (一) (15)	K-203-QC824-015	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
405	朝田 (一) (16)	K-203-QC824-016	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
406	朝田 (一) (17)	K-203-QC831-001	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
407	朝田 (一) (18)	K-203-QC824-032	大蔵	朝田	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
408	陶 (一) (1)	K-203-RC022-001	陶	陶	2009/7/31	第315号	—	—
409	陶 (一) (2)	K-203-RC022-002	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
410	陶 (一) (3)	K-203-RC022-003	陶	陶	2009/7/31	第315号	—	—
411	陶 (一) (4)	K-203-RC022-004	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
412	陶 (一) (5)	K-203-RC022-005	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
413	陶 (一) (6)	K-203-RC022-006	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
414	陶 (一) (7)	K-203-RC022-007	陶	陶	2014/11/28	第388号	2014/11/28	第391号
415	陶 (一) (8)	K-203-RC022-009	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
416	陶 (一) (9)	K-203-RC022-010	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
417	陶 (一) (10)	K-203-RC031-001	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
418	陶 (一) (11)	K-203-RC031-002	陶	陶	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
419	陶 (一) (12)	K-203-RC022-013	陶	陶	2021/9/17	第275号	—	—
420	鑄銭司 (一) (1)	K-203-RC032-001	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
421	鑄銭司 (一) (2)	K-203-RC032-003	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
422	鑄銭司 (一) (3)	K-203-RC032-004	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
423	鑄銭司 (一) (4)	K-203-RC032-005	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
424	鑄銭司 (一) (5)	K-203-RC032-006	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
425	鑄銭司 (一) (6)	K-203-RC032-007	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
426	鑄銭司 (一) (7)	K-203-RC034-001	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
427	鑄銭司 (一) (8)	K-203-RC034-002	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
428	鑄銭司 (一) (9)	K-203-RC034-003	鑄銭司	鑄銭司	2013/10/1	第386号	—	—
429	鑄銭司 (一) (10)	K-203-RC043-001	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
430	鑄銭司 (一) (11)	K-203-RC043-002	鑄銭司	鑄銭司	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
431	鑄銭司 (一) (12)	K-203-RC131-004	鑄銭司	鑄銭司	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
432	秋穂二島 (一) (1)	K-203-RC124-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
433	秋穂二島 (一) (2)	K-203-RC223-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
434	秋穂二島 (一) (3)	K-203-RC224-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
435	秋穂二島 (一) (4)	K-203-RC321-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	—	—
436	秋穂二島 (一) (5)	K-203-RC323-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
437	秋穂二島 (一) (6)	K-203-RC323-002	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
438	秋穂二島 (一) (7)	K-203-RC323-003	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
439	秋穂二島 (一) (8)	K-203-RC323-004	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
440	秋穂二島 (一) (9)	K-203-RC421-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
441	秋穂二島 (一) (10)	K-203-RC421-004	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
442	秋穂二島 (一) (11)	K-203-RC223-003	名田島	秋穂二島	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
443	名田島 (一) (1)	K-203-RC024-002	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
444	名田島 (一) (2)	K-203-RC024-003	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	—	—
445	名田島 (一) (3)	K-203-RC122-003	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
446	名田島 (一) (4)	K-203-RC124-002	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
447	名田島 (一) (6)	K-203-RC024-004	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
448	名田島 (一) (5)	K-203-RC024-001	名田島	名田島	2021/4/30	第159号	2021/4/30	第165号
449	名田島 (一) (7)	K-203-RC024-005	名田島	名田島	2021/4/30	第159号	—	—
450	嘉川 (一) (1)	K-203-RC011-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
451	嘉川 (一) (2)	K-203-RC011-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
452	嘉川 (一) (3)	K-203-RC011-004	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
453	嘉川 (一) (4)	K-203-RC011-005	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
454	嘉川 (一) (5)	K-203-RC011-006	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
455	嘉川 (一) (6)	K-203-RC011-007	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
456	嘉川 (一) (7)	K-203-RC011-008	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
457	嘉川 (一) (8)	K-203-RC013-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
458	嘉川 (一) (9)	K-203-RC013-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
459	嘉川 (一) (10)	K-203-RC013-004	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
460	嘉川 (一) (11)	K-203-RC013-008	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
461	嘉川 (一) (12)	K-203-RC013-009	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
462	嘉川 (一) (13)	K-203-RC013-011	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
463	嘉川 (一) (14)	K-203-RC013-012	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
464	嘉川 (一) (15)	K-203-RC013-013	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
465	嘉川 (一) (16)	K-203-RC014-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
466	嘉川 (一) (17)	K-203-RC014-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
467	嘉川 (一) (18)	K-203-RC014-004	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
468	嘉川 (一) (19)	K-203-RC014-005	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
469	嘉川 (一) (20)	K-203-RC014-006	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
470	嘉川 (一) (21)	K-203-RC014-008	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
471	嘉川 (一) (22)	K-203-RC014-011	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
472	嘉川 (一) (23)	K-203-RC111-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
473	嘉川 (一) (24)	K-203-RC111-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
474	嘉川 (一) (25)	K-203-RC111-006	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
475	嘉川 (一) (26)	K-203-RC111-008	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
476	嘉川 (一) (27)	K-203-RC112-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
477	嘉川 (一) (28)	K-203-RC121-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
478	嘉川 (一) (29)	K-203-RC121-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
479	嘉川 (一) (30)	K-203-RC121-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
480	嘉川 (一) (31)	K-203-RC121-005	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
481	嘉川 (一) (32)	K-203-RC121-006	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
482	嘉川 (一) (33)	K-203-RC121-007	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
483	嘉川 (一) (34)	K-203-RC013-017	嘉川	嘉川	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
484	江崎 (一) (1)	K-203-RC111-004	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
485	江崎 (一) (2)	K-203-RC111-009	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
486	江崎 (一) (3)	K-203-RC113-001	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
487	江崎 (一) (4)	K-203-RC113-004	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
488	江崎 (一) (5)	K-203-RC114-001	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
489	江崎 (一) (7)	K-203-RC114-003	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
490	江崎 (一) (8)	K-203-RC114-004	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
491	江崎 (一) (9)	K-203-RC114-005	嘉川	江崎	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
574	小郡上郷 (一) (7 5)	K-203-QC924-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
575	小郡上郷 (一) (7 6)	K-203-QC924-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
576	小郡上郷 (一) (7 7)	K-203-QC923-029	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
577	小郡上郷 (一) (7 8)	K-203-QC921-026	小郡真名	小郡上郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
578	小郡上郷 (一) (7 9)	K-203-QC921-031	小郡真名	小郡上郷	2021/9/17	第275号	—	—
579	小郡上郷 (一) (8 0)	K-203-QC922-009	小郡真名	小郡上郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
580	小郡上郷 (一) (8 1)	K-203-QC921-037	小郡真名	小郡上郷	2021/9/17	第275号	—	—
581	小郡真名 (一) (1)	K-203-QC912-009	小郡真名	小郡真名	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
582	小郡真名 (一) (2)	K-203-QC912-006	小郡真名	小郡真名	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
583	小郡真名 (一) (3)	K-203-QC912-002	小郡真名	小郡真名	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
584	小郡下郷 (一) (1)	K-203-RC014-009	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
585	小郡下郷 (一) (2)	K-203-QC923-011	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
586	小郡下郷 (一) (3)	K-203-QC923-012	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
587	小郡下郷 (一) (4)	K-203-QC923-013	小郡下郷	小郡下郷	2015/7/28	第269号	2015/7/28	第271号
588	小郡下郷 (一) (5)	K-203-QC923-014	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
589	小郡下郷 (一) (6)	K-203-QC923-015	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
590	小郡下郷 (一) (7)	K-203-QC923-016	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
591	小郡下郷 (一) (8)	K-203-QC923-017	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
592	小郡下郷 (一) (9)	K-203-QC923-023	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
593	小郡下郷 (一) (1 0)	K-203-QC923-024	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	—	—
594	小郡下郷 (一) (1 1)	K-203-QC923-025	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
595	小郡下郷 (一) (1 2)	K-203-QC923-026	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
596	小郡下郷 (一) (1 3)	K-203-QC923-027	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
597	小郡下郷 (一) (1 4)	K-203-QC923-034	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
598	小郡下郷 (一) (1 5)	K-203-RC012-001	小郡下郷	小郡下郷	2018/3/27	第122号	2018/3/27	第133号
599	小郡下郷 (一) (1 6)	K-203-RC012-002	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
600	小郡下郷 (一) (1 7)	K-203-RC012-003	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
601	小郡下郷 (一) (1 8)	K-203-RC012-004	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
602	小郡下郷 (一) (1 9)	K-203-RC012-005	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
603	小郡下郷 (一) (2 0)	K-203-RC014-010	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	—	—
604	小郡下郷 (一) (2 1)	K-203-RC021-001	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
605	小郡下郷 (一) (2 2)	K-203-RC021-002	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
606	小郡下郷 (一) (2 3)	K-203-RC021-003	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
607	小郡下郷 (一) (2 4)	K-203-RC021-004	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
608	小郡下郷 (一) (2 5)	K-203-RC021-005	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
609	小郡下郷 (一) (2 6)	K-203-RC021-013	小郡下郷	小郡下郷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
610	秋穂西 (一) (1)	K-203-RC233-001	大海	秋穂西	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
611	秋穂西 (一) (2)	K-203-RC233-003	大海	秋穂西	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
612	秋穂東 (一) (1)	K-203-RC234-004	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
613	秋穂東 (一) (2)	K-203-RC234-006	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
614	秋穂東 (一) (3)	K-203-RC234-008	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
615	秋穂東 (一) (4)	K-203-RC331-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
616	秋穂東 (一) (5)	K-203-RC331-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
617	秋穂東 (一) (6)	K-203-RC331-003	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
618	秋穂東 (一) (7)	K-203-RC331-004	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
619	秋穂東 (一) (8)	K-203-RC331-005	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
620	秋穂東 (一) (9)	K-203-RC331-009	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
621	秋穂東 (一) (1 0)	K-203-RC331-010	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
622	秋穂東 (一) (1 1)	K-203-RC332-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
623	秋穂東 (一) (1 2)	K-203-RC333-004	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
624	秋穂東 (一) (1 3)	K-203-RC333-005	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
625	秋穂東 (一) (1 4)	K-203-RC333-006	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
626	秋穂東 (一) (1 5)	K-203-RC334-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
627	秋穂東 (一) (1 6)	K-203-RC334-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
628	秋穂東 (一) (1 7)	K-203-RC334-003	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
629	秋穂東 (一) (1 8)	K-203-RC422-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
630	秋穂東 (一) (1 9)	K-203-RC431-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
631	秋穂東 (一) (2 0)	K-203-RC431-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
632	秋穂東 (一) (2 1)	K-203-RC431-003	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
633	秋穂東 (一) (2 2)	K-203-RC331-011	大海	秋穂東	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
634	秋穂東 (一) (2 3)	K-203-RC332-003	大海	秋穂東	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
635	阿知須 (一) (1)	K-203-RB394-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
636	阿知須 (一) (2)	K-203-RB394-003	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
637	阿知須 (一) (3)	K-203-RC301-002	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
638	阿知須 (一) (4)	K-203-RC302-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
639	阿知須 (一) (5)	K-203-RC302-003	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
640	阿知須 (一) (6)	K-203-RC304-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
641	阿知須 (一) (7)	K-203-RC311-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
642	阿知須 (一) (8)	K-203-RC313-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
643	阿知須 (一) (9)	K-203-RC313-002	阿知須	山口市阿知須、宇部市東岐波	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号
644	阿知須 (一) (1 0)	K-203-RC313-003	阿知須	山口市阿知須、宇部市東岐波	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
645	阿知須 (一) (1 1)	K-203-RC313-004	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
646	徳地串 (一) (1)	K-203-QC694-001	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
647	徳地串 (一) (2)	K-203-QC694-004	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
648	徳地串 (一) (3)	K-203-QC694-005	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
649	徳地串 (一) (4)	K-203-QC694-007	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
650	徳地串 (一) (5)	K-203-QC694-008	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
651	徳地串 (一) (6)	K-203-QC694-009	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
652	徳地串 (一) (7)	K-203-QC694-010	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
653	徳地串 (一) (8)	K-203-QC694-012	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
654	徳地串 (一) (9)	K-203-QC694-013	串	徳地串	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号
655	徳地串 (一) (1 0)	K-203-QC694-014	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
738	徳地藤木 (一) (14)	K-203-QC883-003	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
739	徳地藤木 (一) (15)	K-203-QC884-002	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
740	徳地藤木 (一) (16)	K-203-QC884-007	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
741	徳地藤木 (一) (17)	K-203-QC884-008	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
742	徳地藤木 (一) (18)	K-203-QC884-010	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
743	徳地藤木 (一) (19)	K-203-QC891-005	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
744	徳地藤木 (一) (20)	K-203-QC891-007	島地	徳地藤木	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
745	徳地藤木 (一) (21)	K-203-QC882-032	島地	徳地藤木	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
746	米光 (一) (5)	K-215-QC894-007	島地	山口市徳地上村、周南市米光	2010/11/5	第383号	2010/11/5	第384号
747	徳地伊賀地 (一) (1)	K-203-QC781-003	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
748	徳地伊賀地 (一) (2)	K-203-QC781-004	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
749	徳地伊賀地 (一) (3)	K-203-QC781-005	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
750	徳地伊賀地 (一) (4)	K-203-QC772-015	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
751	徳地伊賀地 (一) (5)	K-203-QC773-001	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
752	徳地伊賀地 (一) (6)	K-203-QC773-002	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
753	徳地伊賀地 (一) (7)	K-203-QC774-001	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
754	徳地伊賀地 (一) (8)	K-203-QC774-002	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
755	徳地伊賀地 (一) (9)	K-203-QC774-003	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
756	徳地伊賀地 (一) (10)	K-203-QC774-004	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
757	徳地伊賀地 (一) (11)	K-203-QC774-005	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
758	徳地伊賀地 (一) (12)	K-203-QC774-007	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
759	徳地伊賀地 (一) (13)	K-203-QC783-002	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
760	徳地伊賀地 (一) (14)	K-203-QC783-004	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
761	徳地伊賀地 (一) (15)	K-203-QC783-006	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
762	徳地伊賀地 (一) (16)	K-203-QC783-007	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
763	徳地岸見 (一) (1)	K-203-QC871-001	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
764	徳地岸見 (一) (2)	K-203-QC871-002	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
765	徳地岸見 (一) (3)	K-203-QC871-003	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
766	徳地岸見 (一) (4)	K-203-QC871-004	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
767	徳地岸見 (一) (5)	K-203-QC871-007	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
768	徳地岸見 (一) (6)	K-203-QC872-003	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
769	徳地岸見 (一) (7)	K-203-QC872-004	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
770	徳地岸見 (一) (8)	K-203-QC872-005	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
771	徳地岸見 (一) (9)	K-203-QC873-001	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
772	徳地岸見 (一) (10)	K-203-QC873-004	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
773	徳地小古祖 (一) (1)	K-203-QC681-001	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
774	徳地小古祖 (一) (2)	K-203-QC682-006	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
775	徳地小古祖 (一) (3)	K-203-QC682-008	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
776	徳地深谷 (一) (1)	K-203-QC584-003	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
777	徳地深谷 (一) (2)	K-203-QC593-001	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
778	徳地深谷 (一) (3)	K-203-QC593-004	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
779	徳地深谷 (一) (4)	K-203-QC682-002	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
780	徳地深谷 (一) (5)	K-203-QC682-004	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
781	徳地深谷 (一) (6)	K-203-QC691-001	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
782	徳地深谷 (一) (7)	K-203-QC691-003	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
783	徳地深谷 (一) (8)	K-203-QC691-008	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
784	徳地深谷 (一) (9)	K-203-QC584-006	出雲	徳地深谷	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
785	徳地深谷 (一) (10)	K-203-QC691-002	出雲	徳地深谷	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
786	徳地深谷 (一) (11)	K-203-QC693-001	出雲	徳地深谷	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
787	徳地深谷 (一) (12)	K-203-QC693-002	出雲	徳地深谷	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
788	徳地深谷 (一) (13)	K-203-QC691-009	出雲	徳地深谷	2021/9/17	第275号	2021/9/17	第276号
789	徳地堀 (一) (1)	K-203-QC674-002	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
790	徳地堀 (一) (2)	K-203-QC683-005	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
791	徳地堀 (一) (3)	K-203-QC683-006	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
792	徳地堀 (一) (4)	K-203-QC683-007	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
793	徳地堀 (一) (5)	K-203-QC683-008	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
794	徳地堀 (一) (6)	K-203-QC683-009	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
795	徳地堀 (一) (7)	K-203-QC683-010	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
796	徳地堀 (一) (8)	K-203-QC683-011	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
797	徳地堀 (一) (9)	K-203-QC683-012	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
798	徳地堀 (一) (10)	K-203-QC683-013	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
799	徳地堀 (一) (11)	K-203-QC762-003	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
800	徳地堀 (一) (12)	K-203-QC771-001	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
801	徳地堀 (一) (13)	K-203-QC771-003	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
802	徳地堀 (一) (14)	K-203-QC771-004	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
803	徳地堀 (一) (15)	K-203-QC771-005	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
804	徳地堀 (一) (16)	K-203-QC771-007	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
805	徳地堀 (一) (17)	K-203-QC771-008	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
806	徳地堀 (一) (18)	K-203-QC771-010	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
807	徳地堀 (一) (19)	K-203-QC771-012	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
808	徳地堀 (一) (20)	K-203-QC772-003	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
809	徳地堀 (一) (21)	K-203-QC772-005	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
810	徳地堀 (一) (22)	K-203-QC772-006	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
811	徳地堀 (一) (23)	K-203-QC772-007	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
812	徳地堀 (一) (24)	K-203-QC772-008	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
813	徳地堀 (一) (25)	K-203-QC772-009	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
814	徳地堀 (一) (26)	K-203-QC772-011	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
815	徳地堀 (一) (27)	K-203-QC772-012	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
816	徳地堀 (一) (28)	K-203-QC772-013	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
817	徳地堀 (一) (29)	K-203-QC772-014	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
818	徳地堀 (一) (30)	K-203-QC781-001	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
819	徳地堀 (一) (31)	K-203-QC781-002	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号

N o	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
1148	阿東徳佐下 (一) (1)	K-203-PC993-002	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1149	阿東徳佐下 (一) (2)	K-203-QC081-001	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1150	阿東徳佐下 (一) (3)	K-203-PC882-009	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1151	阿東徳佐下 (一) (4)	K-203-PC884-007	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1152	阿東徳佐下 (一) (5)	K-203-PC884-001	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1153	阿東徳佐下 (一) (6)	K-203-PC884-002	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1154	阿東徳佐下 (一) (7)	K-203-PC884-005	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1155	阿東徳佐下 (一) (8)	K-203-PC882-005	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1156	阿東徳佐下 (一) (9)	K-203-PC882-006	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1157	阿東徳佐下 (一) (10)	K-203-PC882-008	徳佐	阿東徳佐下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1158	阿東徳佐上 (一) (1)	K-203-PC803-001	徳佐	阿東徳佐上	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1159	阿東徳佐上 (一) (2)	K-203-PD704-001	徳佐	阿東徳佐上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1160	阿東徳佐上 (一) (3)	K-203-PD801-003	徳佐	阿東徳佐上	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号
1161	阿東徳佐上 (一) (5)	K-203-PD801-005	徳佐	阿東徳佐上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1162	阿東徳佐上 (一) (6)	K-203-PD801-006	徳佐	阿東徳佐上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1163	阿東徳佐上 (一) (7)	K-203-PD802-001	徳佐	阿東徳佐上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1164	阿東徳佐上 (一) (8)	K-203-PD803-007	徳佐	阿東徳佐上	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1165	阿東徳佐中 (一) (1)	K-203-PC892-004	徳佐	阿東徳佐中	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1166	阿東徳佐中 (一) (2)	K-203-PC892-001	徳佐	阿東徳佐中	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1167	阿東徳佐中 (一) (3)	K-203-PD801-001	徳佐	阿東徳佐中	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1168	阿東徳佐中 (一) (4)	K-203-PD801-002	徳佐	阿東徳佐中	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1169	阿東徳佐中 (一) (5)	K-203-PC892-007	徳佐	阿東徳佐中	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1170	阿東徳佐上 (一) (4)	K-203-PD801-004	徳佐	阿東徳佐上	2021/12/21	第394号	2021/12/21	第410号
1171	阿東嘉年下 (一) (1)	K-203-PC682-006	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1172	阿東嘉年下 (一) (2)	K-203-PC682-007	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1173	阿東嘉年下 (一) (3)	K-203-PC682-008	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1174	阿東嘉年下 (一) (4)	K-203-PC684-005	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1175	阿東嘉年下 (一) (5)	K-203-PC684-006	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1176	阿東嘉年下 (一) (6)	K-203-PC684-007	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1177	阿東嘉年下 (一) (7)	K-203-PC684-008	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1178	阿東嘉年下 (一) (8)	K-203-PC684-014	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1179	阿東嘉年下 (一) (9)	K-203-PC684-016	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1180	阿東嘉年下 (一) (10)	K-203-PC684-017	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1181	阿東嘉年下 (一) (11)	K-203-PC684-019	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1182	阿東嘉年下 (一) (12)	K-203-PC684-020	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1183	阿東嘉年下 (一) (13)	K-203-PC684-022	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1184	阿東嘉年下 (一) (14)	K-203-PC684-023	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1185	阿東嘉年下 (一) (15)	K-203-PC684-026	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1186	阿東嘉年下 (一) (16)	K-203-PC781-001	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1187	阿東嘉年下 (一) (17)	K-203-PC781-005	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1188	阿東嘉年下 (一) (18)	K-203-PC781-006	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1189	阿東嘉年下 (一) (19)	K-203-PC781-008	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1190	阿東嘉年下 (一) (20)	K-203-PC781-010	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1191	阿東嘉年下 (一) (21)	K-203-PC781-011	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1192	阿東嘉年下 (一) (22)	K-203-PC782-001	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1193	阿東嘉年下 (一) (23)	K-203-PC782-002	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1194	阿東嘉年下 (一) (24)	K-203-PC782-003	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1195	阿東嘉年下 (一) (25)	K-203-PC782-007	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1196	阿東嘉年下 (一) (26)	K-203-PC783-001	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1197	阿東嘉年下 (一) (27)	K-203-PC783-005	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1198	阿東嘉年下 (一) (28)	K-203-PC784-001	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1199	阿東嘉年下 (一) (29)	K-203-PC784-002	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1200	阿東嘉年下 (一) (30)	K-203-PC881-001	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1201	阿東嘉年下 (一) (31)	K-203-PC882-002	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1202	阿東嘉年下 (一) (32)	K-203-PC882-004	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1203	阿東嘉年下 (一) (33)	K-203-PC881-002	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1204	阿東嘉年下 (一) (34)	K-203-PC882-001	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1205	阿東嘉年下 (一) (35)	K-203-PC882-003	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1206	阿東嘉年下 (一) (36)	K-203-PC781-012	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1207	阿東嘉年下 (一) (37)	K-203-PC782-008	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1208	阿東嘉年上 (一) (1)	K-203-PC581-001	嘉年	阿東嘉年上	2017/3/24	第110号	2017/3/24	第121号
1209	阿東嘉年上 (一) (2)	K-203-PC583-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1210	阿東嘉年上 (一) (3)	K-203-PC583-002	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1211	阿東嘉年上 (一) (4)	K-203-PC583-004	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1212	阿東嘉年上 (一) (5)	K-203-PC583-007	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1213	阿東嘉年上 (一) (6)	K-203-PC583-009	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1214	阿東嘉年上 (一) (7)	K-203-PC584-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1215	阿東嘉年上 (一) (8)	K-203-PC681-004	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1216	阿東嘉年上 (一) (9)	K-203-PC681-008	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1217	阿東嘉年上 (一) (10)	K-203-PC681-010	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1218	阿東嘉年上 (一) (11)	K-203-PC681-012	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1219	阿東嘉年上 (一) (12)	K-203-PC682-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1220	阿東嘉年上 (一) (13)	K-203-PC682-003	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1221	阿東嘉年上 (一) (14)	K-203-PC682-005	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1222	阿東嘉年上 (一) (15)	K-203-PC683-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1223	阿東嘉年上 (一) (16)	K-203-PC683-002	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1224	阿東嘉年上 (一) (17)	K-203-PC684-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1225	阿東嘉年上 (一) (18)	K-203-PC684-002	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1226	阿東嘉年上 (一) (19)	K-203-PC684-004	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1227	阿東嘉年上 (一) (20)	K-203-PC684-010	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1228	阿東嘉年上 (一) (21)	K-203-PC682-009	嘉年	阿東嘉年上	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1229	阿東嘉年上 (一) (22)	K-203-PC584-002	嘉年	阿東嘉年上	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号

No	箇所名 (急傾斜地の崩壊)	箇所番号 (急傾斜地の崩壊)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
					1,229箇所		1,205箇所	

No	箇所名 (土石流)	箇所番号 (土石流)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
1	古熊(二)(1)	D-203-QC741-002a	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
2	古熊(二)(2)	D-203-QC741-002b	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
3	古熊(二)(3)	D-203-QC741-003b	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
4	古熊(二)(4)	D-203-QC741-004a	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
5	古熊(二)(5)	D-203-QC741-004b	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
6	古熊(二)(6)	D-203-QC741-005	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
7	香山町(二)(1)	D-203-QC634-008a	大殿	香山町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
8	上天花町(二)(1)	D-203-QC534-001	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	—	—
9	上天花町(二)(2)	D-203-QC534-002	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
10	上天花町(二)(3)	D-203-QC534-003b	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
11	上天花町(二)(4)	D-203-QC534-004	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
12	上天花町(二)(5)	D-203-QC534-005a	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
13	上天花町(二)(6)	D-203-QC534-005b	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	—	—
14	上天花町(二)(7)	D-203-QC534-006	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	—	—
15	上天花町(二)(8)	D-203-QC632-003	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
16	上天花町(二)(9)	D-203-QC632-005	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
17	上天花町(二)(10)	D-203-QC632-001a	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
18	上天花町(二)(11)	D-203-QC632-001b	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
19	上天花町(二)(12)	D-203-QC632-001c	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
20	上天花町(二)(13)	D-203-QC632-001d	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	—	—
21	上天花町(二)(14)	D-203-QC632-002b	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
22	滝町(二)(1)	D-203-QC634-003a	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
23	滝町(二)(2)	D-203-QC634-003b	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
24	滝町(二)(3)	D-203-QC634-003c	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
25	滝町(二)(4)	D-203-QC634-003d	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
26	滝町(二)(5)	D-203-QC634-003e	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
27	滝町(二)(6)	D-203-QC634-003f	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
28	滝町(二)(7)	D-203-QC634-003g	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
29	滝町(二)(8)	D-203-QC634-004b	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
30	滝町(二)(9)	D-203-QC634-005	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
31	滝町(二)(10)	D-203-QC634-006	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
32	滝町(二)(11)	D-203-QC634-007	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
33	滝町(二)(12)	D-203-QC732-008	大殿	滝町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
34	天花(二)(1)	D-203-QC643-001	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
35	天花(二)(2)	D-203-QC643-002	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
36	天花(二)(3)	D-203-QC643-003	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
37	天花(二)(4)	D-203-QC643-004	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
38	天花(二)(5)	D-203-QC643-005	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
39	天花(二)(6)	D-203-QC643-006	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
40	天花(二)(7)	D-203-QC643-007	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
41	天花(二)(8)	D-203-QC643-008	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
42	天花(二)(9)	D-203-QC632-009	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
43	天花(二)(10)	D-203-QC634-001	大殿	天花	2012/5/29	第228号	—	—
44	天花(二)(11)	D-203-QC634-002	大殿	天花	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
45	糸米(二)(1)	D-203-QC732-003	白石	糸米	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
46	糸米(二)(2)	D-203-QC732-004a	白石	糸米	2012/5/29	第228号	—	—
47	糸米(二)(3)	D-203-QC732-005	白石	糸米	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
48	糸米(二)(4)	D-203-QC732-006	白石	糸米	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
49	白石(二)(1)	D-203-QC732-007	白石	白石	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
50	朝倉町(二)(1)	D-203-QC731-001a	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
51	朝倉町(二)(2)	D-203-QC731-002	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
52	朝倉町(二)(3)	D-203-QC731-004	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
53	朝倉町(二)(4)	D-203-QC731-005	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
54	朝倉町(二)(5)	D-203-QC732-001a	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
55	朝倉町(二)(6)	D-203-QC732-002	湯田	朝倉町	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
56	仁保下郷(二)(1)	D-203-QC751-011	仁保	仁保下郷	2011/5/31	第236号	2011/5/31	第237号
57	仁保下郷(二)(2)	D-203-QC554-015	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
58	仁保下郷(二)(4)	D-203-QC742-007	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
59	仁保下郷(二)(5)	D-203-QC553-012	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
60	仁保下郷(二)(6)	D-203-QC553-013b	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
61	仁保下郷(二)(7)	D-203-QC651-010a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
62	仁保下郷(二)(8)	D-203-QC652-001a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
63	仁保下郷(二)(9)	D-203-QC652-001b	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
64	仁保下郷(二)(10)	D-203-QC652-002	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
65	仁保下郷(二)(11)	D-203-QC652-003	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
66	仁保下郷(二)(12)	D-203-QC652-004	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
67	仁保下郷(二)(13)	D-203-QC652-005a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
68	仁保下郷(二)(14)	D-203-QC652-005b	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
69	仁保下郷(二)(15)	D-203-QC652-006a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
70	仁保下郷(二)(16)	D-203-QC652-007a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
71	仁保下郷(二)(17)	D-203-QC652-008	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
72	仁保下郷(二)(18)	D-203-QC652-009a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
73	仁保下郷(二)(19)	D-203-QC653-017	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
74	仁保下郷(二)(20)	D-203-QC653-018	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
75	仁保下郷(二)(21)	D-203-QC653-019a	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
76	仁保下郷(二)(22)	D-203-QC653-020	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
77	仁保下郷(二)(23)	D-203-QC653-021	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
78	仁保下郷(二)(24)	D-203-QC654-002	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
79	仁保下郷(二)(25)	D-203-QC654-003	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
80	仁保下郷(二)(26)	D-203-QC751-002	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
81	仁保下郷(二)(27)	D-203-QC751-003	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号

No	箇所名 (土石流)	箇所番号 (土石流)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
328	下小鯖(二)(78)	D-203-RC051-006	小鯖	下小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
329	下小鯖(二)(79)	D-203-RC051-007	小鯖	下小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
330	下小鯖(二)(80)	D-203-RC052-001	小鯖	下小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
331	下小鯖(二)(81)	D-203-QC952-013	小鯖	下小鯖	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
332	上小鯖(二)(1)	D-203-QC942-003	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
333	上小鯖(二)(2)	D-203-QC942-005	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
334	上小鯖(二)(3)	D-203-QC943-001	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
335	上小鯖(二)(4)	D-203-QC943-002	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
336	上小鯖(二)(5)	D-203-QC944-001	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
337	上小鯖(二)(6)	D-203-QC944-002	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
338	上小鯖(二)(7)	D-203-QC944-003	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
339	上小鯖(二)(8)	D-203-QC944-004	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
340	上小鯖(二)(9)	D-203-QC944-005	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
341	上小鯖(二)(10)	D-203-QC944-006	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
342	上小鯖(二)(11)	D-203-QC944-007	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
343	上小鯖(二)(12)	D-203-QC944-008	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
344	上小鯖(二)(13)	D-203-QC944-009	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
345	上小鯖(二)(14)	D-203-QC944-010	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
346	上小鯖(二)(15)	D-203-QC944-011	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
347	上小鯖(二)(16)	D-203-QC944-012	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
348	上小鯖(二)(17)	D-203-QC944-013	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
349	上小鯖(二)(18)	D-203-RC041-001	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
350	上小鯖(二)(19)	D-203-RC042-001	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
351	上小鯖(二)(20)	D-203-RC042-002	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	—	—
352	上小鯖(二)(21)	D-203-RC042-003	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
353	上小鯖(二)(22)	D-203-RC042-006	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
354	上小鯖(二)(23)	D-203-RC042-007	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
355	上小鯖(二)(24)	D-203-RC042-008	小鯖	上小鯖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
356	高井(二)(1)	D-206-RC052-001a	小鯖	山口市下小鯖、防府市高井、下右田	2014/6/13	第200号	2014/6/13	第201号
357	高井(二)(2)	D-206-RC052-001b	小鯖	山口市下小鯖、防府市高井、下右田	2014/6/13	第200号	2014/6/13	第201号
358	大内御堀(二)(1)	D-203-QC841-001a	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
359	大内御堀(二)(2)	D-203-QC841-001b	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
360	大内御堀(二)(3)	D-203-QC841-002a	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
361	大内御堀(二)(4)	D-203-QC841-004b	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
362	大内御堀(二)(5)	D-203-QC841-005	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
363	大内御堀(二)(6)	D-203-QC841-007	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
364	大内御堀(二)(7)	D-203-QC841-008	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
365	大内御堀(二)(8)	D-203-QC842-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
366	大内御堀(二)(9)	D-203-QC843-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
367	大内御堀(二)(10)	D-203-QC843-003	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
368	大内御堀(二)(11)	D-203-QC843-008	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
369	大内御堀(二)(12)	D-203-QC844-006	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
370	大内御堀(二)(13)	D-203-QC941-002	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
371	大内御堀(二)(14)	D-203-QC941-003	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
372	大内御堀(二)(15)	D-203-QC941-004	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
373	大内御堀(二)(16)	D-203-QC941-005	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
374	大内御堀(二)(17)	D-203-QC941-006	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
375	大内御堀(二)(18)	D-203-QC942-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
376	大内御堀(二)(19)	D-203-QC743-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
377	大内御堀(二)(20)	D-203-QC743-002	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
378	大内御堀(二)(21)	D-203-QC743-003	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
379	大内御堀(二)(22)	D-203-QC743-004	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
380	大内御堀(二)(23)	D-203-QC743-005b	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	—	—
381	大内御堀(二)(24)	D-203-QC744-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
382	大内御堀(二)(25)	D-203-QC744-003	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
383	大内御堀(二)(26)	D-203-QC744-004	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
384	大内長野(二)(1)	D-203-QC744-005	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
385	大内長野(二)(2)	D-203-QC744-006	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
386	大内長野(二)(3)	D-203-QC744-007	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
387	大内長野(二)(4)	D-203-QC753-001	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
388	大内長野(二)(5)	D-203-QC753-002	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	—	—
389	大内長野(二)(6)	D-203-QC851-004	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
390	大内長野(二)(7)	D-203-QC851-005	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	—	—
391	大内長野(二)(8)	D-203-QC851-006	大内	大内長野	2012/5/29	第228号	—	—
392	大内矢田(二)(1)	D-203-QC842-002	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
393	大内矢田(二)(2)	D-203-QC842-003b	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
394	大内矢田(二)(3)	D-203-QC842-004	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
395	大内矢田(二)(4)	D-203-QC844-001	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
396	大内矢田(二)(5)	D-203-QC844-002	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
397	大内矢田(二)(6)	D-203-QC844-003	大内	大内矢田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
398	宮野下(二)(1)	D-203-QC641-001b	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
399	宮野下(二)(2)	D-203-QC641-001c	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
400	宮野下(二)(3)	D-203-QC641-002a	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
401	宮野下(二)(4)	D-203-QC641-002c	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
402	宮野下(二)(5)	D-203-QC642-006	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
403	宮野下(二)(6)	D-203-QC642-008	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	—	—
404	宮野下(二)(7)	D-203-QC642-009	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
405	宮野下(二)(8)	D-203-QC642-010	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
406	宮野下(二)(9)	D-203-QC642-011	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
407	宮野下(二)(10)	D-203-QC642-012	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
408	宮野下(二)(11)	D-203-QC643-011	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
409	宮野下(二)(12)	D-203-QC643-012	宮野	宮野下	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号

No	箇所名 (土石流)	箇所番号 (土石流)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
574	朝田 (二) (2)	D-203-QC822-002	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
575	朝田 (二) (3)	D-203-QC822-003a	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
576	朝田 (二) (4)	D-203-QC822-004b	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
577	朝田 (二) (5)	D-203-QC822-005	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
578	朝田 (二) (6)	D-203-QC822-006a	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
579	朝田 (二) (7)	D-203-QC822-007	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
580	朝田 (二) (8)	D-203-QC822-008	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
581	朝田 (二) (9)	D-203-QC822-009b	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
582	朝田 (二) (10)	D-203-QC822-010	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
583	朝田 (二) (11)	D-203-QC822-011a	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
584	朝田 (二) (12)	D-203-QC824-001a	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
585	朝田 (二) (13)	D-203-QC824-003	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
586	朝田 (二) (14)	D-203-QC824-004	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
587	朝田 (二) (15)	D-203-QC824-006	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
588	朝田 (二) (16)	D-203-QC824-007	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
589	朝田 (二) (17)	D-203-QC824-008	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
590	朝田 (二) (18)	D-203-QC824-009	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
591	朝田 (二) (19)	D-203-QC831-002	大蔵	朝田	2012/5/29	第228号	2012/5/29	第229号
592	陶 (二) (1)	D-203-RC022-002	陶	陶	2009/7/31	第315号	—	—
593	陶 (二) (2)	D-203-RC022-003	陶	陶	2009/7/31	第315号	—	—
594	陶 (二) (3)	D-203-RC031-001	陶	陶	2009/7/31	第315号	—	—
595	鑄銭司 (二) (1)	D-203-RC032-001	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
596	鑄銭司 (二) (2)	D-203-RC032-002	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
597	鑄銭司 (二) (3)	D-203-RC032-003	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
598	鑄銭司 (二) (4)	D-203-RC043-001	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
599	鑄銭司 (二) (5)	D-203-RC043-002	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
600	鑄銭司 (二) (6)	D-203-RC131-001a	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
601	鑄銭司 (二) (7)	D-203-RC131-001b	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
602	鑄銭司 (二) (8)	D-203-RC131-002	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	—	—
603	鑄銭司 (二) (9)	D-203-RC131-003a	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
604	鑄銭司 (二) (11)	D-203-RC131-004b	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	—	—
605	鑄銭司 (二) (12)	D-203-RC133-001a	鑄銭司	鑄銭司	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
606	鑄銭司 (二) (13)	D-203-RC043-003	鑄銭司	鑄銭司	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
607	鑄銭司 (二) (14)	D-203-RC043-004	鑄銭司	鑄銭司	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
608	秋穂二島 (二) (1)	D-203-RC133-002	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
609	秋穂二島 (二) (2)	D-203-RC133-003	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	—	—
610	秋穂二島 (二) (3)	D-203-RC323-001	名田島	秋穂二島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
611	秋穂二島 (二) (4)	D-203-RC133-004	名田島	秋穂二島	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
612	秋穂二島 (二) (5)	D-203-RC133-005	名田島	秋穂二島	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
613	名田島 (二) (1)	D-203-RC122-001	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
614	名田島 (二) (2)	D-203-RC122-002	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	—	—
615	名田島 (二) (3)	D-203-RC122-003	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
616	名田島 (二) (4)	D-203-RC122-004	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	—	—
617	名田島 (二) (5)	D-203-RC122-005	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
618	名田島 (二) (6)	D-203-RC122-006	名田島	名田島	2009/7/31	第315号	—	—
619	嘉川 (二) (1)	D-203-RC011-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
620	嘉川 (二) (2)	D-203-RC011-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
621	嘉川 (二) (3)	D-203-RC011-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
622	嘉川 (二) (4)	D-203-RC011-004	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
623	嘉川 (二) (5)	D-203-RC011-005	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
624	嘉川 (二) (6)	D-203-RC011-006	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
625	嘉川 (二) (7)	D-203-RC011-007	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
626	嘉川 (二) (8)	D-203-RC013-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
627	嘉川 (二) (9)	D-203-RC013-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
628	嘉川 (二) (10)	D-203-RC013-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
629	嘉川 (二) (11)	D-203-RC013-004	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
630	嘉川 (二) (12)	D-203-RC014-005	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
631	嘉川 (二) (13)	D-203-RC014-007	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
632	嘉川 (二) (14)	D-203-RC014-008	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
633	嘉川 (二) (15)	D-203-RC014-009	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
634	嘉川 (二) (16)	D-203-RC014-010	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
635	嘉川 (二) (17)	D-203-RC014-011	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
636	嘉川 (二) (18)	D-203-RC014-012	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
637	嘉川 (二) (19)	D-203-RC014-013	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
638	嘉川 (二) (20)	D-203-RC111-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
639	嘉川 (二) (21)	D-203-RC111-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
640	嘉川 (二) (22)	D-203-RC112-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	—	—
641	嘉川 (二) (23)	D-203-RC112-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
642	嘉川 (二) (24)	D-203-RC112-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
643	嘉川 (二) (25)	D-203-RC112-004	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
644	嘉川 (二) (26)	D-203-RC121-001	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
645	嘉川 (二) (27)	D-203-RC121-002	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
646	嘉川 (二) (28)	D-203-RC121-003	嘉川	嘉川	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
647	江崎 (二) (1)	D-203-RC114-001	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	—	—
648	江崎 (二) (2)	D-203-RC123-001	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	—	—
649	江崎 (二) (3)	D-203-RC123-002	嘉川	江崎	2009/7/31	第315号	—	—
650	佐山 (二) (1)	D-203-RC113-001	嘉川	佐山	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
651	佐山 (二) (2)	D-203-RC202-001	嘉川	佐山	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
652	佐山 (二) (3)	D-203-RC204-001	嘉川	佐山	2009/7/31	第315号	—	—
653	小郡上郷 (二) (1)	D-203-QC721-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
654	小郡上郷 (二) (2)	D-203-QC721-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
655	小郡上郷 (二) (3)	D-203-QC721-003	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—

No	箇所名 (土石流)	箇所番号 (土石流)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
656	小郡上郷 (二) (4)	D-203-QC723-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
657	小郡上郷 (二) (5)	D-203-QC723-003	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
658	小郡上郷 (二) (6)	D-203-QC723-004	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
659	小郡上郷 (二) (7)	D-203-QC723-005	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
660	小郡上郷 (二) (8)	D-203-QC723-006	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
661	小郡上郷 (二) (9)	D-203-QC812-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
662	小郡上郷 (二) (10)	D-203-QC812-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
663	小郡上郷 (二) (11)	D-203-QC812-003	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
664	小郡上郷 (二) (12)	D-203-QC812-005	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
665	小郡上郷 (二) (13)	D-203-QC814-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
666	小郡上郷 (二) (14)	D-203-QC814-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
667	小郡上郷 (二) (15)	D-203-QC823-001a	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
668	小郡上郷 (二) (16)	D-203-QC823-001b	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
669	小郡上郷 (二) (17)	D-203-QC823-001c	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
670	小郡上郷 (二) (18)	D-203-QC823-001d	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
671	小郡上郷 (二) (19)	D-203-QC823-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
672	小郡上郷 (二) (20)	D-203-QC823-004	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
673	小郡上郷 (二) (21)	D-203-QC823-006	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
674	小郡上郷 (二) (22)	D-203-QC823-007	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
675	小郡上郷 (二) (23)	D-203-QC823-008	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
676	小郡上郷 (二) (24)	D-203-QC823-010	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
677	小郡上郷 (二) (25)	D-203-QC824-011	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
678	小郡上郷 (二) (26)	D-203-QC824-012	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
679	小郡上郷 (二) (27)	D-203-QC912-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
680	小郡上郷 (二) (28)	D-203-QC912-003	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
681	小郡上郷 (二) (29)	D-203-QC921-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
682	小郡上郷 (二) (30)	D-203-QC921-005	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
683	小郡上郷 (二) (31)	D-203-QC921-006	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
684	小郡上郷 (二) (32)	D-203-QC921-007	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
685	小郡上郷 (二) (33)	D-203-QC922-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
686	小郡上郷 (二) (34)	D-203-QC922-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
687	小郡上郷 (二) (35)	D-203-QC922-003	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
688	小郡上郷 (二) (36)	D-203-QC923-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
689	小郡上郷 (二) (37)	D-203-QC923-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
690	小郡上郷 (二) (38)	D-203-QC924-001	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
691	小郡上郷 (二) (39)	D-203-QC924-002	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
692	小郡上郷 (二) (40)	D-203-QC924-003	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
693	小郡上郷 (二) (41)	D-203-QC924-004	小郡真名	小郡上郷	2009/7/31	第315号	—	—
694	小郡下郷 (二) (1)	D-203-QC923-003a	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
695	小郡下郷 (二) (2)	D-203-QC923-003b	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
696	小郡下郷 (二) (3)	D-203-QC923-003c	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
697	小郡下郷 (二) (4)	D-203-QC923-004	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
698	小郡下郷 (二) (5)	D-203-QC923-005	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	—	—
699	小郡下郷 (二) (6)	D-203-RC012-001a	小郡下郷	小郡下郷	2014/11/28	第388号	2014/11/28	第391号
700	小郡下郷 (二) (7)	D-203-RC012-002	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	—	—
701	小郡下郷 (二) (8)	D-203-RC021-001	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	—	—
702	小郡下郷 (二) (9)	D-203-RC022-001a	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
703	小郡下郷 (二) (10)	D-203-RC022-001b	小郡下郷	小郡下郷	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
704	秋穂西 (二) (1)	D-203-RC233-002b	大海	秋穂西	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
705	秋穂東 (二) (1)	D-203-RC233-003	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
706	秋穂東 (二) (2)	D-203-RC234-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
707	秋穂東 (二) (3)	D-203-RC234-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
708	秋穂東 (二) (4)	D-203-RC234-003a	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
709	秋穂東 (二) (5)	D-203-RC234-004d	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
710	秋穂東 (二) (6)	D-203-RC234-005	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
711	秋穂東 (二) (7)	D-203-RC234-007a	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
712	秋穂東 (二) (8)	D-203-RC234-008	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
713	秋穂東 (二) (9)	D-203-RC331-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
714	秋穂東 (二) (10)	D-203-RC331-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
715	秋穂東 (二) (11)	D-203-RC331-003	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
716	秋穂東 (二) (12)	D-203-RC332-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
717	秋穂東 (二) (13)	D-203-RC332-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
718	秋穂東 (二) (14)	D-203-RC332-003	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
719	秋穂東 (二) (15)	D-203-RC333-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
720	秋穂東 (二) (16)	D-203-RC333-004	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
721	秋穂東 (二) (17)	D-203-RC333-005	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
722	秋穂東 (二) (18)	D-203-RC333-006a	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
723	秋穂東 (二) (19)	D-203-RC333-007a	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
724	秋穂東 (二) (20)	D-203-RC333-007b	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
725	秋穂東 (二) (21)	D-203-RC431-001	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	—	—
726	秋穂東 (二) (22)	D-203-RC431-002	大海	秋穂東	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
727	秋穂東 (二) (23)	D-203-RC232-001	大海	秋穂東	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
728	秋穂東 (二) (24)	D-203-RC234-009	大海	秋穂東	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
729	秋穂東 (二) (25)	D-203-RC234-010	大海	秋穂東	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
730	阿知須 (二) (1)	D-203-RB394-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
731	阿知須 (二) (2)	D-203-RC301-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	—	—
732	阿知須 (二) (3)	D-203-RC304-001	阿知須	阿知須	2009/7/31	第315号	2009/7/31	第316号
733	阿知須 (二) (4)	D-203-RC313-003a	阿知須	山口市阿知須、宇部市東岐波	2015/12/22	第468号	—	—
734	徳地串 (二) (1)	D-203-QC694-002	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
735	徳地串 (二) (2)	D-203-QC694-004	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
736	徳地串 (二) (3)	D-203-QC694-005	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
737	徳地串 (二) (4)	D-203-QC694-006	串	徳地串	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号

No	箇所名 (土石流)	箇所番号 (土石流)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
984	徳地伊賀地 (二) (2 9)	D-203-QC783-014	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
985	徳地伊賀地 (二) (3 0)	D-203-QC783-015	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
986	徳地伊賀地 (二) (3 1)	D-203-QC783-016	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
987	徳地伊賀地 (二) (3 2)	D-203-QC783-017	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
988	徳地伊賀地 (二) (3 3)	D-203-QC783-018	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
989	徳地伊賀地 (二) (3 4)	D-203-QC783-019	出雲	徳地伊賀地	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
990	徳地伊賀地 (二) (3 5)	D-203-QC774-006a	出雲	徳地伊賀地	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
991	徳地伊賀地 (二) (3 6)	D-203-QC774-013	出雲	徳地伊賀地	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
992	徳地伊賀地 (二) (3 7)	D-203-QC781-004	出雲	徳地伊賀地	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
993	徳地岸見 (二) (1)	D-203-QC773-001b	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
994	徳地岸見 (二) (2)	D-203-QC773-001c	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
995	徳地岸見 (二) (3)	D-203-QC773-001d	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
996	徳地岸見 (一) (4)	D-203-QC871-001	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
997	徳地岸見 (二) (5)	D-203-QC871-002	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
998	徳地岸見 (二) (6)	D-203-QC871-003	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
999	徳地岸見 (二) (7)	D-203-QC871-004a	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1000	徳地岸見 (二) (8)	D-203-QC871-004b	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	—	—
1001	徳地岸見 (二) (9)	D-203-QC871-004c	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1002	徳地岸見 (二) (1 0)	D-203-QC871-004d	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1003	徳地岸見 (二) (1 1)	D-203-QC872-001	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1004	徳地岸見 (二) (1 2)	D-203-QC872-002	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1005	徳地岸見 (二) (1 3)	D-203-QC872-003	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1006	徳地岸見 (二) (1 4)	D-203-QC872-004	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1007	徳地岸見 (二) (1 5)	D-203-QC872-005	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	—	—
1008	徳地岸見 (二) (1 6)	D-203-QC873-001	出雲	徳地岸見	2017/3/24	第110号	—	—
1009	徳地岸見 (二) (1 7)	D-203-QC873-002	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1010	徳地岸見 (二) (1 8)	D-203-QC873-003	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1011	徳地岸見 (二) (1 9)	D-203-QC873-004	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1012	徳地岸見 (二) (2 0)	D-203-QC874-001	出雲	徳地岸見	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1013	徳地岸見 (二) (2 1)	D-203-QC871-005	出雲	徳地岸見	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1014	徳地小古祖 (二) (1)	D-203-QC681-001	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	—	—
1015	徳地小古祖 (二) (2)	D-203-QC682-003	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1016	徳地小古祖 (二) (3)	D-203-QC682-004	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1017	徳地小古祖 (二) (4)	D-203-QC682-005	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	—	—
1018	徳地小古祖 (二) (5)	D-203-QC682-006	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1019	徳地小古祖 (二) (6)	D-203-QC682-007	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1020	徳地小古祖 (二) (7)	D-203-QC684-001	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1021	徳地小古祖 (二) (8)	D-203-QC684-002	出雲	徳地小古祖	2011/3/25	第138号	—	—
1022	徳地深谷 (二) (1)	D-203-QC584-005	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1023	徳地深谷 (二) (2)	D-203-QC584-006	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1024	徳地深谷 (二) (3)	D-203-QC584-007	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1025	徳地深谷 (二) (4)	D-203-QC584-008	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1026	徳地深谷 (二) (5)	D-203-QC593-001a	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1027	徳地深谷 (二) (6)	D-203-QC593-001b	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1028	徳地深谷 (二) (7)	D-203-QC593-002	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1029	徳地深谷 (二) (8)	D-203-QC593-003	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1030	徳地深谷 (二) (9)	D-203-QC594-001	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1031	徳地深谷 (二) (1 0)	D-203-QC682-001	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1032	徳地深谷 (二) (1 1)	D-203-QC682-002	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1033	徳地深谷 (二) (1 2)	D-203-QC691-001	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1034	徳地深谷 (二) (1 3)	D-203-QC691-002	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1035	徳地深谷 (二) (1 4)	D-203-QC691-003	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1036	徳地深谷 (二) (1 5)	D-203-QC691-004	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1037	徳地深谷 (二) (1 6)	D-203-QC691-005	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1038	徳地深谷 (二) (1 7)	D-203-QC691-007c	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	—	—
1039	徳地深谷 (二) (1 8)	D-203-QC692-001	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1040	徳地深谷 (二) (1 9)	D-203-QC692-002	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1041	徳地深谷 (二) (2 0)	D-203-QC692-003	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1042	徳地深谷 (二) (2 1)	D-203-QC693-003b	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1043	徳地深谷 (二) (2 2)	D-203-QC693-004	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1044	徳地深谷 (二) (2 3)	D-203-QC693-005c	出雲	徳地深谷	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1045	徳地深谷 (二) (2 4)	D-203-QC584-009	出雲	徳地深谷	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1046	徳地堀 (二) (1)	D-203-QC674-001	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1047	徳地堀 (二) (2)	D-203-QC683-001	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1048	徳地堀 (二) (3)	D-203-QC683-003	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1049	徳地堀 (二) (4)	D-203-QC683-006	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1050	徳地堀 (二) (5)	D-203-QC683-007	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1051	徳地堀 (二) (6)	D-203-QC683-008	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1052	徳地堀 (二) (7)	D-203-QC683-009	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1053	徳地堀 (二) (8)	D-203-QC683-010	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1054	徳地堀 (二) (9)	D-203-QC683-011	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1055	徳地堀 (二) (1 0)	D-203-QC683-012	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1056	徳地堀 (二) (1 1)	D-203-QC683-013	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1057	徳地堀 (二) (1 2)	D-203-QC683-014	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1058	徳地堀 (二) (1 3)	D-203-QC684-003	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1059	徳地堀 (二) (1 4)	D-203-QC762-006	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1060	徳地堀 (二) (1 5)	D-203-QC762-008	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1061	徳地堀 (二) (1 6)	D-203-QC771-001	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1062	徳地堀 (二) (1 7)	D-203-QC771-004	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	—	—
1063	徳地堀 (二) (1 8)	D-203-QC771-008	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1064	徳地堀 (二) (1 9)	D-203-QC771-009	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号
1065	徳地堀 (二) (2 0)	D-203-QC771-010	出雲	徳地堀	2011/3/25	第138号	2011/3/25	第139号

No	箇所名 (土石流)	箇所番号 (土石流)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
1558	阿東嘉年下 (二) (3 3)	D-203-PC882-001a	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1559	阿東嘉年下 (二) (3 4)	D-203-PC882-001b	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1560	阿東嘉年下 (二) (3 5)	D-203-PC882-001c	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1561	阿東嘉年下 (二) (3 6)	D-203-PC882-005	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1562	阿東嘉年下 (二) (3 7)	D-203-PC882-006	嘉年	阿東嘉年下	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1563	阿東嘉年下 (二) (3 8)	D-203-PC684-006	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	—	—
1564	阿東嘉年下 (二) (3 9)	D-203-PC781-012	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	—	—
1565	阿東嘉年下 (二) (4 0)	D-203-PC781-013	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1566	阿東嘉年下 (二) (4 1)	D-203-PC781-014	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	—	—
1567	阿東嘉年下 (二) (4 3)	D-203-PC781-015	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1568	阿東嘉年下 (二) (4 2)	D-203-PC783-010	嘉年	阿東嘉年下	2015/5/29	第186号	2015/5/29	第188号
1569	阿東嘉年上 (二) (1)	D-203-PC581-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1570	阿東嘉年上 (二) (2)	D-203-PC581-003	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1571	阿東嘉年上 (二) (3)	D-203-PC581-004a	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1572	阿東嘉年上 (二) (4)	D-203-PC581-005	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1573	阿東嘉年上 (二) (5)	D-203-PC583-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1574	阿東嘉年上 (二) (6)	D-203-PC583-002	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1575	阿東嘉年上 (二) (7)	D-203-PC584-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	—	—
1576	阿東嘉年上 (二) (8)	D-203-PC681-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1577	阿東嘉年上 (二) (9)	D-203-PC682-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1578	阿東嘉年上 (二) (1 0)	D-203-PC682-002	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1579	阿東嘉年上 (二) (1 1)	D-203-PC683-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1580	阿東嘉年上 (二) (1 2)	D-203-PC683-002	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1581	阿東嘉年上 (二) (1 3)	D-203-PC683-003	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1582	阿東嘉年上 (二) (1 4)	D-203-PC683-004	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号
1583	阿東嘉年上 (二) (1 5)	D-203-PC684-001	嘉年	阿東嘉年上	2012/9/14	第360号	2012/9/14	第361号

1, 583箇所

1, 347箇所

(4) 土砂災害警戒区域等の指定箇所(地すべり)

令和6年4月1日現在

No	箇所名 (地すべり)	箇所番号 (地すべり)	地域	大字等	警戒区域 (イエローゾーン)		特別警戒区域 (レッドゾーン)	
					告示 年月日	告示 番号	告示 年月日	告示 番号
1	上天花町(三)(1)	J-203-QC632-001	大殿	上天花町	2012/5/29	第228号	—	—
2	春日町(三)(1)	J-203-QC732-001	大殿	春日町	2012/5/29	第228号	—	—
3	古熊(三)(1)	J-203-QC741-001	大殿	古熊	2012/5/29	第228号	—	—
4	仁保下郷(三)(1)	J-203-QC553-001	仁保	仁保下郷	2012/5/29	第228号	—	—
5	大内御堀(三)(1)	J-203-QC743-001	大内	大内御堀	2012/5/29	第228号	—	—
6	吉敷(三)(1)	J-203-QC622-001	吉敷	吉敷	2012/5/29	第228号	—	—
7	中尾(三)(1)	J-203-QC633-001	吉敷	中尾	2012/5/29	第228号	—	—
8	小郡下郷(三)(1)	J-203-QC923-001	小郡下郷	小郡下郷	2012/9/14	第360号	—	—
9	阿東蔵目喜(三)(1)	J-203-PC952-001	生雲	阿東蔵目喜	2012/9/14	第360号	—	—
					9箇所		0箇所	

9 落石等通行危険箇所(道路建設課)

令和6年4月1日現在

No	路線名	所在地		延長(m)
		地 域	字 等	
1	高井4号線	朝田	竹砂	50
2	御所野鯖線	徳地深谷	高杉浴	40
3	島地平木線①	徳地上村	台ヶ原	50
4	島地平木線②	徳地上村	大町	50
5	樋ノ口線	徳地岸見	田平	30
6	釣山梶畑線①	徳地野谷	密成	40
7	釣山梶畑線②	徳地柚木	滑	50
8	釣山梶畑線③	徳地柚木	滑	50
9	船路大月線	徳地船路	落合	40
10	下出合釣山線	徳地野谷	出合	50
11	徳行森永線	徳地岸見	土井	50
12	鳴谷茂知木線	徳地堀	臼谷	900
13	堂免開籠線	阿東嘉年上	開籠	60
14	嘉年上線	阿東嘉年上	神田	40
15	長迫線	阿東嘉年上	西居坂	30
16	第2大迫線	阿東嘉年上	大迫	160
17	迫田線	阿東嘉年下	疫神ノ前	110
18	東側線	阿東徳佐上	下山畠田	40
19	下市坂田線①	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	200
20	下市坂田線②	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	340
21	下市坂田線③	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	370
22	下市坂田線④	阿東徳佐下	鍛冶ヶ原	360
23	大久保線	阿東徳佐下	大久保	400
24	的場線①	阿東地福上	的場	120
25	的場線②	阿東地福上	赤根屋	370
26	杉原荒瀬線	阿東地福下	荒瀬	90
27	町線	阿東蔵目喜	町	150
28	須の原線	阿東蔵目喜	銅	400
29	阿東むつみ線①	阿東蔵目喜	銅、大山	1900
30	阿東むつみ線②	阿東蔵目喜	大山	490
31	赤松野地線	阿東蔵目喜	大山、野地	2620
32	成谷線	阿東蔵目喜	成谷	430
33	芋尻暮床線	阿東生雲中	天子上	50
34	栃崎線	阿東生雲中	天子中	750
35	開作西側線	阿東生雲中	開作	1060
36	台ヶ原線	阿東篠目	橋本	40
37	田代線	阿東篠目	文珠、田代	420
38	見付線①	阿東篠目	見附	300
39	見付線②	阿東篠目	上中郷	70
40	御所野鯖線	徳地深谷	石尾東平	100
41	徳行森永線	徳地岸見	当前	100
42	鍛冶畑線	小郡上郷	大穂ノ木	250
43	御所野鯖線	徳地深谷	タカスガエキ	100
44	御所野鯖線	徳地深谷	オオタキヒラ	100
45	下出合釣山線	徳地野谷	シヨウジ	200

○防火・準防火地域等指定一覧表(都市計画課)

令和6年4月1日現在

区 分		面 積 ha	比 率 %
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	1,182	26.2
	第二種低層住居専用地域	4	0.1
	第一種中高層住居専用地域	853	18.9
	第二種中高層住居専用地域	174	3.9
	第一種住居地域	577	12.8
	第二種住居地域	301	6.7
	準住居地域	88	2.0
	近隣商業地域	168	3.7
	商業地域	211	4.7
	準工業地域	636	14.1
	工業地域	315	7.0
合 計		4,509	100.0
防火地域		20	
準防火地域		359	
風致地区		194	

※各区分の比率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0とはならない

○凍結防止及び除雪区間(道路管理課)

道路 種別	路 線 名	区 間
国道	2号	山口市～宇部市界
〃	9号	山口市～阿東
〃	190号	山口市～阿知須

○土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧表（防災危機管理課）

■土砂災害特別警戒区域内の施設一覧

No	施設区分			施設の名称	所在地
	大分類	小分類			
1	社	保		もりのこえん（山下さんち）	山口市天花町8-17
2	医	病		山口よしき病院	山口市吉敷佐畑4-9-1
3	社	保		秋穂保育園	山口市秋穂東900-7

■土砂災害警戒区域内の施設一覧

No	施設区分			施設の名称	所在地
	大分類	小分類			
1	社	児		山口育児院	山口市水の上町5-27
2	学	幼		山口天使幼稚園	山口市亀山町4-2
3	学	幼		山口大学教育学部附属幼稚園	山口市白石3-1-2
4	医	病		仁保病院	山口市仁保下郷1915-1
5	社	保		仁保病院保育所	山口市仁保下郷1915-1
6	社	高		ケアライフ小鯖（サ高住）	山口市下小鯖520
7	社	高		ケアライフ小鯖 デイサービスセンター	山口市下小鯖520
8	社	障		多機能型通所施設 鳴滝園（就労継B）	山口市下小鯖11359-3
9	社	障		アットホーム鳴滝園	山口市下小鯖11359-3
10	社	障		ケアホームかがやき	山口市下小鯖2161-1
11	社	障		生活介護事業所ぽっけ	山口市下小鯖2173-2
12	学	幼		認定こども園 菅内幼稚園	山口市大内御堀3654-6
13	医	助		助産院赤ちゃんのほっぺ	山口市大内長野419-4
14	社	高		ケアライフ山口デイサービスセンター	山口市大内間田3-18-10
15	社	高		ケアライフ山口（有料老人）	山口市大内間田3-18-10
16	社	保		大内光輪保育園	山口市大内間田4-9-13
17	社	障		るりがくえんきらら夢KOB O（就労継B）	山口市宮野上783
18	社	障		るりがくえんきららホーム（共同生活）	山口市宮野上1115
19	社	障		ふしのホーム（共同生活）	山口市宮野上3341
20	社	高		老人保健施設悠々の里（老人保健）	山口市吉敷佐畑4-4-44
21	社	高		老人保健施設悠々の里（通所リハ）	山口市吉敷佐畑4-4-44
22	社	高		老人保健施設悠々の里（短期療養）	山口市吉敷佐畑4-4-44
23	学	幼		山口市立吉敷幼稚園	山口市吉敷佐畑4-6-1
24	社	高		特別養護老人ホームよしき悠々苑（短期生活）	山口市吉敷佐畑4-8-1
25	社	高		特別養護老人ホームよしき悠々苑（特別養護）	山口市吉敷佐畑4-8-1

No	施設区分		施設の名称	所在地
	大分類	小分類		
26	社	高	よしき悠々苑デイサービスセンター（地域通所介護）	山口市吉敷佐畑4-8-1
27	社	高	ケアハウス悠々（軽費）	山口市吉敷佐畑4-8-2
28	社	児	吉敷愛児園（養護）	山口市吉敷佐畑6-10-1
29	社	障	夢のみずうみ村山口デイサービスセンター（生活介護）	山口市巾尾10787-1
30	社	高	夢のみずうみ村山口デイサービスセンター（通所介護）	山口市巾尾10787-1
31	社	高	老人保健施設日吉台（老人保健）	山口市陶3976
32	社	高	老人保健施設日吉台（短期療養）	山口市陶3976
33	社	高	老人保健施設日吉台（通所リハ）	山口市陶3976
34	社	保	山口市立陶保育園	山口市陶4666-1
35	学	特	山口県立山口南総合支援学校	山口市鑄銭司12364-6
36	社	高	特別養護老人ホーム梅光苑（特別養護）	山口市鑄銭司12361-3
37	社	高	特別養護老人ホーム梅光苑（短期生活）	山口市鑄銭司12361-3
38	社	高	山口市デイサービスセンター梅光苑	山口市鑄銭司12361-3
39	社	高	グループホーム希望の里（通所介護）	山口市鑄銭司12361-3
40	社	高	グループホーム希望の里（認知生活介護）	山口市鑄銭司12361-3
41	社	保	もりもり保育園	山口市嘉川1306
42	社	高	賀宝の里白松苑（特別養護）	山口市佐山158
43	社	高	賀宝の里白松苑（短期生活）	山口市佐山158
44	社	高	賀宝の里白松苑デイサービスセンター（地域通所介護）	山口市佐山158
45	社	障	障がい者デイサービスセンターぬくもり山口	山口市小郡上郷4182-1
46	社	高	ぬくもり山口（有料老人）	山口市小郡上郷4188-2
47	社	高	老人デイサービスセンターぬくもり山口	山口市小郡上郷4188-2
48	社	高	なぎの森（有料老人）	山口市小郡下郷745-2
49	社	高	なぎの森デイサービスセンター	山口市小郡下郷745-2
50	医	病	林病院	山口市小郡下郷751-4
51	社	高	なぎの木在宅ケアセンター・ショートステイ	山口市小郡下郷751-4
52	社	保	まえば小児科保育園	山口市小郡下郷803-6
53	社	高	ニチイケアセンター郷（通所介護）	山口市小郡下郷2203-1
54	社	高	ハートホーム小郡あんしんホーム（サ高住）	山口市小郡下郷2222-3
55	社	高	ハートホーム小郡脳活性リハビリ	山口市小郡下郷2222-3
56	社	高	花音（有料老人）	山口市小郡下郷3358-3
57	社	高	デイサービスセンター空音	山口市小郡下郷3358-3
58	社	高	特別養護老人ホーム小郡・山手一番館（特別養護）	山口市小郡尾崎町2-1
59	社	高	特別養護老人ホーム小郡・山手一番館（短期生活）	山口市小郡尾崎町2-1

No	施設区分			施設の名称	所在地
	大分類	小分類			
60	社	高		特別養護老人ホーム小郡・山手一番館いこいの丘	山口市小郡尾崎町2-1
61	社	保		大海保育園	山口市秋穂東978-1
62	社	保		島地保育園	山口市徳地島地255-1
63	社	高		サービス付き高齢者向け住宅風の郷	山口市徳地堀3939-1
64	社	高		ヨシヤデイサービス	山口市徳地堀3939-1
65	社	高		特別養護老人ホームとくち苑（特別養護）	山口市徳地八坂1330
66	社	高		特別養護老人ホームとくち苑（ユニット型）	山口市徳地八坂1330
67	社	高		特別養護老人ホームとくち苑（短期生活）	山口市徳地八坂1330
68	社	高		とくち苑デイサービスセンター	山口市徳地八坂1330
69	社	高		グループホームかじかの里（認知生活介護）	山口市徳地八坂1330
70	社	高		高齢者生活支援ハウス「まなご」	山口市徳地八坂1330
71	社	高		住宅型有料老人ホーム阿東園	山口市阿東地福下10286-1
72	社	高		特別養護老人ホーム阿東園（特別養護）	山口市阿東地福下10288-1
73	社	高		特別養護老人ホーム阿東園（短期生活）	山口市阿東地福下10288-1
74	社	高		阿東園デイサービスセンター	山口市阿東地福下10288-1
75	社	保		山口市立地福保育園	山口市阿東地福上1962-1

*土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に所在する要配慮者利用施設を掲載

*伝達内容は、土砂災害の危険度及び避難情報

*土砂災害の危険度は防災メール、LINE及びFAXにより伝達

*避難情報は防災メール、LINE、FAX及び電話により伝達

【凡例】

医：医療施設（病：病院、診：診療所、医院、クリニック、助：助産施設）

社：社会福祉施設（高：高齢者、障：障害者（身障・知的・精神・障害児（児童発達支援、放課後デイを含む）

児：児童福祉施設、保：保育園、病保：病児保育）

学：学校（特：特別支援学校、盲：盲学校、聾：聾学校、幼：幼稚園）

<要配慮者利用施設県区分省略名>

特別養護：特別養護老人ホーム、有料老人：有料老人ホーム、老人保健：介護老人保健施設、軽費：軽費老人ホーム

認知生活介護：認知症対応型共同生活介護事業所、短期療養：短期入所療養介護、短期生活：短期入所生活介護事業所

通所リハ：通所リハビリテーション事業所、通所介護：通所介護事業所、地域通所介護：地域密着型通所介護事業所

就労移行：就労移行支援事業所、就労継A：就労継続支援事業所A型、就労継B：就労継続支援事業所B型

児童発達：児童発達支援事業所、医児童発達：医療型児童発達センター、放課後デイ：放課後等デイサービス事業所

共同生活：共同生活援助事業所、小多機：小規模多機能型居宅介護、サ高住：サービス付き高齢者向け住宅

病児保育：病児保育事業所、養護：児童養護施設

○浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧表（防災危機管理課）

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
1	○			社	高	せせらぎ二番館（サ高住）	山口市後河原15-1
2	○			社	高	せせらぎ（サ高住）	山口市後河原23-3
3	○			社	高	一の坂デイサービスセンター	山口市後河原23-3
4	○			社	高	一の坂デイサービスセンター（離れ）（地域通所介護）	山口市後河原155
5	○			社	高	せせらぎ三番館（離れ）（サ高住）	山口市後河原155
6	○			社	障	笑（放課後デイ）	山口市旭通り2-8-31
7	○			社	障	アス・ライフ（生活介護）	山口市駅通り1-3-10
8	○			社	障	アス・ライフ（自立訓練）	山口市駅通り1-3-10
9	○			社	高	デイサービスきたえるーむ山口中央	山口市黄金町12-7
10	○			社	障	アス・ワーク（就労継B）	山口市宮島町5-26
11	○			医	診	かしだ産婦人科クリニック	山口市宮島町11-2
12	○			医	診	山口刑務所医務課診療所	山口市松美町3-75
13	○			社	障	なかぞのフォア・アス（放課後デイ）	山口市巾園町8-6
14	○			社	高	デイサービスセンターカイゴのチカラ泉都町（地域通所介護）	山口市泉都町8-31
15	○			社	高	老人保健施設ナーシングホーム湯田温泉（通所リハ）	山口市泉都町9-7
16	○			社	高	老人保健施設ナーシングホーム湯田温泉（短期療養）	山口市泉都町9-7
17	○			社	高	老人保健施設ナーシングホーム湯田温泉（老人保健）	山口市泉都町9-7
18	○	○		社	障	アプリ児童デイサービス泉町（放課後デイ）	山口市泉町9-25
19	○			医	病	済生会山口総合病院	山口市緑町2-11
20	○			社	高	サービス付き高齢者向け住宅コープここハウス湯田	山口市熊野町5-17
21	○			社	高	デイサービス・さんコープ湯田（地域通所介護）	山口市熊野町5-17
22	○			社	高	グループホーム湯田あいおい苑（認知生活介護）	山口市下市町2-1
23	○			社	高	Re Life 湯田温泉（有料老人）	山口市湯田温泉1-1-3
24	○			社	高	H o t S p r i n g（地域通所介護）	山口市湯田温泉1-1-3
25	○			社	高	有料老人ホーム アドバンス湯田（サ高住）	山口市湯田温泉1-1-7
26	○			社	高	デイサービスアドバンス湯田	山口市湯田温泉1-1-7
27	○			社	高	テルマエ維新（通所介護）	山口市湯田温泉2-5-20
28	○			社	保	ジラーフ保育園	山口市湯田温泉2-5-23
29	○			社	高	マザーベル湯田温泉（サ高住）	山口市湯田温泉4-3-15
30	○			社	高	デイサービス「マザーベル湯田温泉」	山口市湯田温泉4-3-15

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
31	○			社	高	デイサービス湯のまち倶楽部（地域通所介護）	山口市湯田温泉4-6-13
32	○			社	障	さやかホーム（すばる・花束・大地）	山口市湯田温泉6-7
33	○			医	病	仁保病院	山口市仁保下郷1915-1
34	○			社	保	仁保病院保育所	山口市仁保下郷1915-1
35	○			社	高	特別養護老人ホーム山口喜楽園（特養）	山口市大内長野636
36	○			社	高	特別養護老人ホーム山口喜楽園（短期生活）	山口市大内長野636
37	○			社	高	草花木果（有料老人）	山口市大内長野708-2
38	○			社	高	デイサービスセンター 日日	山口市大内長野708-2
39	○			社	高	ウィンズタウン大内（サ高住）	山口市大内長野814-1
40	○			社	高	ウィンズタウン大内デイサービスセンター（地域通所介護）	山口市大内長野814-1
41	○			社	障	O h a n a（生活介護）	山口市大内長野1497-17
42	○			社	高	ウィンズタウン大内喜郷（有料老人）	山口市大内長野1558-1
43	○			社	高	ウィンズタウン大内喜郷デイサービスセンター（地域通所介護）	山口市大内長野1558-1
44	○			社	保	大内なかよしこども園	山口市大内長野1573-1
45	○			学	幼	山口市立大内幼稚園	山口市大内矢田北1-11-24
46	○			社	保	山口市立大内保育園	山口市大内矢田北3-4-23
47	○			社	保	大内すこやか保育園	山口市大内矢田北3-22-11
48	○			社	高	住宅型有料老人ホームRe Lifeしずく	山口市大内矢田北5-2-15
49	○			社	高	デイサービスセンター しずく	山口市大内矢田北5-2-15
50	○			社	高	老人保健施設アークス（通所リハ）	山口市大内矢田北5-10-1
51	○			社	高	老人保健施設アークス（短期療養）	山口市大内矢田北5-10-1
52	○			社	高	老人保健施設アークス（老人保健）	山口市大内矢田北5-10-1
53	○			社	保	ナーサリーありす館（認可外保）	山口市大内矢田北5-11-2
54	○			医	病	柴田病院	山口市大内矢田北5-11-21
55	○			社	高	花咲美ハウス（サ高住）	山口市大内矢田北6-4-26
56	○			社	高	デイサービス 花咲美	山口市大内矢田北6-4-26
57	○			社	高	太美ちゃんホーム（有料老人）	山口市大内氷上3-1-54
58	○	○		社	高	デイサービスゆうの里あったか館（地域通所介護）	山口市大内千坊1-6-14
59	○	○		社	高	デイサービスゆうの里ぬくもり館（地域通所介護）	山口市大内千坊1-6-33
60	○	○		社	高	デイサービスゆうの里なごみ館（地域通所介護）	山口市大内千坊1-8-8
61	○			社	高	ハートハウス大内あんしんホーム（有料老人）	山口市大内千坊5-6-19
62	○			社	高	ハートハウス大内脳活性リハビリ	山口市大内千坊5-6-19
63	○			社	高	メディケアおうち健優（サ高住）	山口市大内千坊6-11-2

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
64	○			社	高	デイサービスセンター おおうち	山口市大内千坊6-11-2
65	○			社	高	デイサービスゆうの里ひだまり館（地域通所介護）	山口市大内御堀5-10-5
66	○			社	高	グループホームおいでませ（認知生活介護）	山口市大内御堀5-19-10
67	○			社	障	るりがくえんきらら夢KOB（就労継B）	山口市宮野上783
68	○			社	障	グループホームあかり	山口市宮野下981-1
69	○			社	高	ひなた有料老人ホーム	山口市宮野下1395-7
70	○			社	高	デイサービスひなた	山口市宮野下1395-7
71		○		社	高	グループホームグッドスマイルズ（通所介護）	山口市桜島2-9-32
72	○	○		医	診	あんの循環器内科	山口市吉敷中東1-1-1
73	○	○		社	保	はあと保育園吉敷	山口市吉敷中東1-1-2
74	○	○		社	高	ハートホーム山口グループホーム（認知生活介護）	山口市吉敷中東1-1-2
75	○	○		社	高	老人保健施設ハートホーム山口（通所リハ）	山口市吉敷中東1-1-2
76	○	○		社	高	老人保健施設ハートホーム山口（短期療養）	山口市吉敷中東1-1-2
77	○	○		社	高	老人保健施設ハートホーム山口（老人保健）	山口市吉敷中東1-1-2
78	○	○		社	病保	メディキッズ山口（病児保育）	山口市吉敷中東1-1-2
79	○			社	高	ハートハウス吉敷脳活性リハビリ	山口市吉敷中東1-7-1
80	○	○		社	保	はあもにい保育園	山口市吉敷中東1-11-16
81	○			社	障	クロスビー（就労継B）	山口市吉敷下東4-11-1
82	○			社	高	第1 奏抛 デイサービスセンター	山口市吉敷下東4-13-20
83	○			社	高	はなえみデイサービス（地域通所介護）	山口市吉敷下東2-13-32
84	○			社	高	さらら（有料老人）	山口市平井116-2
85	○			社	高	デイサービスセンター さらら（通所介護）	山口市平井116-2
86	○			社	保	山口ヤクルト保育園プティット平川	山口市平井201-1
87	○			社	児	マーブルパレット（児童発達）	山口市平井205-1
88	○			社	障	マーブルパレット（放課後デイ）	山口市平井205-1
89	○			社	保	中央ココモ保育園	山口市平井226-8
90	○			社	保	なごみ保育園	山口市平井272-3
91	○			社	障	ひとつの会ホーム（共同生活）	山口市平井494-5
92	○			社	障	ジョブサポート・ツインカンパニー（就労移行）	山口市平井816-12
93	○			社	障	ジョブサポート・ツインカンパニー（就労継B）	山口市平井816-12
94	○			社	保	めばえぼっぼ保育園	山口市平井945-1
95	○			社	障	さやか工房（就労継B）	山口市平井952-10
96	○			社	障	ツインレイズ（放課後デイ）	山口市平井1060-3

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水田水	高潮	大分類	小分類		
97	○	○		社	高	ゆめの里 くろかわ（有料老人）	山口市黒川81-2
98	○	○		社	高	ライフケアデイサービス（地域通所介護）	山口市黒川81-2
99	○			医	診	医）社団ながやレディースクリニック	山口市黒川475-1
100	○			社	児	チャイルドハートやまぐち（児童発達）	山口市黒川477-17
101	○			社	障	チャイルドハートやまぐち（放課後デイ）	山口市黒川477-17
102	○			社	高	ハートホーム平川あんしんホーム（有料老人）	山口市黒川729-2
103	○			社	高	ハートホーム平川グループホーム（認知生活介護）	山口市黒川729-2
104	○			社	高	ハートホーム平川脳活性リハビリ	山口市黒川729-2
105	○			社	保	うる保育園	山口市黒川776-7
106	○			学	幼	山口市立平川幼稚園	山口市黒川1210-1
107	○			社	児	多機能型事業所マーブル（児童発達）	山口市黒川2734
108	○			社	障	多機能型事業所マーブル（放課後デイ）	山口市黒川2734
109	○			社	児	子ども発達支援センター愛	山口市富田原町1-50
110	○			社	保	愛児園湯田保育所	山口市富田原町42-4
111	○			社	障	アプリ児童デイサービス若宮町（放課後デイ）	山口市若宮町1-67ウェルス周布1階
112	○			社	障	ウッド・ムーン（生活介護）	山口市周布町2-8
113	○	○		社	障	ダイクロック・ワークス（就労継B）	山口市朝田79
114	○	○		社	障	ダイクロック・メゾン（共同生活）	山口市朝田79
115	○			社	障	ふれんず大歳（地域活動支援）	山口市朝田500-3
116	○			社	保	とものその保育園	山口市朝田510-1
117	○			社	高	グレースフルともの園（有料老人）	山口市朝田510-1
118	○			学	特	山口県立山口総合支援学校	山口市朝田585-1
119	○	○		社	高	ハートハウス大歳 小規模多機能型居宅介護	山口市朝田751-1
120	○	○		社	高	ハートハウス大歳脳活性リハビリ	山口市朝田751-1
121	○	○		社	高	ハートハウス大歳あんしんホーム（有料老人）	山口市朝田751-1
122	○	○		社	障	ハートハウス大歳小規模多機能型居宅介護（生活介護）	山口市朝田751-1
123	○			社	障	障害福祉サービス事業所ステップあそかの園（生活介護）	山口市朝田900-1
124	○			社	障	障害福祉サービス事業所ステップあそかの園（就労移行）	山口市朝田900-1
125	○			社	障	障害福祉サービス事業所ステップあそかの園（就労継B）	山口市朝田900-1
126	○			社	障	グループホーム山口あそかの園（共同生活）	山口市朝田900-1
127	○			社	障	障害児通所支援事業所ステップあそかの園（放課後デイ）	山口市朝田900-1
128	○	○		社	障	ワークステーション大歳	山口市朝田941-1
129	○			医	診	光山医院山口	山口市矢原町7-18

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
130	○			社	高	光の郷山口（有料老人）	山口市矢原町7-18
131				社	高	サービス付き高齢者向け住宅光の郷山口	山口市矢原町7-18
132	○			社	高	有料老人ホーム一葉ふしの	山口市矢原町14-23
133	○			社	高	デイサービスふしの	山口市矢原14-24
134	○			社	保	めばえ保育園	山口市矢原887-6
135	○			学	幼	認定こども園旭幼稚園	山口市矢原1121
136	○			社	高	サービス付き高齢者向け住宅ウィズ・アイ	山口市鑄銭司5963-1
137	○		○	社	高	サービス付き高齢者向け住宅シニアレジデンスあいの里	山口市鑄銭司6000-1
138	○		○	社	高	相川医院デイサービス（地域通所介護）	山口市鑄銭司6000-1
139			○	社	高	きらら苑グループホーム（認知生活介護）	山口市秋穂二島327-44
140			○	社	高	きらら苑グループホーム（通所介護）	山口市秋穂二島327-44
141			○	社	障	障害者支援施設山口秋穂園（生活介護）	山口市秋穂二島10434-17
142			○	社	障	障害者支援施設山口秋穂園	山口市秋穂二島10434-17
143			○	社	障	就労継続支援B型楽楽	山口市秋穂二島3838
144			○	社	障	グループホームビューティー（共同生活）	山口市秋穂二島3838
145			○	社	高	まごころの家（サ高住）	山口市江崎2471-8
146			○	社	高	まごころの家式番館（サ高住）	山口市江崎2471-8
147			○	社	高	まごころの家デイサービスセンター（地域通所介護）	山口市江崎2471-8
148			○	社	高	ハートホーム南山口デイサービスセンター（通所介護）	山口市深溝803-1
149			○	社	高	ハートホーム南山口脳活性リハビリ（認知通所）	山口市深溝803-1
150			○	社	高	ハートホーム南山口ショートステイ（短期生活）	山口市深溝803-1
151			○	社	高	ハートクリニック南山口（短期療養）	山口市深溝803-1
152			○	社	高	ハートホーム南山口グループホーム（認知生活介護）	山口市深溝803-1
153			○	社	高	青藍会 在宅医療支援センター新山口 看護小規模多機能型居宅介護	山口市深溝803-1
154			○	社	高	有料老人ホーム一葉蒼葉	山口市佐山2766-1
155			○	社	高	デイサービス双葉	山口市佐山2768-1
156	○			社	高	リハビリ特化型デイサービスクローバーライフ（地域通所介護）	山口市小郡上郷1745-5
157	○			社	障	障がい者デイサービスセンターぬくもり山口	山口市小郡上郷4182-1
158	○			社	高	ぬくもり山口（有料老人）	山口市小郡上郷4188-2
159	○			社	高	老人デイサービスセンターぬくもり山口	山口市小郡上郷4188-2
160	○			社	障	まえば小児科こども支援 小郡事業所（放課後デイ）	山口市小郡下郷59-2
161	○			社	児	まえば小児科こども支援 小郡事業所（児童発達）	山口市小郡下郷59-2
162	○			社	高	デイサービスたけしげ（地域通所介護）	山口市小郡下郷106-8

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
163	○			学	幼	認定こども園鴻城幼稚園	山口市小郡下郷261-1
164	○			社	高	若菜（有料老人）	山口市小郡下郷307-2
165	○			社	高	若菜デイサービス（地域通所介護）	山口市小郡下郷307-2
166	○			社	保	あさひ小郡保育園	山口市小郡下郷313-2
167	○	○		社	高	なぎの森（有料老人）	山口市小郡下郷745-2
168	○	○		社	高	なぎの森デイサービスセンター	山口市小郡下郷745-2
169	○			医	病	林病院	山口市小郡下郷751-4
170	○			社	高	なぎの木在宅ケアセンター・ショートステイ	山口市小郡下郷751-4
171	○			社	保	まえば小児科保育園	山口市小郡下郷803-6
172	○			社	保	さくらんぼ保育園	山口市小郡下郷834-4
173	○			医	病	小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862-3
174	○			社	高	厚生農業協同組合連合会 老人保健施設みのり苑（通所リハ）	山口市小郡下郷862-3
175	○			社	高	厚生農業協同組合連合会 老人保健施設みのり苑（短期療養）	山口市小郡下郷862-3
176	○			社	高	厚生農業協同組合連合会 老人保健施設みのり苑（老人保健）	山口市小郡下郷862-3
177	○	○		社	高	みんなのふるさと 通所介護事業所	山口市小郡下郷1063-10
178	○	○		社	高	住宅型有料老人ホームみんなのふるさと蔵敷館	山口市小郡下郷1063-10
179	○	○		社	保	YICキッズ新山口（認可外保）	山口市小郡下郷1201
180	○	○		社	保	あいぐらん保育園小郡	山口市小郡下郷1647-7
181	○			社	高	ニチイケアセンター郷（通所介護）	山口市小郡下郷2203-1
182	○	○		医	診	よしかね循環器内科	山口市小郡下郷2221-12
183	○			社	高	ハートホーム小郡あんしんホーム（サ高住）	山口市小郡下郷2222-3
184	○			社	高	ハートホーム小郡脳活性リハビリ	山口市小郡下郷2222-3
185	○			社	高	ハートホーム小郡 小規模多機能型居宅介護（生活介護）	山口市小郡下郷2222-3
186	○			社	高	ハートホーム小郡 小規模多機能型居宅介護（小多機）	山口市小郡下郷2222-3
187	○		○	社	保	U NURSERY新山口1号館（認可外保）	山口市小郡黄金町6-22
188	○		○	社	保	U NURSERY新山口2号館（地域型保育）	山口市小郡黄金町9-2
189	○		○		障	ディーキャリア新山口オフィス（就労移行）	山口市小郡黄金町10番3号 第3正興ビル2階
190	○		○	社	障	ビエネスタ新山口（就労継A）	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル1F
191	○		○	社	障	アークス新山口（就労継B）	山口市小郡高砂町2-19
192	○		○		児	ネムハイスクール療育センターすきっぷ（児童発達）	山口市小郡高砂町3-24伸光ビル1F
193	○		○		障	ネムハイスクール療育センターすきっぷ（放課後デイ）	山口市小郡高砂町3-24伸光ビル1F
194	○		○		児	ネムハイスクール学習センター（児童発達）	山口市小郡高砂町3-24伸光ビル2F
195	○		○		障	ネムハイスクール学習センター（放課後デイ）	山口市小郡高砂町3-24伸光ビル2F

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
196	○			社	障	カーサ若草（共同生活）	山口市小郡平砂町7-16
197	○		○	社	障	株式会社コセイ（就労継A）	山口市小郡船倉町3-17
198	○		○	社	障	ワークステーション大歳小郡事業所	山口市小郡船倉町4-30
199	○		○	社	高	ハートハウス新山口 あんしんホーム医療型	山口市小郡緑町3-33
200	○		○	社	高	ハートハウス新山口あんしんホーム（サ高住）	山口市小郡緑町3-33
201	○		○	社	高	ハートハウス新山口グループホーム（認知生活介護）	山口市小郡緑町3-33
202	○		○	社	児	はあとf+j小郡南（児童発達）	山口市小郡花園町5-10
203	○		○	社	障	はあとf+j小郡南（放課後デイ）	山口市小郡花園町5-10
204	○		○	医	病	小郡まきはら病院	山口市小郡若草町3-4
205	○		○	社	障	フィオーレ（就労移行）	山口市小郡若草町3-5
206	○		○	社	障	フィオーレ（就労継B）	山口市小郡若草町3-5
207	○		○	社	障	とまり木（生活訓練）	山口市小郡若草町3-26
208	○		○	社	障	はあとm+M新山口（医児童発達）	山口市小郡平成町1-16
209	○		○	社	障	はあとm+M新山口（児童発達）	山口市小郡平成町1-16
210	○		○	社	障	はあとm+M新山口（放課後デイ）	山口市小郡平成町1-16
211	○		○	社	障	はあとm+M2新山口（放課後デイ）	山口市小郡平成町1-16
212	○		○	社	児	はあとm+M2新山口（児童発達）	山口市小郡平成町1-16
213	○		○	社	児	はあとキッズi 新山口（児童発達）	山口市小郡平成町1-16
214	○		○	社	障	はあとキッズi 新山口（放課後デイ）	山口市小郡平成町1-16
215	○		○	社	高	ハートホーム新山口あんしんホーム（サ高住）	山口市小郡平成町1-18
216	○		○	社	高	青藍会 在宅医療支援センター新山口看護小規模多機能型居宅介護	山口市小郡平成町1-18
217	○		○	社	障	はあとm+M3W新山口（生活介護）	山口市小郡平成町1-18
218	○		○	社	障	はあとm+M3W新山口（就労継B）	山口市小郡平成町1-18
219	○		○	社	病保	メディキッズ新山口（病児保育）	山口市小郡平成町1-18
220	○		○	社	保	はあと保育園新山口	山口市小郡平成町1-20
221	○		○	社	保	託児所ローズガーデン	山口市小郡栄町2-1
222	○			社	保	山口市立小郡上郷保育園	山口市小郡新町1-18-27
223	○			社	障	ごはん処りゅう庵（就労継B）	山口市小郡新町4-10-20
224	○				障	放課後等デイサービス まなびの	山口市小郡新町1-15-26
225	○	○	○	社	障	アークス山口（就労移行）	山口市小郡大正町11-10 マルワビル1階
226	○	○	○	社	障	アークス山口（就労継A）	山口市小郡大正町11-10 マルワビル1階
227	○	○		社	障	福祉の店アミーチ（就労継B）	山口市小郡大正町8-6
228	○	○		社	保	山口市立小郡保育園	山口市小郡大正町9-22

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
229	○		○	社	高	住宅型有料老人ホーム life craft	山口市秋穂東2260-7
230			○	社	高	ホームみぎわ（有料老人）	山口市秋穂東4710-1
231			○	社	高	デイズみぎわ（地域通所介護）	山口市秋穂東4710-1
232			○	社	障	就労継続支援みのり苑（就労継B）	山口市秋穂東6031-1
233			○	社	高	海の見えるグループホームしおさい（認知生活介護）	山口市秋穂西3317-1
234			○	社	高	デイサービスあいお（地域通所介護）	山口市秋穂西3323
235	○		○	社	児	山口市立あじす保育園	山口市阿知須2735-1
236			○	社	障	障がい者福祉作業所 希望の館（就労継B）	山口市阿知須2743
237	○		○	学	保	認定こども園阿知須幼稚園	山口市阿知須2940-2
238	○		○	社	高	宅老所 あじす喜楽苑（有料老人）	山口市阿知須3257-21
239	○		○	社	高	宅老所あじす喜楽苑（地域通所介護）	山口市阿知須3257-21
240	○		○	社	高	宅老所あじす喜楽苑つどい（有料老人）	山口市阿知須3257-34
241	○		○	社	高	宅老所あじす喜楽苑つどい（通所介護）	山口市阿知須3257-34
242	○		○	社	高	明日葉デイサービス（地域通所介護）	山口市阿知須3446
243			○	社	保	ハッピーランド（認可外保）	山口市阿知須4060
244	○		○	社	高	老人保健施設 ニューライフあじす（通所リハ）	山口市阿知須4165-3
245	○		○	社	高	老人保健施設 ニューライフあじす（短期療養）	山口市阿知須4165-3
246	○		○	社	高	老人保健施設 ニューライフあじす（老人保健）	山口市阿知須4165-3
247	○		○	社	高	特別養護老人ホーム白松苑（特別養護）	山口市阿知須4167-1
248	○		○	社	高	特別養護老人ホーム白松苑（短期生活）	山口市阿知須4167-1
249	○		○	社	高	白松苑デイサービスセンター	山口市阿知須4167-1
250	○		○	医	病	阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4
251	○		○	社	高	阿知須同仁病院介護医療院ひまわり	山口市阿知須4241-4
252	○		○	社	保	すくすくランド（認可外保）	山口市阿知須4716-14
253	○		○	社	高	あじす陽だまりの家（有料老人）	山口市阿知須4724-1
254	○		○	社	高	あじす陽だまりの家デイサービス	山口市阿知須4724-1
255	○		○	社	障	サニーデイズ（就労継A）	山口市阿知須4746-5
256	○		○	医	病	阿知須共立病院	山口市阿知須4841-1
257	○			社	高	グループホーム白松苑（認知生活介護）	山口市阿知須4900-4
258	○		○	社	高	ゆめの里 あじす（有料老人）	山口市阿知須5312-1
259	○		○	社	高	ライフケアデイサービスあじす（地域通所介護）	山口市阿知須5312-1
260	○		○	社	保	わかばハウス（認可外保）	山口市阿知須9000
261	○			社	保	島地保育園	山口市徳地島地255-1
262	○			社	保	山口市立堀保育園	山口市徳地堀1616

No	浸水想定区域			施設区分		施設の名称	所在地
	洪水	雨水出水	高潮	大分類	小分類		
263	○			社	高	デイサービス おはな	山口市徳地堀1751
264	○			社	高	グループホーム徳地あいおい苑（認知生活介護）	山口市徳地堀1785-1
265	○			社	高	特別養護老人ホームとくち苑（特養）	山口市徳地八坂1330
266	○			社	高	特別養護老人ホームとくち苑（ユニット型）	山口市徳地八坂1330
267	○			社	高	特別養護老人ホームとくち苑（短期生活）	山口市徳地八坂1330
268	○			社	高	とくち苑デイサービスセンター	山口市徳地八坂1330
269	○			社	高	グループホームかじかの里（認知生活）	山口市徳地八坂1330
270	○			社	高	高齢者生活支援ハウス「まなご」	山口市徳地八坂1330

＊洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水を含む）、高潮浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設を掲載。

＊洪水浸水想定区域のうち浸水深0.5m以上の区域内の要配慮者利用施設を対象とする。

＊伝達内容は洪水予報、水位情報、高潮注意報・警報、避難情報

＊洪水予報、水位情報、高潮注意報・警報は防災メール、LINE、FAXにより伝達

＊避難情報は防災メール、LINE、FAX及び電話により伝達

＊津波浸水想定区域については、浸水深0.3m以上の区域を対象とするが、令和6年10月1日現在において該当なし

【凡例】

医：医療施設（病：病院、診：診療所、医院、クリニック、助：助産施設）

社：社会福祉施設（高：高齢者、障：障害者（身障・知的・精神・障害児（児童発達支援、放課後デイを含む）児：児童福祉施設
保：保育園、病保：病児保育）

学：学校（特：特別支援学校、盲：盲学校、聾：聾学校、幼：幼稚園）

＜要配慮者利用施設県区分省略名＞

特別養護：特別養護老人ホーム、有料老人：有料老人ホーム、老人保健：介護老人保健施設、軽費：軽費老人ホーム

認知生活介護：認知症対応型共同生活介護事業所、短期療養：短期入所療養介護、短期生活：短期入所生活介護事業所

通所リハ：通所リハビリテーション事業所、通所介護：通所介護事業所、地域通所介護：地域密着型通所介護事業所

就労移行：就労移行支援事業所、就労継A：就労継続支援事業所A型、就労継B：就労継続支援事業所B型

児童発達：児童発達支援事業所、医児童発達：医療型児童発達センター、放課後デイ：放課後等デイサービス事業所

共同生活：共同生活援助事業所、小多機：小規模多機能型居宅介護、サ高住：サービス付き高齢者向け住宅

病児保育：病児保育事業所、養護：児童養護施設

○土砂災害警戒区域内に所在する学校施設一覧表（防災危機管理課）

No	施設の名称	所在地	土砂災害警戒区域		最寄の避難場所
			土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
1	山口大学教育学部附属山口小学校	山口市白石3-1-1	○	—	白石地域交流センター
2	小鯖小学校	山口市下小鯖2519番地	○	○	小鯖地域交流センター
3	宮野小学校	山口市宮野下3017番地	○	—	宮野地域交流センター
4	上郷小学校	山口市小郡みらい町二丁目14番1号	○	○	小郡保健福祉センター
5	中央小学校	山口市徳地堀1551番地	○	○	徳地地域交流センター
6	島地小学校	山口市徳地島地16番地	○	○	徳地地域交流センター島地分館
7	八坂小学校	山口市徳地八坂1226番地	○	—	徳地地域交流センター八坂分館
8	生雲小学校	山口市阿東生雲中319番地	○	○	阿東地域交流センター生雲分館
9	さくら小学校	山口市阿東地福下1234番地1	○	○	阿東地域交流センター地福分館
10	大殿中学校	山口市古熊一丁目4番1号	○	○	大殿地域交流センター
11	仁保中学校	山口市仁保中郷84番地	○	—	仁保地域交流センター
12	大内中学校氷上分校	山口市大内氷上七丁目5番1号	○	○	大内地域交流センター
13	宮野中学校	山口市桜畠四丁目9番1号	○	—	宮野地域交流センター
14	阿東中学校	山口市阿東地福上1874番地	○	—	阿東地域交流センター地福分館
15	山口高校	山口市糸米一丁目9番1号	○	—	白石地域交流センター

- *土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に所在する学校施設を掲載
- *伝達内容は、土砂災害の危険度及び避難情報
- *土砂災害の危険度は防災メール、LINE及びFAXにより伝達
- *避難情報は緊急速報メール、防災メール、LINE、FAX及び電話により伝達

【 避 難 場 所 】 （防災危機管理課）

（１）指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所 災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所
 指定避難所 災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等

令和6年11月1日現在

NO	施設							市有施設の所管課		指定 避難所	指定緊急 避難場所	【災害適応種別】							
	名 称	所在地	地区	施設 面積	有効 面積	収容 人員	電話	所属名称	電話			洪水	浸水 深	土砂	高潮	浸水 深	地震	津波	浸水 深
1	仁保地域交流センター		仁保中郷1041	仁保	1,117	781	473	(083) 929-0105	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	○	○	○
2	仁保小学校	体育館	仁保中郷81	仁保	898	628	380	(083) 929-0311	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○
3		校舎			2,336	1,168	707				○	○	○	0	○	○	○	○	○
4	仁保中学校	体育館	仁保中郷84	仁保	1,239	867	525	(083) 929-0028	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○
5		校舎			2,172	1,086	658				○	○	○	0	○	○	○	○	○
6	仁保幼稚園		仁保中郷82	仁保	347	173	104	(083) 929-0043	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0	○	○	○	○	○
7	小鯖地域交流センター		下小鯖2519	小鯖	563	394	238	(083) 927-0021	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	○	○	○
8	小鯖小学校	体育館	下小鯖2519	小鯖	946	662	401	(083) 927-0051	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○
9		校舎			3,511	1,755	1,063				○	○	○	0	—	○	○	○	○
10	小鯖幼稚園		下小鯖2519	小鯖	344	172	104	(083) 927-0054	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0	○	○	○	○	○
11	大内地域交流センター		大内矢田北一丁目10-11	大内	892	624	378	(083) 927-0473	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	②	0.5 ～3	○	○	○	○	○
12	大内小学校	体育館	大内矢田北一丁目16-1	大内	1,238	866	524	(083) 927-0011	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0.5 未満	○	○	○	○	○
13		校舎			5,498	2,749	1,666				○	○	○	0.5 未満	○	○	○	○	○
14	大内南小学校	体育館	大内矢田南二丁目4-1	大内	1,106	774	469	(083) 927-7373	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	0.5 ～3	○	○	○	○	○
15		校舎			6,350	3,175	1,924				○	○	②	0.5 ～3	○	○	○	○	○
16	大内中学校	体育館	大内長野555	大内	1,586	1,110	672	(083) 927-0024	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○
17		校舎			6,954	3,477	2,107				○	○	○	0	○	○	○	○	○
18	大内幼稚園		大内矢田北一丁目11-24	大内	486	243	147	(083) 927-2497	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	—	0.5 ～3	○	○	○	○	○
19	やまぐちリフレッシュパーク		大内長野1107	大内	2,525	1,767	1,070	(083) 927-7211	スポーツ交流課	(083) 934-2873	○	○	○	0	—	○	○	○	○
20	山口県立山口中央高等学校	アリーナ	宮島町6-1	大内	999	699	423	(083) 922-0032	—		○	○	②	0.5 ～3	○	○	○	○	○
21	宮野地域交流センター		宮野下3054	宮野	1,375	962	583	(083) 928-0250	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	○	○	○
22	宮野小学校	体育館	宮野下3017	宮野	1,203	842	510	(083) 928-0244	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○
23		校舎			5,909	2,954	1,790				○	○	○	0	○	○	○	○	○
24	宮野中学校	体育館	桜島四丁目9-1	宮野	1,186	830	503	(083) 928-0144	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○
25		校舎			4,549	2,274	1,378				○	○	○	0	—	○	○	○	○
26	宮野幼稚園		宮野下3000-1	宮野	741	370	224	(083) 928-0105	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0	○	○	○	○	○
27	山口市スポーツの森		宮野上237	宮野	200538 (60320)	—	4,500	(083) 928-1120	スポーツ交流課	(083) 934-2873	○	○	○	0	○	○	○	○	○
28	山口ふれあい館		宮野上1222	宮野	1,298	908	550	(083) 923-3351	社会教育課	(083) 934-2865	○	○	○	0	—	○	○	○	○
29	三の宮保育園		芝崎町9-73	宮野	539	269	163	(083) 924-0327	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0.5 未満	○	○	—	○	○
30	公立大学法人山口県立大学	体育館	桜島三丁目2-1	宮野	1,239	867	525	(083) 929-6600	—		○	○	○	0	○	○	—	○	○
31	社会福祉法人ふしの学園	地域交流スペース・ディサービス・和重	宮野上3346	宮野	377	263	159	(083) 928-0415	—		○	○	○	0	○	○	—	○	○

NO	施設							市有施設の所管課		指定 避難所	指定緊急避難 場所	【災害適応種別】							
	名 称	所在地	地区	施設 面積	有効 面積	収容 人員	電話	所属名称	電話			洪水	浸水	土砂	高潮	浸水	地震	津波	浸水
32	大殿地域交流センター		大殿大路 120-4	大殿	786	550	333 (083) 924-5592	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○		○	○	
33	大殿小学校	体育館	大殿大路213	大殿	1,245	871	527	(083) 922-0343	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○	
34		校舎			5,674	2,837	1,719			○	○	○	0	○	○		○	○	
35	大殿中学校	体育館	古熊一丁目4-1	大殿	1,274	891	540	(083) 922-0688	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○	
36		校舎			4,612	2,306	1,397			○	○	○	0	—	○		○	○	
37	山口ふるさと伝承総合センター		下堅小路12	大殿	1,216	—	120 (083) 928-3333	ふるさと産業振 興課	(083) 934-2952	○	○	○	0	○	○		○	○	
38	社会福祉センターしらさぎ会館	3階・4階	堂の前町1- 5	大殿	291	203	123 (083) 922-3666	—		○	○	○	0	○	○			○	
39	白石地域交流センター		本町一丁目 1-25	白石	942	659	399 (083) 922-0381	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
40	白石小学校	体育館	白石一丁目 10-1	白石	881	616	373	(083) 922-0063	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○	
41		校舎			6,837	3,418	2,071			○	○	○	0	○	○		○	○	
42	白石中学校	体育館	白石二丁目 7-1	白石	1,332	932	564	(083) 922-0387	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○	
43		校舎			5,813	2,906	1,761			○	○	○	0	○	○		○	○	
44	山口市民会館		中央二丁目 5-1	白石	4,343	—	1,000 (083) 923-1000	文化交流課	(083) 934-2717	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
45	山口情報芸術センター		中園町7-7	白石	2,415	1,690	1,024 (083) 901-2222	文化交流課	(083) 934-2717	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
46	山口保育園		旭通り一丁 目6-19	白石	1,953	976	591 (083) 922-0354	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
47	湯田地域交流センター		湯田温泉五 丁目5-50	湯田	1,413	989	599 (083) 922-8218	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
48	湯田小学校	体育館	元町2-26	湯田	1,117	781	473	(083) 922-0092	(083) 934-2860	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
49		校舎			6,442	3,221	1,952			○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
50	湯田中学校	体育館	楠木町7-1	湯田	1,205	843	510	(083) 922-1189	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○	
51		校舎			3,788	1,894	1,147			○	○	○	0	○	○		○	○	
52	山口勤労者総合福祉センター (サンフレッシュ山口)		湯田温泉五 丁目5-22	湯田	1,930	—	400 (083) 933-0001	ふるさと産業振 興課	(083) 934-2719	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
53	山口隣保館		三和町3-1	湯田	409	286	173 (083) 922-7055	人権推進課	(083) 934-2767	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
54	山口隣保館 別館		三和町13- 19	湯田	542	379	229 (083) 932-7133	人権推進課	(083) 934-2767	○	○	—	0.5 ～3	○	○		○	○	
55	山口第二保育園		三和町9-2	湯田	331	165	100 (083) 925-2181	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
56	楠木保育園		楠木町1-44	湯田	470	235	142 (083) 923-1722	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0.5 未満	○	○		—	○	
57	障害者支援施設なでしこ園	地域交流ス ペース	朝倉町4-55	湯田	251	—	120 (083) 934-5200	—		○	○	○	0	○	○		—	○	
58	山口刑務所	鍛錬場	松美町5-6	湯田	540	378	229	(083) 922-1450	—	○	○	○	0	○	○		○	○	
59		職員待機所	松美町5-25		198	138	83			○	○	○	0	○	○		○	○	
60	吉敷地域交流センター		吉敷佐畑一 丁目4-1	吉敷	957	669	405 (083) 922-3915	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○		○	○	
61	良城小学校	体育館	吉敷佐畑三 丁目3-3	吉敷	1,135	794	481	(083) 922-0003	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○	
62		校舎			6,347	3,173	1,923			○	○	○	0	○	○		○	○	
63	鴻南中学校	体育館	維新公園四 丁目7-1	吉敷	1,491	1,043	632	(083) 922-2475	(083) 934-2860	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
64		校舎			6,611	3,305	2,003			○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	
65	吉敷幼稚園		吉敷佐畑四 丁目6-1	吉敷	612	306	185 (083) 925-2279	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0	—	○		○	○	
66	平川地域交流センター		平井1407-1	平川	677	473	286 (083) 922-4235	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0.5 未満	○	○		○	○	

NO	施設							市有施設の所管課		指定 避難所	指定緊急 避難場所	【災害適応種別】								
	名 称		所在地	地区	施設 面積	有効 面積	収容 人員	電話	所属名称			電話	洪水	浸 水	土 砂	高 潮	浸 水	地 震	津 波	浸 水
67	平川小学校	体育館	平井1675-2	平川	1,101	770	466	(083) 922-1789	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
68		校舎			7,525	3,762	2,280				○	○	○	0	○	○	○	○	○	
69	平川中学校	体育館	黒川1231-1	平川	981	686	415	(083) 924-7700	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
70		校舎			4,281	2,140	1,296				○	○	○	0	○	○	○	○	○	
71	平川幼稚園		黒川1210-1	平川	688	344	208	(083) 934-1661	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	—	0.5 ~3	○	○	○	○	○	
72	山口大学	体育館・武道館	吉田1677-1	平川	4,344	3,040	1,842	(083) 933-5000	—		○	○	○	0	○	○	○	○	○	
73	山口県立西京高等学校	体育館	黒川2580-1	平川	2,669	1,868	1,132	(083) 923-8508	—		○	○	○	0	○	○	○	○	○	
74	大蔵地域交流センター		矢原1407-5	大蔵	764	534	323	(083) 922-4035	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	②	0.5 ~3	○	○	○	○	○	
75	大蔵小学校	体育館	矢原1486	大蔵	1,413	989	599	(083) 922-2466	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	0.5 ~3	○	○	○	○	○	
76		校舎			6,580	3,290	1,993				○	○	②	0.5 ~3	○	○	○	○	○	
77	陶地域交流センター		陶2595	陶	998	698	423	(083) 972-1318	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	0.3	○	○	
78	陶小学校	体育館	陶3544	陶	923	646	391	(083) 972-0703	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
79		校舎			2,163	1,081	655				○	○	○	0	○	○	○	○	○	
80	湯上中学校	体育館	陶1912	陶	1,217	851	515	(083) 986-2011	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
81		校舎			3,227	1,613	977				○	○	○	0	○	②	0.8	○	○	
82	陶隣保館		陶4713-1	陶	519	363	220	(083) 972-6170	人権推進課	(083) 934-2767	○	○	○	0	—	○	○	○	○	
83	西円寺幼稚園		陶2963-1	陶	132	92	56	(083) 973-7370	—		○	○	○	0	○	○	○	○	○	
84	鑄銭司地域交流センター		鑄銭司 5675-1	鑄銭司	1,171	819	496	(083) 986-2360	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
85	鑄銭司小学校	体育館	鑄銭司4010	鑄銭司	626	438	265	(083) 986-2609	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
86		校舎			1,851	925	560				○	○	○	0	○	○	○	○	○	
87	山口みなみこども園		鑄銭司 3922-1	鑄銭司	213	149	90	(083) 986-2009	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
88	名田島地域交流センター		名田島 1218-1	名田島	768	537	325	(083) 972-6720	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	②	0.5 ~3	○	—	4.5	○	○	
89	名田島小学校	体育館	名田島 1538-2	名田島	558	390	236	(083) 972-0711	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	0.5 ~3	○	—	5.5 ~6	○	—	0.01 ~1
90		校舎			1,991	995	603				○	○	②	0.5 ~3	○	—	5.5 ~6	○	—	0.01 ~1
91	にこにこ学級		名田島 1536-1	名田島	333	166	100	(083) 972-2600	こども未来課	(083) 934-2756	○	○	—	0.5 ~3	○	—	5.8	○	—	0.3 ~1
92	山口南総合センター		名田島 1218-1	名田島	5,776	4,043	2,450	(083) 972-8333	社会教育課	(083) 934-2865	○	○	—	0.5 ~3	○	—	4.5	○	○	
93	二島地域交流センター		秋穂二島 5990	秋穂 二島	1,702	1,191	721	(083) 987-2059	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
94	二島小学校	体育館	秋穂二島6165	秋穂二島	702	491	297	(083) 987-2009	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
95		校舎			2,077	1,038	629				○	○	○	0	○	○	○	○	○	
96	二島中学校	体育館	秋穂二島 10558-1	秋穂 二島	699	489	296	(083) 987-2007	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
97		校舎			2,541	1,270	769				○	○	○	0	○	○	○	○	○	
98	旧二島幼稚園		秋穂二島 6174	秋穂 二島	343	171	103	~~(083) 987-2062~~	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
99	潮寿荘		秋穂二島 438-1	秋穂 二島	647	452	273	(083) 984-2110	高齢福祉課	(083) 934-2793	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
100	嘉川地域交流センター		嘉川4651-1	嘉川	1,271	889	538	(083) 989-2018	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
101	嘉川小学校	体育館	嘉川4986	嘉川	854	597	361	(083) 989-2206	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○	○	○	○	
102		校舎			3,179	1,589	963				○	○	○	0	○	○	○	○	○	

NO	施設							市有施設の所管課		指定避難所	指定緊急避難場所	【災害適応種別】							
	名 称	所在地	地区	施設面積	有効面積	収容人員	電話	所属名称	電話			洪水	深水	土砂	高潮	浸水	地震	津波	浸水
103	興進小学校	体育館	江崎2284	嘉川	842	589	356	(083) 989-2513	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
104		校舎			2,538	1,269	769				○	○	○	0	○	○		○	○
105	川西中学校	体育館	嘉川4352-2	嘉川	661	462	280	(083) 989-2209	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
106		校舎			3,828	1,914	1,160				○	○	○	0	○	○		○	○
107	嘉泉荘		嘉川1439-1	嘉川	211	147	89	(083) 989-4787	高齢福祉課	(083) 934-2793	○	○	○	0	○	○		—	○
108	ハートホーム南山口(青藍会)	地域交流スペース	深溝803-1	嘉川	448	313	189	(083) 988-3300	—		○	○	○	0	○	—	3~3.5	○	○
109	佐山地域交流センター		佐山2726-1	佐山	988	691	418	(083) 989-3525	協働推進課	(083) 934-2965	○	○	○	0	○	○		○	○
110	佐山小学校	体育館	佐山2731	佐山	540	378	229	(083) 989-3020	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
111		校舎			2,560	1,280	775				○	○	○	0	○	○		○	○
112	小郡地域交流センター		小郡下郷609-1	小郡	1,982	1,387	840	(083) 973-0638	小郡地域交流センター	(083) 973-0638	○	○	②	0.5~3	○	○		○	○
113	小郡ふれあいセンター		小郡下郷1440-1	新丁	3,021	2,114	1,281	(083) 973-0003	スポーツ交流課	(083) 934-2873	○	○	—	3~5	○	②	2.1	○	○
114	小郡保健福祉センター		小郡下郷609-5	山手下	1,497	1,047	634	(083) 973-8147	健康増進課	(083) 921-2666	○	○	②	0.5~3	○	○		○	○
115	上郷小学校	体育館	小郡みらい町二丁目14-1	光が丘中	931	651	394	(083) 973-3120	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	—	○		○	○
116		校舎			5,221	2,610	1,581				○	○	○	0	○	○		○	○
117	小郡小学校	体育館	小郡下郷254-3	蔵敷	1,219	853	516	(083) 973-0408	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	3~5	○	—	1.7~2.2	○	○
118		校舎			7,672	3,836	2,324				○	○	③	3~5	○	②	1.7~2.2	○	○
119	小郡南小学校	体育館	小郡緑町1-1	黄金町	1,092	764	463	(083) 973-2521	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	0.5~3	○	—	3.7	○	○
120		校舎			5,701	2,850	1,727				○	○	②	0.5~3	○	—	3.5	○	○
121	小郡中学校	体育館	小郡下郷879-1	中央通	1,491	1,043	632	(083) 973-0508	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	3~5	○	—	1.8	○	○
122		校舎			9,694	4,847	2,937				○	○	③	3~5	○	②	1.9	○	○
123		武道場			297	207	125				○	○	—	3~5	○	—	1.9	○	○
124	小郡体育館		小郡下郷308-1	中央通	1,382	967	586	(083) 973-0638	小郡地域交流センター	(083) 973-0638	○	○	—	3~5	○	—	1.9	○	○
125	小郡南集会所		小郡緑町2-27	緑町	210	147	89	(083) 973-2411	小郡総合支所地域振興課	(083) 973-2475	○	○	—	3~5	○	—	4.5	—	○
126	小郡上郷児童館		小郡上郷2159	仁保津下	200	140	84	(083) 972-0103	こども未来課	(083) 934-2797	○	○	○	0	○	○		—	○
127	小郡上郷保育園		小郡新町一丁目18-27	新町西	626	313	189	(083) 973-2561	保育幼稚園課	(083) 934-2798	○	○	—	0.5~3	○	○		○	○
128	山口県立山口農業高等学校	体育館・武道場	小郡上郷980-1	仁保津下	2,017	1,411	855	(083) 972-0950	—		○	○	○	0	○	○		○	○
129	山口学芸大学	体育館	小郡みらい町一丁目7-1	仁保津下	1,652	1,156	700	(083) 972-3288	—		○	○	○	0	—	○		○	○
130	山口県鴻城高等学校	体育館	小郡下郷258-2	柳井田	3,055	2,138	1,295	(083) 972-0307	—		○	○	—	3~5	○	—	2	○	○
131	KDDI維新ホール		小郡令和一丁目1-1	小郡令和	1,945	1,361	824	(083) 902-6727	ふるさと産業振興課	(083) 934-2676	○	○	②	3~5	○	②	3.9	○	○
132	秋穂地域交流センター		秋穂東6823-1	秋穂	2,558	1,790	1,084	(083) 984-2132	秋穂地域交流センター	(083) 984-2132	○	○	○	0	○	—	2.5~2.7	○	○
133	秋穂保健センター		秋穂東6570	秋穂	586	410	248	(083) 984-8031	健康増進課	(083) 921-2666	○	○	○	0	○	○		○	○
134	大海総合センター		秋穂東1130-5	秋穂	1,390	973	589	(083) 984-2053	社会教育課	(083) 934-2865	○	○	○	0	○	—	2.5~2.7	○	○
135	大海小学校	体育館	秋穂東2299	秋穂	810	567	343	(083) 984-2253	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	—	2.2	○	○
136		校舎			2,671	1,335	809				○	○	○	0	○	②	2.2	○	○

NO	施設							市有施設の所管課		指定 避難所	指定緊急避難 場所	【災害適応種別】							
	名 称	所在地	地区	施設 面積	有効 面積	収容 人員	電話	所属名称	電話			洪水	浸水	土砂	高潮	浸水	地震	津波	浸水
137	秋穂小学校	体育館	秋穂東6771	秋穂	1,079	755	457	(083) 984-2250	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	〇	0	〇	—	1.8	〇	〇
138		校舎			2,633	1,316	797						〇	0	〇	②	0.4	〇	〇
139	秋穂中学校	体育館	秋穂東10615-1	秋穂	1,107	774	469	(083) 984-2114	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	〇	0	〇	〇		〇	〇
140		校舎			5,080	2,540	1,539						〇	0	〇	〇		〇	〇
141	大海なかよし学級		秋穂東439	秋穂	458	229	138	(083) 984-2586	(083) 934-2756	こども未来課	〇	〇	〇	0	〇	—	1.9	〇	〇
142	秋穂デイサービスセンター		秋穂東3993	秋穂	325	227	137	(083) 984-5772	(083) 934-2793	高齢福祉課	〇	〇	〇	0	〇	〇		〇	〇
143	秋穂コミュニティセンター		秋穂東 6527-2	秋穂	497	347	210	(083) 984-2130	(083) 934-2797	こども未来課	〇	〇	〇	0	—	〇	—	〇	
144	秋穂荘		秋穂東 10768-13	秋穂	2,852	1,996	1,209	(083) 984-2201	(083) 934-2810	観光交流課	〇	〇	〇	0	〇	〇		〇	〇
145	阿知須地域交流センター		阿知須2743	飛石中	544	380	230	(0836) 65-2022	(0836) 65-2022	阿知須地域交流 センター	〇	〇	〇	0	〇	②	2.5	〇	〇
146	阿知須体育センター	体育館	阿知須2751	飛石中	800	560	339	(0836) 65-2022	(0836) 65-2022	阿知須地域交流 センター	〇	〇	—	0.5 ～3	〇	—	2.8	〇	〇
147	阿知須健康福祉センター		阿知須2740	飛石中	370	259	156	(0836) 66-2000	(0836) 65-4211	阿知須総合支所 総合サービス課	〇	〇	—	0.5 ～3	〇	—	2.8	〇	〇
148	阿知須小学校	体育館	阿知須4251	浜	1,130	791	479	(0836) 65-2014	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	②	0.5 ～3	〇	—	3.3	〇	〇
149		校舎			5,804	2,902	1,758						②	0.5 ～3	〇	③	2.5～ 3.3	〇	〇
150	井関小学校	体育館	阿知須1639	岡	957	669	405	(0836) 65-2053	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	〇	0	〇	〇		〇	〇
151		校舎			3,141	1,570	951						〇	0	〇	〇		〇	〇
152	阿知須中学校	体育館	阿知須 5094-3	沖の原	1,192	834	505	(0836) 65-2074	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	—	0.5 ～3	〇	—	0.3～ 3.1	〇	〇
153		校舎			4,311	2,155	1,306						②	0.5 ～3	〇	—	2.8～ 3.2	〇	〇
154	徳地地域交流センター		徳地堀 1561-1	出雲	699	489	296	(0835) 52-0217	(0835) 52-0217	徳地地域交流セ ンター	〇	〇	②	3～5	〇	〇		〇	〇
155	徳地体育館		徳地堀1537	出雲	1,769	1,238	750	(0835) 52-0217	(0835) 52-0217	徳地地域交流セ ンター	〇	〇	—	0.5 ～3	—	〇		〇	〇
156	徳地文化ホール		徳地堀1527 -3	出雲	2,246	1,572	952	(0835) 52-0095	(083) 934-2865	社会教育課	〇	〇	—	0.5 ～3	〇	〇		〇	〇
157	中央小学校	体育館	徳地堀1551	出雲	432	302	183	(0835) 52-0198	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	—	0.5 ～3	—	〇		〇	〇
158		校舎			2,621	1,310	793						②	0.5 ～3	—	〇		〇	〇
159	徳地中学校	体育館	徳地堀 1606-1	出雲	807	564	341	(0835) 52-0039	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	—	3～5	〇	〇		〇	〇
160		校舎			3,471	1,735	1,051						〇	〇	—	3～5	〇	〇	〇
161	小古祖多目的集会所		徳地小古祖 831	出雲	212	148	89		(0835) 52-1111	徳地総合支所地 域振興課	〇	〇	〇	0	—	〇	—	〇	
162	山口県立防府高等学校佐波分校体育館		徳地堀2429	出雲	1,312	918	556				〇	〇	—	3～5	〇	〇		〇	〇
163	徳地地域交流センター八坂分館		徳地八坂 975	八坂	495	346	209	(0835) 56-0301	(0835) 52-0217	徳地地域交流セ ンター	〇	〇	—	0.5 ～3	〇	〇		〇	〇
164	八坂小学校	体育館	徳地八坂 1226	八坂	401	280	169	(0835) 56-0324	(083) 934-2860	教育施設管理課	〇	〇	—	0.5 ～3	—	〇		〇	〇
165		校舎			1,965	982	595						②	0.5 ～3	—	〇		〇	〇
166	やまぐちサッカー交流広場	体育館	徳地船路 890	八坂	658	460	278	(0835) 56-0888	(083) 934-2873	スポーツ交流課	〇	〇	—	3～5	〇	〇		〇	〇
167		クラブハウス			668	467	283						〇	〇	—	3～5	〇	〇	〇
168	やまぐちサッカー交流広場引谷体育館	体育館	徳地引谷 11209-3	八坂	509	356	215	(0835) 56-0888	(083) 934-2873	スポーツ交流課	〇	〇	〇	0	—	〇		〇	〇
169	三谷交流センター		徳地三谷 1461	八坂	212	148	89		(0835) 52-1116	徳地総合支所農 林課	〇	〇	〇	0	—	〇		〇	〇
170	徳地地域交流センター島地分館		徳地島地 96-2	島地	495	346	209	(0835) 54-0001	(0835) 52-0217	徳地地域交流セ ンター	〇	〇	—	0.5 ～3	〇	〇		〇	〇

NO	施設							市有施設の所管課		指定 避難所	指定緊急避難 場所	【災害適応種別】							
	名 称	所在地	地区	施設 面積	有効 面積	収容 人員	電話	所属名称	電話			洪水	浸水	土砂	高潮	浸水	地震	津波	浸水
171	上村高齢者女性等活動促進センター	徳地上村 534-1	島地	235	164	99		徳地総合支所 地域振興課	(083) 934-2965	○	○	—	0.5 ~3	○	○		○	○	
172	島地小学校	体育館	徳地島地16	島地	838	586	355	(0835) 54-0101	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	—	0.5 ~3	—	○		○	○
173		校舎			1,820	910	551				○	○	②	0.5 ~3	—	○		○	○
174	旧島地中学校	校舎	徳地島地43	島地	670	335	203	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	②	0.5 ~3	—	○		○	○	
175	藤木老人憩の家	徳地藤木 142-2	島地	117	81	49		徳地総合支所地 域振興課	(0835) 52-1111	○	○	○	0	—	○		—	○	
176	徳地地域交流センター串分館	徳地鯖河内 1629-1	串	393	275	166	(0835) 54-0222	徳地地域交流セン ター	(0835) 52-0217	○	○	○	0	—	○		○	○	
177	串生活改善センター	徳地串660- 1	串	141	98	59		徳地総合支所地 域振興課	(0835) 52-1111	○	○	○	0	—	○		—	○	
178	旧串小学校	体育館	徳地鯖河内 1421	串	577	403	244	(0835) 54-0311	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
179		校舎			1,000	500	303				○	○	○	0	○	○		○	○
180	遠内集会所	徳地串2034	串	117	81	49		徳地総合支所地 域振興課	(0835) 52-1111	○	○	○	0	○	○		—	○	
181	徳地地域交流センター柚野分館	徳地野谷 349-2	柚野	235	164	99	(0835) 58-0001	徳地地域交流セン ター	(0835) 52-0217	○	○	○	0	—	○		—	○	
182	柚野地域活性化センター	徳地柚木 2021	柚野	353	247	149	(0835) 58-0288	徳地総合支所地 域振興課	(0835) 52-1111	○	○	○	0	—	○		○	○	
183	旧柚野木小学校	体育館	徳地柚木 2018	柚野	550	385	233	(0835) 58-0013	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	—	○		○	○
184		校舎			515	257	155				○	○	○	0	—	○		○	○
185	柚木老人憩の家	徳地柚木 374-1	柚野	70	49	29	(0835) 21-1118	徳地総合支所地 域振興課	(0835) 52-1111	○	○	○	0	—	○		—	○	
186	国立山口徳地青少年自然の家	管理棟	徳地船路 668	船路	5,010	3,507	2,125	(0835) 56-0111	—		○	○	○	0	○	○		○	○
187		宿泊棟			2,258	1,580	300				○	○	○	0	○	○		○	○
188	阿東地域交流センター	阿東徳佐中 3425-1	徳佐	1,490	1,043	632	(083) 956-0116	阿東地域交流セ ンター	(083) 956-0116	○	○	○	0	○	○		○	○	
189	阿東保健センター	2階	阿東徳佐中 3382	徳佐	736	515	312	(083) 956-0993	健康増進課	(083) 921-2666	○	○	○	0	○	○		○	○
190	阿東東中学校	体育館	阿東徳佐中 3288-1	徳佐	1,074	751	455	(083) 956-0039	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
191		校舎			2,312	1,156	700				○	○	○	0	○	○		○	○
192	徳佐小学校	校舎	阿東徳佐中 3292	徳佐	2,527	1,263	765	(083) 956-0024	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
193	亀山体育館		阿東徳佐上 1485-1	徳佐	683	478	289	阿東地域交流セ ンター	(083) 956-0116	○	○	—	0	○	○		○	○	
194	山口県立山口高等学校徳佐分校	体育館	阿東徳佐中 1040	徳佐	1,068	747	452	(083) 957-0121	—		○	○	○	0	○	○		○	○
195	阿東地域交流センター篠生分館		阿東生雲東 分74-6	篠生	557	389	235	(083) 955-0111	阿東地域交流セ ンター	(083) 956-0116	○	○	○	0	○	○		○	○
196	阿東三谷ふれあいセンター		阿東生雲 1221	篠生	1,957	1,369	829	(083) 955-0011	社会教育課	(083) 934-2865	○	○	②	0.5 ~3	—	○		—	○
197	篠目体育館		阿東篠目 379	篠生	650	455	275	阿東地域交流セ ンター	(083) 956-0116	○	○	○	0	○	○		○	○	
198	阿東地域交流センター生雲分館		阿東生雲中 188-2	生雲	808	565	342	(083) 954-0044	阿東地域交流セ ンター	(083) 956-0116	○	○	○	0	○	○		○	○
199	生雲小学校	体育館	阿東生雲中 319	生雲	1,381	966	585	(083) 954-0109	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	○	○		○	○
200		校舎			1,917	958	580				○	○	○	0	○	○		○	○
201	蔵目喜ふれあいセンター		阿東蔵目喜 1880	生雲	433	303	183	阿東総合支所農 林課	(083) 956-0985	○	○	—	3~5	—	○		○	○	
202	阿東地域交流センター地福分館 阿東老人福祉センター		阿東地福上 1697	地福	1,487	1,040	630	(083) 952-0301	阿東地域交流セ ンター	(083) 956-0116	○	○	○	0	○	○		○	○
203	さくら小学校	体育館	阿東地福下 1234-1	地福	699	489	296	(083) 952-0304	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	—	○		○	○
204		校舎			2,736	1,368	829				○	○	○	0	—	○		○	○

NO	施設							市有施設の所管課		指定避難所	指定緊急避難場所	【災害適応種別】							
	名 称	所在地	地区	施設面積	有効面積	収容人員	電話	所属名称	電話			洪水	浸水	土砂	高潮	浸水	地震	津波	浸水
205	阿東中学校	体育館	阿東地福上1874	地福	703	492	298	(083) 952-0318	(083) 934-2860	教育施設管理課	(083) 934-2860	○	○	○	0	—	○	○	○
206		校舎			2,742	1,371	830					○	○	○	0	—	○	○	○
207	嘉年基幹集落センター (阿東地域交流センター嘉年分館)		阿東嘉年下28-1	嘉年	592	414	250	(083) 958-0111	阿東地域交流センター	(083) 956-0116	○	○	○	0	○	○	○	○	○
208	山口市嘉年体育館	体育館	阿東嘉年上3436	嘉年	486	340	206	(083) 958-0004	阿東地域交流センター	(083) 956-0116	○	○	—	0	○	○	○	○	○
209	十種ヶ峰青少年自然の家	体育館	阿東嘉年下1883-2	嘉年	798	558	338	(083) 958-0033	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○

(2) 協定済み指定避難所

20	山口県立山口中央高等学校	アリーナ	宮島町6-1	大内	999	699	423	(083) 922-0032	—	○	○	—	0.5 ~3	○	○	○	○	○	○
30	公立大学法人山口県立大学	体育館	桜島三丁目2-1	宮野	1,239	867	525	(083) 929-6600	—	○	○	○	0	○	○	—	○	○	○
58	山口刑務所	鍛錬場	松美町5-6	湯田	540	378	229	(083) 922-1450	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
59		職員待機所	松美町5-25		198	138	83			○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
72	山口大学	体育館・武道館	吉田1677-1	平川	4,344	3,040	1,842	(083) 933-5000	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
73	山口県立西京高等学校	体育館	黒川2580-1	平川	2,669	1,868	1,132	(083) 923-8508	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
128	山口県立山口農業高等学校	体育館・武道場	小郡上郷980-1	仁保津下	2,017	1,411	855	(083) 972-0950	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
129	山口学芸大学	体育館	小郡上郷1275	仁保津下	1,852	1,156	700	(083) 972-3288	—	○	○	○	0	—	○	○	○	○	○
130	山口県鴻城高等学校	体育館	小郡下郷258-2	柳井田	3,055	2,138	1,295	(083) 972-0307	—	○	○	—	3~5	○	○	○	○	○	○
186	山口徳地青少年自然の家	管理棟	徳地船路668	船路	5,010	3,507	2,125	(0835) 56-0111	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
187		宿泊棟			2,258	1,580	300			○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
194	山口県立山口高等学校徳佐分校	体育館	阿東徳佐中1040	徳佐	1,068	747	452	(083) 957-0121	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○
209	十種ヶ峰青少年自然の家	体育館	阿東嘉年下1883-2	嘉年	798	558	338	(083) 958-0033	—	○	○	○	0	○	○	○	○	○	○

(3) 協定済み指定避難所 災害弱者優先施設

31	社会福祉法人ふしの学園	地域交流スペース・デイサービス・和室	宮野上3346	宮野	377	263	159	(083) 928-0415	—	○	○	○	0	○	○	○	—	○	○
38	社会福祉センターしらさぎ会館	3階・4階	堂の前町1-5	大殿	291	203	123	(083) 922-3666	—	○	○	○	0	○	○	○	—	○	○
57	障害者支援施設なでしこ園	地域交流スペース	朝倉町4-55	湯田	251	—	120	(083) 934-5200	—	○	○	○	0	○	○	○	—	○	○
108	ハートホーム南山口(青藍会)	地域交流スペース	深溝803-1	嘉川	448	313	189	(083) 988-3300	—	○	○	○	0	○	—	3~3.5	○	○	○

「指定緊急避難場所・指定避難場所注釈」

- * 施設面積は小数点以下切捨てとしている。
- * 有効面積＝施設面積＊0.7（保・幼・学校の校舎は＊0.5） 小数点以下切捨て
- * 収容人員＝有効面積／1.65（㎡／人）で算出（一部除く） 小数点以下切捨て

【災害適応種別について】

（風水害）

水防法第14条により県で公表された浸水深を基に記載。浸水深が0.5メートル未満のものは「○」とし、0.5メートル以上のものは「－」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。

（地震）

昭和56年の建築基準法施行令改正以降に建築されたものは、一定の耐震基準を満たしているものと判断し「○」とし、改正以前に建築された施設で耐震性を有していない事が分かっている施設については「－」としている。同一施設内に改正以前と以降に建築された建物が混在しているものについても「－」としている。ただし昭和56年の改正以前に建築されたものでも、耐震診断を行い、耐震性を有している事がわかっているものについては「○」としている。（なお、調査データが無いものは空欄としている。）

（土砂）

県が指定した土砂災害警戒区域等に施設がある場合は「－」とし、該当しない場合は「○」としている。ただし、土砂災害警戒区域内に施設がある場合でも、施設の構造等で対策を講じていることがわかっているものについては「○」としている。

（高潮）

高潮ハザードマップを基に記載。少しでも浸水する場合は「－」とし、浸水の恐れのない場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。また、想定している台風による高潮の恐れが無いと思われる場合も「○」としている。ただし、データ等がない地域については、過去の災害履歴等から判断し記載している。

（津波）

山口県津波浸水想定図を基に記載。少しでも浸水する場合は「－」とし、浸水の恐れのない場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。

(2) 広域避難場所

大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模な公園、緑地等のオープンスペースをいう。

大規模災害時、山口市が広域避難場所として開設する避難場所の候補地。

*収容可能人員の算出は、避難地面積×0.7/2

*収容可能人員は、2m²当たり1人とする

No.	名 称	所在地	収 容 地 域	収容可能 人 員	備 考
1	亀山公園 ふれあい広場	中河原	旧市内 (避難対象人口:32,000人)	7,700	避難圏域:393.3ha 全体面積:117,000m ² 避難地面積:22,000m ²
2	中央公園	中園町	〃 (避難対象人口:32,000人)	11,500	避難圏域:393.3ha 全体面積:46,000m ² 避難地面積:33,000m ²
3	維新百年記念公園	吉敷	旧市内 吉敷・大歳地区 (避難対象人口:58,000人)	45,500	避難圏域:488.8ha 全体面積:670,000m ² 避難地面積:130,000m ²
4	山口市 スポーツの森	宮野 河原	宮野地区 (避難対象人口:14,000人)	18,000	全体面積:193,000m ² 避難地面積:51,740m ²
5	やまぐち リフレッシュパーク	大内 長野	仁保・大内・小鯖地区 (避難対象人口:30,000人)	8,300	全体面積:126,000m ² 避難地面積:23,800m ²
6	山口大学	吉田	平川地区 (避難対象人口:17,000人)	19,900	避難地面積:57,000m ²
7	山口南総合セン ター	名田島	南部川東地区 (避難対象人口:11,000人)	5,900	全体面積:39,250m ² 避難地面積:17,000m ²
8	藤尾山公園	嘉川 佐山	名田島・秋穂二島・嘉川・佐山 地区 (避難対象人口:14,500人)	7,000	避難圏域:67.5ha 全体面積:123,000m ² 避難地面積:20,000m ²
9	河原谷公園	佐山	嘉川・佐山地区 (避難対象人口:10,000人)	22,700	避難圏域:42.4ha 全体面積:130,000m ² 避難地面積:65,000m ²
10	道の駅長門峡	篠生	篠生・生雲地区 (避難対象人口:2,100人)	2,520	避難地面積:7,200m ²
11	阿東運動広場	地福	地福地区 (避難対象人口:1,500人)	21,200	避難地面積:60,754m ²
12	山村広場	徳佐	徳佐地区 (避難対象人口:2,800人)	1,645	避難地面積:4,700m ²
13	山口市営阿知須合 同納骨塔	阿知須	阿知須地区 (避難対象人口:7,801人)	5,130	全体面積:29,028m ² 避難地面積:14,661m ²

○災害時におけるヘリコプター離着陸場（防災危機管理課）

連番	施設名称	所在地	地積（㎡）	長さ×幅	連絡先	電話番号	緊急避難場所指定
1	維新百年記念公園（ラグビー・サッカー場）	維新公園4丁目1-1	12,642	147×86	管理事務所	083-922-2754	有
2	山口県消防学校	銭銭司6440-1	12,100	110×110	学 校	083-986-4001	無
3	一の坂ダム運動公園	上天花1-1	8,800	100×88	県河川課（自治会）	083-933-3790 (924-2399)	無
4	徳地山村広場	徳地堀11745	11,000	110×100	徳地地域交流センター	0835-52-0217	有
5	国立山口徳地青少年自然の家	徳地船路668	6,084	78×78	少年自然の家	0835-56-0111	無
6	阿知須ヘリポート	阿知須10509-11	900	30×30	阿知須総合支所	0836-65-4111	無
7	阿東運動広場	阿東地福下10235-4	11,375	125×91	阿東地域交流センター	083-956-0116	無
8	やまぐちリフレッシュパーク（第1グラウンド）	大内長野1107	10,500	150×70	管理事務所	083-927-7211	有
9	山口市スポーツの森（第2球場）	宮野上253	11,000	100×110	管理事務所	083-928-1120	有
10	山口南総合センター（グラウンド）	名田島1218-1	16,900	130×130	センター事務所	083-972-8333	有
11	小郡中学校（グラウンド）	小郡下郷879-1	20,020	140×143	学 校	083-973-0508	有
12	防府高校佐波分校（グラウンド）	徳地堀2449	12,000	120×100	学 校	0835-52-1311	無
13	阿知須中学校（グラウンド）	阿知須5094-3	10,200	120×85	学 校	0836-65-2074	有
14	阿知須小学校（グラウンド）	阿知須4251	11,400	114×100	学 校	0836-65-2014	有
15	井関小学校（グラウンド）	阿知須1639	6,600	100×66	学 校	0836-65-2053	有
16	山口きらら博記念公園（北駐車場）	阿知須10509-72	160,000	400×400	山口きらら博記念公園管理事務所	0836-65-6900	無
17	秋穂中学校（グラウンド）	秋穂東10615-1	14,400	90×160	学 校	083-984-2114	有
18	大海小学校（グラウンド）	秋穂東2299	6,300	70×90	学 校	083-984-2253	有
19	秋穂小学校（グラウンド）	秋穂東6771	9,350	110×85	学 校	083-984-2250	有
20	大海総合センター（グラウンド）	秋穂東1130-5	11,050	130×85	秋穂総合支所	083-984-2053	有
21	阿東東中学校（グラウンド）	阿東徳佐中3288-1	8,400	140×60	学 校	083-956-0039	有
22	旧篠目小学校（グラウンド）	阿東篠目379	3,290	70×47	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860	有
23	山口市嘉年体育館（グラウンド）	阿東嘉年上3436	2,400	60×40	スポーツ交流課	083-934-2873	有
24	旧柚野木小学校（グラウンド）	徳地柚木2018	4,000	80×50	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860	有
25	三田工業株式会社徳地工場（グラウンド）	徳地船路838	3,375	75×45	三田工業株式会社	0835-23-8855	無
26	やまぐちサッカー交流広場 引谷体育館（グラウンド）	徳地引谷11209-3	1,426	31×46	スポーツ交流課	083-934-2873	有
27	山口市徳地伊賀地 新田橋東詰佐波川河川敷	徳地伊賀地新田地内	1,740	60×29	山口河川国道事務所 佐波川出張所	0835-22-0898	無
28	旧島地中学校（グラウンド）	徳地島地43	4,209	69×61	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860	無
29	旧串小学校（グラウンド）	徳地鯖河内1421	3,000	60×50	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860	有
30	維新百年記念公園（スポーツ文化センター前芝広場）	維新公園4丁目1-1	2,000	50×40	管理事務所	083-922-2754	有

連番	施設名称	所 在 地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	緊急避難 場所指定
31	維新百年記念公園(球技場)	維新公園4丁目1-1	12,000	120×100	管 理 事 務 所	083-922-2754	有
32	生雲小学校(グラウンド)	阿東生雲中319	3,306	58×57	学 校	083-954-0109	有
33	旧亀山小学校(グラウンド)	阿東徳佐上1485-1	2,679	57×47	教 育 委 員 会 教 育 施 設 管 理 課	083-934-2860	無
34	旧柚野中学校(グラウンド)	徳地柚木180	4,148	68×61	教 育 委 員 会 教 育 施 設 管 理 課	083-934-2860	無
35	平川中学校(グラウンド)	黒川1231-1	4,234	73×58	学 校	083-924-7700	有
36	白石中学校(グラウンド)	白石2丁目7-1	3,763	71×53	学 校	083-922-0387	有
37	大殿小学校(グラウンド)	大殿大路213	2,464	77×32	学 校	083-922-0343	有
38	小鯖小学校(グラウンド)	下小鯖2519	3,450	69×50	学 校	083-927-0051	有
39	鑄銭司小学校(グラウンド)	鑄銭司4010	3,150	70×45	学 校	083-986-2609	有
40	川西中学校(グラウンド)	嘉川4352-2	3,000	60×50	学 校	083-989-2209	有
41	佐山小学校(グラウンド)	佐山2731	1,960	56×35	学 校	083-989-3020	有
42	二島小学校(グラウンド)	秋穂二島6165	4,860	90×54	学 校	083-987-2009	有
43	東鯖地区へりポート	下小鯖5079	540	27×20	小鯖16区自治会	083-927-2321	無
44	山 口 秋 穂 園	秋穂二島434-1	800	32×25	山 口 秋 穂 園	083-984-5151	無
45	山口県山口南警察署敷地	小郡下郷3848-1	5,440	80×68	山 口 南 警 察 署	083-972-0110	無
46	山 口 市 中 央 公 園	中園町7-7	4,050	45×90	都 市 整 備 課	083-922-4111	有

〔防災物資、施設、資機材〕

○輸血血液の所在(日本赤十字社山口県支部)

配 給 所 名	電 話	所 在 地
山口県赤十字血液センター	083-922-6890	山口市野田172-5
山口県赤十字血液センター西部供給出張所	083-222-3720	下関市一の宮卸本町2-22-1
山口県赤十字血液センター東部供給出張所	0833-92-0050	周南市高水原1-3-22

○防災資機材等の備蓄一覧表①

令和6年9月1日現在

品名 保管場所	パン類	アルファ 米ストッ クライス	レトバ ウチ食品	バーテ ーション	携帯 ラジオ	非常用 ライト (ツカ)	可搬型 自家 発電機	ガン リン缶	コード リール	投光器	アルミ マット	エア マット	安眠 セット	毛布	日用品	バス タオル	目隠し 用個室 テント	トイレ 用簡易 テント	移動炊 飯器	光る掲 示板	給水袋	卓上コン ロ・鍋 セット等
本庁（防災センター、本 庁C6倉庫、教育委員会） 茅野神田・西京スタジア ム・湯田ポンプ場	824	1,278	3,765	177	6	46	8	4	3	3	25	492	0	433	37	100	1	8	0	1	130	22
上下水道総務課																					4,700	
大蔵地域交流センター	56	10	35	10	1	8	1	1	1	1	27	20		44						2		
白石地域交流センター	56	10	35	6	1	8	1	1	1	1	10	20		22						1		8
湯田地域交流センター	56	10	35	5	1	8	1	2	1	1	20	25		45						2		
仁保地域交流センター	56	10	35	6	1	3	1	1	1	2	15	20		46						1		
小鯉地域交流センター	56	10	35	10	1	8	1	1	1	1	20	20		43		15				2		
大内地域交流センター	76	20	55	18	1	11	2	1	1	1	19	52	65	74						2		
宮野地域交流センター	56	10	35	10	1	16	1	1	1	1	35	65		45	2				1	1	10	
吉敷地域交流センター	56	10	35	10	1	6	1	1	2	3	20	20		52					2			
平川地域交流センター	56	10	35	10	1	7	1	1	1	1	20	20		40					1			
大蔵地域交流センター	56	10	35	10	1	1	1	1	1	1	40	30		40					1			
陶地域交流センター	56	10	35	6	1	4	1	1	1	1	15	20		30					1			
鑄銭司地域交流センター	56	10	35	6	1	5	1	1	1	1	10	20		30					1			
名田島地域交流センター	56	10	35	6	1	8	2	1	2	3	30	20	2	45	5					1		
二島地域交流センター	75	25	60	6	1	6	1	2	2	2	30	20		50					1			
嘉川地域交流センター	56	10	35	6	1	13	2	2	2	2	48	40		60				1				
佐山地域交流センター	56	10	35	6	1	8	1	1	2	1	10	22		40					1			
小郡地域交流センター	66	15	45	12	1	2	1	1	1	2	38	60		69				1	2			1
秋穂総合支所農林土木課	76	25	67	6	1	13	3	2	1	2	57			70				1	2			
大海総合センター					1	5	1	1	1	1	10			10								
阿知須総合支所農林土木課	66	15	45	6		15	3	3	6	5	18			70			1					
阿知須地域交流センター		350				10	1			4		8	1	90					1			
徳地総合支所土木課				10		12	9	1	5	5							1					
徳地地域交流センター	66	21	54				1	1	1	1	15	31		67						1	11	
八坂分館	46	5	19		1		1	1	1	1		5		11		6				1		
島地分館	46	5	19				1	1	1	1		5		10						1		
串分館	46	5	19		1		1	1	1	1		5		10						1		
柚野分館	46	5	19				1	1	1	1		5		2						1		
阿東総合支所土木課	36			1		8	2	2	2	3				20			1					
阿東地域交流センター	66	15	45	6			1	1	1	1		6		58					2			
篠生分館	46	5	19				1	1	1	1		8	5	16						1	24	
生雲分館	46	5	19	2			1	1	1	1		8		33						1	29	
地福分館	46	5	19				1	1	1	1		9		18						1		
嘉年分館	46	5	19	2			1	1	2	1		13	5	24						1		
計	2,503	1,944	4,778	353	25	231	57	43	51	57	447	1,174	78	1,717	44	121	6	8	3	40	4,904	31

○防災資機材等の備蓄一覧表②

令和6年9月1日現在

品名 保管場所	飲料水 1ケース24本 (500ml)入り	紙おむつ (大人用)	紙おむつ (幼児用)	生理用品	簡易トイレ	携帯トイレ サニタクリン 用	粉ミルク	哺乳瓶	ヘルメット LEDヘッド ライト	メガ ホン	携帯電話 充電器	災害備蓄 ボックス
本庁（防災センター、本庁66 倉庫、教育委員会）	81	男女共用M～L (626枚) 男女共用L～LL (604枚)	男女共用 (S)828枚、 M)1320枚、 L)576枚 男の子(264 枚)女の子 (264枚)	ジョーグタイプ (720 枚) ナギキ elis (2104枚)	ラッポン(9) 段ボール式 (51)	2200	らくらく3kg(48缶) 新生児(7種)ワオロー アップ(7種) ミルク アレゲン 他(8 缶)	78	0	2	1	1
上下水道総務課												
大殿地域交流センター	4					90			6	1		1
白石地域交流センター	4					90			6	1		1
湯田地域交流センター	5					90			6	1		1
仁保地域交流センター	4					90			6	1		1
小鯉地域交流センター	4					90			6	1	1	1
大内地域交流センター	6					90			6	1		2
宮野地域交流センター	5					90			6	1		1
吉敷地域交流センター	5					90			6	1	1	1
平川地域交流センター	5					90			6	1		1
大蔵地域交流センター	5					90			6	1		1
陶地域交流センター	4					90			6	1		1
鯉銭司地域交流センター	4					90			6	1		1
名田島地域交流センター	4					90			6	1		1
二島地域交流センター	4					90			6	1		1
嘉川地域交流センター	4					90			6	1		1
佐山地域交流センター	4					90			6	1		1
小郡地域交流センター	5					90			6	1	1	2
秋穂総合支所農林土木課	5					90			6	2	1	2
大海総合センター										1		
阿知須総合支所農林土木課	4					90			5	2	1	2
阿知須地域交流センター	3				9						6	
徳地総合支所土木課									4	1	1	1
徳地地域交流センター	4					140						1
八坂分館	3					40				1		1
島地分館	3					40						1
串分館	3					40				1		1
柚野分館	3					40				1		1
阿東総合支所土木課						10			6	2	1	1
阿東地域交流センター	4					140				1		1
篠生分館	3					40				1		1
生雲分館	3					40				1		1
地福分館	3					40				1		1
嘉年分館	3					40				1		1
計	201	1,230	3,252	2,824	61	4,520	136	78	123	35	14	36
		交流センター等 の備蓄ボックス 内(M-L/1袋、 L-LL/1袋) メーカによって 枚数は異なる	交流センター等 の備蓄ボックス 内(L/1袋、 M/1袋、S/1袋) メーカによって 枚数は異なる	交流センター等 の備蓄ボックス 内1袋28枚/2袋	ダンボール式 (見本用含む)		交流センター等 の備蓄ボックス 内(はぐくみ・ チルミル 各1 箱)		ヘルメット・ ヘッドライトを セットで配布		27年度事業で購 入配備	ボックス内記 子 供オムツ3/大人オ ムツ2/哺乳瓶/粉 ミルク2/おしりふ き3/生理用品/受 付用品・耳マーク 腕章3・表示板1・ ボード3/チラシ3/ その他

○ 水防用備蓄器具、備蓄資材配備計画一覧表(防災危機管理課)

令和6年4月1日現在

区分 倉庫の位置	備蓄器具										備蓄資材					
	スコップ	つるはし	くわ	おの	掛矢	かま	ペンチ	のこ	じょれん	ハンマー	照明器具	ロープ	杭 (本)	鉄線 (本)	土のう袋(枚)	ブルーシート
大殿支部	11	3		4	5	2	3	4	5	2	3	15	400	2	900	5
白石支部	7	3			4				5		9	11	400	2	1,100	44
湯田支部	12	3		8	7	3	4		5	2	9	15	400	2	1,600	8
仁保支部	22	3	11	4	7	7	4	4	2	3	4	15	400	3	2,000	5
小鱈支部	11	4	4	6	5	1	1	2	10	2	8	15	400	2	1,100	3
大内支部	5	1	2	4	5		3	4		3	4	15	400	2	1,000	8
宮野支部	10	3	5	4	9	4	3	6		3	17	7	400	2	750	18
陶支部	10	3	6	4	6	3	4	4	4	2	6	15	400	2	1,000	3
吉敷支部	15	4	12	4	2	14	4	4		2	6	15	400	2	580	5
平川支部	11	3	6	4	5	3	4	4		3	6	19	400	2	525	5
大蔵支部	11	3	5	4	4	2	4	5		3	5	20	400	2	670	5
鑄銭司支部	12	4	5	8	2	5	6	5	1	4	6	15	400	4	650	9
名田島支部	12	4	6	4	5	3	6	5		8	6	15	400	2	400	5
二島支部	7	2	3	3	2	3	2	3	2	2	5	13	60	2	200	2
嘉川支部	11	4	4	4	5	3	5	7	2	6	6	15	400	5	600	5
佐山支部	18	4	5	5	5	3	4	5		4	7	15	400	2	1,000	5
小郡総合支所	8	3	8	1	2	5	1	3		1	18		110		1,000	1
秋穂総合支所	11	2		1	3		1	2		2	2	2	300	200	1,700	18
阿知須総合支所	11	2	2	7	5	4	3	10		6	7	23	450	205	2,500	24
徳地総合支所	33	6	1	6	5	2	6	11	1	5	5	15	200	6	630	103
徳地野谷倉庫	10				15						8	3	250		1,000	20
阿東総合支所	12	5	2	1	3	10	5	5	3	2	3	10	100	2	2,000	30
計	270	69	87	86	111	77	73	93	40	65	150	288	7,470	451	22,905	331

※山口県地域防災計画の水防計画第6節第2項に基づき、上記の水防用資機材を整備することとされている。

○ 消 防 水 利 の 現 況 (消防本部)

《地区別消火栓、防火水槽総数》

令和6年4月1日現在

地区別 水利種別	消 火 栓		防 火 水 槽				計
	公 設	私 設	公 設		私 設		
			40m ³ 以上	40m ³ 未満	40m ³ 以上	40m ³ 未満	
大 殿	137	15	5		4		161
白 石	180	1	8		2		191
湯 田	192	3	14		3		212
仁 保	47		12	1	4		64
小 鯖	128	3	28		14		173
大 内	331	17	17		20		385
宮 野	213	3	36		10		262
吉 敷	163	14	14		7		198
平 川	241	18	16		10	1	286
大 歳	173	14	30		8		225
陶	63	1	12		7		83
鑄 銭 司	88		12	1	4		105
名 田 島	42		5				47
秋 穂 二 島	77		9		7		93
嘉 川	145		31	6	13		195
佐 山	97	2	24	1	18	1	143
小 郡	425	2	51	11	3		492
秋 穂	144		50	2	3		199
阿 知 須	221	10	59	5	13		308
徳 地			96	11			107
阿 東			55	46			101
計	3,107	103	584	84	150	2	4,030

○消防ポンプ自動車現有台数（消防本部）

消防機械（常備）

令和6年4月1日現在

区分 車両別	本 部	中央署	大内所	徳地所	南 署	阿知須所	秋穂所	阿東署	計(台)
化学消防ポンプ自動車		1			1				2
梯子車		1			1				2
林野火災資材搬送車		1							1
水そう付消防ポンプ自動車	1	1	1		2	1	1	1	8
消防ポンプ自動車		1	1	2	2			1	7
小型動力ポンプ積載車		1							1
救急自動車	2	3	1	1	2	1	1	1	12
指揮車	1								1
連絡車		1	1	1	1	1	1	1	7
広報車	3	1			1				5
救助工作車		1			1				2
その他	8	1	1	1	3	1	1		16
小 計	15	13	5	5	14	4	4	4	64
小型動力ポンプ	1	3	1	1	1	0	0	1	8
軽可搬式消防ポンプ		2			2				4
小 計	1	5	1	1	3	0	0	1	12

消防機械（非常備・支所分け）

令和6年4月1日現在

区分 車両別	山口	小郡	徳地	秋穂	阿知須	阿 東	計(台)
消防ポンプ自動車	16	3	3	2	2	5	31
小型動力ポンプ積載車	2		10			12	24
その他	2	1	1				4
小 計	20	4	14	2	2	17	59
小型動力ポンプ	56	3		2	2	6	69

○文化財防火施設の現況（消防本部）

令和6年4月1日現在

文化財名	防火施設																											
	国宝	国指定重要文化財								県指定				市指定														
瑠璃光寺五重塔	3	6	6	6	4	1	18	31	12	2	2	22	1	3	3	2	1	2	3	2		4	10	2	1		1	薬山神社本殿・拝殿
自動火災報知器	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有	有	有			有	有		有	有	有	洞春寺（鐘楼門）
濃煙火災報知器		有	有	有	有	有	有			有	有																	木造十一面観世音菩薩立像（明栄寺）
避難設備	有	有	有	有	有	有	有			有																		木造阿弥陀如来立像（明栄寺）
放水銃	4	7	3	3	4	3	3		3	2							2*											花尾八幡宮社殿
消火栓（内・外含）	4	2	5	3	2	3	5	16	4	2			1									4						山口大神宮小郡遥拝所
貯水槽	100t	100t	100t	30t	60t	45t	80t	29t	80t	60t																		春日神社毘沙門天立像（小郡文化資料館所蔵）注3
消防道路	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有			有	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有	有	有	有	正福寺の聖観世音菩薩立像

注1. 消防設備や避難設備等の内容は、台帳や最新の消防用設備等点検結果報告書で設置状況を確認したもの

注2.  は昨年度の資料と比較し、確認することができない不明な部分

注3. 春日神社の毘沙門天立像は小郡文化資料館所蔵のため資料館の設備内容を記載

注4. * は水道直結

注5. 消火栓は台帳又は点検報告書の内容により記載。ホースが格納されている放水銃については消火栓にも数値を入れている。

○応急給水用機器材所在状況(上下水道局)

令和6年4月1日現在

機器材 所在	給 水 栓		水 槽		備 考
	種類	個数	容量	個数	
上下水道局 宮島庁舎	消火栓接続型給水栓	6	2,000ℓ	2	アルミ製
	消火栓接続型給水栓(直結式)	6	1,000ℓ	2	
	空気弁接続型給水栓	2	1,000ℓ	2	組立式水槽
	(問田、小鯖分)		500ℓ	1	ポリエチレン製
			300ℓ	2	アルミ合金製
			20ℓ	61	ポリ容器
上下水道局 南部上下水道事務所 (小郡総合支所内)	消火栓接続型給水栓	2	20ℓ	40	ポリ容器
	空気弁接続型給水栓(大原分)	1			
上下水道局 水道施設課 (朝田浄水場)	消火栓接続型給水栓	1			
	空気弁接続型給水栓	1			
柳井田水源地			20ℓ	59	ポリ容器
村山中継ポンプ場	空気弁接続型給水栓	1			
中園町中央公園	給水口接続型給水栓	1	60,000ℓ	1	耐震性貯水槽
唐樋広場	給水口接続型給水栓	1	60,000ℓ	1	耐震性貯水槽
阿東総合支所			300ℓ	1	アルミ合金製

○防疫機械器具の保有状況(環境衛生課)

令和6年4月1日現在

防 疫 用 機 械 器 具										
在 庫 場 所	二兼機	スイング フォグ	ミスト機	噴 霧 機		煙霧	軽自動車	自動車	移動放 送車	ラジオ
				動力	手動	電気				
山口市清掃工場 （環境衛生課）	2		7	3	4		1	1	1	
小郡総合支所			2	2	2		1	1		
秋穂総合支所					1			1		1
阿知須総合支所					2		1			
徳地総合支所							1			
阿東総合支所							1			

○清掃施設、車両等の状況(環境施設課)

区 分			数	必要 人員	積載量 (1台当たり)	1日 処理能力	自家用発電 設備の有無	停電時稼働の 可否
廃棄物 処理施設	ごみ処理施設	可燃物	1	31	—	220t (110t*2基)	有 (蒸気タービン発電機)	可
		不燃物	1	23	—	50t (10t*5h)	無	不可
		最終処分場	6	10	—		無	不可
	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	1	4	—	525m³	有	一部可
車両	清掃工場	ダンプ	1	2	2	8t		
	中間処理 センター	ダンプ	3	6	3.5	42t		
			1	2	1.5	6t		
	最終処分場	軽四輪	2	4	0.35	2.8t		
	環境センター	ダンプ	1	2	4	16t		
		軽四輪ダンプ	1	2	0.35	1.4t		
	中間処理 センター	ダンプ	1	2	4	16t		

○収集車等の状況(清掃事務所)

区	分	数	必要 人員	積載量 (1台当たり)	1日 処理能力	自家用発電 設備の有無	停電時稼働の 可否
山口地域							
じん芥収集車	機械車	20	60	2	160		
		5	15	2.5	50		
		19	57	3	228		
		1	3	3.5	14		
		1	3	6.5	26		
	ダンプ	1	3	2	8		
	軽四輪	2	6	0.35	2.8		
小郡地域							
じん芥収集車	機械車	1	3	2	8		
	ダンプ	1	2	3	12		
秋穂地域							
じん芥収集車	機械車	1	3	2	8		
	ダンプ	1	2	2	8		
阿知須地域							
じん芥収集車	機械車	2	6	2	16		
		3	9	2.5	30		
		5	15	3.5	70		
	ダンプ	1	2	4	16		
	軽四輪	1	2	0.35	1.4		
徳地地域							
じん芥収集車	機械車	2	6	2	16	2t × 2台	
	ダンプ	1	4	2	8	2t	
	トラック	1	4	2	8	2t	
阿東地域							
じん芥収集車	機械車	1	3	2	8		
		3	9	3.5	42		
	ダンプ	1	2	2	8		
		1	2	3	12		
	軽四輪	1	2	0.35	1.4		

○火葬処理能力(生活安全課)

区 分	カ所数	使用燃料別炉体基数			火葬 処理能力 (1日最大)	自家用発電 設備の有無	停電時稼働 可能炉数
		灯油	重油	その他			
山口市仁保斎場	1	5	—	—	15	有	5
山口市嘉川斎場	1	4	—	—	12	有	4
山口市徳地斎場	1	2	—	—	4	有	2
山口市阿東火葬場	1	1	—	—	3	無	0

○救急車保有状況(消防本部)

(消防本部)

山口市消防本部	12台

(医療機関)

日赤山口県支部	2台
済生会山口総合病院	1台
同仁病院	1台
共立病院	1台

〔防災関係物資取扱業者、建設業者〕

○医薬品、防疫薬剤主要調達先(健康増進課・環境衛生課)

令和6年4月1日現在

保健所名	主 要 調 達 先 名	電 話 番 号	所 在 地
山口	ティーエスアルフレッサ(株)山口支店	083(927)4700	山口市大内長野608番地1
	ティーエスアルフレッサ(株)山口機器試薬支店	083(988)1011	山口市江崎2213番地6
	(株)セイエル 山口営業所	083(921)2305	山口市小郡上郷 流通センター西901-7
	マルイ薬品(株)	083(972)3121	山口市小郡上郷5245番地
	山口県薬業(株)	083(922)1990	山口市朝田1050番地1
	(株)アステム 山口支店	083(973)7781	山口市小郡上郷5429番地
	(株)サンキ 山口支店	083(974)4100	山口市小郡上郷5224番地

○浄水剤主要取扱業者(上下水道局)

令和6年4月1日現在

取扱商社		取扱浄水剤		
社名	所在地	電話	浄水剤名(消毒剤)	製造会社名
山口県薬業(株)	山口市朝田1050	083-922-1990	次亜塩素酸カルシウム	日本曹達(株)
			次亜塩素酸ナトリウム	高杉製薬(株)
			苛性ソーダ	東ソー(株)
			ポリ塩化アルミニウム	多木化学(株)
			消石灰	薬仙石灰(株)
			粉末活性炭	(株)フレックス
マルイ薬品(株)	山口市小郡上郷5245	083-972-3121	次亜塩素酸カルシウム	東ソー(株)
			ポリ塩化アルミニウム	浅田化学工業(株)
			粉末活性炭	多木化学(株)
(株)セイエル	山口市朝田山口流通センター	083-921-2300	次亜塩素酸ナトリウム 苛性ソーダ ポリ塩化アルミニウム	大阪ガスケミカル(株)
山陽資材(株)	周南市代々木通1-30	0834-21-4433	ソーダ灰	(株)トクヤマ
			液体硫酸バンド	浅田化学工業(株)
				黒崎化学工業(株)
				セントラル硝子(株)
				多木化学(株)
			消石灰	宇部マテリアルズ(株)
			次亜塩素酸ナトリウム	(株)トクヤマ
			ポリ塩化アルミニウム	東ソー(株)
				浅田化学工業(株)
				黒崎化学工業(株)
				セントラル硝子(株)
四国環境整備興業(株)	山口市維新公園2丁目3-12	083-933-0100	次亜塩素酸カルシウム	(株)トクヤマ
			ポリ塩化アルミニウム	水研化学工業(株)
			粉末活性炭	多木化学(株)
(有)前田科学器械店	山口市中央2丁目6-16	083-922-0843		朝日汙過材(株)
				高杉製薬(株)
			次亜塩素酸カルシウム	(株)トクヤマ
正晃(株)	山口市小郡大江町7-12	083-972-0215		大阪ソーダ
			次亜塩素酸ナトリウム	東ソー(株)
			ポリ塩化アルミニウム	朝日化学工業
			苛性ソーダ	東ソー(株)
			粉末活性炭	ダイネン(株)
			消石灰	薬仙石灰(株)
			硫酸バンド	朝日化学工業
			高分子凝集剤	多木化学(株)
			ポリ鉄	日鉄鉱業
(株)クリーンアシスト	山口市湯田温泉二丁目5-18	083-932-7458	粉末活性炭	ケラセム(株)

〔輸送〕
〇市所有車両の配備状況

1 本庁、各支所、各地域交流センター

令和6年4月1日現在

区分	普通車						特殊	軽		合 計 ()内は広報車
	乗用車	貨 物			乗用車	貨 物				
		トラック	ダンプ	塵 芥		トラック		ライトバン		
部所別										
総務課										0 (0)
デジタル推進課										0 (0)
防災危機管理課							1 (1)			1 (1)
職員課										0 (0)
契約監理課										0 (0)
管財課	5					4 (2)	2	7	7 (1)	27 (3)
市民税課										0 (0)
資産税課										0 (0)
収納課								2		2 (0)
本庁舎整備推進室										0 (0)
企画経営課										0 (0)
スマートシティ推進室										0 (0)
財政課										0 (0)
広報広聴課	1									1 (0)
秘書課	1									1 (0)
中核都市推進室										0 (0)
観光交流課	1							1		2 (0)
スポーツ交流課	1					1				2 (0)
文化交流課										0 (0)
国際交流課										0 (0)
湯田温泉パーク整備推進室										0 (0)
部活動地域移行推進室										0 (0)
協働推進課										0 (0)
生活安全課						1 (1)			1	2 (1)
人権推進課(隣保館含む)								1		2 (0)
市民課										0 (0)
大館地域交流センター									1 (1)	1 (1)
白石地域交流センター									1 (1)	1 (1)
湯田地域交流センター									1 (1)	1 (1)
仁保地域交流センター									1 (1)	1 (1)
小鯖地域交流センター									1 (1)	1 (1)
大内地域交流センター								1	1 (1)	2 (1)

区分	普通車						マイクローバス	特 殊	軽 四		合 計 ()内は広報車
	乗用車	貨 物			乗用車	貨 物					
		トラック	ダンプ	塵 芥		トラック			ライトバン		
部所別											
宮野地域交流センター										1 (1)	1 (1)
吉敷地域交流センター										1 (1)	1 (1)
平川地域交流センター										1 (1)	1 (1)
大蔵地域交流センター										1 (1)	1 (1)
陶地域交流センター										1 (1)	1 (1)
鑄銭司地域交流センター										1 (1)	1 (1)
名田島地域交流センター										1 (1)	1 (1)
二島地域交流センター										1 (1)	1 (1)
嘉川地域交流センター										1 (1)	1 (1)
佐山地域交流センター										1 (1)	1 (1)
環境政策課							1				3 (0)
環境衛生課	1 (1)	1			4				2 (1)		9 (2)
資源循環推進課		2			1			2	1		8 (0)
環境施設課	1	1	5					2	2		14 (0)
清掃事務所	1	1	8	57				4	2		77 (0)
地域福祉課	1					1				3	6 (0)
高齢福祉課								10			10 (0)
介護保険課								21			21 (0)
障がい福祉課								4			4 (0)
保険年金課								4			4 (0)
健康増進課	1					1 (1)		12 (1)		2 (1)	16 (3)
指導監査課											0 (0)
こども未来課											0 (0)
保育幼稚園課	1										1 (0)
子育て保健課											0 (0)
ふるさと産業振興課											0 (0)
産業立地推進課	1							1			2 (0)
中心市街地活性化推進室											0 (0)
農業振興課(特林含)	2					1		1	1	3 (1)	7 (1)
農林整備課								2		1	4 (0)
水産港湾課										2	2 (0)
農山村づくり推進課										7	7 (0)
都市計画課								1			1 (0)
交通政策課											0 (0)
都市整備課								1			10 (0)
道路管理課		2		1					5	2	9 (1)

区分	普通車					特殊	軽貨物		乗用車	マイクロバス	四輪車	合 計 ()内は広報車
	乗用車	貨物			ライトバン							
		トラック	ダンプ	塵 芥								
部所別												
道路建設課					2						2	4 (0)
地籍調査課									3		3	6 (0)
建築課					2						1	3 (0)
開発指導課									1		1	2 (0)
会計課												0 (0)
市議会事務局	1											1 (0)
教育総務課	1					6					2	9 (0)
教育施設管理課											2	2 (0)
学校教育課									2		2	4 (0)
社会教育課					1				1			2 (0)
文化財保護課					5					1	2	8 (0)
図書館					3						1	6 (0)
選挙管理委員会											1	1 (0)
監査委員事務局												0 (0)
公平委員事務局												0 (0)
農業委員事務局												0 (0)
小郡総合支所 地域振興課												0 (0)
小郡総合支所 総合サービス課											1	1 (0)
小郡総合支所 農林課											1	1 (0)
小郡総合支所 土木課	1				1 (1)				2	1	10	15 (1)
小郡地域交流センター	1											2 (0)
秋穂総合支所 地域振興課		1										1 (0)
秋穂総合支所 総合サービス課(大海)									1			1 (0)
秋穂総合支所 農林土木課	1	1			1 (1)				1 (1)		3	7 (2)
秋穂地域交流センター	1											2 (0)
阿知須総合支所 地域振興課											1 (1)	2 (1)
阿知須総合支所 総合サービス課												0 (0)
阿知須総合支所 農林土木課	2		1								2 (1)	7 (1)
阿知須地域交流センター		1									1	2 (0)
徳地総合支所 地域振興課												1 (0)
徳地総合支所 総合サービス課												0 (0)
徳地総合支所 農林課	1				1				1		1	4 (0)
徳地総合支所 土木課	2 (1)				1 (1)	1					1	7 (1)
徳地地域交流センター											1	2 (1)
阿東総合支所 地域振興課						4			1			5 (0)
阿東総合支所 総合サービス課												0 (0)

区分 部所別	普通車						特殊	軽		四	合 計 ()内は広報車
	乗用車	貨 物			マイクロバス	乗用車		貨 物			
		トラック	ダンプ	塵 芥				ライトバン	トラック		
阿東総合支所 農林課	1									2	3 (0)
阿東総合支所 土木課		1	4			2 (1)	2	3	1	2	15 (1)
阿東地域交流センター										1	1 (0)
合 計	30 (2)	11 (0)	18 (0)	63 (0)	34 (8)	13 (0)	17 (2)	86 (2)	27 (1)	100 (21)	399 (36)

※除雪能力を有する車両:9台(阿東総合支所配備:SUV×2、2tダンプ×2、3tダンプ×1、グレーダー×1、徳地総合支所配備:2tダンプ×1)

※登録番号(ナンバープレート)が無い四輪車両は【特殊】に編入。

※二輪車・社会福祉法人・文化振興財団への無償貸与及び消防・上下水道局の車両を除く。

※()内は広報車の台数

○市所有車両の配備状況

2 上下水道局

令和6年4月1日現在

保管場所 \ 車両の種類	乗用車	トラック	軽自動車	ライトバン	給水車	排水ポンプ車	バキューム車	計
上下水道局宮島庁舎	1		24	1	1	1		28
朝田浄水場	1	1	5					7
小郡総合支所			8	1				9
山口浄化センター		1	4	1				6
小郡浄化センター							1	1
阿東総合支所			2	1				3
計	2	2	43	4	1	1	1	54

○中国ジェイアールバス株式会社所有バスの所在状況
(中国JRバス会社)

令和6年4月1日現在

営業所名	所 在	車両台数
山口支店 083-902-2228	山口市惣太夫町3-8	バス 40台

○日本通運株式会社所有貨物自動車の配置状況
(日本通運(株)防府支店中関海運課)

令和6年4月1日現在

支 店 名	所在地	車 両 台 数		
		大 型	普 通	フォークリフト
防府支店中関海運課 0835-21-0232	山口	0	0	2

○防長交通株式会社所有バスの配置状況
(防長交通(株)山口営業所)

令和6年4月1日現在

営 業 所 名	所在地	車 両 台 数	
		乗 合	貸 切
山口営業所 083-922-2555	山口	35	1

※特定は除く

〔その他〕

○ 過去の主な災害の状況

1. 気象災害(防災危機管理課)

(1)旧山口市

単位：復旧額＝千円
降雨量＝mm

発生時期			災害原因	降雨量		総数		内 記							
年	月	日		日	雨量	力所	復旧額	道	橋	梁	河	川	耕	地	その他
昭和38	5	9～12	豪雨	9	33	72	28,561	10			21	8,257	41	17,903	
				10	97										
				11	59										
				12	1										
39	6	24～27	"	24	36	223	119,600	27	4	5,392	127	68,863	62	33,297	3
				25	62										
				26	113										
				27	43										
40	6	19～20	"	18	19	98	53,145	15	1	986	74	38,599	8	7,953	
				19	117										
41	8	19	豪雨	19	88	210	77,904	23	5	2,588	112	49,866	70	18,956	
			干ばつ												
42	7	8～9	豪雨	8～9	130	71	24,473	8			40	16,237	23	6,708	
			干ばつ												
43	9	24～27	豪雨	24	44	9	5,188				6	1,559	3	3,629	
				25	104										
				26	29										
				27	9										
44	6～7	29～2	豪雨	29	83	118	82,344	24	3	18,987	52	38,072	39	16,711	
				30	2										
				1	96										
				2	2										

発生時期			災 害 原 因	降雨量		総 数		内 記									
年	月	日		日	雨量	力所	復旧額	道 路		橋 梁		河 川		耕 地		その他	
								力所	復旧額	力所	復旧額	力所	復旧額	力所	復旧額	力所	復旧額
45	8	14～15	9号台風	14	55	190	140,965	68	25,649			60	94,357	41	13,349	21	7,610
				15	129												
46	7	20～24	豪 雨	20～24	211	300	360,948	63	44,025	2	6,824	119	166,703	106	140,840	10	2,556
	8	4～6	19号台風	4～6	230												
47	7	10～14	集中豪雨	10～14	447	1,938	1,986,140	404	84,540	6	45,900	339	663,690	808	642,190	381	549,820
	5	7～8	豪 雨	7	30							36	59,772				
48				8	108	61	76,453	25	16,681								
	6	26		26	122												
49	7	6～7	8号台風	6	290												
				7	12												
			18号台風	15	25												
49	9	7～8		17	54												
				18	3												
				7	1												
				8	126												
50	6	17～25	豪 雨		276	239	302,159	61	46,790			64	159,816	113	94,850	1	703
	7	13～14		13	152												
51	9	7～13	17号台風	14	15												
					89	86	111,660	54	44,151			32	67,509				
	4	24～25	豪 雨	24	57												
				25	34												
52	4	27～28		27	100	118	140,537	56	54,780			26	67,968	36	17,789		
	6	9～10		28	19												
				9	1												
				10	99												
53	6	19～20	3号台風	19	1	92	81,648	25	18,852	1	1,368	29	34,474	28	6,963	9	19,991
				20	107												

発生時期			災害原因	降雨量		総数		内										記	
年	月	日		日	雨量	力所	復旧額	道	橋	河	川	耕	地	力所	復旧額	力所	復旧額	その他	復旧額
53	9	15～16	18号台風	15 16	43 0.5														
54	5	7～8	豪雨	7 8	96 7	189	278,405	62		94	190,724	20	5,991	13	13,079				
55	6～7	26～3		26～3	472														
55	6～7	30～1	豪雨	30 1	1 164	248	322,419	111		97	173,142	27	6,556	13	17,953				
56	6～7	25～7	豪雨	25～7	666	305	416,731	107		140	219,380	35	10,451	21	80,751				
57	7	11～26	豪雨	11～26	567	79	154,676	34		48	72,893	24	9,237	4	5,483				
58	7	15～17	豪雨	15 16 17	57 139 48	74	109,542	25		36	78,440	9	2,303	4	5,483				
59	8	21～22	10号台風	21～22	121 5	58	114,720	15		25	61,692	10	6,317	7	26,062				
60	6 7	21～30 2～6	豪雨	21～30 2～6	664 219	379	918,898	129		151	260,178	51	30,578	47	217,058				
61	6 7 9	14～17 14～16 8～10	豪雨	14 15 16 17 14 15 9 10	2 14 77 83 86 96 127 32	118	245,008	12		50	57,729	37	18,661	19	157,442				
62	7	14～16		14 15 16	60 12 15														

発生時期			災害原因	降雨量		総数	内 記									
年	月	日		日	雨量		力所	復旧額	道 路		橋 梁		河 川		耕 地	
62	7	17～20	台 風	17	20	137,716	63	137,716	8	16,168			31	63,752	8	3,589
				18	2											
				19	112											
				20	22											
63	6	23～24	豪 雨	23	62	43,806	31	43,806	6	10,604			13	17,574	7	2,941
				24	61											
平成	7	12～13	豪 雨	12～13	120	160,765	137	160,765	26	41,954			20	55,605	50	23,204
	8	13～14	22号台風	13～14	105											
元	9	18～19		18～19	89											
2	6	15～16	豪 雨	15	172	349,122	285	349,122	46	73,299	5	13,323	25	50,672	81	36,402
				16	63											
3	6	9～10	豪 雨	9～10	105	101,105	91	101,105	12	21,381			11	15,914	27	14,196
	7	4～5		4～5	132											
	9	27	19号台風	27	82	1,565,601	358	1,565,601	暴風による被害額(全域)							
11	9	24	18号台風	24	112	1,818,503	288	1,818,503	暴風・高潮による被害額(全域)							
13	6	19～24	豪 雨	19～24	319	47,217		47,217	6	9,913			7	16,898	7	10,128

(2)山口市(平成22年1月16日阿東町と合併後)

21	7	21	豪 雨	時間雨量:77 総雨量:277	全壊2戸、半壊9戸、床上浸水418戸、床下浸水1,561戸、断水(最大)35,377世帯等											
22	7	13	豪 雨	13 35	床下浸水9戸											
25	7	28	豪雨(旧山口) 豪雨(阿東)	時間雨量:143 総雨量:254.5 時間雨量:66 総雨量:324	半壊26戸、床上浸水99戸、床下浸水521戸 全壊10戸、半壊45戸、床上浸水45戸、床下浸水166戸											
27	8	25	15号台風	時間雨量:60 総雨量:149	半壊1戸											

30	6	30	豪 雨	時間雨量:66	床下浸水6戸	
	7	5	豪 雨	時間雨量:69 (7月6日)	一部損壊1戸、床下浸水1戸	
R1	8	28	豪 雨	時間雨量:50 (8月29日)	床下浸水1戸	
R2	9	6~7	10号台風	最大瞬間風速: 33.1m/s	半壊1戸	
R3	8	12~20	豪 雨	時間雨量:80 (8月20日)	床下浸水5戸	
R5	6	30	豪 雨	時間雨量:90 (7月1日)	死者1名、半壊84棟、一部損壊6棟、床上浸水120棟、床下浸水354棟	
	7	1		総雨量:322		

(3) 旧小郡町

発生時期		災害原因	気象概況	災害(被害)の概況
年	月 日			
S32	7月1日～5日	大雨	梅雨前線 雨量400mm (県西部、中部)	大雨により、八方原横土手が決壊し、仁保津沖では浸水の被害が多であった。
S35	7月7日～8日	豪雨	梅雨前線 雨量250mm (山間部)	豪雨のため、榎野川朝田地区の土手が決壊し、仁保津地区沖田が水没した。
S39	6月24日～27日	豪雨	梅雨前線 雨量300mm～350mm (県東部、西部)	豪雨で四十八瀬川の江良地区の堤防が決壊した。
S47	7月9日～13日	豪雨	梅雨前線 雨量447mm(山口) 日雨297mm(山口)	440mmを超える記録的な大雨により被害が続出した。被害状況は重傷者3名、軽傷者2名、全壊3棟、半壊18棟、被害総額約12億2193万円

(4) 旧秋穂町

発生時期		災害原因	気象概況	災害(被害)の概況
年	月 日			
H3	9月27日	台風19号	暴風被害	重傷者2名、軽傷者10名、住家の全壊9棟、半壊27棟、一部破損1,257棟
H11	9月24日	台風18号	高潮被害	住家の全壊9棟、半壊24棟、一部破損55棟、床上浸水249棟、床下浸水311棟
H16	9月7日	台風18号	暴風雨被害	住家の全壊2棟、半壊12棟、一部破損228棟

(5) 旧阿知須町

発生時期		災害原因	気象概況	災害(被害)の概況
年	月 日			
S17	8月27日	周防灘台風 (台風16号)		台風の直撃を受け、高潮浸水、家屋倒壊など被害を受けた。
S28	6月8日	豪雨		土路石川の橋の流出など、被害額350万円に達する。
S30	9月30日	ルイズ台風 (台風22号)		台風の直撃を受け、高潮浸水、床上浸水、家屋倒壊などの被害が発生。
S42	9月	干ばつ		大干ばつにより、消防車の出動、雨乞いを実施
S54	6月26日	豪雨	7日間で427mm	冠水100ha
H3	9月27日	台風19号	最大風速45m	塩害で農作物に被害。阿知須小学校講堂の半壊。
H11	9月24日	台風18号		台風の直撃を受け、高潮浸水、床上浸水、家屋倒壊など被害を受けた。
H16	9月7日	台風18号		高潮被害はかろうじて免れたが、風害を受けた。

(6) 旧徳地町

発生時期		災害原因	気象概況	災害(被害)の概況
年	月 日			
S30	9月30日	台風23号		家の全半壊9戸、非住家14棟、床下浸水20、道路の損壊12箇所、堤防損壊5箇所、橋流失1、山崩3箇所、冠水田50町などの被害あり。
S31	9月9日	台風12号	暴風雨	家屋全壊2戸、非住家全壊4棟、家屋半壊13戸、非住家半壊16棟に及ぶ。

発生時期		災害原因	気象概況	災害(被害)の概況
年	月 日			
S32	7月4日	大雨	洪水等	住家半壊、非住家流失1棟、床下浸水77戸、道路の破損10箇所、橋梁流失埋没1町1反余、冠水田16町歩、損害総額約300万円となる。
S35	7月8日	豪雨	300mmに及ぶ集中豪雨	家屋関係で流失2戸、全壊2戸、半壊10戸、床上浸水51戸、床下浸水856戸、土木関係で河川314箇所、道路180箇所、橋梁43箇所、農業関係で本田流失30町歩、冠水340町歩、土砂流失17町8反、溜池4ヶ所など、被害総額2億3千万円余。
S36	7月4日～5日	豪雨	洪水等	各所に浸水被害を出す。
S38	1月6日	豪雪 (38豪雪)	数十年以来の豪雪	死者2名、負傷者3名、住家の全壊48戸、半壊52戸など、被害総額1億3百余万円にのぼる大損害を受けた。なかでも公有財産串中体育館の倒潰が大きな被害であった。
S38	7月10日	豪雨	柚野地区への約300mm	床下浸水26戸、田の流失1町歩、道路12箇所、河川2箇所、橋梁1箇所など、被害総額4千万円余。
S39	6月27日～29日	豪雨	27日～29日連続雨量293mm	27日～29日の連続雨量293mmという大雨で町内全体に被害総額5千万円余の災害をもたらした。
S45	8月14日	台風9号	暴風雨	被害総額3千万円余。
S46	8月5日	台風19号	洪水等	住家全壊2戸、半壊7戸、非住家19棟半壊7棟、床上浸水6戸、床下浸水5戸など、被害総額8千5百万円
S47	7月9日～13日	豪雨	堀で連続雨量380mm、佐波川ダムで430mm、柚野で450mmを記録	重傷者3名、軽傷者2名、全壊14棟、半壊29棟、被害総額約21億1316万円
H1	7月12日	豪雨	梅雨前線による豪雨	慶福橋流失他被害総額8億2千百万円

(7) 旧阿東町

発生時期		災害原因	気象概況	災害(被害)の概況
年	月 日			
S37	1月下旬	豪雪		道路途絶により、嘉年地区孤立、全壊家屋4棟、山林被害等
S38	1月	豪雪 (38豪雪)	積雪量2～3m	全半壊8戸、山林被害等、被害総額約4億円
S38	7月11日	豪雨	短時間に300mm	重傷者1名、家屋や耕地の流出・埋没、道路・橋梁の決壊等
S41	8月19日	豪雨	時間雨量107mm、連続300mm	死者3名、全壊・半壊・床上浸水137戸、田畑の埋没・流出等、災害復旧に約10億円と3年の月日
S46	8月5日～6日	台風19号		重軽傷4名、浸水54戸、水田・山林被害等被害総額1億8千百万円
S47	7月9日～13日	豪雨	11日16時～24時206mm 総降水量472.5mm	全半壊5戸、一部破損45戸、浸水370戸、田畑の流出等被害総額8億2千百万円
H1	9月1日～2日	豪雨	篠生地区時間雨量63mm 24時間雨量152mm	地福・篠生地区河川氾濫、死者1名、全壊1戸、浸水15戸、水田の流出・埋没等被害総額9億円
H3	9月27日	台風19号	暴風等	重軽傷者4名、全壊1戸、半壊11戸、一部破損1,550戸りんご被害等、被害総額9億一千万円
H9	6月25日	地震	阿東町震源M6.1	生雲地区被害大、全壊1戸、半壊7戸、一部破損216戸、被害総額4億7千万円
H9	7月26日	台風9号	総雨量:徳佐地区251mm 篠生地区208mm	生雲地区大山、銅で床上、床下浸水発生、37世帯75人が避難、被害総額7億5千2百万円
H16	9月7日	台風18号		負傷者1名、全壊6棟、半壊42棟、一部破損494棟

2. 火 災 (消防本部)

年	区分	火 災 件 数				り災世帯人員			損 害 見 積 額 (千円)				死 傷 者 数			
		総 数	建 物	林 野	車 両	その他	世 帯		人 員	総 額	建 物	林 野	車 両	その他	死 者	傷 者
							半 損	全 損								
平成元		49	33	10	1	5	0	10	92	159,744	158,825	186	30	703	2	8
2		38	26	3	3	6	4	12	81	63,044	60,765	2,115	160	4	4	7
3		49	28	6	7	8	2	6	73	130,103	129,444	44	351	264	1	10
4		76	38	18	8	12	0	7	91	86,796	84,246	238	2,266	48	1	6
5		57	36	6	6	9	2	8	71	117,833	114,306	77	2,277	1,223	3	3
6		55	34	6	7	8	2	15	116	56,169	55,710	6	385	68	0	3
7		44	22	3	6	13	0	7	63	150,059	146,854	4	3,170	31	1	5
8		41	26	2	7	6	5	15	81	287,006	210,134	40	75,819	1,013	4	6
9		51	25	7	6	13	0	8	48	138,893	135,159	115	2,676	943	1	3
10		38	28	2	2	6	1	8	29	90,438	86,779	1	3,575	83	1	7
11		52	31	9	7	5	2	12	26	196,800	196,185	83	455	77	1	4
12		61	39	5	8	9	2	8	19	108,136	106,266	86	1,771	13	3	7
13		44	31	1	5	7	1	8	25	63,952	46,343	2	17,128	479	3	4
14		49	29	7	6	7	0	6	16	146,901	143,046	902	2,598	355	5	9
15		42	28	1	7	6	3	9	38	76,724	75,317	0	1,321	86	3	4
16		44	29	5	5	5	0	18	45	184,654	169,253	109	849	14,443	1	6
17		49	29	4	10	6	2	9	27	98,473	87,815	30	10,562	66	2	7
18		67	38	8	10	11	2	3	15	62,553	57,305	0	5,121	127	3	11
19		50	34	2	8	6	0	9	30	166,788	113,313	20	53,070	385	7	10
20		36	27	1	4	4	3	4	95	92,027	77,326	0	14,527	174	4	2
21		43	28	5	5	5	1	13	93	111,903	95,787	762	15,260	104	4	4
22		53	33	4	5	11	3	5	24	77,393	76,593	60	611	129	0	2
23		76	44	4	11	17	1	22	114	208,592	206,774	14	1,799	5	5	17
24		69	30	2	16	21	2	9	49	41,718	38,417	0	3,284	17	4	11
25		80	39	3	8	30	3	11	48	81,142	73,197	0	798	7,147	3	11
26		49	24	3	8	14	1	6	14	80,607	77,903	0	2,615	89	7	10
27		53	30	1	5	17	0	6	54	51,344	43,596	0	7,055	693	1	10
28		56	29	2	10	15	0	7	54	100,409	98,583	0	1,799	27	5	6
29		55	21	1	10	23	0	1	44	61,141	57,804	0	3,096	241	4	7
30		68	26	2	6	34	2	11	55	131,347	126,389	37	2,892	2,029	2	9
令和元		66	29	3	6	28	0	19	101	89,269	87,876	0	1,075	318	10	6
2		51	23	4	3	21	1	5	36	40,999	39,148	972	849	30	3	11
3		63	33	2	7	21	0	10	43	120,573	114,198	2	6,359	14	1	6
4		86	34	5	11	36	2	9	51	166,442	154,417	6	9,425	2,594	2	8
5		64	27	1	6	30	5	6	54	133,819	129,086	0	4,290	443	0	8

○山口市で震度が観測された地震（防災危機管理課）

令和6年4月1日現在

	年/月/日 時:分	震度	観測点	緯 度 度分	経 度 度分	深さ (km)	M	震央地名
1	2000/10/06 13:30	4 3 3 3 3 1	阿東徳佐 徳地堀 小郡下郷 秋穂東 周布 亀山町	35° 16.4'	133° 20.9'	9	7.3	島根県東部
2	2001/03/24 15:27	5強 5弱 4 4 4 4 4	阿東徳佐 小郡下郷 阿知須 徳地堀 亀山町 秋穂東 周布	34° 07.9'	132° 41.6'	46	6.7	安芸灘
3	2001/04/03 21:14	3 2 2 1 1 1 1	秋穂東 阿東徳佐 阿知須 徳地堀 亀山町 小郡下郷 周布	33° 47.6'	132° 1.0'	64	4.6	伊予灘
4	2002/10/13 19:06	3 2 2 1 1 1 1	秋穂東 小郡下郷 周布 阿知須 徳地堀 亀山町 阿東徳佐	33° 20.9'	132° 21.3'	43	4.9	豊後水道
5	2005/03/20 10:53	4 4 4 4 4 3 3 3 3	阿知須 亀山町 阿東徳佐 小郡下郷 周布 徳地堀 秋穂東 阿東生雲 秋穂二島	33° 44.3'	130° 10.5'	9	7.0	福岡県北西沖
6	2005/05/02 1:23	3 2 2 2 2 2 1 1 1	阿知須 亀山町 阿東徳佐 小郡下郷 秋穂東 周布 徳地堀 阿東生雲 秋穂二島	33° 40.2'	130° 19.2'	11	5.0	福岡県福岡地方
7	2006/6/12 5:01	3 3 3 3 2 2 2 2 2	徳地堀 阿東徳佐 小郡下郷 周布 阿知須 亀山町 秋穂東 阿東生雲 秋穂二島	33° 8.1'	131° 26.1'	145	6.2	大分県西部

	年/月/日 時:分	震度	観測点	緯 度 度分	経 度 度分	深さ (km)	M	震央地名
8	2006/7/11 3:09	3 2 2 2 2 1 1 1 1	秋穂二島 阿知須 亀山町 小郡下郷 周布 徳地堀 阿東徳佐 秋穂東 阿東生雲	34° 1.5'	131° 10.0'	16	4.0	山口県西部
9	2006/9/26 7:03	4 3 2 2 2 2 2 1	秋穂東 阿知須 徳地堀 亀山町 阿東徳佐 秋穂二島 周布 阿東生雲	33° 30.3'	131° 53.0'	70	5.3	伊予灘
10	2010/12/26 20:25	3 3 2 2 1 1	阿知須 小郡下郷 秋穂東 秋穂二島 亀山町 周布	34° 0.3'	131° 16.1'	13	3.9	山口県西部
11	2014/3/14 2:06	4 4 4 4 4 4 4 3 3	阿知須 小郡下郷 秋穂東 前町 亀山町 徳地堀 阿東徳佐 秋穂二島 阿東生雲	33° 41.5'	131° 53.4'	78	6.2	伊予灘
12	2015/7/13 2:52	3 3 3 2 2 2 2 2 2 2	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	32° 59.5'	131° 51.3'	58	5.7	大分県南部
13	2016/4/14 21:26	2 3 2 2 2 1 2 2 2	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	32° 44.5'	130° 48.5'	11	6.5	熊本県熊本地方
14	2016/4/16 1:25	3 4 4 3 3 3 4 3 3	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	32° 45.2'	130° 45.7'	12	7.3	熊本県熊本地方

	年/月/日 時:分	震度	観測点	緯 度 度分	経 度 度分	深さ (km)	M	震央地名
15	2016/4/16 1:45	3 4 4 3 3 3 4 3 3	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	32° 51.7'	130° 53.9'	11	5.9	熊本県熊本地方
16	2016/10/21 14:07	2 2 3 1 1 2 2 1 1	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	35° 22.8'	133° 51.3'	11	6.6	鳥取県中部
17	2018/4/9 1:32	2 3 3 2 2 2 3 2 2	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	35° 22.8'	133° 51.3'	12	6.1	島根県西部
18	2021/7/17 20:50	3 2 2 2 2 2 3 2 2	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	33° 38.3'	131° 51.3'	76	5.1	伊予灘
19	2022/1/22 1:08	3 3 3 2 2 2 3 2 2	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	32° 42.9'	132° 04.3'	45	6.6	日向灘
20	2022/4/23 7:46	3 2 1 2 2 2 1 2 3	秋穂東 阿知須 阿東徳佐 前町 秋穂二島 阿東生雲 小郡下郷 亀山町 徳地堀	34° 11.0'	131° 43.9'	11	4.2	山口県中部

*平成12年度以降で、震度3以上について記載（気象庁HPの「震度データベース検索」より）

○山口市の山口県市町総合事務組合災害基金への積立額(財政課)

令和6年4月1日現在 347,230千円

○災害救助法による生活必需物資の給(貸)与基準表(地域福祉課)

(令和6年度)

区分 世帯人員	夏 季 (4月～9月)		冬 季 (10月～3月)	
	全壊・全焼・流出	半壊・半焼・床上浸水	全壊・全焼・流出	半壊・半焼・床上浸水
1 人 世 帯	19,200 円	6,300 円	31,800 円	10,100 円
2 人 世 帯	24,600 円	8,400 円	41,100 円	13,200 円
3 人 世 帯	36,500 円	12,600 円	57,200 円	18,800 円
4 人 世 帯	43,600 円	15,400 円	66,900 円	22,300 円
5 人 世 帯	55,200 円	19,400 円	84,300 円	28,100 円
6人以上 1人を増すごとに加算	8,000 円	2,700 円	11,600 円	3,700 円

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表(地域福祉課)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実上、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は、1／3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全焼							
		流出	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊							
半焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		
床上浸水								冬	10,100
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班……使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2 病院又は診療所……国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者……協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分について1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外:慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143号に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の 金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

* この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○従事命令による実費弁償費(地域福祉課)

対 象 者	金 額
医 師 お よ び 歯 科 医 師	1人1日につき 17,400円以内
薬 剤 師	1人1日につき 11,900円以内
保健師、助産師および看護師	1人1日につき 11,400円以内
土木技術者および建築技術者	1人1日につき 17,200円以内
大工、左官およびとび職	1人1日につき 20,700円以内

○ 母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金 の 概 要 (子育て保健課)

令和6年4月1日現在

資金の種類	貸付対象及び資金内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
修学資金	母子家庭の母・父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のいない児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学・大学院・短大、 高等専門学校又は専修学校で修学 するために必要な経費 例-授業 料、教科書代、交通費等 (生活費 はふくまれない)	貸付限度額 高校、専修学校 (高等課程) - 私立を例示 (自 宅) 月額45,000円 (自宅外) 月額52,500円 専修学校 (専門課程) - 私立を例示 (自 宅) 月額89,000円 (自宅外) 月額126,500円 短大-私立を例示 (自 宅) 月額93,500円 (自宅外) 月額131,000円 大学-私立を例示 (自 宅) 月額108,500円 (自宅外) 月額146,000円 大学院 (修士課程) 月額132,000円 (博士課程) 月額183,000円 専修学校 (一般課程) 月額54,000円 (注) 対象児童が修学期間中に18歳に達 する日以後の最初の3月31日に達したこ とにより、児童扶養手当等の支給を受ける ことができなくなった場合、上記の額に児 童扶養手当等相当額を加算する。	修学期間中 当該学校を卒 業後6ヵ月	原則10年以内 専修学校 (一般 課程) 5年以内	無利子
就学支度	母子家庭の母・父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	入学又は修業施設へ入所するため に必要な経費 例-被服・履物等の購入費、入学 金等	小学校 64,300円 中学校 81,000円 以下はすべて私立自宅外の場合 高校・専修学校 (高等課程) ・高専 420,000円 大学・大学院・短大・高専 ・専修学校 (専門課程) 590,000円 修業施設 (高卒) - 自宅外 282,000円	当該学校卒業 後6ヵ月	原則10年以内 ※専修学校 (一 般課程) ・修業 施設は5年以内	無利子

資金の種類	貸付対象及び資金内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
修業資金	母子家庭の母・父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別－自動車免許の取得に必要な資金 (就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段が無い場合に限る)	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	原則10年以内 無利子
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別 自動車免許の取得に必要な資金 ※一括 知識技能の習得等のために各種学校や養成施設等に入学期間中5年を超えない範囲内に必要資金	月額 68,000円 (特別 460,000円) (一括 816,000円) ※一括 最大12月分相当額を初年度に貸付ける。	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	原則10年以内 保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)
就職支度	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するのに必要な経費 例－被服、履物等の購入費 ※特別－自動車の購入に必要な資金(自動車以外の通勤手段がない場合に限る)	105,000円 (特別 340,000円) (自動車購入のみの場合 230,000円)		1年	6年以内 保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)
医療介護	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童 寡婦	医療・介護を受けるために必要となる経費 例－医療保険の自己負担分、通院に要する交通費、医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にかかる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る。	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円 (特別 貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる場合)		6ヵ月	5年以内 保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	医療若しくは介護を受けている間、知識技能を習得している間、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満の母又は父の生活を安定・維持するのに必要な経費 ※母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満(生活安定期間)の者に限り、生活の安定を図る為に生活費を補給する費用として単独で貸し付けることができる。(生活安定貸付)	月額 108,000円 (知識技能習得期間中のみ141,000円) ※母・父・寡婦が生計中心者でない場合 月額 70,000円 ※生活安定期間中、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、生活安定貸付一般分の12月分相当額を限度に貸付することができる。(養育費貸付)	知識技能を習得する期間中5年以内 医療・介護を受けている期間中1年以内 母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年以内で259万2千円が限度	貸付期間満了後6ヵ月	技能習得 原則10年以内 医療介護 5年以内 7年未満の母又は父 8年以内 保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)

資金の種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	失業期間中の貸付 (離職し、就労の意思及び能力を 有するにもかかわらず職業に就く ことができない状況(失業)にあ るもの)	月額 105,000円 ※母・父が生計中心者でない場合 現に扶養する子のない寡婦の場合 現に扶養する子の生計を維持していない寡 婦の場合 月額 70,000円	離職に係る 日の翌日か ら1年を超 えない期間	貸付期間満了 後(貸付中に 失業者でなく なった場合、 その翌日か ら)6ヶ月	5年以内	保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)
		住宅を建設し、購入し、補修し、 保全し、改築し、又は増築するの に必要な資金	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合 (特別 2,000,000円)		6ヵ月	6年以内 特別 7年以内	
転宅		住宅を移転するために必要な経費	260,000円			3年以内	
結婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母・父子家庭の父が扶 養する児童又は寡婦が扶養する子 が婚姻するために必要な経費	320,000円		6ヵ月	5年以内	保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備 費・機械・材料等の購入費 ※事業の例ー飲食業・理美容業・ 販売小売り業等 母子・父子福祉団体については政 令で定める事業	3,470,000円 団体 5,220,000円		1年	7年以内	保証人有 (無利子) 保証人無 (年1.0%)
		現在営んでいる事業を継続するた めに必要な商品、材料の購入等運 転資金 ※事業の例ー飲食業・理美容業・ 販売小売り業等 母子・父子福祉団体については政 令で定める事業	1,740,000円 団体 1,740,000円		6ヵ月		

注) 償還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能。繰上償還もできる。
 違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その納付期限に償還しなかったときは、その翌日から納付した当日までの滞納日数を計算し、
 元利金につき年3%の違約金が徴収される。
 ※ 平成27年3月31日までの滞納日数分については、年10.75%の違約金率で計算し、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの滞納日数分については、
 年5%で計算する。

○ 生活福祉資金貸付制度(山口市社会福祉協議会)

低所得世帯、障がい者又は、高齢者世帯の自立更正のため必要な資金の貸付をする制度です。(他法・他制度の利用ができる人の属する世帯や、すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人は貸付対象となりません。)

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金とあります。災害に関する資金については、福祉資金の中に「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」という資金があり、山口県社会福祉協議会が示す要件に該当すれば、貸付が可能です。

●福祉資金

対象	貸付利子	連帯保証人	備考
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯で、災害を受けたことにより臨時に必要な経費が発生する世帯	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)	原則必要	官公署が発行する被災証明書、民生委員の調査意見書等が必要

応援協定

避難場所の利用に関する覚書

山口大学（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設および土地利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設および土地）

第 3 条 対象施設および土地の範囲は、別紙に掲げる範囲とする。

（避難場所の開設）

第 4 条 乙は、災害時において前条に掲げる施設を避難場所として開設する必要があるが生じた場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第 7 条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては学長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第 9 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 15 年 5 月 22 日

避難場所の利用に関する覚書

山口県立西京高等学校（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設および土地利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、山口県立西京高等学校の体育館とする。

（避難場所の開設）

第 4 条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第 7 条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第 9 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 15 年 5 月 22 日

避難場所の利用に関する覚書

山口学芸大学（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、山口学芸大学の体育館とする。

（避難場所の開設）

第 4 条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第 7 条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第 9 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 2 月 10 日

避難場所の利用に関する覚書

山口県立山口農業高等学校（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、山口県立山口農業高等学校の体育館・武道場とする。

（避難場所の開設）

第 4 条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第 7 条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第 9 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 2 月 10 日

避難場所の利用に関する覚書

山口県鴻城高等学校（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、山口県鴻城高等学校の体育館とする。

（避難場所の開設）

第 4 条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して開錠を要請することができる。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第 7 条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第 9 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 2 月 10 日

避難場所の利用に関する覚書

山口県立徳佐高等学校（以下「甲」という。）と阿東町（以下「乙」という。）は、次のとおり避難所としての施設及び土地利用並びに避難者に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、阿東町内において災害が発生した場合又は災害の発生する恐れのある場合（以下「被災者等」という。）における避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（避難所）

第2条 乙は、甲の管理する体育館を避難所として指定する。

（避難者）

第3条 災害時等における避難者は、周辺住民並びに帰宅困難となった学生及び教員とし、その支援については乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力する。

（避難場所の開設）

第4条 乙は、災害時等において避難所として開設する必要がある場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、乙が負担するものとする。

（避難所の終了）

第7条 乙は、避難所を閉設する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては阿東町市災害対策本部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

（発効）

第10条 この覚書は、阿東町立徳佐小学校の移転をもって発効する。

2 この覚書の効力は、山口県立山口高等学校徳佐分校においても同様とする。

3 本条第1項の規定に関わらず、覚書の発効以前に準備等の目的のため、乙が各種計画等に第2条で規定する施設を避難所として記載することを妨げないものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月18日

避難場所の利用に関する覚書

山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター（以下「甲」という。）と阿東町（以下「乙」という。）は、次のとおり避難所としての施設及び土地利用並びに避難者に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、阿東町内において災害が発生した場合又は災害の発生する恐れのある場合（以下「被災者等」という。）における避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（避難所）

第2条 乙は、甲の管理する体育館を避難所として指定する。

（避難者）

第3条 災害時等における避難者は、周辺住民並びに帰宅困難となった学生及び教員とし、その支援については乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力する。

（避難場所の開設）

第4条 乙は、災害時等において避難所として開設する必要がある場合、甲に対して開錠を要請することができる。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、乙が負担するものとする。

（避難所の終了）

第7条 乙は、避難所を閉設する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては所長、乙においては阿東町市災害対策本部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月18日

避難場所の利用に関する覚書

山口県立山口中央高等学校（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、山口県立山口中央高等学校のアリーナとする。

（避難場所の開設）

第 4 条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第 7 条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第 9 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 16 日

避難場所の利用に関する覚書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設および土地利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、公立大学法人山口県立大学の体育館とする。

（避難場所の開設）

第4条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して開設を要請することができる。

（避難場所の管理）

第5条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了）

第7条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては理事長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年12月10日

山口市と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立山口徳地青少年自然の家
との連携・協力に関する協定書

山口市（以下「市」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立山口徳地青少年自然の家（以下「自然の家」という。）は、これまで培ってきた信頼関係と連携及び協力の実績を基盤に、より一層、緊密かつ組織的な連携及び協力体制の充実を図り、自然の中での活動等を通じた教育研究、青少年の健全育成及び地域振興の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 市と自然の家は、次に掲げる事項について連携及び協力に努めるものとする。

- （1） 教育、文化、国際交流の振興及び発展に関すること。
- （2） 自然保護、環境整備に関すること。
- （3） 人材育成に関すること。
- （4） その他地域振興等に関し、市及び自然の家が必要と認めた事項に関すること。

2 前項各号に掲げる連携及び協力事項の内容については、右のとおりとする。

（協議）

第2条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、市及び自然の家がその都度協議して定める。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、市又は自然の家から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、市と自然の家が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年1月27日

山口市

山口市長 渡 辺 純 忠

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立山口徳地青少年自然の家

所長 小 林 真 一

(1) 教育、文化、国際交流の振興及び発展に関すること
① 徳地アドベンチャープログラム（以下、「TAP」という。）の活用 ア 小中学校への講師派遣（無料） イ 宿泊学習でのTAP利用（指導料半額免除） ウ 若手教職員のためのTAP研修会講師派遣（無料） ② 土曜授業及びコミュニティ・スクールへの協力 ③ 市主催の国際交流事業への協力 ④ その他

(2) 自然保護、環境整備に関すること
① 森林セラピー基地を活用し、自然保護と健康増進を組み合わせた事業の推進 ア 「森フェス」の共催実施（全面協力） イ 自然の家「活動プログラム」での活用 ② その他

(3) 人材育成に関すること
① TAPを活用した市職員研修（指導料免除） ② 教職員の短期施設研修（1週間程度）の受入れ ③ その他

(4) その他地域振興等に関し、市及び自然の家が必要と認めた事項に関すること
① 市の各種イベント等の情報発信 ② 徳地商工会と各イベントでの連携協力 ③ 災害時の避難所開設等による利用連携 ④ その他

指定避難所及び指定緊急避難場所の利用に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口刑務所（以下「乙」という。）は、次のとおり指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）としての施設及び土地利用に関する協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 乙が甲に対し行う施設及び土地の提供に関する協力は、山口刑務所の鍛錬場及び職員待機所とする。

（使用の申請）

第3条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設を使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する施設の提供に関して、刑務所の運営に支障がない範囲でこれに協力するものとする。

2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（要請に基づく措置等）

第4条 乙は、前条2項に基づく申請があり、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、当該使用を許可するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講ずるものとする。

4 使用許可施設への避難者誘導は、甲が行うものとする。

（開設の通知）

第5条 乙は、前第2条に基づき施設等を避難場所として開設する場合は、事前に甲に対し、その旨を文書又は口頭で要請するものとする。

(避難場所の管理)

第6条 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は避難場所を閉鎖する場合は、乙に報告するとともに対象施設を原状に復するものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては山口市災害対策本部長、乙においては山口刑務所所長とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年11月1日

甲 山口市
山口市長 渡辺 純 忠

乙 山口刑務所
所長 木 本 光 広

別紙様式1

平成 年 月 日

法務省所管国有財産部局長 山口刑務所長 殿

申請者 住所

㊞

国 有 財 産 使 用 許 可 申 請 書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 山口県山口市松美町5番6号(鍛錬場)
山口県山口市松美町5番25号(職員待機所)
- (2) 区分 土地(別添位置図のとおり)
- (3) 数量 山口刑務所鍛錬場等 516平方メートル
(鍛錬場 378平方メートル、職員待機所 138平方メートル)

2 使用しようとする理由

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

4 その他参考となるべき事項

別紙様式2

平成 年 月 日

殿

法務省所管国有財産部局長
山口刑務所長

国 有 財 産 使 用 許 可 書

貴市から依頼のありました地域住民等の避難場所及び防災関係機関の活動拠点等として、山口刑務所所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在 山口県山口市松美町5番6号(鍛錬場)
山口県山口市松美町5番25号(職員待機所)
- (2) 区分 土地(別添位置図のとおり)
- (3) 数量 山口刑務所鍛錬場等 516平方メートル
(鍛錬場 378平方メートル、職員待機所 138平方メートル)

2 使用内容

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用期間

平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

4 その他

- (1) 使用にあたっては、既設物を破損、損傷させないように注意して使用すること。
- (2) 避難場所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、山口市が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

避難場所の利用に関する覚書

山口県立防府高等学校（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設および土地利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、山口県立防府高等学校佐波分校の体育館とする。

（避難場所の開設）

第4条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に限らず必要と認める場合には自らの責任において解錠できるものとする。なお、この場合においては必ず甲に報告するものとする。

（避難場所の管理運営）

第5条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 管理運営に係る詳細について、別に細目書を定めることとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了及び原状回復）

第7条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては校長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年7月1日

甲 山口県立防府高等学校
校 長 河 村 隆

乙 山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

避難場所の利用に関する覚書

学校法人日下学園西円寺幼稚園（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり避難場所としての施設および土地利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、西円寺幼稚園の遊戯室及び保育室（3）、トイレ、手洗い場、シャワー室、給湯室とする。

（避難場所の開設）

第4条 乙は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に限らず必要と認める場合には自らの責任において解錠できるものとする。なお、この場合においては必ず甲に報告するものとする。

（避難場所の管理運営）

第5条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 管理運営に係る詳細について、別に細目書を定めることとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難場所の終了及び原状回復）

第7条 乙は甲の管理する施設を避難場所として終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては園長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 学校法人日下学園 西円寺幼稚園
園長 柳 スエ

乙 山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

株式会社 ダイナム（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山口市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が所有する施設の一部を災害応急対策の用途に利用することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 甲の施設及び災害応急対策の用途は次のとおりとする。

店舗名	ダイナム山口店	ダイナム山口小郡店	ダイナム山口阿知須店
所在地	下小鯖2573番地	小郡前田町4番4号	阿知須5891番地8
店舗責任者			
店舗構造	木造	木造	木造
主な用途	臨時ヘリポート （駐車場の一部を活用 別紙位置図のとおり）	—	自家用車による一時避難場所（駐車場の一部を活用）
	消防・自衛隊等の災害活動拠点（駐車場の一部を活用）		

2 乙は、災害時等に必要と認めた場合、前項に定める用途の協力を甲に要請（以下「協力要請」という。）することができる。

3 前2項の定めにかかわらず、甲は、災害時等における甲の顧客の安全確保等、甲の施設運営上必要な範囲において、災害応急対策の一部利用制限など必要な措置を実施することができる。

（協力要請の方法）

第4条 協力要請は、施設利用等要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第5条 甲は、乙から協力要請を受けた場合、甲の営業を優先したうえで、この協定書にしたがい可能な範囲で協力を努めるものとする。

2 甲は、乙からの協力要請を受諾するにあたり、甲の顧客対応等速やかに準備を整えたうえで、乙へ施設の利用開始可能日時を連絡するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 甲は、甲が所有する施設の増改築等により、当該施設の概要に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となった場合には乙に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく施設の利用料は無料とする。

2 乙による災害応急対策の利用において、甲が所有する施設や備品等を滅失又は毀損した場合には、乙が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第8条 乙が、甲の所有する施設を利用する期間は7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、乙は甲の承諾を得たうえで期間を延長することができる。

(利用の終了)

第9条 乙は、甲が所有する施設の利用を終了する際は、甲へその旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な運用を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、共有して連絡体制を確立するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 甲は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づき甲の施設を使用する乙、乙の職員、その他関係者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らして

はならない。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間協定を更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年12月16日

甲 東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム

代表取締役 保坂 明

乙 山口県山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長 伊藤 和貴

様式第 1 号（第 4 条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 様

施設利用等要請書

「災害時等での施設利用の協力に関する協定書」第 4 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
場所（対象施設）	
内容	・ 臨時ヘリポート ・ 災害活動拠点 ・ その他（ ）
備考	

※連絡先 所属：
担当：
電話：

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 様

施設利用等終了連絡書

「災害時等での施設利用の協力に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり施設利用等の終了を連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場所（対象施設）	
内容	・ 臨時ヘリポート ・ 災害活動拠点 ・ その他（ ）
備考	

※連絡先 所属：
担当：
電話：

様式第3号（第10条関係）

連絡担当者名簿

名称	株式会社ダイナム		
所在地	東京都荒川区西日暮里2-27-5		
代表者氏名	代表取締役		
担当部署	経営企画部	TEL	
	地域共生担当	FAX	
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先（業務時間外）			
ダイナム山口店			
第1順位者	ダイナム山口店 ストアマネジャー（ ）		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第2順位者	ダイナム山口店 店舗事務所		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第3順位者	地域共生担当：		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
ダイナム山口小郡店			
第1順位者	ダイナム山口小郡店 ストアマネジャー（ ）		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第2順位者	ダイナム山口小郡店 店舗事務所		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第3順位者	地域共生担当：		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
ダイナム山口阿知須店			
第1順位者	ダイナム山口阿知須店 ストアマネジャー（ ）		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第2順位者	ダイナム山口阿知須店 店舗事務所		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第3順位者	地域共生担当：		
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯

名称	山口市		
所在地	山口県山口市亀山町2番1号		
代表者氏名	山口市長 伊藤 和貴		
担当部署	総務部 防災危機管理課	TEL	083-934-2723
		FAX	083-934-2958
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先（業務時間外）			
第1順位者 防災危機管理課 防災危機管理担当			
TEL（業務時間外） — — 自宅・携帯			
第2順位者 防災危機管理課 防災危機管理担当			
TEL（業務時間外） — — 自宅・携帯			
第3順位者 防災危機管理課 防災危機管理担当			
TEL（業務時間外） — — 自宅・携帯			

災害時等における相互協力に関する協定

身体障害者療護施設なでしこ園（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、身体障害者療護施設なでしこ園内の防災拠点型地域交流スペースとする。

（協力要請）

第 4 条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合において、被災者等に対して次の各号に掲げる措置の必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有し若しくは管理する施設及び用地の避難場所としての提供。
- （2）炊き出しなどを中心とした食事の提供若しくは温泉入浴の提供。
- （3）その他甲が可能とするサービスの提供。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲若しくは乙から特に要請があった事項

2 前項に規定する措置については、特に高齢者、障害者等の災害弱者に対して優先若しくは十分配慮して講じるよう努めるものとする。

（協力の実施）

第 4 条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、この協定書の趣旨を尊重し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第 5 条 災害対応の際に要する経費については、原則として、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり発生した災害により経費が莫大なものとなるときは、甲乙が別途協議の上負担額を決定する。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては施設長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

(協議)

第 9 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 15 年 5 月 27 日

災害時等における相互協力に関する協定

社会福祉法人青藍会（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、ハートホーム南山口とする。

（協力要請）

第 4 条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合において、被災者等に対して次の各号に掲げる措置の必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有し若しくは管理する施設及び用地の避難場所としての提供。
- （2）炊き出しなどを中心とした食事の提供若しくは入浴の提供。
- （3）その他甲が可能とするサービスの提供。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲若しくは乙から特に要請があった事項。

2 前項に規定する措置については、特に高齢者、障害者等の災害弱者に対して優先若しくは十分配慮して講じるよう努めるものとする。

（協力の実施）

第 4 条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、この協定書の趣旨を尊重し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第 5 条 災害対応の際に要する経費については、原則として、甲の負担とする。ただし長期又は広範囲にわたり発生した災害により経費が莫大なものとなるときは、甲乙が別途協議の上負担額を決定する。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においてはハートホーム南山口施設長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

(協議)

第 9 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 15 年 6 月 23 日

災害時等における相互協力に関する協定

社会福祉法人ふしの学園（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象施設）

第 3 条 対象施設については、ふしの学園授産部内の地域交流スペース、デイサービス及び和室とする。

（協力要請）

第 4 条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合において、被災者等に対して次の各号に掲げる措置の必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有し若しくは管理する施設及び用地の避難場所としての提供。
- （2）炊き出しなどを中心とした食事の提供若しくは入浴の提供。
- （3）その他甲が可能とするサービスの提供。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲若しくは乙から特に要請があった事項

2 前項に規定する措置については、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者に対して優先若しくは十分配慮して講じるよう努めるものとする。

（協力の実施）

第 4 条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、この協定書の趣旨を尊重し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第 5 条 災害対応の際に要する経費については、原則として、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり発生した災害により経費が莫大なものとなるときは、甲乙が別途協議の上負担額を決定する。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては施設長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

(協議)

第 9 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 18 年 6 月 9 日

災害時における相互協力に関する協定

社会福祉法人山口市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、社会福祉センター「しらさぎ会館（3・4階）」とする。

（協力要請）

第4条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合に おいて、被災者等に対して次の各号に掲げる措置の必要が生じたときは、相互に協 力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し若しくは管理する施設及び用地の避難所としての提供。
- (2) その他甲が可能とするサービスの提供。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲若しくは乙から特に要請があった事項。

2 前項に規定する措置については、特に高齢者、障害者等の災害弱者に対して優先若しくは十分配慮して講じるよう努めるものとする。

（協力の実施）

第5条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、この協定書の趣旨を 尊重し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第6条 災害対応の際に要する経費については、原則として、甲の負担とする。ただ し、長期又は広範囲にわたり発生した災害により経費が莫大なものとなるときは、 甲乙が別途協議の上負担額を決定する。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて 情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては山口市社会福祉協議会長、乙においては山口市災害対策本部長とする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年5月29日

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

株式会社 ナフコ（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山口市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が所有する施設の一部を災害応急対策の用途に利用することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 甲の施設及び災害応急対策の用途は次のとおりとする。

店舗名	ホームプラザナフコ 阿知須店
所在地	山口市阿知須5870番8
店舗構造	耐火被覆鉄骨造ALC板張折板葺平屋建店舗
主な用途	自家用車による一時避難場所（駐車場の一部を活用）

2 乙は、災害時等に必要と認めた場合、前項に定める用途の協力を甲に要請（以下「協力要請」という。）することができる。

3 前2項の定めにかかわらず、甲は、災害時等における甲の顧客の安全確保等、甲の施設運営上必要な範囲において、災害応急対策の一部利用制限など必要な措置を実施することができる。

（協力要請の方法）

第4条 協力要請は、施設利用等要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第5条 甲は、乙から協力要請を受けた場合、甲の営業を優先したうえで、この協定書にしたがい可能な範囲で協力に努めるものとする。

- 2 甲は、乙からの協力要請を受諾するにあたり、甲の顧客対応等速やかに準備を整えたうえで、乙へ施設の利用開始可能日時を連絡するものとする。
- 3 乙は、甲の施設を利用する際は職員を配備するものとし、配備する職員名等は、施設利用等要請書（様式第1号）により通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 甲は、甲が所有する施設の増改築等により、当該施設の概要に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となった場合には乙に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく施設の利用料は無料とする。

- 2 乙による災害応急対策の利用において、甲が所有する施設や備品等を滅失又は毀損した場合には、乙が原状回復を行うものとする。

（利用期間）

第8条 乙が、甲の所有する施設を利用する期間は7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、乙は甲の承諾を得たうえで期間を延長することができる。

（利用の終了）

第9条 乙は、甲が所有する施設の利用を終了する際は、甲へその旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第10条 この協定の円滑かつ迅速な運用を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、共有して連絡体制を確立するものとする。

（事故等に係る責任）

第11条 甲は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づき甲の施設を使用する乙、乙の職員、その他関係者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間協定を更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年12月14日

甲 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社ナフコ

代表取締役社長 石田 卓巳

乙 山口県山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長 伊藤 和貴

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）とパナソニックインダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山口市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有する施設の一部を災害応急対策の用途に利用することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 乙の施設及び災害応急対策の用途は次のとおりとする。

施設名	パナソニックインダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 山口拠点
所在地	山口市朝田作田口1285番地
施設責任者	新海 淳 山口拠点長
施設構造	屋外駐車場 2,700 m ² 約114台
主な用途	自家用車による一時避難場所
	消防・自衛隊等の災害活動拠点（駐車場の一部を活用）

2 甲は、災害時等に必要と認めた場合、前項に定める用途の協力を乙に要請（以下「協力要請」という。）することができる。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、災害応急対策の一部利用制限など必要な措置を実施することができる。

（協力要請の方法）

第4条 協力要請は、施設利用等要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けた場合、乙の営業を優先したうえで、この協定書にしたがい可能な範囲で協力を努めるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受諾するにあたり、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえで、甲へ施設の利用開始可能日時を連絡するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙が所有する施設の増改築等により、当該施設の概要に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となった場合には甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく施設の利用料は無料とする。

2 甲による災害応急対策の利用において、乙が所有する施設や備品等を滅失又は毀損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。

（利用期間）

第8条 甲が、乙の所有する施設を利用する期間は7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで期間を延長することができる。

（利用の終了）

第9条 甲は、乙が所有する施設の利用を終了する際は、乙へその旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第10条 この協定の円滑かつ迅速な運用を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、共有して連絡体制を確立するものとする。

（事故等に係る責任）

第11条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づき乙の施設を使用する甲、甲の職員、その他関係者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間協定を更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年2月5日

甲 山口県山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長 伊藤 和貴

乙 大阪府門真市大字門真1006番地

パナソニックインダストリー株式会社

デバイスソリューション事業部

事業部長 西浦 泰郎

災害時等における施設利用の協力に関する取り決め

山口市（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）は「山口市と株式会社ファーストリテイリングとの包括連携に関する協定」第2条第3項に掲げる事項に基づき、同第2条第1項に関し、施設利用について次のとおり取り決める。

（趣旨）

第1条 この取り決めは、地震、風水害その他の災害等が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有する施設の一部を災害対策の用途に利用することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この取り決めにおいて「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 この取り決めの対象となる乙の施設は株式会社ファーストリテイリング本社（山口県山口市佐山10717番1号）敷地内の施設とし、災害応急対策の用途は次のとおりとする。

施設名	グラウンド	駐車場	体育館
施設構造	-	-	鉄骨造
主な用途	臨時ヘリポート及び自家用車による一時避難場所 （別紙位置図のとおり）	自家用車による一時避難場所（駐車場の一部を活用）	一時避難場所
消防・自衛隊等の災害活動拠点			

2 前項の施設のほか、さらに必要に応じ、次の施設についても対象とする。

施設名	宿泊棟	食堂
施設構造	2階建て 壁式鉄筋コンクリート造	2階建て 鉄筋コンクリート造
主な用途	一時避難場所（要配慮者や発熱者等に対する個室対応）	避難者への食事等の提供

- 3 甲は、災害時等に必要と認めた場合、前2項に定める用途の協力を乙に要請（以下「協力要請」という。）することができる。
- 4 前3項の定めに関わらず、乙は、災害時等における乙の従業員等の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、災害対策の一部利用制限など必要な措置を実施することができる。

（協力要請の方法）

- 第4条 協力要請は、施設利用等要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の協力要請を受けた場合、乙の業務を優先したうえで、この取り決めにしたがって、可能な範囲で協力を努めるものとする。
 - 3 乙は、甲からの協力要請を受諾するにあたり、速やかに準備を整えたうえで、甲へ施設の利用開始可能日時を連絡するものとする。

（避難場所の管理運営）

- 第5条 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 2 管理運営に係る詳細について、別に細目書を定めることとする。

（施設変更の報告）

- 第6条 乙は、乙が所有する施設の増改築等により、当該施設の概要に変更が生じた場合、又は、何らかの事情により施設の利用が不可能となった場合には甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 この取り決めに基づく施設の利用料は無料とする。ただし、避難場所の管理運営に係る経費は甲が負担するものとする。
- 2 甲による災害対策の利用において、乙が所有する施設や備品等を滅失又は毀損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。

（利用期間）

- 第8条 甲が、乙の所有する施設を利用する期間は7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで期間を延長することができる。

(利用の終了)

第9条 甲は、乙が所有する施設の利用を終了する際は、乙へその旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この取り決めの円滑かつ迅速な運用を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、共有して連絡体制を確立するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、この取り決めに基づき乙の施設を管理運営する甲、甲の職員、その他関係者及び施設使用者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲と乙は、この取り決めに基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この取り決めに定めのない事項及びこの取り決めに疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(取り決めの有効期間)

第14条 この取り決めは、取り決め締結の日から効力を有するものとし、「山口市と株式会社ファーストリテイリングとの包括的連携に関する協定」が解約されるまで、その効力を有するものとする。

令和6年3月28日

緊急時における生活物資確保に関する協定

山口市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）は、緊急時における市民生活安定のため、生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第 2 条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）その他の法令を遵守しなければならない。

（緊急時）

第 3 条 緊急時の認定は、甲乙協議の上甲が行う。

（生活物資の指定）

第 4 条 生活物資は、別表 1 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（情報交換）

第 5 条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、山口市内の各店舗状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

（緊急事体制）

第 6 条 緊急時に際し、生活物資の供給は、乙の事業所において行うことを基本とする。

2 甲が特に必要と認めた場合は、乙と協議して、甲の指定する場所に生活物資を届ける等を要請できるものとする。その場合の生活物資の取扱い、応援の実施に關しての必要な手続き等については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

3 乙の店舗のうち、別表 2 に掲げる店舗を重点店舗も指定して、乙は特別監視体制をとるものとする。

（生活物資の確保）

第 7 条 甲は、緊急時に際し、乙に対して生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達の伝達経路は、別表 3 のとおりとする。

（情報提供）

第 8 条 甲及び乙は、緊急時に際し、甲乙協力して、迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民及び報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第 9 条 乙は、K ネット共同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援

体制の整備に努めるものとする。

(緊急時の協議会の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、緊急時の協議会を設置するものとする。

2 定例協議会は、毎年1回、甲乙双方の関係者が出席し、情報交換、生活物資の確保、緊急時体制、支援体制の整備、別表の見直し等を協議するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年5月27日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

防 災 協 力 協 定 書

山口市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時及び平常時における防災活動の協力に関し、次のとおり協定を締結した。

（災害時の協力）

第 1 条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

（1）救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。

（2）避難場所として、市内各店（別表 1「市内店舗一覧」）駐車場の提供に関すること。

（3）臨時の防災資機材配備場所として、市内各店敷地の一部の提供に関すること。

（要請手続き）

第 2 条 前条に掲げる甲からの要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうちから、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表 2「災害時における救援物資一覧表」に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第 5 条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第 6 条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第 7 条 乙は、災害時における防災活動の円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業等の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙が、市内各店で共同実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては総務部長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年5月29日

別表 1 「市内店舗一覧」

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
ザ・ビック大内店	753-0211	山口市大内長野581	083-927-5600	083-927-8190
マックスバリュ吉敷店	753-0811	山口市吉敷字棚田2577番地	083-934-5010	083-934-5008
マックスバリュ小郡南店	754-0002	山口市小郡下郷3532	083-974-0020	083-974-0029
ザ・ビック小郡店	754-0002	山口市小郡下郷763番地2	083-937-8800	083-973-8090

別表 2 「災害時における救援物資一覧表」

種 類	物 資 名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	ちり紙、ティッシュ、ウェットティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙おむつ、歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、ライター（使い捨てライター等）、マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ロウソク
食糧	米、パン、各種野菜、卵、お茶、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、塩、調味料、マヨネーズ、粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、菓子類、ジュース、水

災害時における物資供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 山口市亀山町2番1号
山口市長 渡 辺 純 忠

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

災害時における物資の供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会山口支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外において発生した災害に係る救助のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあっせんを要請されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は甲から第1項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定した必要とする物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲乙調整のうえ決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時の直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。
2 甲は前項に基づき請求があったときは、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからもこの協定の解除について意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したこと証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3 月23日

甲 山口県山口市

山口市長 渡 辺 純 忠

乙 山口県LPガス協会山口支部

支部長 野 村 浩 司

災害時における物資の供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会吉敷支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外において発生した災害に係る救助のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあっせんを要請されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は甲から第1項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定した必要とする物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲乙調整のうえ決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時の直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。
2 甲は前項に基づき請求があったときは、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからもこの協定の解除について意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したこと証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3 月23日

甲 山口県山口市

山口市長 渡 辺 純 忠

乙 山口県LPガス協会吉敷支部

支部長 田 村 真

災害時における物資の供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会防府徳地支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外において発生した災害に係る救助のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあつせんを要請されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は甲から第1項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定した必要とする物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲乙調整のうえ決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時の直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。
2 甲は前項に基づき請求があったときは、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからもこの協定の解除について意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したこと証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3 月23日

甲 山口県山口市

山口市長 渡 辺 純 忠

乙 山口県LPガス協会防府徳地支部

支部長 南 野 澄 夫

災害時における物資の供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 「災害時における供給可能な物資の範囲（別表）」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の費用負担）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに文書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（代金の支払い）

第6条 乙は、前条の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は、乙に速やかに物資の代金を支払うものとする。

（担当者名簿の作成）

第7条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月17日

甲 山口市
山口市長 渡辺 純忠

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

年 月 日

災害救助物資供給要請書

株式会社ジュンテンドー 様

山口市長 印

「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 災害の状況

2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

年 月 日

災害救助物資供給完了報告書

山口市長

株式会社ジュンテンドー 印

「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、速やかに、調達した物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する完了報告書（様式第2号）により報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び甲があらかじめ定めた、災害時に供給を必要とする物資の種類や個数等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和元年１１月　１日

甲　　山口市
山口市長　渡辺　純忠

乙　　福岡県福岡市東区土井一丁目一番二十一号
株式会社グッデイ
代表取締役社長　柳瀬　隆志

別表（第４条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリールブルーシート
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、アルミマットバケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ 大人用オムツ、幼児用オムツ、生理用品 タープテント
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ 扇風機、スポットクーラー
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

株式会社グッデイ 御中

山口市長

災害時における物資の供給に関する要請書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第 5 条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

山口市長 様

株式会社グッデイ

災害時における物資の供給に関する完了報告書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第 6 条に基づき、次のとおり物資を納品しましたので報告します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と株式会社ミスターマックス・ホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、要請書をもとに物資の調達を行い、物資の供給をした場合は、速やかに、調達した物資名、数量、規格、納入場所等を記載し、同時に不足ある分は

追記し、災害時における物資の供給に関する完了報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び甲があらかじめ定めた、災害時に供給を必要とする物資の種類や個数等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 山口市
山口市長 渡辺 純忠 印

乙 株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野 能章 印

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、 ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、 衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、 デッキブラシ、雑巾、ガムテープ 簡易ライター、使い捨てカイロ 大人用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、生理用品
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ（時期によっては対応不可）、木炭、 扇風機
電気用品等	懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
食料品等	米穀、パン、缶詰、カップ麺、インスタント食品
トイレ関係等	緊急ミニトイレ
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に 指定する物資で乙が供給可能な物資

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 御中

山口市長

災害時における物資の供給に関する要請書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第 5 条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

山口市長 様

株式会社ミスターマックス・ホールディングス

災害時における物資の供給に関する完了報告書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第 6 条に基づき、次のとおり物資を納品しましたので報告します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考

山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書

山口市(以下「甲」という。)と株式会社キリンビバックス山口支店(以下「乙」という。)は、災害対応型自動販売機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市内の予定避難場所等に設置されている災害対応型自動販売機の運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(支援の内容)

第3条 災害の発生又は発生する恐れに伴い甲が災害対策本部を設置し、かつ市内に避難指示を発令し、災害対応型自動販売機を被災者に対し開放する必要があると判断した場合は、その旨を乙に速やかに要請し、乙の承諾の上で、当該自動販売機を無料開放するものとする。

2 無料開放の期間は、前項に定める無料開放開始の時から、災害対策本部が廃止されるまでとし、自動販売機内の在庫本数終了までとする。

(運用)

第4条 甲が乙から支援を受けることとなる災害対応型自動販売機については、別表1に定める。

2 乙は甲に、この協定の有効期間、当該自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。

3 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとする。

4 甲は、専用鍵を紛失、破損等することにより乙自動販売機内の商品が紛失等した場合、直ちに乙に通報するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとし、自動更新しないものとする。

(その他)

第6条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保持する。

令和4年4月1日

甲 山口県山口市亀山町2番1号
 山口市
 山口市長 伊 藤 和 貴

乙 山口県山口市小郡上郷流通センター901番地41
 株式会社麒麟ビバックス山口支店
 支店長 土 田 拓 司

山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害対応型自動販売機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市内の予定避難場所等に設置されている災害対応型自動販売機の運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、市内において震度5弱以上の地震又は同等以上の天災等が発生した場合をいう。

（支援の内容）

第3条 災害の発生又は発生する恐れに伴い甲が災害対策本部を設置し、かつ市内に避難勧告又は指示を発令し、災害対応型自動販売機を被災者に対し開放する必要があると判断した場合は、その旨を乙に速やかに要請し、乙の承諾の上で、当該自動販売機を無料開放するものとする。

2 無料開放の期間は、前項に定める無料開放開始の時から、災害対策本部が廃止されるまでとし、自動販売機内の在庫本数終了までとする。

（運用）

第4条 甲が乙から支援を受けることとなる災害対応型自動販売機については、別表1に定める。

2 乙は甲に、この協定の有効期間、当該自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。

3 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとする。

4 甲は、専用鍵を紛失、破損等することにより乙自動販売機内の商品が紛失等した場合、直ちに乙に通報するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和2年12月1日から令和5年10月31日までとし、自動更新しないものとする。

(その他)

第6条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保持する。

令和2年12月1日

甲

山口県山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長

渡 辺 純 忠

乙

東京都渋谷区本町3-47-10

株式会社伊藤園

代表取締役社長 本庄 大介

災害時における支援協力に関する協定書

セツカートン株式会社（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として乙が、災害対策本部を設置し、甲に対して要請を行ったときをもって発動する。ただし、災害の状況に応じ、山口市地域防災計画に基づく配備体制をとった時にも要請を行うことができるものとし、発動するものとする。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は次のとおりとし、甲は乙に対し、災害時等において甲の可能な範囲で供給をおこなうものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他甲の取扱製品

（物資供給の要請手続）

第4条 乙は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した協力要請書（別紙1）をもって、甲に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、乙の指定する場所に、甲において搬送するものとし、乙は指定場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとし、甲は搬送終了後、速やかに協力報告書（別紙2）により乙に報告するものとする。

- 2 乙は、甲が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の価格）

第6条 第4条に規定する要請により甲が供給した物資の価格は、災害時等の直前の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、第3条に規定する物資の種類及び価格について、年1回以上乙に報告するものとする。ただし、物資の種類及び価格について変動がない場合は電話による報告に代えることができる。

(経費の負担)

第7条 甲が乙の要請により支援に要した経費については、甲乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、物資の価格及び搬送料とし、それ以外の経費が発生する場合は、甲が乙に事前に確認を求めるものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、災害時等に関する法令を遵守するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、本協定の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、さらに1年間延長し、自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の運用に際し、窓口担当部署及び連絡先について甲乙互いに提示し、変更がある際には速やかに報告するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成23年12月1日

災害時における支援協力に関する協定書

株式会社 マダ（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として乙が、災害対策本部を設置し、甲に対して要請を行ったときをもって発動する。ただし、災害の状況に応じ、山口市地域防災計画に基づく配備体制をとった時にも要請を行うことができるものとし、発動するものとする。

（物資の種類）

第3条 物資は次のとおりとし、甲は乙に対し、災害時等において甲の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 飲料水（500ml入りペットボトル、初動最大50ケース/24本）

（物資供給の要請手続）

第4条 乙は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所等を明示した協力要請書（別紙1）をもって、甲に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、乙の指定する場所に、甲において搬送するものとし、乙は指定場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとし、甲は搬送終了後、速やかに協力報告書（別紙2）により乙に報告するものとする。

（物資の価格）

第6条 第4条に規定する要請により甲が供給した物資の価格は、災害時等の直前の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲が乙の要請により支援に要した経費については、甲乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、物資の価格及び搬送料とし、それ以外の経費が発生する場合は、甲が乙に事前に確認を求めるものとする。ただし、甲は、山口市山口総合支所以南の区域においては、搬送料を無料とするものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、災害時等に関する法令を遵守するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、本協定の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、さらに1年間延長し、自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の運用に際し、窓口担当部署及び連絡先について甲乙互いに提示し、変更がある場合には速やかに報告するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成25年2月1日

災害時における支援協力に関する協定書

株式会社 伊藤園（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として乙が、災害対策本部を設置し、甲に対して要請を行ったときをもって発動する。ただし、災害の状況に応じ、山口市地域防災計画に基づく配備体制をとった時にも要請を行うことができるものとし、発動するものとする。

（物資の種類）

第3条 物資は次のとおりとし、甲は乙に対し、災害時等において甲の営業拠点で保有する在庫飲料水から、可能な範囲で供給を行うものとする。

（1）飲料水

（物資供給の要請手続）

第4条 乙は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所等を明示した協力要請書（別紙1）をもって、甲に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、乙の指定する場所に、甲において搬送するものとし、乙は指定場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとし、甲は搬送終了後、速やかに協力報告書（別紙2）により乙に報告するものとする。

（物資の価格）

第6条 第4条に規定する要請により甲が供給した物資の価格は、災害時等の直前の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲が乙の要請により支援に要した経費については、甲乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、物資の価格及び搬送料とし、それ以外の経費が発生する場合は、甲が乙に事前に確認を求めるものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、災害時等に関する法令を遵守するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、本協定の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、さらに1年間延長し、自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の運用に際し、窓口担当部署及び連絡先について甲乙互いに提示し、変更がある場合には速やかに報告するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成26年3月10日

甲 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社 伊藤園
総務部長 川 本 正 人

乙 山口県山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

(別紙 1)

協 力 要 請 書

株式会社 伊藤園 御中

災害時における支援協力に関する協定書第 4 条の規定により、次のとおり供給を要請する。

救援物資			
	品 目	数 量	備 考 (配送先)
	飲料水		

平成 年 月 日

山口市災害対策本部

(別紙 2)

協 力 報 告 書

山口市災害対策本部 御中

災害時における支援協力に関する協定書第 5 条の規定により、次のとおり報告する。

救援物資			
	品 目	数 量	備 考 (配送先)
	飲料水		

平成 年 月 日

株式会社 伊藤園

災害時における物資供給に関する協定

山口市(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な物資(以下「物資」という。)の供給等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1)山口市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)山口市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)「供給要請対象物資一覧」(別表①)に掲げる物資
- (2)その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、要請書をもとに物資の調達を行い、物資の供給をした場合は、速やかに、調達した物資名、数量、規格、納入場所等を記載し、同時に不足ある分は追記し、災害時における物資の供給に関する完了報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(価格)

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(運搬および引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては山口市総務部防災危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 4年 12月 16日

甲 山口県山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長 伊藤 和貴 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

別表①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水(ペットボトル)、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ(大人用・子供用)、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）とパナソニック ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対してその保有する物資の供給について物資供給要請書（別記様式第1号）により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

（物資の供給等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲に物資を供給するものとする。

2 乙が甲に提供する物資の範囲は下記に掲げる物資とし、備蓄量について別記様式第2号のとおりとする。

- （1）乾電池（単一・単三・単四）
- （2）乾電池式モバイルバッテリー
- （3）LEDランタン

3 前項に掲げる物資について、一定の保存期間が過ぎ老朽化が認められる場合は、乙が物資の入れ替えを行うものとする。

（物資の保管場所）

第4条 物資の保管場所及び受け渡し場所（別記様式第3号）は乙が指定する場所とする。

（物資の受渡し及び運搬）

第5条 物資の受渡し場所は乙が指定する場所とし、受渡し場所から物資を被災

者に届けるまでの運搬については甲が行うものとする。

(費用の負担)

第6条 物資の供給に要する運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条第2項に掲げる物資は、乙が負担するものとする。

(受け渡し連絡先等)

第7条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先(別記様式第4号)を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(訓練の参加)

第8条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要な応じて参加するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月5日

(甲) 所在地	山口市亀山町2番1号
名称	山口市
代表者職氏名	山口市長 伊藤 和貴

(乙) 所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
名称	パナソニック ホールディングス株式会社
代表者職氏名	執行役員 三島 茂樹

山口市と山口県飲食業生活衛生同業組合山口市内3支部との包括連携に関する協定書

山口市(以下「甲」という。)と山口県飲食業生活衛生同業組合山口支部・湯田支部・小郡支部の山口市内3支部(以下「乙」という。)は、相互の連携強化を図ることで山口市の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が多方面にわたる連携に基づき、協働して取り組む事業(以下「連携事業」という。)を通じて、地域社会の発展や活性化、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(誠実対応義務)

第2条 前条の目的達成のため、甲及び乙は互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に連携事業を行うものとする。

(連携事業の内容)

第3条 連携事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲と乙とで協議の上、決定するものとする。

- (1)食を通じた地産地消の推進に関する事
- (2)食育による健康増進及び普及啓発に関する事
- (3)災害時における飲食等の支援に関する事
- (4)地域活性化及び魅力向上に関する事
- (5)その他本協定の目的を達成するために必要な事業に関する事

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する連携事業の内容の検討及び実施により知りえた相手方の機密情報を、相手に書面による事前の承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲と乙とで協議の上、合意した内容について、協定書を変更して行うものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することによりこの協定を解約できるものとする。

（協定外事項の協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（雑則）

第8条 業務の円滑な遂行のため、甲及び乙は連携事業の連絡調整に係る担当部署をそれぞれ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通保有する。

令和5年11月6日

甲 山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長

乙 山口市中市町1番10号山口商工会議所4階

山口県飲食業生活衛生同業組合山口支部

支部長

山口市今井町3番8号

山口県飲食業生活衛生同業組合湯田支部

支部長

代理 副支部長

山口市小郡令和3丁目1番5号寿司正内

山口県飲食業生活衛生同業組合小郡支部

支部長

災害時における物資供給に関する協定

山口市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第 6 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第 7 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第 10 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第 3 号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第 12 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第 13 条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。))又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 5 月 1 日

甲 山口県山口市亀山町 2 番 1 号
山口市
山口市長 伊藤 和貴

乙 東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号
大東建託株式会社
代表取締役社長 小林 克満

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	ゴムボート、救命胴衣、コードレス充電式投光器、投光器 レインコート、ビニール手袋、ゴム長靴
工具類	コードリール、ロープ
食料、飲料水	保存食、保存水（ペットボトル）
生活必需品	簡易トイレ、電池式モバイルバッテリー、マスク、 除菌消臭水の素、アルミブランケット、携帯電話用充電器

災害時等における物資の調達及び供給に関する取り決め

山口市（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）は「山口市と株式会社ファーストリテイリングとの包括連携に関する協定」第2条第3項に掲げる事項に基づき、同第2条第1項に関し、物資の調達及び供給について次のとおり取り決める。

（趣旨）

第1条 この取り決めは、地震、風水害その他の災害等が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この取り決めにおいて「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項の発動）

第3条 この取り決めに定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第4条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第6条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時等における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、そ

の後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第7条 乙は、要請書をもとに物資の調達及び供給を完了した場合は、速やかに、調達した物資名、数量、規格、納入場所等を記載し、同時に不足ある分は追記し、災害時等における物資の供給に関する完了報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（引き渡し等）

第8条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第9条 第7条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。

（費用の支払い）

第10条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第11条 この取り決めに基ついて業務に従事した者が、この取り決めに基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（情報交換）

第12条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び乙があらかじめ定めた、災害時等に供給を必要とする物資の種類や個数等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第13条 この取り決めに定めのない事項及びこの取り決めに疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この取り決めは、取り決め締結の日から効力を有するものとし、「山口市と株式会社ファーストリテイリングとの包括的連携に関する協定」が解約されるまで、その効力を有するものとする。

令和6年3月28日

別表（第5条関係）

災害時等における供給を要請する物資の範囲

大分類	主 な 品 種
生活必需品等	肌着・下着（男性用、女性用、子ども用、ベビー用） 靴下（男性用、女性用、子ども用、ベビー用） ルームウェア類（スウェットセット等）（男性用、女性用、子ども用） その他衣類（Tシャツ、ズボン等）（男性用、女性用、子ども用、ベビー用）

山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書

山口市(以下「甲」という。)&コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社(以下「乙」という。)&は、災害対応型自動販売機(以下「自動販売機」という。)&の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市内の指定避難所等に設置されている自動販売機の運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(支援の内容)

第3条 災害の発生又は発生する恐れに伴い、甲が災害対策本部を設置、かつ市内に避難情報を発令し、自動販売機を被災者に対し開放する必要があると判断した場合は、その旨を乙に速やかに要請し、乙の承諾の上で、自動販売機を無料開放するものとする。

2 無料開放の期間は、前項に定める無料開放開始の時から、災害対策本部が廃止されるまでとし、自動販売機内の在庫本数終了までとする。

(運用)

第4条 甲が乙から支援を受ける自動販売機については、別表1に定める。

2 乙は甲に、この協定の有効期間において、自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。

3 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとする。

4 甲は、専用鍵を紛失、破損等することにより自動販売機内の商品が紛失等した場合、直ちに乙に通報するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、自動更新しないものとする。

(その他)

第6条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保持する。

令和6年3月28日

甲 山口県山口市亀山町2番1号
 山口市
 山口市長 伊 藤 和 貴 印

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー
 コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
 代表取締役社長 カリン・ドラガン 印

別表1

災害対応型自動販売機

番号	設置施設名称	専用鍵管理者
1	山口市民会館(エントランスホール)	山口市民会館長
2	山口市民会館(大ホールロビー)	山口市民会館長

災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口グルメメーカーリング協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が災害対策本部を設置し、山口市内において災害が発生した場合や避難者等が発生した場合、または、甲が実施する防災訓練等（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の支援を図るための炊き出し等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時に乙が自主的に実施する生活支援等の活動を妨げるものではない。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請の方法）

第3条 協力要請は、協力要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、甲が開設した避難所、または甲が指定する場所にて炊き出し及び水タンクや発電機の使用協力などを行う。炊き出し等については、災害の状況等に応じて甲乙協議のうえ、品目を指定する。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合、乙の営業を優先したうえで、この協定書及び「大規模災害時における避難所運営マニュアル（避難所運営者用）」に従い可能な範囲で協力を努めるものとする。

3 乙は、炊き出し等の実施にあたり、特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

4 乙は、炊き出し等の実施にあたり、提供する食事を加熱する等衛生管理を徹底すること。

5 乙は、炊き出し等の実施にあたり、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している利用者に配慮した食事を提供するものとする。

(費用の負担)

第5条 第4条に規定する乙による協力に必要な費用は、原則甲が負担するものとする。

ただし、営利目的で飲食物を提供等した場合はこの限りではない。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。なお、甲が指定する場所までの移動に係る費用も含めるものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、炊き出し等を実施した結果を炊き出し等実績報告書(様式第2号)に記載し、甲に提出すること。

(費用の支払)

第7条 乙は、炊き出し等の協力後に費用を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求に基づき、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制等)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な運用を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、共有して連絡体制を確立するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間協定を更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年5月29日

甲 山口県山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長 伊藤 和貴

乙 山口県山口市後河原163番地

山口グルメメーカーリング協同組合

代表理事 田中 太一

様式第 1 号（第 3 条関係）

緊急・重要

年 月 日

山口グルメケータリング協同組合 様

山口市長

協力要請書

「災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

希望日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
内容	☐ 炊き出し ☐ その他（ ）		
実施場所	施設名		
	所在地		
	現地責任者名		
	現地電話番号	TEL：	
実施場所 避難者等人数	総数	うち高齢者数	うち幼児数
	人	人	人
災害対策本部	本部担当者名		
	本部電話番号	TEL：	
備考			

実施場所が複数にわたる場合は、この様式を複数提出すること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

山口市長 宛

住所：
団体名：
代表者：
担当者名：
連絡先：

炊き出し等実績報告書

「災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり炊き出し等の実績を報告します。

記

実施日	実施場所	実施者 連絡先	提供人数	実施内容 (品名) 単価 × 提供数 = 金額
年 月 日			人	
年 月 日			人	
年 月 日			人	
年 月 日			人	
年 月 日			人	
年 月 日			人	

欄が不足する場合は適宜追加すること。

様式第3号（第8条関係）

連絡担当者名簿

名称	山口グルメメーカーリング協同組合		
所在地	山口県山口市後河原163番地		
代表者氏名	代表理事		
担当部署		TEL	
		FAX	
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先（業務時間外）			
第1順位者			
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第2順位者			
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第3順位者 事務局			
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯

名称	山口市		
所在地	山口県山口市亀山町2番1号		
代表者氏名	山口市長		
担当部署		TEL	
		FAX	
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先（業務時間外）			
第1順位者			
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第2順位者			
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯
第3順位者			
	TEL（業務時間外）	—	— 自宅・携帯

災害発生時における山口市と山口市内郵便局の協力に関する協定

山口県山口市(以下「甲」という。)と山口市内郵便局(以下「乙」という。)は、山口市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、山口市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が把握した避難所開設に関する情報の相互提供
- (2) 甲又は乙が被災者の同意の上で作成した避難先に関する情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難先届又は転居届の配布・回収を含む。)
- (6) 乙の社員等による株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について事前に協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては山口市総務部防災危機管理課長、乙にあつては山口中央郵便局総務部長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 5月29日

甲 山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長

渡辺 純忠

乙 山口市金古曾町6番38号

山口市内郵便局代表

日本郵便株式会社

山口金古曾郵便局長

宮崎 秀樹

山口県内広域消防相互応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町等」という。)の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等(以下「受援市町等」という。)の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- (5) その他必要な事項。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等(以下「応援市町等」という。)の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあつては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県内広域消防相互応援協定書（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合

山口県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防衛が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県

中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、中国自動車道及び山陽自動車道における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、中国自動車道（付属施設を含む。）の下関インターチェンジから鹿野インターチェンジまでの間並びに山陽自動車道（付属施設を含む。）の山口ジャンクションから岩国インターチェンジまでの間及び下関ジャンクションから宇部ジャンクションまでの間（以下「協定区域」という。）において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市町等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

- (1) 火 災
- (2) 救急事故
- (3) 救助事故
- (4) その他の災害

2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。

- (1) 車両通行路（本線）及びその築堤部
- (2) インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ

（出動区分）

第2条 協定市町等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。

2 前項の規定により第1出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する協定市町等の長から応援要請があったものとみなして出動するものとする。

3 第1項の規定により第2出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市町等の長の要請により出動するものとする。

4 第2項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

（指揮）

第3条 協定市町等が前条第3項の規定により第2出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所を管轄する消防機関の長があたるものとする。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を行った協定市町等（以下「応援市町等」という。）の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合等により食料、燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市町等（以下「受援市町等」という。）の負担とする。

(2) 応援市町等の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）が、応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市町等がその災害を補償する。

(3) 応援市町等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市町等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害を賠償する。

（災害の調査報告書等）

第5条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。

2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。

3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義務協定市町等において行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市町等間で協議の上決定するものとする。

（協定書の保管）

第7条 この協定の証として、13通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発する。

2 中国自動車道及び山陽自動車における消防相互応援協定書（平成23年4月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市、岩国地区消防組合

出 動 区 分

	出 動 区 域	出 動 市 町 等	
		第 一 出 動	第 二 出 動
中国自動車道	下関ＩＣから 美祢西ＩＣまでの上り線 小月ＩＣから 下関ＩＣまでの下り線	下関市	下 関 市 美 祢 市 山 陽 小 野 田 市 宇 部 市 宇部・山陽小野田消防組合 山 口 市 防 府 市 周 南 市 光 市 光地区消防組合 岩 国 市 岩国地区消防組合
	美祢西ＩＣから 小郡ＩＣまでの上り線 美祢東ＪＣＴから 小月ＩＣまでの下り線	美祢市	
	小郡ＩＣから 鹿野ＩＣまでの上り線 徳地ＩＣから 美祢東ＪＣＴまでの下り線	山口市	
	鹿野ＩＣから 徳地ＩＣまでの下り線	周南市	
	山口ＪＣＴから 防府東ＩＣまでの上り線 山口南ＩＣから 山口ＪＣＴまでの下り線	山口市	
山陽自動車道	防府東ＩＣから 徳山西ＩＣまでの上り線 防府西ＩＣから 山口南ＩＣまでの下り線	防府市	
	徳山西ＩＣから 熊毛ＩＣまでの上り線 徳山東ＩＣから 防府西ＩＣまでの下り線	周南市	
	熊毛ＩＣから 玖珂ＩＣまでの上り線 熊毛ＩＣから 徳山東ＩＣまでの下り線	光地区消防組合	
	玖珂ＩＣから 岩国ＩＣまでの上り線 岩国ＩＣから 熊毛ＩＣまでの下り線	岩国地区消防組合	
	下関ＪＣＴのうち中国自動車道 上り線から 埴生ＩＣまでの上り線	下関市	
	埴生ＩＣから 宇部ＪＣＴまでの上り線 宇部ＪＣＴのうち県道山口宇部線 上り線から 下関ＪＣＴまでの下り線	宇部・山陽小野田 消防組合	
	宇部ＪＣＴのうち県道山口宇部線 下り線から 山陽自動車道下り線口まで	山口市	
	下関ＪＣＴのうち中国自動車道 下り線から 山陽自動車道上り線口まで	美祢市	

備考：美祢東ＪＣＴと美祢東料金所の間の路線（小郡萩道路）については、中国道下り線から美祢東料金所までの区域を山口市消防本部が管轄し、その他の区域については、美祢市消防本部が管轄する。

県道山口宇部線における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、宇部市、山口市及び宇部・山陽小野田消防組合（以下「協定市等」という。）の長は、県道山口宇部線における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県道山口宇部線（付属施設を含む。）の阿知須インターチェンジから宇部東インターチェンジまでの間（以下「協定区域」という。）において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

- （1） 火 災
- （2） 救急事故
- （3） 救助事故
- （4） その他の災害

2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。

- （1） 車両通行路（本線）及びその築堤部
- （2） インターチェンジ及び非常駐車帯

（出動区分）

第2条 協定市等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。

2 前項の規定により第1出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する協定市等の長から応援要請があったものとみなして出動するものとする。

3 第1項の規定により第2出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市等の長の要請により出動するものとする。

4 第2項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

5 災害を覚知したときに、消防機関が担当する協定区域の災害発生場所を特定できない場合は、それぞれの消防機関が出動するものとする。

（指揮）

第3条 協定市等が前条第3項の規定により第2出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所を管轄する消防機関の長があたるものとする。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

- （1） 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を行った協定市等（以下「応援市等」という。）の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合等により食料、燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市等（以下「受援市等」という。）の負担とする。
- （2） 応援市等の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）が、応援活

動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市等がその災害を補償する。

- (3) 応援市等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、受援市等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市等がその損害を賠償する。

(災害の調査報告書等)

第5条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。

2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。

3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義務協定市等において行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市等間で協議の上決定するものとする。

(協定書の保管)

第7条 この協定の証として、3通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年3月28日から施行する。
- 2 山口宇部有料道路における消防相互応援協定書（平成21年11月1日締結）は、この協定の発生の日をもって廃止する。

平成24年3月28日

宇 部 市

宇 部 市 長

久 保 田 后 子

山 口 市

山 口 市 長

渡 辺 純 忠

宇部・山陽小野田消防組合

管 理 者

久 保 田 后 子

別 表

出 動 区 分

平成24年4月1日以降

	出 動 区 域	出 動 市 等	
		第 一 出 動	第 二 出 動
県 道 山 口 宇 部 線	宇部東ICから 阿知須ICまでの上り線 宇部JCT出口から 宇部東ICまでの下り線 山陽自動車道上り線から つながる宇部JCT部分	宇部市、 宇部・山陽小野田 消防組合	山口市
	阿知須ICから 宇部JCTまでの下り線	山口市	宇部市、 宇部・山陽小野田 消防組合

平成24年3月28日から平成24年3月31日まで

	出 動 区 域	出 動 市	
		第 一 出 動	第 二 出 動
県 道 山 口 宇 部 線	宇部東ICから 阿知須ICまでの上り線 宇部JCT出口から 宇部東ICまでの下り線 山陽自動車道上り線から つながる宇部JCT部分	宇部市	山口市
	阿知須ICから 宇部JCTまでの下り線	山口市	宇部市

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び船艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童・生徒等の一時受入
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に必要があった事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第 4 号及び第 5 号に掲げる応援を要請する場合によっては、収容等の人数、被災児童・生徒等の学年等
- (4) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第 4 条 応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災会員市以外の会員市は、通信の途絶により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

2 応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第 6 条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 9 通を作成し、各会員市は記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 28 日

中国・四国地区都市防災連絡協議会 災害時相互応援協定実施細目

改正 平成25年3月11日

(趣旨)

第1条 この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援の実施等)

第3条 協定第4条による応援の実施にあたっては、災害等発生当初から円滑かつ迅速に行うため、被災市に対する支援を行う市を予め定めたカウンターパート制により行うものとする。

2 カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組み合わせのほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、カウンターパート制運用基準で定める。

3 カウンターパート制による支援の実施が円滑に行われるよう、必要に応じ訓練等を行うとともに、連絡体制や支援体制等について、必要な改善に努めるものとする。

4 カウンターパート制による支援の実施にあたっては、中国・四国9県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日施行）に基づく支援と連携を図り、効率的に行うものとする。

(応援職員等)

第4条 協定第4条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第2条第6号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額は、応援をした会員市（以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、

応援市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第5条 応援市は、協定第5条第2項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を經由して応援要請市の市長に行うものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(幹事市)

第6条 協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

3 前2項により難しい場合は、会員市が協議して定める。

(幹事市等の用務)

第7条 幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第6条に定める連絡責任者等の会員市への周知

- (2) 協定第7条の定めによる会員市が協議する必要があるが生じた場合における会議の開催又は文書による調整
 - (3) 応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知
 - (4) その他被災会員市から要請のあった用務
- 2 応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。
(資料の交換)
- 第8条 会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成8年8月7日

別表

順	都 市 名
1	広 島 市
2	徳 島 市
3	山 口 市
4	高 松 市
5	鳥 取 市
6	松 江 市
7	松 山 市
8	岡 山 市
9	高 知 市

順は、平成8年度を1とする。

附 則（平成25年3月11日）
この実施細目は、平成25年3月11日から施行する。

中国・四国地区都市防災連絡協議会 カウンターパート制運用基準

(趣旨)

第1条 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第3条第2項の規定に基づき、カウンターパート制による支援の実施に必要な事項を定める。

(支援を行う市の組合せ)

第2条 カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組合せを次のとおり定める。

組合せ	構成市		
グループ1	鳥取市	徳島市	
グループ2	岡山市	高松市	
グループ3	広島市	松山市	
グループ4	松江市	山口市	高知市

(支援を行う市の役割)

第3条 カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市（以下「支援担当市」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 連絡員を被災市に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- (2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- (3) 被災地ニーズ、支援状況等を第4条に定める調整市に報告

(調整市の設置)

第4条 被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地区と四国地区に調整市をそれぞれ設置する。調整市は、同協議会の幹事市、副幹事市等とし、輪番とする。
なお、調整市が被災した場合には、次順の都市がこれを代行するものとする。

- 2 調整市は相互に連携し、カウンターパート制による支援担当市からの被災市の被災状況や各市の支援状況等の情報集約を行い、会員市への情報伝達等を行うとともに、被災市に対する支援に係る包括的な調整（カウンターパート制による支援担当市のみでは対応が困難な場合などにおいて他の支援市の派遣調整など）を行う。

(災害情報の共有)

第5条 支援担当市と支援の相手方となる市（以下「支援対象市」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

- 2 前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループで別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 支援対象市に災害対策本部が設置されたとき
- (2) 支援対象市において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波・津波警報が発表されたとき
- (3) 支援対象市において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

(連絡員の派遣)

第6条 支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成市において別の定めをした場合はこの限りではない。

- (1) 前条の情報共有の過程において、支援対象市から支援担当市に対して支援要請の意向が示されたとき
 - (2) 支援担当市が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象市がその受け入れを了承したとき
 - (3) 通信の途絶等により、支援担当市が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象市に甚大な被害が推測されるとき
- 2 支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣したときは、支援担当市が所属する地区の調整市に対しその旨連絡するものとする。

附 則

この基準は、平成25年3月11日から施行する。

【参考】

調 整 市	中国地区	四国地区
平成 24 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 25 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 26 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 27 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 28 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 29 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 30 年度	鳥取市（正）松江市（副）	高松市（副）
平成 31 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 32 年度	岡山市（副）	松山市（正）
平成 33 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 34 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 35 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 36 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 37 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 38 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 39 年度	鳥取市（正）松江市（副）	松山市（副）
平成 40 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 41 年度	岡山市（副）	松山市（正）

雪舟サミット構成市災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、南海トラフ地震や集中豪雨等による大規模な災害時における防災対策、特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、雪舟サミット構成市（以下「市」という。）が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及び応急復旧活動に必要な車両及び船艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 災害発生後、通信の断絶等により被災市との連絡がとれない場合において、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、被災市からの応援要請を待たないで、自主的に必要な応援を実施することができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とし、その算定は、別紙応援経費の負担等基準による。

- 2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援の要請を受けた市において、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の確実かつ円滑な実施を図るため、各市はそれぞれ連絡責任者を定めることとし、災害が発生した場合には、速やかに連絡し、情報を共有するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項については、各市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、各構成市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月10日

構成市：岡山県総社市 島根県益田市 山口県山口市 岡山県井原市
広島県三原市 山口県防府市

山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。
なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

（自主応援）

- 第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。
- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

- 第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。
- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

- 第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（平時の活動）

- 第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。
- （1）情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
 - （2）県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
 - （3）その他必要な事項

（補則）

- 第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

災害時における相互応援に関する協定書

福島市と山口市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生した場合における災害応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量

- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支援するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1通を保有する。

平成25年 2月 7日

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と山口市長(以下「乙」という。)は、山口市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、山口市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、山口市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月16日

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町、 兵庫県姫路市、兵庫県南あわじ市、兵庫県播磨町、 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、岡山県玉野市、岡山県浅口市、 広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町、 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、 愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、 愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県中津市、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
 - (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
 - (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
 - (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
 - (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
 - (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
 - (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとする。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
- (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
- (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。

2 地域ブロック幹事の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
- (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。

3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。

4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。

2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。

3 応援会員は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ幹事を經由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量

- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
- (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
- (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、応援会員に対し別紙3応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、被災会員に対し別紙4応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、平成25年3月29日から施行する。

別表1

申し合わせ書第2条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国ブロック	大阪府貝塚市	兵庫県南あわじ市、和歌山県湯浅町、岡山県浅口市、広島県三原市、山口県防府市
四国・九州ブロック	大分県中津市	徳島県松茂町、香川県高松市、愛媛県新居浜市

別表2

申し合わせ書第10条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府 貝塚市 ※副幹事
兵庫県 南あわじ市
和歌山県 湯浅町
岡山県 浅口市
広島県 三原市
山口県 防府市
徳島県 松茂町
香川県 高松市 ※幹事
愛媛県 新居浜市
大分県 中津市

別紙1(第4条関係)

年 月 日

(応援とりまとめ幹事) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応 援 要 請 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

記

- 1 災害の状況及び要請理由
- 2 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- 3 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- 4 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- 5 その他、特に必要な事項
- 6 連絡先
(担当部課名)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

別紙2(第5条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)

文 書 番 号

年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援する協定市町長) 印

応 援 通 知 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援します。

記

- 1 物的応援(物資等の品目、数量)
- 2 人的応援(活動内容、派遣人数、期間)
- 3 被災傷者の受入(受入可能な医療機関、人数)
- 4 その他の応援(応援の内容及び期間)

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

別紙3(第6条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)

文 書 番 号

年 月 日

(応援した協定市町長) 様

(災害を受けた協定市町長) 印

応 援 物 資 等 受 領 書

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

別紙4(第7条関係)

(応援とりまとめ幹事経由)

文 書 番 号

年 月 日

(災害を受けた協定市町長) 様

(応援した協定市町長) 印

応 援 終 了 報 告 書

平成 年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項

1 物的応援

2 人的応援

3 被災傷者の受入

4 その他の応援

(担当部課名)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

災害時相互応援協定書

東大寺建立にかかわった市町村サミット実行委員会（以下「東大寺サミット実行委員会」という。）の構成市町（涌谷町、多賀城市、福井市、小浜市、鎌倉市、奈良市、岡山市、山口市、美祢市、防府市、宇佐市、太宰府市、以下「構成市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市町が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 構成市町は、この協定の定めるところにより、相互に応援協力を行うものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに被災した施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 被災市町は、応援を要請する必要があると判断した場合は、次の事項を明らかにし、構成市町に対し電話又はファクシミリ等により第6条に定める連絡担当部局を通じて連絡するとともに、後日速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) その他必要な事項

(応援のために派遣された職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の首長（又は災害対策本部長）の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第5条 応援に要した経費（輸送費を含む。）は、原則として要請した市町が負担するものとし、その額については、各市町が協議して定める。

(連絡担当部局)

第6条 構成市町は、あらかじめ応援協力のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

2 東大寺サミット実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、構成市町の連絡担当部局を調査するものとする。

3 事務局は、前項の調査により明らかになった連絡担当部局を、構成市町に通知するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、構成市町が協議して定める。

附 則

この協定は、令和6年 3月27日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書を12通作成し、各市町長が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 6年 3月27日

宮城県涌谷町長 遠藤 釈雄

宮城県多賀城市長 深谷 晃祐

福井県福井市長 西行 茂

福井県小浜市長 松崎 晃治

神奈川県鎌倉市長 松尾 崇

奈良県奈良市長 仲川 元庸

岡山県岡山市長 大森 雅夫

山口県山口市長 伊藤 和貴

山口県美祢市長 篠田 洋司

山口県防府市長 池田 豊

大分県宇佐市長 是永 修治

福岡県太宰府市長 楠田 大蔵

災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書

山口市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社山口ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり覚書を交換する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（連絡体制）

第2条 甲および乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜判断のうえ、対応可能な項目について、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知
（台風等災害発生前の広報を含む）
- （3）公民館等における掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所に避難している住民への周知
- （5）住民からの問い合わせへの対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の乙への情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応可能な項目について、協力するものとする。

- （1）土砂崩れおよび倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）停電復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- （4）停電復旧に必要な土地の貸与
- （5）停電復旧の支障となる、がれき、車両およびその他物件の優先撤去
- （6）停電復旧対応者の宿泊・休憩場所の提供

2. 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応可能な項目について、協力するものとする。

(1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与

(2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合または乙が必要と判断した場合は、乙は甲に災害対応要員を派遣するものとする。

派遣要員の職務は、停電状況および復旧状況等の甲への情報提供および第3条ならびに第4条第1項に定める甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害発生時の対応を円滑に行うため、相手方から、相手方が実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 本覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議し、これを変更するものとする。

(運用)

第8条 本覚書に定める取扱いの実施細目は、別紙のとおりとする。

(協議)

第9条 本覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、または本覚書に定めのない事項については、甲および乙が協議のうえ解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日までに甲乙いずれからも、この取扱いの変更や解除の申出がない限り、さらに1年間延長され、以降も同様とする。

令和2年4月1日付けで締結している確認書を本覚書に変更する。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年9月12日

甲 山口市亀山町2番1号
山口市長 伊藤 和貴

乙 山口市中央2丁目3番1号
中国電力ネットワーク株式会社
山口ネットワークセンター所長 岡村 卓郎

災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書の実施細目

(連絡体制の確立)

1. 甲が第2警戒体制、水防本部体制および非常体制に入った時点、または、乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡体制の解除)

- 2 甲が第2警戒体制、水防本部体制および非常体制のいずれもが解除された時点、または、乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲および乙は、相互連絡体制を解除する。

(連絡方法)

3. 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話、電子メールおよびファクシミリによるものとする。
なお、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

(連絡時期および連絡内容)

4. 乙は、停電発生時には、本覚書第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により、原則として毎正時および必要の都度、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

5. 甲および乙が本覚書に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙それぞれが負担するものとする。

(土地の貸与)

6. 本覚書第4条第1項第5号および同条第2項第1号に定める土地の貸与は無償とし、借主は、当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

(協力および連携)

7. 本覚書に定めた協力および連携の実施については、甲または乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。

以 上

ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定

三田工業株式会社（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおりヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時ヘリポート」という。）としての土地利用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合及び人命救助等のために必要がある場合に臨時ヘリポートとして利用することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（対象とする土地）

第 3 条 対象とする土地は、三田工業株式会社所有の三協ビルド株式会社グラウンド（山口市徳地船地 838 番地）とし、別紙に掲げる区域とする。

（臨時ヘリポートとしての利用）

第 4 条 乙は、災害時等において前条に掲げる土地を臨時ヘリポートとして利用する必要が生じた場合、甲に対して土地の利用を要請することができる。

2 甲は、乙に対し対象とする土地を臨時ヘリポートとして提供する。

（管理）

第 5 条 臨時ヘリポートとして利用する場合の管理は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙は、臨時ヘリポートの利用に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（臨時ヘリポートの終了）

第 7 条 乙は甲の管理する土地を臨時ヘリポートとしての利用を終了する際は、甲に報告するとともに土地を現状に復するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 23 年 3 月 22 日

臨時ヘリポート看板設置に関する覚書

三田工業株式会社（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時ヘリポート」という。）の所在を示す臨時ヘリポート看板の設置に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、山口市内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合及び人命救助等の際に臨時ヘリポートの利用が円滑に行えるよう臨時ヘリポート看板を設置することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象とする施設は、三田工業株式会社徳地工場（山口市徳地船路838番地）敷地内フェンスとする。

（看板設置及び管理）

第4条 乙は、前条に掲げる施設に臨時ヘリポート看板を設置し、乙の責任において適正な維持を行なうものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、臨時ヘリポート看板の設置に係る費用を負担するものとする。

2 甲は、第3条に掲げる施設の使用に係る費用は無償とするものとする。

3 前項の規定について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

（看板の撤去）

第6条 乙は臨時ヘリポート看板を撤去しようとする際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年12月27日

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成24年11月 1日

甲 山口県山口市亀山町2-1
山口市
山口市長 渡辺 純忠 印

乙 山口県山口市熊野町4-5
西日本電信電話株式会社
山口支店長 泉谷 正 印

海拔表示板の電柱への取付に関する覚書

西日本電信電話株式会社山口支店（以下「甲」という）と山口市（以下「乙」という）とは、乙が甲の所有する電柱への海拔表示板の取付について、次のとおり覚書を締結する。

（海拔表示板取付の対象設備）

第1条 乙が甲の所有する電柱へ海拔表示板を取付できる電柱は以下のとおりとする。

- （1）取付場所 山口県山口市内
- （2）取付電柱番号 （「別紙1のとおり」）

（海拔表示板の種類）

第2条 乙が電柱に取付する海拔表示板は巻付け型とする。

（海拔表示板の取付条件）

第3条 取付条件は、「海拔表示板の取付条件」別紙2のとおりとする。

（維持管理）

第4条 取付する海拔表示板の維持管理は乙が行うこととし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

- 2. 法令により行政等から海拔表示板の撤去を指示された場合は、乙が速やかに撤去することとし、この撤去に要する費用は乙が負担するものとする。
- 3. 甲が実施する電柱の移転、建替え等により海拔表示板の撤去、取り付け替え等を求めた場合は、乙が速やかに撤去、取り付け替えすることとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

（海拔表示板の取付に伴う使用料）

第5条 乙が海拔表示板を取付する電柱の使用料は無償とする。

（覚書の有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、覚書の締結日から平成25年3月31日とし、甲又は乙が覚書の解除の申し出が無い場合は、毎年自動的に有効期間を1年間延長するものとする。

（規定外事項）

第7条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたることとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有することとする。

平成25年2月8日

（甲）山口県山口市熊野町4-5
西日本電信電話株式会社
山口支店長 泉 谷 正

印

（乙）山口県山口市亀山町2番1号
山口市長 渡 辺 純 忠

印

災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口市し尿収集許可業者（以下「乙」という。）は、山口市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時においてし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じた便槽内のし尿等（浄化槽汚泥を除く。）であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（対象）

第3条 この協定において収集運搬の対象とするし尿は、原則として次の各号に該当するものとする。

（1）被災後、初回のくみ取りであること。

（2）災害により被害を受けた居住用の家屋に設置された便槽内のし尿であること。

2 甲は、災害の程度等特別な事情により特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらずし尿の収集運搬の対象とすることができるものとする。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める災害時におけるし尿の収集運搬に関する協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行うことにより発動するものとし、甲が乙に対して作業の終了を通知することにより解除するものとする。

（し尿の収集運搬の協力要請）

第5条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、し尿の収集運搬を行うものとする。

3 乙は、必要があるときは、相互に協力を行うものとする。

（要請手続）

第6条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

（1）実施場所

（2）その他必要な事項

（し尿の収集運搬の実施）

第7条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、要請業務に優先的に協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、し尿くみ取り確認票を添付のうえ、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) し尿のくみ取り世帯の住所、氏名
- (3) 作業年月日
- (4) くみ取り量及び料金
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 前条の規定により乙が実施したし尿の収集運搬にかかる費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿の収集運搬に係る適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲は、第5条に規定する協力要請が必要と認めた場合、乙に対して、速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、第5条に規定する協力要請を受けたときは、前項の情報に基づき、し尿の収集運搬に関し、作業体制の状況等について、甲に情報を提供するものとする。
- 3 乙は、この協定に基づくし尿の収集運搬が円滑に行われるよう、作業体制の状況等について、常時把握するように努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
- 5 乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第5条に規定する協力要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬により生じた損害の負担については、甲と乙で協議するものとする。

(災害補償)

第12条 この協定に基づき業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書9通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月4日

甲 山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

乙 山口市富田原町1番35号
株式会社山口公衆衛生協会
代表取締役 柴 田 裕 介

山口市惣太夫町9番24号
株式会社富士企業
代表取締役 藤 本 謹 也

山口市秋穂東6897番地
有限会社小郡衛生秋穂社
代表取締役 上 田 浩 行

山口市小郡下郷869番地2
株式会社小郡衛生公社
代表取締役 吉 富 久 悦

山口市佐山3691番地1
有限会社吉南衛生社
代表取締役 三 好 恵 彦

山口市阿知須9005番地の4
有限会社阿知須公益社
代表取締役 福 田 隆 弐

防府市大字新田375番地
防府環境設備株式会社
代表取締役 北 野 忠 志

防府市大字新田374番地
株式会社ホーエー
代表取締役 竹 本 将 典

災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、山口市民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士の業務）

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（被災者支援の要請）

第3条 甲は、災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第5条 甲並びに乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 行政書士の業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(協定の期間)

第8条 この協定は、協定の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年 3月19日

甲 山 口 市
山口市長 渡 辺 純 忠

乙 山口県行政書士会
会 長 杉 山 久 美 子

別記（第3条関係）

番 号
平成 年 月 日

災 害 時 支 援 要 請 書

山口県行政書士会会長 殿

山口市長



災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請をする。

記

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 電 話	職名 氏名 電話番号
電 話 ・ F A X 等 要 請 日 時	
要 請 内 容	平成 年 月 日（曜日） 時 分
場 所	
期 間	平成 年 月 日（曜日）から 平成 年 月 日（曜日）まで
備 考	

災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と 株式会社石垣 中国支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の緊急応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は甲の所管地域で災害が発生した場合の災害応急対策業務を円滑に遂行するために必要な事項を定め、所管地域での機能の確保及び復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は災害応急対策業務を実施する必要がある際には、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 甲は前項の規定により乙に要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等による口頭その他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに書面を提出するものとする。

（災害応急対策業務の実施）

第3条 乙は第2条に基づく協力要請があった場合、甲の所管地域に速やかに出動し、その機能の確保及び回復に努めるものとする。

- 2 乙は甲の指示に従い災害応急対策業務を実施する。
- 3 乙は処置後、遅滞なく作業時間及び作業内容を甲へ書面により報告するものとする。
- 4 乙は、甲が実施する業務において、乙が所有する資機材（水中ポンプ）をもって対応できうる業務について協力するものとする。

（協力要請体制）

第4条 乙はこの協定の締結後、協力要請を円滑に行うために緊急連絡体制表を甲へ書面により提出するものとする。

- 2 乙は前項に掲げる資料に著しい変更があったときは、遅滞なく甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う災害応急対策業務において発生した経費については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、

期間満了の日から1ヵ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

乙 広島市中区鉄砲町8番18号
株式会社石垣 中国支店
支店長 安 室 要 一

ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定

山口県山口南警察署（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおりヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時ヘリポート」という。）としての土地利用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山口市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び人命救助等のために必要がある場合に臨時ヘリポートとして利用することについて、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象とする土地）

第3条 対象とする土地は、山口県山口南警察署敷地（山口県山口市小郡下郷経塚3848番1）内とし、別紙に掲げる区域とする。

（臨時ヘリポートとしての利用）

第4条 乙は、災害時等において前条に掲げる土地を臨時ヘリポートとして利用する必要が生じた場合、甲に対して土地の利用を要請することができる。

2 甲は、乙に対し対象とする土地を臨時ヘリポートとして提供する。

3 乙は、臨時ヘリポートとして使用する場合、甲へ通報するものとする。

4 当該土地は、大規模災害発生時警察関係機関の集結地であるため、臨時ヘリポートとしての利用は、甲乙で協議する。

（管理）

第5条 臨時ヘリポートとして利用する場合の管理は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、臨時ヘリポートの利用に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(臨時ヘリポートの終了)

第7条 乙は甲の管理する土地を臨時ヘリポートとしての利用を終了する際は、甲に報告するとともに施設を現状に復するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年3月1日

甲 山口県山口市小郡下郷経塚3848番1
山口県山口南警察署
署 長 長 尾 安 文

乙 山口県山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

災害時におけるレンタル重機等の供給に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と株式会社キロク中部営業グループ山口営業所（以下「乙」という。）との間に、山口市内で発生した災害において、甲が行う消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口市内で甲が行う消防活動において、重機等が必要な場合に、甲の要請により、乙が保有する重機等を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害現場において迅速な消防活動を実施するため、乙に対し重機等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、次に掲げる事項について速やかに協力するよう努めるものとする。

- (1) 重機等の優先的な供給
- (2) 供給する重機等の搬送

（要請）

第3条 甲は、乙に対し重機等の供給を要請する場合は、次の事項を明らかにして重機等の供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害発生場所及び状況
- (2) 要請する重機等の種類
- (3) 重機等の引き渡し場所及び連絡責任者
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、特別な理由のない限りこれを受諾し、要請に従うものとする。

3 乙は、甲からの要請に応じることのできない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

（経費等）

第4条 重機等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、要請する直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（損害の負担）

第5条 この協定により供給された重機が破損した場合は、甲の負担により、その都度加入する全国市有物件災害共済会自動車損害共済又は乙の保証制度に基づき対応するものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、協力することにより知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また、協定を解除した後も同様とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、当該期間満了の日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定で定める事項について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定める。

以上を協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月12日

甲 山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長

渡 辺 純 忠

乙 山口市維新公園3-12-2

株式会社キロク中部営業グループ

山口営業所 所長

藤 井 篤 文

その他の締結先

株式会社アクティオ中国支店

コマツレンタル株式会社中国営業部

エスケイ・イシショウ株式会社山口営業所

太陽建機レンタル株式会社山口支店

光東株式会社

日本キャタピラー合同会社中国地区山口営業所

災害時における重機等による消防活動の協力に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と有限会社阿武組（以下「乙」という。）との間に、山口市内で発生した災害において、甲が行う消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口市内で災害が発生した場合に、甲の要請により、乙に属する人員、重機等を活用して協力を行う消防活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害現場において迅速な消防活動を実施するため、乙に対し次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 救助活動に支障となる障害物等の除去
- (2) 消火活動に支障となる焼き堆積物等の除去
- (3) 消火活動を円滑にするための外壁開口部等の設定
- (4) 危険要因となる物質の除去
- (5) その他乙の協力を必要とする消防活動

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに協力するよう努めるものとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして重機等による消防活動の協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害発生場所及び状況
- (2) 協力を要請する活動内容
- (3) 集結場所及び連絡責任者
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、特別な理由のない限りこれを受諾し、甲の現場最高指揮者の指示を受け、前条の協力に従うものとする。

3 乙は、甲からの要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、活動終了後速やかに重機等による消防活動終了報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（経費等）

第5条 乙の活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、協力を要請する直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(補償)

第6条 この協定に基づき協力に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、この限りでない。

(損害の負担)

第7条 この協定に基づき活用した重機の破損、重機に起因する損害及び第三者に被害が生じた場合は、甲の負担により、その都度加入する全国市有物件災害共済会自動車損害共済の規定に基づき対応する。

(秘密の保持)

第8条 乙は、協力することにより知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また、協定を解除した後も同様とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、当該期間満了の日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定で定める事項について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定める。

以上を協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月12日

甲 山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長

渡 辺 純 忠

乙 山口市阿東生雲中676番地2
有限会社阿武組
代表取締役

阿 武 賢 一

その他の締結先

株式会社武田組	株式会社雪矢重機
株式会社吉岡組	有限会社岸田組

災害時における消防活動用重機の搬送に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と株式会社キロク中部営業グループ山口営業所（以下「乙」という。）とは、甲が所有する消防活動用重機（以下「重機」という。）の搬送に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲の要請により、乙に属する人員及び重機搬送車（以下「搬送車」という。）を活用して甲が所有する重機の搬送について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害現場に重機を迅速に搬送するため、乙に対し重機搬送の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、優先的に搬送車を手配し、速やかに協力するものとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして重機搬送協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害発生場所及び状況
- (2) 搬送する重機の積載場所
- (3) 重機を搬入する場所
- (4) 連絡責任者
- (5) その他必要な事項

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、特別な理由のない限りこれを受諾し、甲の現場最高指揮者の指示を受け、前条の協力に従うものとする。

3 乙は、甲からの要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、活動終了後速やかに重機搬送終了報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（経費等）

第5条 乙の重機搬送に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、協力を要請する直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(補償)

第6条 この協定に基づき協力に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、協力することにより知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また、協定を解除した後も同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、当該期間満了の日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定で定める事項について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定める。

以上を協定締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長

渡 辺 純 忠

乙 山口市維新公園3-12-2
株式会社キロク中部営業グループ
山口営業所 所長

寺 田 大 介

その他の締結先 真幸重機有限会社 山本重機運送有限会社

一般廃棄物（可燃ごみ）処理に係る相互支援協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、山口市と萩・長門清掃一部事務組合（以下、「協定市」という。）の一般廃棄物処理（可燃ごみ処理に限る。以下、同じ。）に支障を来す事態の発生等に対し、総合的な支援等の応援体制を確保することにより、協定市の一般廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の内容）

第2条 この協定による相互支援の内容は、一般廃棄物（可燃ごみ）の焼却処理とする。

2 次の各号に掲げる場合において、相互支援を行うものとする。

- （1）協定市の一般廃棄物焼却処理施設（以下、「施設」という。）が、故障又は事故等により一般廃棄物処理に著しい支障を来す等の緊急事態に陥り、支援を必要とするとき。
- （2）協定市の施設が定期点検や改修、更新等により一時的な処理能力の低下を補うために、支援を必要とするとき。
- （3）災害等による急激なごみ量の増加により施設の処理能力を超えるため、支援を必要とするとき。
- （4）前各号のほか、一般廃棄物処理に支障を来す特別な事情があると、協定市双方が認めたとき。

（支援の要請）

第3条 前条の規定に基づき支援を必要とする協定市（以下、「支援要請市」という。）は、支援を要請する協定市に対し、文書により要請を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 支援要請市は、支援要請を受託する協定市（以下、「支援受託市」という。）に対し、支援内容に相当する費用の負担を行うものとする。

（平常の活動）

第5条 この協定に基づく相互支援が円滑に行われるよう、平常時から協定市は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(補則)

第6条 この協定に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協定市間で協議し決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定の有効期限は、締結日から1年間とし、期間満了前日までに、いずれの協定市からも改廃の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。ただし、期間中における改廃等は、その都度協定市間で協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市の長が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年7月17日

山口市長 渡 辺 純 忠

萩・長門清掃一部事務組合管理者 藤 道 健 二

その他の締結先

宇部市

防府市

災害に係る情報発信等に関する協定

山口市（以下「甲」という）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、山口市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が山口市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、山口市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、山口市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の山口市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、山口市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、山口市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、必要に応じて乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月15日

甲： 山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

乙： 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

災害時等における相互応援に関する協定書

山口市介護サービス提供事業者連絡協議会（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり相互応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山口市内において災害発生または災害が発生するおそれのある場合における支援体制を充実するため、甲及び乙の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（応援要請）

第3条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合において、対応に必要な応援を要請することができる。

2 乙は、高齢者など配慮を必要とする避難者の受入れや介助者となる人材の派遣など、必要な応援を甲の事務局を通じて要請し、甲は、対応について構成事業所と調整のうえ乙に回答する。

3 甲及び乙は、第1項及び第2項に掲げる協力の要請があった場合には、可能な限りその要請に応えられるよう努めるものとする。

（協定書細目）

第4条 この協定書の実効性を確保するため、別に災害時等相互応援協定書細目を定める。

（経費の負担）

第5条 災害対応の協力に要する経費については、関係法令等の範囲内で甲乙が別途協議のうえ、その都度調整する。

（協議会の設置）

第6条 甲及び乙は、甲乙双方の情報共有を目的として年1回定例協議会を開催し、災害対応に係る課題の解決を目的とした協議会を必要に応じて随時開催するものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年7月8日

甲 山口市介護サービス提供事業者連絡協議会

会 長 内 田 芳 明

乙 山口市

山口市長 渡 辺 純 忠

災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）は、山口市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合における被災現場等での支援活動について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙の会員（以下「会員」という。）が所有するドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）を使用して実施する支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第2条 支援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）災害発生現場の被災状況の把握
- （2）被災者の捜索
- （3）物資の運搬
- （4）その他甲が乙と協議の上、決定した事項

（要請）

第3条 甲が前条の規定により、乙に支援活動を要請する場合は、別記様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置等）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの支援活動の要請を受けたときは、直ちに当該要請を実施するための措置を行い、乙の会員を甲が指示する場所に派遣するものとする。

2 会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動を実施するものとする。

3 会員は支援活動の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次被害の防止に努めるものとする。

4 乙は支援活動が完了したときは、別記様式第2号により文書で遅滞なく甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 会員が支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(事故の報告)

第6条 乙は、支援活動に当たり事故があった時は、別記様式第3号により速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 支援活動の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

2 乙は、支援活動の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(損害補償)

第8条 乙の会員が実施する支援活動に従事した者、(以下「従事者」という。)が支援活動において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めにより帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定締結後、連絡先、連絡先責任者及び連絡担当者を定め、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙はこの協定の締結後、支援活動に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に書面により報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年3月1日

甲 山口市
山口市長 渡 辺 純 忠

乙 岩国市室の木町四丁目84番地1号
山口県産業ドローン協会
会長 藤 井 光 秀

災害時等における物資輸送等に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

第2条（用語の定義）

この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

第3条（協力の内容）

災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
 - （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
 - （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
 - （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
2. 甲は、災害時等において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
 - （2）乙の車両への燃料の優先供給
 - （3）罹災状況に係る情報の提供
 - （4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

第4条（協力要請の手続き）

前条の規定による協力の要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2. 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

第5条（事故等）

乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

第6条（報告）

乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

第7条（費用等の負担）

乙が第3条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2. 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

3. 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

第8条（連絡体制）

甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を連絡責任者名簿（様式第3号）をもって定めるものとする。

2. 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

第9条（情報交換）

甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

第10条（協定の解除）

甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第11条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間協定を更新し、以後も同様とする。

第12条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年 10月 27日

甲 山口県山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長 伊藤 和貴

乙 山口県山口市鑄銭司字鑄銭司
団地北447番地29
福山通運株式会社 山口支店
支店長 堀田 亜久里

電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定覚書

山口市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、山口日産自動車株式会社（以下「丙１」という。）及び日産プリンス山口販売株式会社（以下「丙２」といい、丙１と総称して以下「丙」という。）は、令和４年１０月３日に締結した「電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定」（以下「協定」という。）第２条第２項の規定に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第１章 電気自動車及び再生可能エネルギーの普及促進に関する事項

（電気自動車の普及促進）

第１条 甲は、山口市の脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減対策として市内の電気自動車普及に向けた諸施策を実施するものとする。

（再生可能エネルギーの普及促進）

第２条 甲、乙及び丙は、電気自動車の活用を通じた再生可能エネルギーの普及促進に努めるものとする。

（広報活動及びイベント等への協力）

第３条 乙及び丙は、協定第２条第１項に規定する連携事項に関連して、甲が主催するイベント等において、環境に対する意識の向上、電気自動車の普及啓発及び防災の広報活動を目的とした電気自動車の展示並びに電気自動車からの電力供給の実演等を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

２ 前項の協力内容は、イベント等の都度、甲、乙及び丙での協議により取り決める。

３ 甲、乙及び丙は、協定に係るプレスリリースその他外部への公表等を行うときは、あらかじめ本覚書の他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第４条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供するものとする。

第２章 災害時の支援に関する事項

（災害時の協力）

第５条 甲は電気自動車を非常用電源として活用できる体制を整え、地震（震度６弱以上）又は風水害等大規模災害（避難情報警戒レベル３以上）が発生し、若しくはその可能性があることによって、市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等において、電気自動車から電力を供給（以下「電力供給」という。）することについて、丙に協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

（協力の内容）

第６条 丙は、協力要請に基づき、次の各号について可能な範囲において協力するものとする。

（１）電気自動車の貸与

（２）電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用許諾

(協力の要請)

- 第7条 甲は、協力要請を行うときは、災害時における協力要請書（様式第1号。以下この項において「要請書」という。）を丙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により協力の要請を行い、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 丙は、甲の要請により協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」（様式第2号）を提出するものとする。

(電気自動車の貸与)

- 第8条 丙は、協力要請に応じるときは、丙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。
- 2 丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
- 3 丙の指定する場所から甲の電力供給場所への移動は、甲の責任において行うものとする。

(電気自動車の貸与期間)

- 第9条 電気自動車の貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて期間を延長できるものとし、その期間については、甲丙協議の上、決定するものとする。

(充電スタンドの使用許諾及び貸与期間)

- 第10条 丙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して丙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾するように努めるものとする。
- 2 前項の規定に基づく使用許諾期間は、原則として丙が甲に貸与した電気自動車（以下「貸与車両」という。）貸与車両の貸与期間とする。

(管理等)

- 第11条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲丙間での協議の上、決定するものとする。
- 2 甲は、充電スタンドを丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、貸与車両若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合には、直ちに丙に通知するものとし、その対応については、甲丙間での協議の上、決定するものとする。
- 4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両を滅失し、これにより丙に損害が生じたときは、丙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両が滅失したときは、その責任について甲丙間で協議の上、決定するものとする。

(事故時の対応)

- 第12条 甲は、貸与期間中に事故が発生し、自動車保険が適用される場合は、速やかに丙にその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。
- 3 当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

- 第13条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含

む) する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(返却)

第14条 甲は、貸与車両を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲丙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の負担)

第15条 本覚書に基づく貸与車両及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

第3章 環境教育に関する事項

(環境教育への協力)

第16条 乙又は丙は、甲の要請に応じ環境啓発活動に協力する。実施についての日程、内容等は甲、乙又は丙が別途協議の上、決定するものとする。

第4章 一般条項

(連絡調整)

第17条 本覚書及び本覚書に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ連絡調整者名簿(様式第3号)により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿をその他の当事者に対して送付するものとする。

(期間)

第18条 本覚書の有効期間は、協定に定める有効期間と同一とする。

2 前項の定めにかかわらず、当事者間の解約により終了した場合には、当該終了日をもって、本覚書も失効するものとする。

(譲渡制限)

第19条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、本覚書から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議等)

第20条 本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、必要に応じて意見交換、協議等を行うものとする。

2 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押

印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年10月3日

甲 山口県山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長
伊藤 和貴

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
常務執行役員
神田 昌明

丙1 山口県山口市大内千坊六丁目2番1号
山口日産自動車株式会社
代表取締役社長
末富 健作

丙2 山口県宇部市則貞六丁目8番30号
日産プリンス山口販売株式会社
代表取締役社長
渡辺 俊之

宛

山 口 市 長

災害時における協力要請書

標記について、電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定覚書第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電気自動車の貸与希望

	台数	備考（貸与を必要とする場所・期間等）
電気自動車	台	

5 充電スタンドの使用希望

	希望有無	備考（期間等）
充電スタンド		

6 担当者

所 属：

役職・氏名：

電 話 番 号：

FAX番号：

7 その他の要請及び連絡事項等

年 月 日

山 口 市 長 宛

所 在 地
名 称

責任者名
電話番号

災害時における支援活動報告書

貴市からの要請により支援活動を実施したので、電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定覚書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 支援活動の項目・内容等

2 期 間 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

3 担 当 者

所 属：

役職・氏名：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

4 備 考

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	山口市
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	山口日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産プリンス山口販売株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

※この名簿に記載の個人情報は、電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定覚書に必要な範囲内でのみ利用されます。

様式編

〔1－1〕

気象庁震度階級関連解説表〔気象庁〕

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらな小な物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合30%以上40%未満のもとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
	一部損壊	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラスが2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみを記入し、被害の区別は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物をいう。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。

被 害 区 分		認 定 基 準
そ の 他	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	堤 防 決 壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
	越 水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面に損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港 湾 ・ 漁 港	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。
	砂 防	砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖くずれを含む。)による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流	土石等が水と一緒に流出することにより、人命、人家及び公共的建物に被害があったものをいう。
	水 道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。
	清 掃 施 設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	鉄 道 不 通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	電 話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 所 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	り 災 者	り災世帯の構成員をいう。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設をいう。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道及び公団をいう。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。
	林 産 被 害	“ 例えは立木、苗木等の被害をいう。
	畜 産 被 害	“ 例えは家畜、畜舎等の被害をいう。
	水 産 被 害	“ 例えはのり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等をいう。
被 害 額		建物被害の概算額千円単位で総額を計上する。

注) 1 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

2 国への報告書中「災害中間年報及び災害年報」の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に係る被害額は、「査定済額」を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書とするものとする。

3 国への報告書中「公共施設被害市町村」とは、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に被害を受けた市町村とする。

[1-3]

情報収集総括表

月 日 時 分 現在			医 療 ・ 救 護	区 別	病 院	箇所
					救 護 所	箇所
火 災	総 件 数	件	道 路	収 容 者	重 傷	人
	活 動 中 の 件 数	件			中 等 傷 ・ 軽 傷	人
	未 着 手 の 件 数	件		総 数	箇所	
危 険 物 等	総 件 数	件	水 道	通 行 不 能 箇 所 数	箇所	
	活 動 中 の 件 数	件		一 部 不 能 箇 所 数	箇所	
	未 着 手 の 件 数	件		最 大 断 水 戸 数	戸	
救 助 ・ 救 急	総 件 数	件	電 力	現 在 断 水 戸 数	戸	
	活 動 中 の 件 数	件		最 大 停 電 戸 数	戸	
	未 着 手 の 件 数	件		現 在 停 電 戸 数	戸	
避 難 必 要 事 象	要 避 難 事 象 数	件	電 話	最 大 不 通 回 線 数	回線	
	要 避 難 者 数	人		現 在 不 通 回 線 数	回線	
避 難 場 所	開 設 場 所 数	箇所			臨 時 電 話 回 線 数	回線
	総 収 容 者 数	人				

〔1－4〕

情報収集整理表

No.1

項 目		消 防 対 策	危 険 物 対 策	救助・救急対策	医療・救護対策
1 発 信	所属 氏名				
2 受 信	所属 氏名				
	電話番号 無線番号				
3 報告日時	時刻	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
4 情報収集 地 域	地区名				
	氏名				
	名称 住宅地図 ページ				
5 被 害 状 況	・火災種別 ・建物・林野・車輛 ・その他 ・延焼状況 ・延焼危険あり ・延焼中 ・延焼危険なし ・発生状況 ・発生なし ・煙の立ち登りあり	・状況 ・石油類漏洩、流出 ・高圧ガス漏洩、流出 ・放射性物質露出、拡散 ・劇毒物漏洩、流出 ・その他危険物質	・傷病程度 ・重傷 (多数・少数) ・中等傷 (多数・少数) ・軽傷 (多数・少数) ・その他	・医療施設の損壊状況 ・全壊 ・半壊 ・一部損壊 ・その他	
6 借 地 状 況	・消火活動 ・未実施 (理由) ・実施中 ・実施完了	・警戒区域の設定 ・未実施 (理由) ・実施中 ・消防職員・警察官 ・その他 ・設定済	・救助・救急活動 ・未実施 (理由) ・実施中 ・消防・警察・自衛 隊・消防団・住民 ・実施済み	・患者収容 - 可・否 ・手術等 - 可・否 ・応急救護所の開設 ・未実施 ・実施中 ・開設済み ・医療救護班の派遣 ・未実施 ・実施中 ・開設済み	
7 今後の見通し等	・延焼拡大の 有・無	・火災発生危険性 有・無 ・爆発の危険性 有・無 ・拡大の危険性 有・無			
8 その他関連事項			・発生原因 ・津波 ・山(崖)崩れ ・火災 ・家屋倒壊 ・危険物 ・その他		
9 備 考					

情報収集整理表

No. 2

項 目		道 路 交 通 対 策	避 難 対 策	ライフライン施設対策	
1 発 信	所属 氏名				
2 受 信	所属 氏名				
	電話番号 無線番号				
3 報告日時	時刻	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
4 情報収集 地 域	地区名				
	氏名				
	名称				
	住宅地図 ページ				
5 被 害 状 況	・施設種別 ・道路 ・橋梁 ・その他 ・状況 ・損壊 ・陥没 ・浸水 ・崩土 ・障害物 ・洪滞 ・その他		・発生箇所 ・送水管 ・配水管 ・浄水施設 ・配水池 ・その他 ・状況 ・破損 ・断水 ・その他		
6 借 地 状 況	・応急復旧 ・未実施 (理由) ・実施中 ・実施済み ・交通規制 ・未実施 (理由) ・実施中 ・実施済み	・避難指示等 ・未実施 ・実施中 ・市長・消防長 ・警察官 ・実施済み	・応急復旧 ・未実施 (理由) ・実施中 ・実施済み ・代替措置 - 有 ・ 無		
7 今後の見通し等	・通行可否 ・通行不能 (車輛・徒歩) ・一部通行不能 (区間) ・通行可能 (車輛・徒歩)		・復旧見込み時刻	- 地域 - 時刻	
8 その他関連事項		・避難理由 ・津波 ・山(崖)崩れ ・火災 ・家屋倒壊 ・危険物 ・その他			
9 備 考					

[1-6-(1)]

火災情報収集表（消防担当部門用）

本 部 長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	消防担当部長	調整班(消防)		
受 信 時 間	____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分	情 報 の 流 れ					
		消 防 隊 → 中央消防署 中央消防署 東出張所 南消防署 阿東消防署 → 消防本部 → 災対本部					
発信者							
場 所	____ 山口市 _____ 名称 _____ 目標 _____ 側 約 _____ メートル						
程 度	____ 棟 (m ²)			延 焼 危 険	☐ 有 ☐ 無		
				延 焼 方 向	東 ・ 西 ・ 南 ・ 北		
活 動 状 況	☐ 包囲完了 ☐ 活動中 ☐ 未実施	消 防 隊	隊	事 業 所	人	要救助者	人
		消 防 団	隊	住 民	人	負 傷 者	人
要 請 内 容	人員 _____ 資機材 _____ _____ 隊 _____ 人 _____						
備 考							

〔1-6-(2)〕

危険物等災害情報収集表（消防担当部門用）

本部長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	消防担当部長	調整班(消防)		
受信時間	____月 ____日 ____時 ____分		消 防 隊 → 中央消防署 中央消防署 東出張所 南消防署 阿東消防署 → 消防本部 → 災対本部				
発信者							
場 所	山口市 _____ 名称 _____ 目標 _____ 側 約 _____メートル						
被災状況	物質区分	危険物・ガス・毒劇物 その他 ()	物質名				
	災害種別	漏洩・流出 その他 ()	危険性	火災・爆発・中毒 その他 ()			
被災程度							
活動状況	☐ 完了 ☐ 活動中 ☐ 未着手	消防隊	隊	事業所	人	要救助者	人
		消防団	隊	住民	人	負傷者	人
要請内容	人員 _____ 資機材 _____ _____ 隊 _____ 人 _____						
備考							

受信者 _____

〔1－6－(3)〕

救助・救急情報収集表（消防担当部門用）

本 部 長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	消防担当部長	調整班(消防)
受 信 時 間	____月 ____日 ____時 ____分		情 報 の 流 れ 消 防 隊 → 中央消防署 中央消防署 東出張所 南消防署 阿東消防署 → 消防本部 → 災対本部		
発信者					
場 所	山口市 _____ 名称 _____ 目標 _____ 側 約 _____メートル				
要 救 助 者 等	要 救 助 者	人	負 傷 者 等 内 訳	重 傷 _____人 死 者 _____人 中等傷 _____人 軽 傷 _____人	
	行方不明者	人			
被 災 程 度					
活 動 状 況	☐ 完了 ☐ 活動中 ☐ 未着手		隊 員	隊	
			人 員	人	
要 請 内 容	人員 _____ 資機材 _____ _____隊 _____人 _____				
備 考					

受信者 _____

〔1-6-(4)〕

道路・交通情報収集表（道路担当部門用）

本部長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	都市整備 対策部長	道路管理班
受信 時間	____月 ____日 ____時 ____分		情 報 の 流 れ		
			道路河川管理班 → 都市整備対策部 → 道路事務所 ↓ → 災対本部		
発信者					
場 所	山口市 _____ 名称 _____ 目標 _____ 側 約 _____ メートル				
通 行 状 況	☐ 通行不能 ☐ 緊急車通行可 ☐ 一部通行不可 ☐ 通行支障無し	理 由	☐ 道路損壊 ☐ 河川堤防決壊 ☐ 歩道橋損壊 ☐ 火災 ☐ 橋梁損壊 ☐ 通行規制 ☐ 崖崩れ ☐ その他()		
被 災 程 度					
活 動 状 況	☐ 完了 ☐ 活動中 ☐ 未着手	復旧の見通し _____	作 業 員	人	
			車 輦	台	
要 請 内 容	人員 _____ 人 資機材 _____				
被 災 状 況	道路損壊 _____ 箇所 歩道橋・橋梁損壊 _____ 箇所 崖崩れ _____ 箇所 その他 _____ 箇所 河川決壊 _____ 箇所 ()				
備 考					

受信者 _____

〔1-6-(5)〕

医療・救護情報収集表（保健担当部門用）

本部長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	健康福祉 対策部長	健康増進班	
受信 時間	____月 ____日 ____時 ____分		情報の流れ			
			職員 → 健康福祉対策部 → 山口健康福祉センター (保健環境部) ↓ 災対本部			
発信者						
場所	山口市 _____ 目標 _____ 病院・救護所名 _____					
収容可能人員	☐ 可 ☐否 _____科系 _____人 _____科系 _____人					
対応 状況	収容者 内訳	重傷	人	後方医療機関 搬送必要者	医師	人
		中等傷	人		処置完了者	看護師
		軽傷	人			
		死者	人		その他	人
要請 内容	人員 医師 _____人 看護婦 _____人 その他 _____人 機材等 _____ 医薬品 _____					
備考						

受信者 _____

〔1-6-(6)〕

水道情報収集表（水道担当部門用）

本 部 長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	上下水道対策部長	調整班(上下水道局)
受 信 時 間	____月 ____日 ____時 ____分		情 報 の 流 れ		
			職 員 → 水 道 部 → 災 対 本 部		
発信者					
場 所	山口市 _____ 名称 _____ 目標 _____ 側 約 _____ メートル				
被 災 状 況	☐ 施設 _____ ☐ 管路 送水管、配水管、給水管			理 由	
	程 度				
断 水 状 況	地 区 及 び 施設名		程	戸	
			度	人	
活 動 状 況	☐ 完了 ☐ 活動中 ☐ 未着手	復旧の見通し _____	作 業 員	人	
要 請 内 容	人員 _____ 資機材 _____ _____ 人 _____				
備 考					

受信者 _____

[1-6-(7)]

避難場所情報収集表（避難担当部門用）

本部長	副本部長	総務部長	本部事務局 (防災危機管理課)	地域振興対策部長 各総合支所対策部長	地域交流センター班 関係各班			
受信時間	____月 ____日 ____時 ____分		情報の流れ					
			職員 → 地域交流センター班 関係各班 → 地域生活対策部 各総合支所対策部 → 災対本部					
発信者								
場所	山口市 _____ 名称 _____			対応者	職員 _____人			
					医師 _____人			
					その他 _____人 ()			
収容可否	☐ 可 ☐ 否		被災状況					
収容状況	総収容者		計	人	男	人	女	人
	収容者地区・団体別	名 称（地区・学校等）			男	女	計	病人等要保護者数 男 _____人 女 _____人
	要請内容	人員 _____人 資機材 _____						
備考								

受信者

[1-6-(8)]

電力情報収集表

本部長		副本部長		総務部長		本部事務局(防災危機管理課)		月 日 時 分 現在		
								情報の流れ		
受信時間				発信者				中国電力NW → 災対本部		
地域名		被害状況					活動状況(戸数)			
		最大停電戸数	現在停電戸数	現在の停電地区名	重要施設数	発電電所施設	送電	一部送電	未送電	
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
計										
備考										

受信者_____

〔1-6-(9)〕

電話情報収集表

本部長		副本部長		総務部長		本部事務局(防災危機管理課)		月 日 時 分 現在	
								情報の流れ	
受信時間				発信者				NTT → 災対本部	
地域名	被害状況						活動状況(戸数)		
	最大の 不通回 線 数	現在の 不通回 線 数	現在の不通 電話交換所名	現在の輻輳 電話交換所名	輻輳状況	臨時電 話設置 数	完了	実施中	未着手
計									
備考	NTT西日本山口支店設備部災害対策室 083-934-3599								

受信者 _____

〔1-7-(1)〕

火災情報經過表（消防担当部門用）

番号	発生場所等	項目	經過内容							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	・	・
	名称	程 度	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	覚知時間 月 日 時 分	延 焼 方 向	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北
		活 動 状 況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	確認機関	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
		消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	確認時間 月 日 時 分	要 救 助 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		負 傷 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		要 請 内 容								
	対 応 措 置									
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	・	・
	名称	程 度	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	覚知時間 月 日 時 分	延 焼 方 向	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北
		活 動 状 況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	確認機関	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
		消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	確認時間 月 日 時 分	要 救 助 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		負 傷 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		要 請 内 容								
	対 応 措 置									
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	・	・
	名称	程 度	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	覚知時間 月 日 時 分	延 焼 方 向	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北
		活 動 状 況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	確認機関	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
		消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	確認時間 月 日 時 分	要 救 助 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		負 傷 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		要 請 内 容								
	対 応 措 置									
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	・	・
	名称	程 度	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	覚知時間 月 日 時 分	延 焼 方 向	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北	東 西 南 北
		活 動 状 況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	確認機関	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
		消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	確認時間 月 日 時 分	要 救 助 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		負 傷 者	人	人	人	人	人	人	人	人
		要 請 内 容								
	対 応 措 置									

注) 完:包囲完了、中:活動中、未:未着手

〔1-7-(2)〕

危険物等災害情報経過表（消防担当部門用）

番号	発生場所等	項目	経過内容					
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	名称	災害種別	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他
		危険性	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）
	覚知時間	活動	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	月 日 時 分	状況	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊
	特質区分	消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	危・ガ・毒・他	被災程度						
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	名称	災害種別	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他
		危険性	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）
	覚知時間	活動	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	月 日 時 分	状況	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊
	特質区分	消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	危・ガ・毒・他	被災程度						
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	名称	災害種別	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他
		危険性	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）
	覚知時間	活動	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	月 日 時 分	状況	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊
	特質区分	消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	危・ガ・毒・他	被災程度						
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	名称	災害種別	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他	漏・流・他
		危険性	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）	火・爆・中 他（ ）
	覚知時間	活動	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	月 日 時 分	状況	消防隊	隊	隊	隊	隊	隊
	特質区分	消防団	隊	隊	隊	隊	隊	隊
	危・ガ・毒・他	被災程度						
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							

注) 危:危険物、ガ:ガス、毒:毒劇物、他:その他 完:活動完了、中:活動中、未:未着手
 火:火災、爆:爆発、中:中毒、他:その他 漏:漏洩、流:流失、他:その他

〔1-7-(3)〕

救助・救急情報経過表（消防担当部門用）

番号	発 生 場 所 等	項 目	経 過 内 容					
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	名称	要救助者数	人	人	人	人	人	人
		行方不明者数	人	人	人	人	人	人
		負傷者等	重傷者	人	人	人	人	人
	覚知時間 月 日 時 分	中等傷者	人	人	人	人	人	人
		軽傷者	人	人	人	人	人	人
		死者	人	人	人	人	人	人
	確認機関	活動状況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
		隊	隊	隊	隊	隊	隊	
		人	人	人	人	人	人	
確認時間 月 日 時 分	要 請 内 容							
	対 応 措 置							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	名称	要救助者数	人	人	人	人	人	人
		行方不明者数	人	人	人	人	人	人
		覚知時間 月 日 時 分	負傷者等	重傷者	人	人	人	人
	中等傷者		人	人	人	人	人	人
	軽傷者		人	人	人	人	人	人
	確認機関	死者	人	人	人	人	人	人
		活動状況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
		隊	隊	隊	隊	隊	隊	
	確認時間 月 日 時 分	人	人	人	人	人	人	
要 請 内 容								
	対 応 措 置							
		山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・
名称		要救助者数	人	人	人	人	人	人
		行方不明者数	人	人	人	人	人	人
		覚知時間 月 日 時 分	負傷者等	重傷者	人	人	人	人
中等傷者			人	人	人	人	人	人
軽傷者			人	人	人	人	人	人
確認機関		死者	人	人	人	人	人	人
		活動状況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
		隊	隊	隊	隊	隊	隊	
確認時間 月 日 時 分		人	人	人	人	人	人	
	要 請 内 容							
	対 応 措 置							
		山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・
名称		要救助者数	人	人	人	人	人	人
		行方不明者数	人	人	人	人	人	人
		覚知時間 月 日 時 分	負傷者等	重傷者	人	人	人	人
中等傷者			人	人	人	人	人	人
軽傷者			人	人	人	人	人	人
確認機関		死者	人	人	人	人	人	人
		活動状況	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
		隊	隊	隊	隊	隊	隊	
確認時間 月 日 時 分		人	人	人	人	人	人	
	要 請 内 容							
	対 応 措 置							

注）完：活動完了、中：活動中、未：未着手

[1-7-(4)]

道路・交通情報經過表（道路担当部門用）

番号	発 生 場 所 等	項 目	経 過 内 容				
	□主要道 □公道 □その他	月・日・時・分	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	山口市	通 行 状 況	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無
	路線名	対 応	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	覚知時間	見 通 し					
	月 日 時 分	状 況	作 業 員	人	人	人	人
	被害種別	車 輦	台	台	台	台	台
	□道路損壊 □崖崩れ □通行規制	要 請 内 容					
	□歩道橋損壊 □堤防決壊 □火災						
	□橋梁損壊 □その他()						
	確認機関	対 応 措 置					
確認時間							
月 日 時 分							
	□主要道 □公道 □その他	月・日・時・分	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	山口市	通 行 状 況	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無
	路線名	対 応	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	覚知時間	見 通 し					
	月 日 時 分	状 況	作 業 員	人	人	人	人
	被害種別	車 輦	台	台	台	台	台
	□道路損壊 □崖崩れ □通行規制	要 請 内 容					
	□歩道橋損壊 □堤防決壊 □火災						
	□橋梁損壊 □その他()						
	確認機関	対 応 措 置					
確認時間							
月 日 時 分							
	□主要道 □公道 □その他	月・日・時・分	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	山口市	通 行 状 況	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無
	路線名	対 応	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	覚知時間	見 通 し					
	月 日 時 分	状 況	作 業 員	人	人	人	人
	被害種別	車 輦	台	台	台	台	台
	□道路損壊 □崖崩れ □通行規制	要 請 内 容					
	□歩道橋損壊 □堤防決壊 □火災						
	□橋梁損壊 □その他()						
	確認機関	対 応 措 置					
確認時間							
月 日 時 分							
	□主要道 □公道 □その他	月・日・時・分	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	山口市	通 行 状 況	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無	不能・緊車 一部・支無
	路線名	対 応	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	覚知時間	見 通 し					
	月 日 時 分	状 況	作 業 員	人	人	人	人
	被害種別	車 輦	台	台	台	台	台
	□道路損壊 □崖崩れ □通行規制	要 請 内 容					
	□歩道橋損壊 □堤防決壊 □火災						
	□橋梁損壊 □その他()						
	確認機関	対 応 措 置					
確認時間							
月 日 時 分							

注) 不能:通行不能、緊車:緊急車通行可、一部:一部通行不能、支無:支障無し、完:完了、中:活動中、未:未着手

〔1-7-(5)〕

医療・救護情報経過表（保健担当部門用）

番号	発生場所等	項目	経過内容						
	種別 □病院 □救護所	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	
	山口市 名称	収容可能人員	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	
			人	人	人	人	人	人	
		負傷者等	重傷	人	人	人	人	人	人
			中等傷	人	人	人	人	人	人
			軽傷	人	人	人	人	人	人
	死者		人	人	人	人	人	人	
	搬送必要者								
	確認機関	要請内容							
	確認時間 月 日 時 分	対応措置							
	種別 □病院 □救護所	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	
	山口市 名称	収容可能人員	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	
			人	人	人	人	人	人	
		負傷者等	重傷	人	人	人	人	人	人
			中等傷	人	人	人	人	人	人
			軽傷	人	人	人	人	人	人
	死者		人	人	人	人	人	人	
	搬送必要者								
	確認機関	要請内容							
	確認時間 月 日 時 分	対応措置							
	種別 □病院 □救護所	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	
	山口市 名称	収容可能人員	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	
			人	人	人	人	人	人	
		負傷者等	重傷	人	人	人	人	人	人
			中等傷	人	人	人	人	人	人
			軽傷	人	人	人	人	人	人
	死者		人	人	人	人	人	人	
	搬送必要者								
	確認機関	要請内容							
	確認時間 月 日 時 分	対応措置							
	種別 □病院 □救護所	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・	
	山口市 名称	収容可能人員	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	可・否	
			人	人	人	人	人	人	
		負傷者等	重傷	人	人	人	人	人	人
			中等傷	人	人	人	人	人	人
			軽傷	人	人	人	人	人	人
	死者		人	人	人	人	人	人	
	搬送必要者								
	確認機関	要請内容							
	確認時間 月 日 時 分	対応措置							

注) 可:今後の収容が可能、否:今後の収容が不可能
搬送必要者:緊急に後方医療機関に搬送する必要がある者

〔1-7-(6)〕

水道施設被害状況経過表（水道担当部門用）

番号	発生場所等	項目	経過内容					
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	断水	戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	状況	人口	人	人	人	人	人	人
	被災施設	断水地域						
	施設							
	管路		完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	□送水管 □配水管	活動	見通し					
	□給水管	状況	作業員	人	人	人	人	人
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	断水	戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	状況	人口	人	人	人	人	人	人
	被災施設	断水地域						
	施設							
	管路		完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	□送水管 □配水管	活動	見通し					
	□給水管	状況	作業員	人	人	人	人	人
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	断水	戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	状況	人口	人	人	人	人	人	人
	被災施設	断水地域						
	施設							
	管路		完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	□送水管 □配水管	活動	見通し					
	□給水管	状況	作業員	人	人	人	人	人
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
	断水	戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	状況	人口	人	人	人	人	人	人
	被災施設	断水地域						
	施設							
	管路		完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未	完・中・未
	□送水管 □配水管	活動	見通し					
	□給水管	状況	作業員	人	人	人	人	人
	確認機関	要請内容						
	確認時間	対応措置						
	月 日 時 分							

注）完：完了、中：活動中、未：未着手

〔1-7-(7)〕

避難場所情報経過表（避難担当部門用）

番号	発生場所等	項目	経過内容					
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
		収容可否	可	否	可	否	可	否
	名称	対職員	人	人	人	人	人	人
		対医師	人	人	人	人	人	人
		対その他	人	人	人	人	人	人
	開設時間 月 日 時 分	収容人員	人	人	人	人	人	人
		病人等要保護者	人	人	人	人	人	人
		要請内容						
		対応措置						
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
		収容可否	可	否	可	否	可	否
	名称	対職員	人	人	人	人	人	人
		対医師	人	人	人	人	人	人
		対その他	人	人	人	人	人	人
	開設時間 月 日 時 分	収容人員	人	人	人	人	人	人
		病人等要保護者	人	人	人	人	人	人
		要請内容						
		対応措置						
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
		収容可否	可	否	可	否	可	否
	名称	対職員	人	人	人	人	人	人
		対医師	人	人	人	人	人	人
		対その他	人	人	人	人	人	人
	開設時間 月 日 時 分	収容人員	人	人	人	人	人	人
		病人等要保護者	人	人	人	人	人	人
		要請内容						
		対応措置						
	山口市	月・日・時・分	・	・	・	・	・	・
		収容可否	可	否	可	否	可	否
	名称	対職員	人	人	人	人	人	人
		対医師	人	人	人	人	人	人
		対その他	人	人	人	人	人	人
	開設時間 月 日 時 分	収容人員	人	人	人	人	人	人
		病人等要保護者	人	人	人	人	人	人
		要請内容						
		対応措置						

〔1-8-(1)〕

火災情報集計表（消防担当部門用）

____月 ____日 ____時 ____分 現在

地 域 名	総火災 件 数	被 災 程 度		活 動 中 の 件 数	未 着 手 の 件 数	包 囲 ・ 完 了 し た 件 数	出 場 隊 数 (手 持 ち 隊 数)			備 考
		棟 数	面 積				ポンプ車	救 急 車	そ の 他	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
地域			m ²				()	()	()	
計			m ²				()	()	()	

〔1－8－(2)〕

危険物等災害情報集計表（消防担当部門用）

____月 ____日 ____時 ____分 現在

地 域 名	総 件 数	物 質 区 分	活動状況(件)			出場隊数(手持ち隊数)			備考
			活動中	未着手	活動完了	ポンプ車	救急車	その他	
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
地域		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							
計		危険物				()	()	()	
		ガ ス							
		毒劇物							
		その他							

[1-8-(3)]

救助・救急情報集計表（消防担当部門用）

____月 ____日 ____時 ____分 現在

地 域 名	総 件 数	人の被害状況(人)				完了 件数	活動 中件 数	未着 手件 数	出 場 隊 数 (手持ち隊数)	備 考
		要求 助者	行方 不明 者	要救 急処 置者	死者					
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
地域									隊()	
計									隊()	

〔1-8-(4)〕

道路・交通情報集計表（道路担当部門用）

____月____日____時____分 現在

地 域 名	総件数	完 了	活動中	手 配	通 行 状 況（箇 所）					備 考
		件 数	件 数	件 数	路線別	通 行 不 能	緊急車 通行可	一部通 行不能	通 行 支障無	
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
地域					主要道					
					公 道					
					その他					
計					主要道					
					公 道					
					その他					

[1-8-(5)]

医療・救護情報集計表（保健担当部門用）

____月 ____日 ____時 ____分 現在

地 域 名	開設数(箇所)		収容可能 人 員 (人)	収 容 者 (人)					死 者 (人)	備 考
	病 院	救 護 所		収 容 人 員	重 傷	中 等	軽 傷	搬 送 必 要		
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
計										

注) 搬送必要:左記の者の内後方医療機関等に搬送必要な者

〔1－8－(6)〕

水道情報集計表（水道担当部門用）

____月 ____日 ____時 ____分 現在

地 域 名	被 災 状 況							活動状況(戸数)		
	最大断 水戸数	現在断 水戸数	現在の断水地区	施 設 箇 所	送水管 箇 所	配水管 箇 所	給水管 箇 所	完了	実施 中	未着手
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
地域										
計										

〔1－8－(7)〕

避難場所情報集計表（避難担当部門用）

____月 ____日 ____時 ____分 現在

地 域 名	避難場所数 (箇所)	収容人員 (人)	病人等要保護 者等 (人)	備 考
地域				
地域				
地域				
地域				
地域				
地域				
地域				
地域				
地域				
地域				
計				

各種被害報告一覧

(県関係機関への報告)

班(部)名	大別	報告名称	報告先	根拠法令等	報告時期	報告事項(概要)
防災危機管理班	総合	概況速報等	防災危機管理課	災害対策基本法	速報・確定	災害の状況・応急措置の概要
消防対策部	消防	火災等即報 救急即報	消防保安課	消防法	速報・詳報	火災等の概要・被害等 救急救助事故
防災危機管理班	一般り災	災害救助関係	厚政課	災害救助法	速報	人命、家屋
健康福祉対策部	福祉施設	社会福祉施設の被害		激甚災害援助法等に基づく通達	確定(発生の都度)	社会福祉施設災害復旧事業費
健康増進班	防疫	被害状況	健康増進課	感染症法	速報	家屋被害、発生患者
環境衛生班		防疫活動状況			日報	防疫活動、赤病患者
		災害防疫経費			速やかに	防疫活動に要する経費
		災害防疫完了			完了後1ヶ月以内	防災業務実施状況
上下水道対策部	環境衛生	水道関係	生活衛生課		通報	災害復旧経費等
環境衛生班	施設	環境衛生関係	生活衛生課		通報	災害復旧経費等
資源循環推進班	環境衛生	廃棄物関係	廃棄物・リサイクル対策課		速報	災害復旧経費等
ふるさと産業振興班	中小企業	中小企業関係	経営金融課	経済産業省 防災業務計画	通報・詳細	被害概要
農業振興班	農林	農地農業用施設被害	農村水産政策課	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報・概況・確定	農林業関係被害
農林整備班		海岸及び地すべり防止施設被害		農林施設暫定法 激甚災害援助法等	速報・7日以内	共同利用施設
水産港湾班		海岸及び地すべり防止施設被害		農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報・概況・確定	水産業関係被害
農林整備班	農林	農地農業用施設被害	農村整備課	農林施設暫定法	速報(速やかに)	農地、農業用施設
		海岸及び地すべり防止施設被害		公共土木国庫負担法		海岸、地すべり防止施設
農業振興班	農林	畜産関係被害	畜産振興課		速報・確定	家畜、畜産物、飼料作物、畜産共同利用施設、牧草地等
農林整備班	農林	林野関係(総括)	農林企画課	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報:発生後概ね2～3日ごと 概況:2週間以内 確定:災害終息後1か月以内	林地、施設、林産物 林産地、林業施設
		林産物、林産施設				
		造林地、苗畑	農林整備課	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報:発生後概ね2～3日ごと 概況:2週間以内 確定:災害終息後1か月以内	造林地、苗畑、作業路(道) 山地災害被害(崩壊等)
		山地被害		林野庁通達		
		林道施設被害		農林水産業被害報告とりまとめ要領		林道施設
		林地荒廃防止施設		公共土木国庫負担法	速やかに	林地荒廃防止施設関係
水産港湾班	漁港水産	災害速報	漁港漁場整備課	公共土木国庫負担法 農林水産業施設暫定法	速報・7日以内	漁港、海岸施設災害 漁業用、共同利用施設災害
都市計画班	公共土木	国土交通省所管公共土木施設	都市計画課	公共土木国庫負担法	速やかに	公園 下水道
都市計画班	都市	都市災害	都市計画課	局長通達	速やかに	街路、都市排水施設等(負担法に係るものを除く)、堆積土砂排除
道路管理班	公共土木	国土交通省所管公共土木施設	砂防課	公共土木国庫負担法	速やかに	河川、海岸、砂防設置、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、下水道
道路管理班	土砂災害	土砂災害による被害状況	砂防課	土砂災害による被害状況報告通達	速やかに	土石流災害 地すべり災害 急傾斜地崩壊による災害
道路管理班	土砂災害	土砂災害による被害状況				
道路管理班	土砂災害	土砂災害による被害状況				
道路管理班	土砂災害	土砂災害による被害状況				
水産港湾班	公共土木	湾岸災害	港湾課	公共土木国庫負担法	速報・7日以内	港湾・海岸被災概要 気象状況(風速、波高、降雨量潮位)
開発指導班	建築物	建築物滅失被害	建築指導課	建築基準法	月報	建築物
建築班	住宅	住宅被害	住宅課	局長通達	速報10日以内	住宅
教育施設管理班	文教	学校施設被害	教育庁 教育政策課	公立学校国庫負担法	速報・7日以内	幼、小、中学校施設被害

〔1－10〕
様式第1号

地震災害発生速報

地方本部

市

月 日 時 分受理 月 日 時 分報告		報告者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害発生場所 (発生地域)	①発生場所 _____ 地区 ②情報収集地区 _____ 地区 (住宅地図 ページ)				
3 被害程度	①周辺の街並み概況(激甚・かなりひどい・軽微) ②火災の発生状況(煙の立ち登り状況・発生方面等) ③住家の倒壊状況(全壊・半壊状況) ④死傷者の発生状況 ⑤道路通行の可否(車両使用の可否、損壊場所等) ⑥被災者の動向(冷静、茫然自失、避難行動活発等) ⑦電気、ガス、水道の状況				
4 災害に対する措置	①公共団体等がとっている措置 例 ○○地区住民に避難勧告発令・○○に応急救護所開設 ②市民等がとっている措置 ③応援要請必要の有無(必要な応援項目)				
5 その他必要事項	津波発生状況、崖崩れの危険性、護岸堤防決壊、ダム決壊の危険等家屋浸水状況				

(注)

- この様式は、個々の災害について発生の都度、発生後直ちに行う。
- 内容は簡潔に、収集した情報、判明した事実についてその都度直ちに報告する。
- 報告は、電話、防災無線(地上系・衛生系)等いずれか一番早い系統を使用する。

〔1－11〕
様式第2号

地震災害被害速報

地方本部 市町村				区 分		被 害		
災 害 者 報告番号		災害者 第 報 (月 日 時 分現在)		そ の 他	河 川	箇所		
					港 湾	箇所		
					砂 防	箇所		
					清 掃 施 設	箇所		
					崖 く ず れ	箇所		
					鉄 道 不 通	箇所		
					被 害 船 舶	隻		
					水 道	戸		
					電 話	回線		
					電 気	戸		
				ガ ス	戸			
				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
				り 災 世 帯 数	世帯			
				り 災 者 数	人			
				火災 建物	件			
				発生 危険物	件			
				その他	件			
				公 立 文 教 施 設	千円			
				農 林 水 産 業 施 設	千円			
				公 共 土 木 施 設	千円			
				そ の 他 の 公 共 施 設	千円			
				小 計	千円			
				公共施設被害市町村数	団体			
住 家 破 害	全 壊	棟		そ の 他	農 業 被 害	千円		
		世帯			林 業 被 害	千円		
	半 壊	棟			畜 産 被 害	千円		
		世帯			水 産 被 害	千円		
	一 部 破 損	棟			商 工 被 害	千円		
		世帯				千円		
	床 上 浸 水	棟			そ の 他			
		世帯			被 害 総 額	千円		
	床 下 浸 水	棟						
		世帯						
公 共 建 物		棟						
そ の 他		棟						
そ の 他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	文 教 施 設		箇所					
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋 り よ う		箇所					
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難の勧告・指示の状況 市町村数 地区数 人員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員出動延人員 名 イ 主な活動内容(使用した器財を含む。) 消防団員出動延人員 名 計 名								

[1-12]

様式第3号

地震災害確定報告

市 第 報 発信者名
町 最終報告 発信者名
村 報告 年 月 日 受信時間 時 分

- 1 災害の原因
- 2 災害発生日時 年 月 日 時 分
- 3 災害発生場所又は地域
- 4 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部又は水防本部の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災 害 対 策 本 部	日 時 分	日 時 分
水 防 本 部	日 時 分	日 時 分
準 備 体 制	日 時 分	日 時 分

(2) 避難の勧告、指示等の状況

対 象 地 域	避 難 場 所	避 難 者		日 時	
		世 帯	人 数	開 始	廃 止
				日 時 分	日 時 分

(注) 避難の状況(避難理由、被害の状況)

(3) 消防機関等の出動状況

区 分	地 域	目 的	日 時		出動人員等(延)	
			出 動	撤 収	人 員	車 両
消 防 職 員					人	台
消 防 団 員						

- (4) 応援要求の状況
- (5) 応急措置の概要
- (6) 救助活動の概要
- (7) その他の措置

5 被害状況

被 害 種 別			被 害 内 容			被害額 (千円)	備 考
人	死者	1			人		
	行方不明者	2			"		
	重傷者	3			"		
	軽傷者	4			"		
家 屋	住 家	全壊	5	むね	世帯	"	
		半壊	6	"	"	"	
		一部破損	7	"	"	"	
	家	床上浸水	8	"	"	"	
		床下浸水	9	"	"	"	
	非住家	全壊	10		むね		
		半壊	11		"		

被 害 種 別				被 害 内 容		被害額 (千円)	備 考
り 災 者			12	世帯 人			
農	耕	田	流失・埋没	13	か所	ha	
			冠 水	14	〃	〃	
		畑	流失・埋没	15	〃	〃	
			冠 水	16	〃	〃	
			海 岸	17	()	か所	堤防決壊箇所(内数)を記載
	地	た め 池	18	()	〃		
		頭 首 工	19		〃		
		橋 り よ う	20		〃	橋りょう流失箇所(内数)を記載	
		道 路	21	()	〃	道路決壊箇所(内数)を記載	
		水 路	22	()	〃	かんがい用水路堤防決壊箇所(内数)を記載	
		そ の 他	23		〃		
		計	24		〃		
		農 作 物	25		トン		
	その他農業用施設		26		か所		
林	林	山 地 崩 かい	27		〃		
		治 山 施 設	28		〃		
		林 道	29	()	〃	道路決壊箇所(内数)を記載	
		橋 り よ う	30	()	〃	橋りょう流失箇所(内数)を記載	
		そ の 他	31		か所		
	業	計	32		〃		
		畜 産	家 畜	33		匹	
			畜 産 施 設	34			
			そ の 他	35			
	計		36				
	農 林 計		37				
	水 産	水 産	38		か所		
施 設		39		〃			
漁 船		40		隻			
そ の 他		41					
水 産 計		42					
土 木		港 湾	43		か所		
	河 川	44	()	〃	堤防決壊箇所(内数)を記載		
	海 岸	45	()	〃	〃		
	砂 防	46		〃			
	道 路	47	()	〃	道路決壊箇所(内数)を記載		
	橋 り よ う	48	()	〃	橋りょう流失箇所(内数)を記載		
	その他	がけくずれ	49		〃		
		土 石 流	50		〃		

被 害 種 別			被 害 内 容	被害額 (千円)	備 品
商 工	土 木 計		51	か所	
	商 業	建 物	52	〃	
		設 備 等	53	〃	
	工 業	建 物	54	〃	
		設 備 等	55	〃	
	そ の 他	建 物	56	〃	
		設 備 等	57	〃	
	商 工 計		58	〃	
衛 生	上 水 道		59	か所	
	簡 易 水 道		60	〃	
	飲料水供給施設		61	〃	
	下 水 道		62	〃	
	廃棄物処理施設		63	〃	
	火 葬 場		64	〃	
	と 畜 場		65	〃	
	そ の 他		66	〃	
	衛 生 計		67	〃	
文 教	公 立	小 学 校	68	校	
		中 学 校	69	〃	
		高 等 学 校	70	〃	
		その他学校	71	〃	
	私 立	小 学 校	72	〃	
		中 学 校	73	〃	
		高 等 学 校	74	〃	
		その他学校	75	〃	
	その他教育施設		76	か所	
	文 化 財	文 化 財	77	件	
		施 設	78	か所	
	文 教 計		79	〃	
そ の 他	漁船以外の船舶		80	〃	
	鉄 道 不 通		81		
	通 信 施 設		82		
	電 気 施 設		83		
	そ の 他 計				
合 計					

[1-13]

被害状況報告(第 報)

年 月 日 時 分現在
(施設名)

1 人的被害等

被害種別	被害内訳(人)				備考
	園児・児童・生徒	教職員	その他一般	計	
死者					
行方不明者					
重傷者					
軽傷者					
計					
帰宅出来ない人数 (保護者へ引渡出来ない者)	(在校生)				

2 施設及び設備等被害

名称及び被害場所	被害額(千円)	被害状況及び復旧見込み時期

注)施設区分ごとに記入のこと。

県立学校については実習産物等の被害についても計上すること。

3 教科書等の文房具被害

区分	児童生徒数	備考
計		

注)区分には学校種別、備考には被害を受けた文房具等の種類を記入。

4 その他

学校名	食料	飲料水	寝具の確保状況
	日分	リットル	

注)提出先 県立学校…………… 県教育庁学校運営・施設整備室
市町教育委員会…………… //

公立大学法人山口県立大学及び私立学校…………… 県総務部学事文書課

〔2－1〕

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放 送 事 項	
放 送 日 時	(月 日 随時 即時)
系 統	(県下一円) (〇〇地区を主体) (テレビ・ラジオ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

山口県知事

様

山口市長

印

〔2－2〕

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(〇〇時、〇〇時) (回)
系 統	
放 送 事 項	
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

山口県知事

様

山口市長

印

※ 別紙1、2ともA4版とする。

自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣について(要請)

自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況(特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容(遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等)
- 4 その他参考となるべき事項
集結地、ヘリポートの状況等

〔2－4〕

自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請 に つ い て

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急作業も概ね終了しましたから、下記のとおり、自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 撤収作業内容

3 その他

避難者名簿

[illegible]

連番: FAX処置: エクセル集計: 集システム:

[illegible]

〔3－2〕

標準トリアージ・タグ

現在、医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等でそれぞれ異なった様式、形式のトリアージ・タグが使用されているところであるが、複数の機関が参集する大規模災害時における医療活動の混乱を避けるため、トリアージ・タグの標準を下記のとおりとする。

記

1 タグの形状及び寸法

23. 2cm(縦)×11cm(横)とする。

2 タグの紙質

水に濡れても字がかけるとし、丈夫なものとし、本体はやや厚手のもので、複写用紙は本体より薄手のものとする。

3 タグ用紙の枚数

3枚とし、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。

4 タグの形式

モギリ式とし、モギリの幅は1. 8cmとする。

5 タグに用いる色の区分

- ・軽処置群を緑色(Ⅲ)
- ・緊急治療群を黄色(Ⅱ)
- ・再優先治療群を赤色(Ⅰ)
- ・死亡及び不処置群を黒色(0)

モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色で両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様は絵柄は記載しない。

6 傷病者の同定及び担当機関の同定等に関わる記載内容

- (1) 傷病者の同定の項目については、「氏名」、「年齢」、「性別」、「住所」、「電話」とし、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。
- (2) 担当機関の同定等の項目については、「(タグの)No.」、「トリアージ実施者氏名」、「搬送機関名」、「収容医療機関名」とする。
- (3) 3枚目の「収容医療機関用」の裏面の上部には「特記事項」の記入できるスペースを設けることが望ましい。

7 タグ制作主体の裁量部分

地域において想定される災害の頻度や種類が異なることや、医療機関で独自に作成する場合には簡易カルテとしても利用することが可能なよう、当該等部分については、タグ制作主体の裁量により作成するものとする。

具体的な項目例として、(イ)傷病者のバイタルサイン、人体図等の当該傷病者の傷病状況に関する事項、(ロ)タグ制作主体の名称、マーク等が考えられる。

〔例1〕

(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 O I II III	
トリアージ実施機関		医 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷疾名			
特記事項			

11.0

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

三枚目

3枚目・表面 (収容医療機関用)

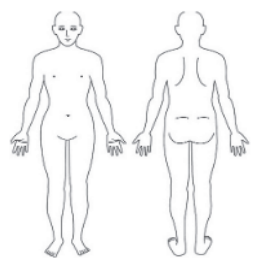
(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 O I II III	
トリアージ実施機関		医 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷疾名			
特記事項			

11.0

3枚目・裏面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

特記事項

0
I
II
III

11.0

← 黒色 →

← 赤色 →

← 黄色 →

← 緑色 →

〔例2〕

(紐穴の直径は3mm)

トリアージ・タッグ			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
バイ タル サイン	意識	清明 覚醒している 刺激で覚醒する 刺激しても覚醒しない	
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸	
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分		O I II III	

mal

11.0

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

三枚目

3枚目・表面 (収容医療機関用)

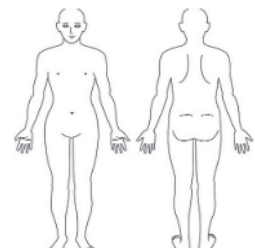
(紐穴の直径は3mm)

トリアージ・タッグ			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
バイ タル サイン	意識	清明 覚醒している 刺激で覚醒する 刺激しても覚醒しない	
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸	
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分		O I II III	
O		1.8	
I		1.8	
II		1.8	
III		1.8	

11.0

3枚目・裏面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

トリアージ・タッグ	
特記事項 (搬送・治療上に留意すべき事項)	
	
← 黒色 →	O
← 赤色 →	I
← 黄色 →	II
← 緑色 →	III

11.0

〔3-3〕

行方不明者等受付簿

受理日時	年	月	日	午前・後	時	分
受理者	受理番号		クロノロジー			
行方不明者						
住所						
フリガナ	男		フリガナ			
氏名	女		異名			
生年月日	年	月	日生		歳	
職業						
電話番号	携帯電話		—		—	
最終確認日時						
最終確認場所						
被災予想場所	自宅	勤務先	学校	その他		
行方不明となった状況						
身長	CM	体格	肥満・小肥・中肉・やせ・不明		体重	kg
血液型	A・B・AB・O		眼鏡 有・無・不明			
髪色						
服装	上衣	下衣		靴		
その他						
写真提供 可・不可		公表同意確認		可・不可	意向確認書 済	
届出人						
住所						
フリガナ	男		職業			
氏名	女		関係性			
電話	携帯電話		—		—	
発見状況	生存確認		死亡確認			
発見日時	年	月	日			
発見場所						

〔3－4〕

遺 体 調 書

		番 号					
捜 索 収 容 者	氏 名 [所 属]						
遺 体 の 種 別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他						
遺 体 発 見 日 時	年 月 日 時 分						
遺 体 発 見 場 所							
遺 体 の 身 元	本 籍						
	現 住 所						
	氏 名		身元不明者 の 符 号		性 別	男 ・ 女	年 齢
	識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)						
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現 住 所	(電話)					
	氏 名	(死者との続柄)					
	遺 体 の 引 受 け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
	遺 骨 の 受 取 り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
	身 分 日 時 (検視)	見 分 月 日 時 分 者 (検視)					
検 案 日 時	月 日 時 分 (検案医師)						
火 葬 許 可 証 交 付 日	年 月 日		(遺体発見現場の外略図)				
火 葬 日	年 月 日						
(所持品の処理)							
(備考)							

※ 写真は裏面に張りつけてください。

埋 火 葬 台 帳									
死 亡 年月日	埋火葬 年月日	死 亡 者		埋火葬を行った者		棺(付属品を含む)	埋 火 葬 費		備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名		埋 火 葬 又は 火 葬 料	骨 箱	
						円	円	円	
計		人							

(注)

- 1 埋火葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 棺、骨箱を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋火葬を行った者に埋火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考欄」に記入すること。

〔3－6〕

緊 急 通 行 車 両 確 認 標 章

15	登録(車両)番号 緊 急 有効期限 年 月 日
	21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

〔3－7〕

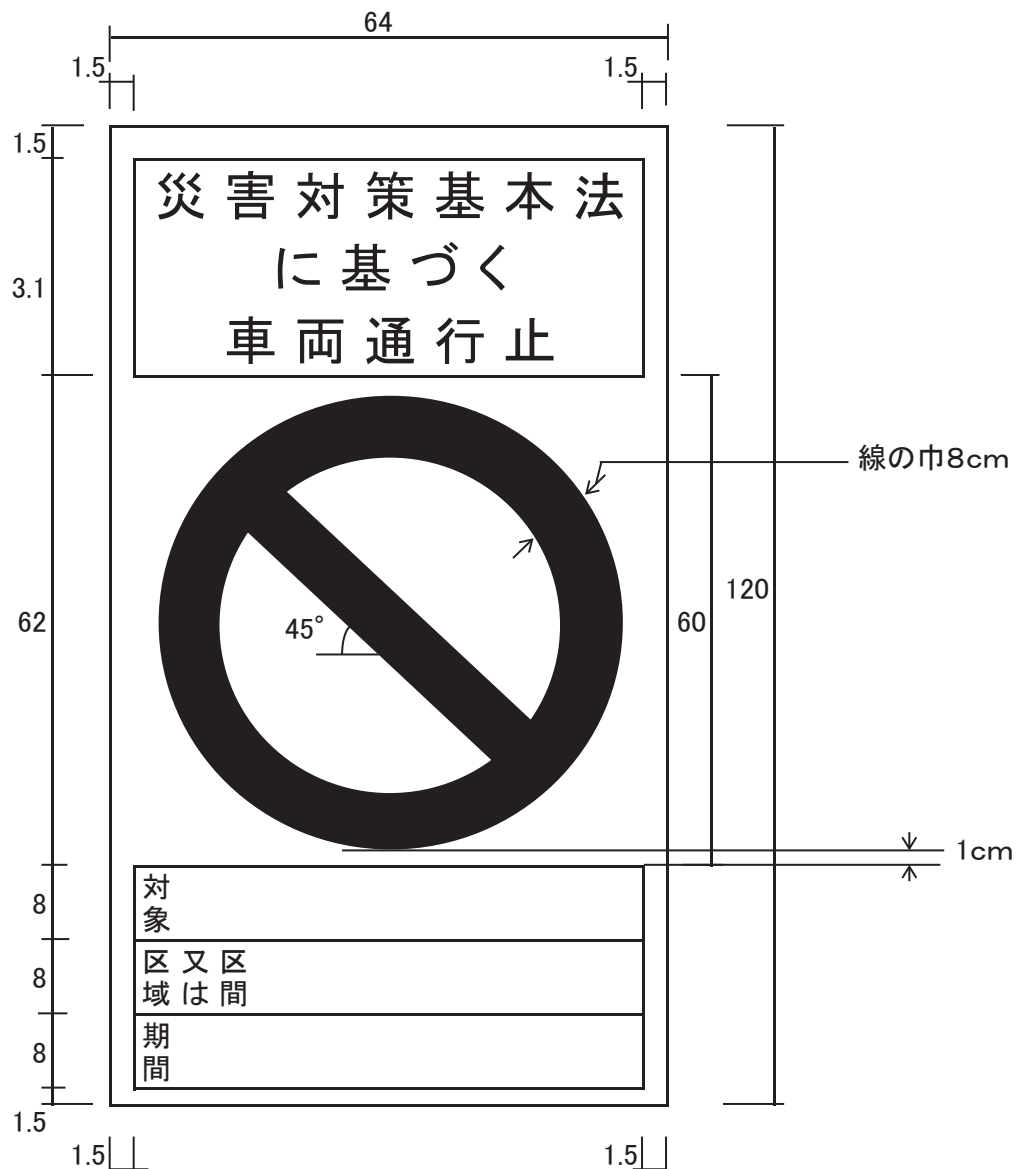
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

第 号 年 月 日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあって は、輸送人員又は品名)	
活 動 地 域	
車両の 使用者	住 所 () 局 番 氏名又は名称

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

〔3－8〕

車 両 通 行 止 め 標 識



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

措置命令（措置）通知書

第 年 月 日

警察署長様

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する(第1項の規定・第2項の規定)により(措置命令・措置)を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

所 属 氏 名

日時	年 月 日 午前・午後 時 分		(措置命令・措置) の内容	
場所				
(措置命令・措置) を行った者	所 属		(措置命令・措置) を行った場所の 前後の状況	
	官職、氏名			
措置命令を 受けた者	住 所		(措置命令・措置) を行った場所の 前後の状況	
	氏 名			
	番号標に表示 されている番号			
措置に係る 物件の 占有者 所有者 管理者	住 所		備 考	
	氏 名			
	番号標に表示 されている番号			

注 1 「(措置命令・措置)の内容」欄は、破壊を行った場合に、破壊の有無及び破壊状況について記入すること。

2 破壊を行った場合には、前後の状況を撮影した写真を添付すること。

3 所定の欄に記入できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

り 災 者 台 帳

番号	世帯主名又は事業主名 り 災 場 所	り 災 の 状 況 (原因、人的・物的被害の状況等)	り 災 証 明
	氏名	原 因： 1 地震・津波 2 風水害 3 その他 () 4 不明	発行年月日
	山口市	人的被害： 1 死亡 () 2 行方不明 () 3 重傷 () 4 軽 傷 ()	第 号
	り災年月日 . . . 調査実施年月日 . . . 調査担当者 _____	建物被害： 種類： 1 住家 2 事務所 3 事業所 4 倉庫 5 工場 6 その他 () 被害： 1 全壊(焼) 2 流出 3 半壊(焼) 4 床上浸水 5 床下浸水 6 一部損壊	住 宅 地 図 頁
	氏名	原 因： 2 地震・津波 2 風水害 3 その他 () 4 不明	P
	山口市	人的被害： 2 死亡 () 2 行方不明 () 4 重傷 () 4 軽 傷 ()	第 号
	り災年月日 . . . 調査実施年月日 . . . 調査担当者 _____	建物被害： 種類： 2 住家 2 事務所 3 事業所 4 倉庫 5 工場 6 その他 () 被害： 2 全壊(焼) 2 流出 3 半壊(焼) 4 床上浸水 5 床下浸水 7 一部損壊	住 宅 地 図 頁
	氏名	原 因： 3 地震・津波 2 風水害 3 その他 () 4 不明	P
	山口市	人的被害： 3 死亡 () 2 行方不明 () 5 重傷 () 4 軽 傷 ()	第 号
	り災年月日 . . . 調査実施年月日 . . . 調査担当者 _____	建物被害： 種類： 3 住家 2 事務所 3 事業所 4 倉庫 5 工場 6 その他 () 被害： 3 全壊(焼) 2 流出 3 半壊(焼) 4 床上浸水 5 床下浸水 8 一部損壊	住 宅 地 図 頁
	氏名		P

罹 災 証 明 申 請 書

山 口 市 長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口 に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との続柄:

被災住家※の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	備考
		世帯主	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

罹災原因	

被災住家※の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害(□床上 □床下) ☐ その他被害(以下に記入) ()

写真による 被害区分の 判定	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
	・申請者の合意に基づく自己判定方式による「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定を行う場合、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。 ・添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 ・写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

住家以外の 被害	

[5-1]

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 ¥ _____

品 名	数 量	

以上のとおり受領致しました。

ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

山口市災害対策本部長

山口市長

印

[5-2]

義 援 金 品 受 付 簿

[illegible]

[5-3]

義 援 金 品 配 分 簿

[illegible]